

法テラス白書

平成23年度版

法テラス白書

平成23年度版

日本司法支援センター（法テラス）編著



日本司法支援センター（法テラス）編著





法テラス白書

平成23年度版

日本司法支援センター 編著

法テラス白書（平成23年度版）の発刊に寄せて

日ごろより日本司法支援センター（法テラス）の事業に多大なるご理解及びご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。この度、「法テラス白書」の平成23年度版（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで。）を作成いたしましたので、お届けいたします。

昨年度は、「法テラス統計年報」平成22年度版をお届けいたしましたが、従来の「法テラス白書」の形式のほうが、「解説が掲載されており、分かりやすかった」、「図表やレイアウトなど視覚的に訴えてくるものがあり、見やすかった」等のご意見をいただきました。そこで、平成23年度版につきましては、従来の白書の形式に戻し、できるだけ分かりやすく、資料等を読み解くことができ、法テラスの5つの業務や活動実態をご理解いただけるものとなることを心がけて作成いたしました。

また、平成23年度版におきましては、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災に対する法テラスの対応を特集として取り上げました。

東北地方を中心に甚大なる被害をもたらしたこの震災に、法テラスは、民事法律扶助相談による避難所等での巡回法律相談強化、各士業団体との共催による電話法律相談実施、被災地出張所の開設、震災法テラスダイヤルの開設、そして、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の成立に伴う対応等、まさに組織として総力を挙げて取り組んでおります。

法テラスの、このような被災者に寄り添う取組みが、国民の皆様のお役にたつという法テラスの理念をお示しできたものであったと自負しております。さらに、被災者支援は、今後も法テラスとして注力していくところですが、この白書において、これらの事業を現時点で小括し、これからあるべき姿を見据えるための論点を提示することは、法テラスの将来の施策を考える上で有益であると同時に、国民の司法アクセスのさらなる充実に資するものと存じます。

この「法テラス白書」をご一読いただくことで、関係機関をはじめとして広く国民の皆様に、来年4月10日をもって設立7年目に入る法テラスを、より深く知っていただければ幸いです。併せて、今後とも、法テラスに対する一層のご理解及びご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年12月26日

日本司法支援センター

理事長 梶 谷 剛

目 次

■ はじめに

(1) 法テラスの設立について	vi
(2) 法テラスの組織について	vi
(3) 法テラスの行う業務について	vii
(4) 法テラスの事務所について	viii
(5) 法テラスの予算・決算の概要	x

■ おもな業務の概況

特集. 東日本大震災における法テラスの被災者支援	1
特1 はじめに	2
法テラスの取組 時系列表	2
特2 情報提供業務	3
特3 民事法律扶助業務	6
特4 被災地出張所	12
特5 東日本大震災被災者援助特例法	16
特6 座談会 被災者と司法の架け橋として～被災地出張所の挑戦	21
1. 情報提供業務	25
1-1 情報提供業務の概要	26
1-2 情報提供業務の問合せ件数	27
(1) サポートダイヤル	27
(2) 地方事務所	29
1-3 情報提供業務の問合せの傾向	30
(1) サポートダイヤル	30
(2) 地方事務所	33
1-4 情報提供業務の認知媒体（サポートダイヤル、地方事務所）	34
1-5 情報提供業務の利用者の地域分布	37
(1) サポートダイヤル	37
(2) 地方事務所	38
2. 民事法律扶助業務	39
2-1 民事法律扶助業務の概要	40
2-2 民事法律扶助業務の状況	41
2-3 契約弁護士・司法書士数の推移	42
2-4 代理援助・書類作成援助を受けた人の属性	43
2-5 法律相談援助の状況	45
2-6 法律相談費の推移	45
2-7 代理援助の状況	46
2-8 書類作成援助の状況	48
2-9 立替金の償還	49
2-10 不服申立と再審査（結果別内訳）	50
2-11 紹介機関	50
3. 国選弁護等関連業務	73
3-1 国選弁護関連業務	74
(1) 国選弁護関連業務の概要	74
(2) 国選弁護制度	74
(3) 弁護士との国選弁護人契約の締結	76
(4) 国選弁護人候補の指名通知	77
(5) 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定	79
3-2 国選付添関連業務	81

4. 常勤弁護士に関する業務	85
4-1 常勤弁護士に関する業務の概要	86
(1) 常勤弁護士とは	86
(2) 司法過疎対策業務	86
4-2 常勤弁護士の配置	86
(1) 常勤弁護士の配置	86
(2) 司法修習直後の者からの常勤弁護士の採用	88
(3) 法テラス法律事務所への配置	88
4-3 常勤弁護士の確保業務	89
4-4 司法過疎対策業務	90
(1) 司法過疎地域事務所の設置	90
(2) 司法過疎地への巡回	91
4-5 常勤弁護士の活動のための環境整備	92
(1) 常勤弁護士に対する実務研修	92
(2) その他の環境整備	98
5. 犯罪被害者支援業務	99
5-1 犯罪被害者支援業務	100
(1) 犯罪被害者支援業務等の概要	100
(2) サポートダイヤル（犯罪被害者支援ダイヤル）	101
(3) 地方事務所	104
5-2 被害者国選弁護関連業務	108
(1) 被害者参加制度等の概要	108
(2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況	109
6. 受託業務	111
6-1 受託業務の概要	112
(1) 中国・サハラ以南の国に残留日本人国籍取得支援委託業務	112
(2) 日本弁護士連合会委託援助業務	112
7. その他	117
7-1 組織	118
(1) 本部と地方事務所の組織	118
(2) 事務所	119
(3) 根拠法	121
(4) 主務大臣	121
(5) 資本金	121
(6) 役員の状況	121
(7) 職員の状況	121
7-2 法テラスの認知状況	122
(1) 認知度の推移	122
(2) 性・年齢別認知度	123
(3) 認知者の認知経路	124
7-3 法テラスに寄せられた皆さまからの声	125
7-4 審査委員会	132
(1) 審査委員会とは	132
(2) 審査委員会の審議事項	133
7-5 顧問会議	134
(1) 設立の趣旨	134
(2) 顧問会議メンバー	134
(3) 顧問会議の開催状況	134
7-6 地方協議会	135
(1) 設立の趣旨	135
(2) 平成23年度地方協議会開催一覧	135

資料目次

特集 東日本大震災における法テラスの被災者支援	1
資料 特2-1 弁護士会等との共催電話相談窓口の件数と内訳	4
資料 特2-2 サポートダイヤルに寄せられた震災に関する問合せ件数と内訳	5
資料 特2-3 震災法テラスダイヤル問合せ件数及び内訳	5
資料 特3-1 巡回・出張法律相談実施場所一覧（全447か所）	7
資料 特3-2 平成23年度東日本大震災関係法律相談援助・代理援助・書類作成援助件数	11
資料 特3-3 平成23年度東日本大震災関係法律相談援助内訳	11
資料 特3-4 平成23年度東日本大震災関係代理援助内訳	11
資料 特4-1 法テラス被災地出張所設置地域	13
資料 特4-2 被災地出張所所在自治体の被災状況	13
資料 特4-3 被災地出張所よろず相談件数及び内訳 法テラス南三陸	14
資料 特4-4 被災地出張所よろず相談件数及び内訳 法テラス山元	14
資料 特4-5 被災地出張所よろず相談件数及び内訳 法テラス東松島	14
資料 特4-6 被災地出張所よろず相談件数及び内訳 法テラス大槌	14
資料 特4-7 被災地出張所法律相談件数及び内訳 法テラス南三陸	15
資料 特4-8 被災地出張所法律相談件数及び内訳 法テラス山元	15
資料 特4-9 被災地出張所法律相談件数及び内訳 法テラス東松島	15
資料 特4-10 被災地出張所法律相談件数及び内訳 法テラス大槌	15
資料 特5-1 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律	17
資料 特5-2 東日本大震災法律援助事業と民事法律扶助業務の比較	19
資料 特5-3 震災法律相談援助・震災代理援助・震災書類作成援助	20
資料 特5-4 震災法律相談援助内訳	20
資料 特5-5 震災代理援助内訳	20
1. 情報提供業務	25
資料 1-1 情報提供業務の流れ	26
資料 1-2 平成19年度～23年度サポートダイヤル問合せ件数の推移	27
資料 1-3 平成19年度～23年度サポートダイヤル問合せ件数	28
資料 1-4 平成23年度サポートダイヤル時間帯・曜日別受電件数	29
資料 1-5 平成20年度～23年度地方事務所問合せ件数の推移	29
資料 1-6-1 平成19年度問合せ分野別内訳	30
資料 1-6-2 平成20年度問合せ分野別内訳	30
資料 1-6-3 平成21年度問合せ分野別内訳	30
資料 1-6-4 平成22年度問合せ分野別内訳	30
資料 1-6-5 平成23年度問合せ分野別内訳	31
資料 1-7 平成23年度サポートダイヤル利用者男女比	31
資料 1-8 平成23年度サポートダイヤルにおける問合せ分野別男女比（上位30分野）	32
資料 1-9-1 平成22年度地方事務所問合せ分野別内訳	33
資料 1-9-2 平成23年度地方事務所問合せ分野別内訳	33
資料 1-10 平成23年度地方事務所利用者男女比	33
資料 1-11 平成23年度サポートダイヤル認知媒体別内訳	34
資料 1-12 平成23年度地方事務所認知媒体別内訳	35
資料 1-13 平成23年度サポートダイヤル認知媒体別男女比	36
資料 1-14 平成23年度都道府県別サポートダイヤル問合せ件数	37
資料 1-15 平成23年度人口1万人あたりサポートダイヤル問合せ件数（都道府県別）	37
資料 1-16 平成23年度地方事務所ごとの問合せ件数（電話・面談の合計数）	38
資料 1-17 平成23年度人口1万人あたり都道府県別問合せ件数（電話・面談の合計数）	38
2. 民事法律扶助業務	39
資料 2-1 法律相談援助実施件数の推移	41

資料 2-2	援助開始決定件数の推移	41
資料 2-3	最近5年間の援助開始決定件数の推移	42
資料 2-4	契約弁護士数の推移	42
資料 2-5	契約司法書士数の推移	42
資料 2-6	平成23年度に代理援助・書類作成援助を受けた人の性別、年代	43
資料 2-7	平成23年度に代理援助・書類作成援助を受けた人の収入（月額）	44
資料 2-8	平成23年度に代理援助・書類作成援助を受けた人の公的給付	44
資料 2-9	平成23年度に代理援助・書類作成援助を受けた人の職業	44
資料 2-10	法律相談援助の事件別内訳	45
資料 2-11	法律相談費の推移	45
資料 2-12	平成23年度代理援助の事件別内訳	46
資料 2-13	代理援助立替金実績の推移	46
資料 2-14	平成23年度代理援助の結果別内訳	47
資料 2-15	平成23年度書類作成援助事件の事件別内訳	48
資料 2-16	書類作成援助立替金実績の推移	48
資料 2-17	立替金償還実績の推移	49
資料 2-18	立替金償還免除実績の推移	49
資料 2-19	不服申立と再審査件数の推移	50
資料 2-20	平成23年度に援助を受けた人の紹介機関	50
付表 2-1	平成19年度援助申込状況	51
	平成20年度援助申込状況	52
	平成21年度援助申込状況	53
	平成22年度援助申込状況	54
	平成23年度援助申込状況	55
付表 2-2	平成19年度援助決定件数等状況	56
	平成20年度援助決定件数等状況	57
	平成21年度援助決定件数等状況	58
	平成22年度援助決定件数等状況	59
	平成23年度援助決定件数等状況	60
付表 2-3	最近5年間の援助決定件数の推移	61
付表 2-4	契約弁護士・契約弁護士法人数の推移	62
付表 2-5	契約司法書士・契約司法書士法人数の推移	63
付表 2-6	平成23年度法律相談援助事件の事件別内訳	64
付表 2-7	法律相談費の推移	65
付表 2-8	平成23年度代理援助事件の事件別内訳	66
付表 2-9	代理援助立替金実績の推移	67
付表 2-10	平成23年度代理援助事件の結果別内訳	68
付表 2-11	平成23年度書類作成援助事件の事件別内訳	69
付表 2-12	書類作成援助立替金実績の推移	70
付表 2-13	平成23年度 不服申立と再審査（結果別内訳）	71
付表 2-14	平成23年度に援助を受けた人の紹介機関	72

3. 国選弁護等関連業務

資料 3-1	国選弁護関連業務の概要	74
資料 3-2	通常第一審事件のうち国選弁護人の付された被告人	75
資料 3-3	刑事事件の流れと国選弁護制度	75
資料 3-4	被疑者国選弁護事件の対象範囲	76
資料 3-5	国選弁護人契約弁護士 契約数・契約率の推移	77
資料 3-6	被疑者国選弁護事件 受理件数	78
資料 3-7	被告人国選弁護事件 受理件数	78
資料 3-8	被疑者国選弁護の基礎報酬及び多数回接見加算報酬	79
資料 3-9	被告人国選弁護事件（裁判員以外）の基礎報酬	80
資料 3-10	裁判員裁判事件の基礎報酬	80

資料 3-1-1	被告人国選弁護事件の公判加算報酬	80
資料 3-1-2	少年事件の流れと国選付添制度	81
付表 3-1	国選弁護人契約弁護士 契約数・契約率の推移（地方事務所別）	82
付表 3-2	国選弁護事件受理件数（地方事務所・支部別）	83
付表 3-3	国選付添人契約弁護士 契約数の推移（地方事務所別）	84
付表 3-4	国選付添事件受理件数（地方事務所・支部別）	84
4.	常勤弁護士に関する業務	85
資料 4-1	常勤弁護士配置先一覧（平成24年3月31日現在）	87
資料 4-2	常勤弁護士の配置数の推移	88
資料 4-3	司法過疎地域事務所の設置数の推移	90
資料 4-4	常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況	91
資料 4-5	常勤弁護士・内定者に対する本部実務研修実施状況	93
5.	犯罪被害者支援業務	99
資料 5-1	犯罪被害者支援業務の概要	100
資料 5-2	弁護士費用等に関する援助制度	100
資料 5-3	犯罪被害者支援ダイヤルと地方事務所における問合せ件数（月別）	101
資料 5-4	犯罪被害者支援ダイヤルと地方事務所における問合せ件数の推移	102
資料 5-5	犯罪被害者支援ダイヤルで対応した問合せ内訳（平成23年度）	102
資料 5-6	犯罪被害者支援ダイヤルで対応した問合せに対する紹介先（平成23年度）	103
資料 5-7	犯罪被害者支援ダイヤルの認知媒体（平成23年度）	104
資料 5-8	地方事務所対応した問合せ内訳（平成23年度）	105
資料 5-9	地方事務所対応した問合せに対する紹介先（平成23年度）	105
資料 5-10	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移	106
資料 5-11	被害者参加弁護士契約弁護士数の推移	106
資料 5-12	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数（年度別及び月平均件数）	107
資料 5-13	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介案件の被害種別内訳 （平成23年度）	107
資料 5-14	国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ	108
資料 5-15	被害者参加弁護士契約弁護士数の推移	109
資料 5-16	選定請求件数及び罪名内訳	110
資料 5-17	通常第一審事件のうち被害者参加の申出のあった件数と国選弁護士への委託 人員数（司法統計による）	110
6.	受託業務	111
資料 6-1	日本弁護士連合会委託援助業務の対象者及び援助内容一覧	113
資料 6-2	平成23年度各地方事務所申込受理件数 （平成23年4月1日～平成24年3月31日）	115
資料 6-3	年度別事業種別申込受理件数	116
資料 6-4	年度別事業種別受託業務費用	116
7.	その他	117
資料 7-1-1	本部及び地方事務所組織図	118
資料 7-1-2	法テラス全国事務所所在地	119
資料 7-2-1	法テラスの認知度（全体）	122
資料 7-2-2	認知者の性・年齢別認知度	123
資料 7-2-3	認知者の認知経路	124
資料 7-3-1	苦情等受付件数推移	125
資料 7-3-2	苦情等取扱結果	126
資料 7-3-3	年度ごとの苦情等受付件数の推移	127
資料 7-4-1	日本司法支援センター審査委員会委員名簿	132
資料 7-4-2	審査委員会議決の内訳	133

■ はじめに

(1) 法テラスの設立について

日本司法支援センター（愛称：法テラス。以下「法テラス」という。）は、司法制度改革において制定された総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づいて、平成18年4月10日に設立された。

日本の社会は、事前の規制や指導を通じて個人や企業の活動を調整する「事前規制型」社会から、国民ひとりひとりが自らの責任で自由に行動することを基本とし、さまざまな紛争についても、社会のルールである法律を主体的に利用することで解決を図る「事後救済型」社会へと変わりつつある。法テラスは、こうした社会の変化に伴って「法による紛争の解決」が一層重要になることから、民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現することを目指して設立されたものである。

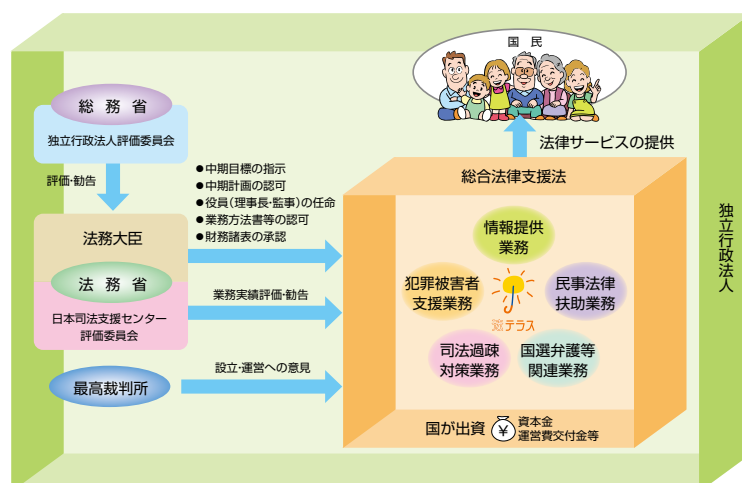
設立後約半年の準備期間において、全国に事務所を配置して人的・物的体制を整えるとともに、業務の骨格となる業務方法書等の規程類を整備し、平成18年10月2日から全国各地の事務所とコールセンターで業務を開始し、現在に至っている。

(2) 法テラスの組織について

法テラスは、政府全額出資により設立された公的な法人であり、公正中立で透明性の高い運営が求められるため、組織形態としては独立行政法人に準じた枠組みで作られている。独立行政法人とは、国民生活に欠かせない公共的な事業のうち、国が直接実施する必要はないが、民間に委ねると実施されないおそれがあるものを効率的・効果的に実施するため、独立行政法人通則法及び各独立行政法人の個別法に基づいて設立される法人をいう。

法テラスは法務省の所管法人であるが、その業務が司法と密接に関わり、最高裁判所が設立や運営に関与する仕組みを採用しており、独立行政法人そのものではないため、名称中に「独立行政法人」という文字が用いられていない。

業務の運営に関しては、主務大臣である法務大臣から中期目標を指示され、これを達成するための中期計画を策定したうえで、それを達成すべく法テラスがサービスの質の向上や効率性に努めながら自律的に業務を運営し、その結果については、第三者機関である評価委員会から毎年業務実績評価を受けることが総合法律支援法で義務付けられている。



愛称：法テラスの由来について

利用者である国民にとって覚えやすく、親しみを感じていただけるよう、設立前年の平成17年9月、愛称及びロゴを「 法テラス」と決定し、発表した。

「法テラス」には、法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやとした心に光を「照らす」という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」のような場でありたいという意味が込められている。

(3) 法テラスの行う業務について

法テラスの行う主な業務は、総合法律支援法第30条において次のように規定されている。

①本来業務（総合法律支援法第30条第1項）

ア 情報提供業務【25ページ：1. 情報提供業務 参照】

法的トラブルの解決に役立つ法制度や、適切な相談機関・団体等に関する情報を収集・整理し、電話、面談、電子メール等による問合せに対して提供する業務。

イ 民事法律扶助業務【39ページ：2. 民事法律扶助業務 参照】

経済的に余裕のない方に対し、無料法律相談や民事裁判手続等にかかる必要な弁護士・司法書士費用等の立替えを行う業務。

ウ 国選弁護関連業務【73ページ：3. 国選弁護関連業務 参照】

貧困等の理由で自分では弁護士を頼めない被疑者・被告人のため、裁判所等からの求めに応じて国選弁護人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補の指名及び裁判所等への通知を行い、国選弁護人に対する報酬・費用の算定及び支払などを行う業務。

エ 司法過疎対策業務【85ページ：4. 常勤弁護士に関する業務 参照】

身近に弁護士や司法書士がいないなど、法律サービスへのアクセスが容易でない地域に法律事務所を設置し、法テラスに勤務する常勤弁護士を常駐・巡回させ、有償での法律サービスを含む、法律サービス全般の提供を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務【99ページ：5. 犯罪被害者支援業務 参照】

犯罪の被害にあわれた方やそのご家族の方などに対し、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための制度に関する情報を提供するとともに、適切な相談窓口の紹介や関係機関・団体への取次ぎを行う業務。また、刑事裁判に参加する犯罪被害者等のため、裁判所に対し国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、報酬・費用の算定及び支払などを行う。

②受託業務（総合法律支援法第30条第2項）

【111ページ：6. 受託業務 参照】

国、地方公共団体、公益法人等の委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

なお、平成24年3月23日に成立した「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」が同年4月1日に施行されたことにより、法テラスは、平成24年度からは、総合法律支援法第30条に規定する業務のほか、東日本大震災法律援助事業を行うこととなった。

（4）法テラスの事務所について

法テラスは、本部（東京）のほか、全国105か所に事務所を設置している（平成24年3月31日現在）。事務所の種類には、①地方事務所、②支部、③出張所、④地域事務所の4つがあり、それぞれの設置の目的により、扱う業務の範囲が異なる。

①地方事務所

地方裁判所の本庁所在地と同じ全国50か所（県庁所在地47か所と、北海道は札幌以外に3か所（函館・旭川・釧路））に設置。当該都道府県内の支部・出張所・地域事務所を管轄する役割を持つ。他の事務所と区別するため、本所（ほんしょ）と呼ぶこともある。法テラスが行うすべての業務を行う。

②支部

人口や裁判事件数が多い都市など、本所だけではカバーしきれない地域の事件を管轄するため、全国11か所に設置。法テラスが行う5つの本来業務を行う。

③出張所

東京に4か所（新宿、上野、池袋、八王子）、大阪に1か所（堺）、宮城に3か所（南三陸、山元、東松島）、岩手に1か所（大槌）設置。民事法律扶助業務を中心に、情報提供業務も行う。

④地域事務所

弁護士・司法書士为数が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置する。平成24年3月31日現在35か所あり、法テラスに勤務する常勤弁護士が常駐する。

地域事務所にはさらに2つの種類がある。

1つは、司法過疎地域と呼ばれる弁護士へのアクセスが困難な場所に設置する事務所で、一般の開業弁護士と同様の有償による法律相談や事件の受任を含む、法律サービス全般の提供を行う（現在31か所）。もう1つは、司法過疎地域ではないものの、民事法律扶助事件や被疑者・被告人の国選弁護事件、国選被害者参加事件を取り扱う弁護士の数少ない地域で、おもにこれらの事件を扱うために設置する事務所である（現在4か所）。

事務所の種類	① 地方事務所 (本所)	② 支部	③ 出張所	④ 地域事務所	
				司法過疎地域事務所	扶助・国選 地域事務所
正式名称	日本司法支援センター〇〇地方事務所	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△支部	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△出張所	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△地域事務所	
愛称	法テラス〇〇 例:法テラス東京	法テラス△△ 例:法テラス多摩	法テラス△△ 例:法テラス新宿	法テラス△△ 例:法テラス佐渡	
扱う業務	法テラスが行うすべての業務	法テラスが行う5つの本来業務	民事法律扶助業務等	法律サービス全般(有償による法律相談・事件の受任も含む)	民事法律扶助、国選弁護等関連業務
設置場所	全国に50か所 都道府県庁所在地(47か所)のほか、北海道に3か所(函館、旭川、釧路)	全国に11か所 多摩(東京立川)、川崎・小田原(神奈川)、川越(埼玉)、松戸(千葉)、沼津・浜松(静岡)、三河(愛知)、阪神・姫路(兵庫)、北九州(福岡)	東京に4か所 大阪に1か所 宮城に3か所(震災対応) 岩手に1か所(震災対応) 新宿・上野・池袋・八王子(東京)、堺(大阪)、南三陸・山元・東松島(宮城)、大槌(岩手)	31か所 江差(函館)、八戸・むつ(青森)、宮古(岩手)、会津若松(福島)、秩父(埼玉)、牛久(茨城)、下田(静岡)、佐渡(新潟)、可児・中津川(岐阜)、魚津(富山)、福知山(京都)、南和(奈良)、倉吉(鳥取)、浜田・西郷(島根)、須崎・安芸・中村(高知)、杵崎・五島・対馬・平戸・雲仙(長崎)、鹿屋・指宿・奄美(鹿児島)、延岡(宮崎)、高森(熊本)、宮古島(沖縄)	4か所 熊谷(埼玉)、下妻(茨城)、松本(長野)、佐世保(長崎)

(5) 法テラスの予算・決算の概要

法テラスは民事法律扶助業務や国選弁護関連業務など国民の権利・利益に関わる重要な業務を行っているため、業務運営に係る予算の約7割が国費でまかなわれている。

しかし、国費に依存するばかりではなく、民事法律扶助の利用者からの償還金の確保や、広く一般の方から寄附金を募るなど、自助努力も行っている。

なお、経費節減を図る観点から、各種契約手続においては、その内容、必要性及び緊急性等を十分精査するとともに、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札等の競争的手法によることとしている。

法テラスに係る政府予算の推移

(単位：百万円、%)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
運営費交付金	10,395	10,407	15,542	16,554	16,402
国選弁護人確保業務委託費	9,083	15,796	15,548	14,793	15,445
合計	19,478	26,203	31,090	31,347	31,847
対前年伸び率	△4.08	34.53	18.65	0.83	1.60

【参考】

(単位：百万円、%)

政府予算のうち一般歳出	47,284,501	51,730,976	53,454,231	53,565,978	50,962,808
一般歳出のうちその他事項経費	4,906,955	5,064,181	5,196,824	5,053,948	5,422,503
「その他事項経費」の対前年伸び率	△5.54	3.20	2.62	△2.75	7.29

(注1) 「その他事項経費」とは、政府予算における経費別の分類の一つであり、法テラス予算はこの「その他事項経費」に分類されている。

(注2) 平成23年度及び同24年度について、都道府県向けの補助金等の一部である地域自主戦略交付金等（平成23年度512,025百万円、同24年度832,895百万円）は除いている。

法テラス決算の推移

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
収 入					
運営費交付金	10,213	10,395	12,903	15,542	16,554
事業収入（民事法律扶助償還金等）	7,875	9,041	10,390	11,141	11,394
補助金等収入	132	256	244	149	84
受託事業収入	8,033	9,862	14,315	16,451	17,150
その他事業外収入	726	1,662	1,673	541	1,342
計	26,979	31,215	39,526	43,824	46,525
支 出					
民事法律扶助等事業経費	12,863	13,734	17,979	19,085	17,987
受託事業経費（国選弁護人確保事業）	7,496	8,300	12,628	14,786	15,323
受託事業経費（日本弁護士連合会等委託事業）	537	1,561	1,687	1,665	1,827
その他人件費等経費（受託事業に係るものを除く）	4,520	6,045	6,009	7,120	7,729
計	25,416	29,641	38,302	42,656	42,866

(注) 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

収入	運営費交付金	独立行政法人等の業務運営の財源として国から交付されるもの	支出	民事法律扶助等事業経費	民事法律扶助業務の立替金など
	事業収入	民事法律扶助の償還金や、常勤弁護士担当事件の報酬金など		受託事業経費	受託業務の実施に係る経費
	補助金等収入	国民からの寄附金や、地方公共団体からの補助金		その他人件費等経費	人件費、事務所賃借料、広報周知費、事務消耗品購入費など
	受託事業収入	受託業務に使用するため、委託元から支払われるもの			
	その他事業外収入	講演料など事業外の収入			

■ おもな業務の概況

平成19年度から5事業年度における各業務の概況は次のとおりである。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1. 情報提供業務					
サポートダイヤルへの問合せ件数・電話	214,885	271,610	377,267	350,654	321,781
サポートダイヤルへの問合せ件数・メール	5,842	16,287	24,574	19,470	17,553
サポートダイヤルへの問合せ件数・合計	220,727	287,897	401,841	370,124	339,334
地方事務所への問合せ件数	— ^(注)	188,661	247,172	234,614	198,963
(注) 平成19年度までは業務システムが異なり、正確な集計数字がない。					
2. 民事法律扶助業務					
受任予定契約弁護士数	10,318	11,802	13,401	15,037	16,570
受託予定契約司法書士数	4,174	4,670	5,090	5,617	6,065
法律相談援助件数	147,430	179,546	237,306	256,719	280,389
代理援助件数	68,910	80,442	101,222	110,217	103,751
書類作成援助件数	4,197	5,101	6,769	7,366	6,164
3. 国選弁護関連業務					
国選弁護人契約弁護士数	13,427	15,556	17,620	19,566	21,259
被疑者国選事件受理件数	6,775	7,415	61,857	70,917	73,209
被告人国選事件受理件数	71,305	69,756	74,658	69,634	67,374
国選付添人契約弁護士数	2,922	4,473	5,675	6,564	7,701
国選付添事件受理件数	210 ^(注)	533	552	423	469
(注) 国選付添関連業務は平成19年11月から開始					
4. 司法過疎対策業務を含む常勤弁護士に関する業務					
常勤弁護士の配置数	96	151	200	217	220
司法過疎地域事務所の設置数	15	22	26	29	31
5. 犯罪被害者支援業務					
犯罪被害者支援ダイヤルへの問合せ件数	6,296	8,541	10,429	10,482	9,780
地方事務所への問合せ件数	8,301	11,403	15,616	14,089	13,096
被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数	590	696	898	929	877
6. 受託業務					
中国・サハリン残留日本人国籍取得支援委託業務援助申込件数	0 ^(注1)	10	5	2	10
日本弁護士連合会委託援助業務申込件数（全援助合計）	7,194 ^(注2)	18,816	18,164	17,587	19,826

(注1) 平成19年4月から受託開始 (注2) 平成19年10月から受託開始



特集. 東日本大震災における
法テラスの被災者支援

1 はじめに

東日本大震災は、被災地に想像を絶するような被害をもたらし、多くの方々から平穏な日常生活を奪った。地震・津波・原発事故は、不動産、二重ローン、相続、損害賠償などの多くの法的問題を引き起こしており、被災地の復旧・復興を図り、被災者の方々が平穏な日常生活を取り戻すためには、これらの法的問題を解決していくことが不可欠となっている。日本司法支援センター（法テラス）は、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指して設立された公的機関であり、法テラス役職員一同、被災者への法的サービスの充実が法テラスの重要な役割であると深く認識し、地震発生直後から、総合法律支援法のもとで被災者への法的支援に尽力してきた。

被災者への法的支援は、主として情報提供業務と民事法律扶助業務の中で行ってきたが、平成24年3月23日には、被災者への法的支援を目的とする「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」が成立し、被災者への法的援助が法テラスの業務そのものとして定められるに至った。

被災地の復旧・復興にはまだ年月を要すると思われるが、地震発生から1年あまりを経て刊行される平成23年度の法テラス白書において、業務ごとの統計や被災地出張所の地域での役割を中心に、法テラスの被災者支援を振り返ってみることとしたい。本特集が、今後の被災者への法的支援を考える上での一助になれば幸いである。

法テラスの取組 時系列表

【平成23年】

- 3月11日 東北地方太平洋沖地震発生
- 3月12日 理事長を本部長とする東日本大震災対策本部発足
- 3月23日 日本弁護士連合会（日弁連）並びに東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（東京三弁護士会）と共催で「東日本大震災電話相談」開始（～9月22日）
- 3月31日 民事法律扶助制度による避難所等での巡回法律相談開始
- 4月4日 理事長 仙台市にて被災状況視察
仙台コールセンター受電業務再開（平日9時～17時）
- 4月11日 仙台弁護士会と共催で「東日本大震災仙台電話相談」開始（～10月7日）。後に日弁連とも共催となる
民事法律扶助制度による避難所等での巡回法律相談が本格化
- 4月18日 日本司法書士会連合会（日司連）と共催で「東日本大震災被災者・避難者支援無料電話相談」開始（～6月30日）
- 4月19日～21日 理事らが3グループに分かれ、岩手・宮城・福島を視察
- 4月27日 日弁連と「東日本大震災への法的支援に関する基本合意」を締結
- 4月29日～5月1日 宮城県下震災避難所無料法律相談開催（日弁連・仙台弁護士会共催）
- 5月16日 仙台コールセンター通常営業（平日9時～21時、土曜日9時～17時）
- 5月23日 岩手弁護士会と共催で、「東日本大震災岩手電話相談」開始（～9月30日）
- 6月9日 日司連と「東日本大震災の被災者支援に関する基本合意」を締結
- 6月11日～12日 司法書士による「生活困りごと相談会」を宮城県44か所で開催（日司連共催）
- 10月2日 法テラス南三陸開所（宮城県）
- 10月3日 被災者を対象とした民事法律扶助制度の特例措置実施
- 11月1日 仙台コールセンター内に、フリーダイヤルの「震災法テラスダイヤル」開設
- 11月22日 東日本大震災相談実例Q&A集の発行
- 12月1日 法テラス山元開所（宮城県）

【平成24年】

- 2月5日 法テラス東松島開所（宮城県）
- 2月16日 法テラス南三陸で「女性の悩みごと相談」開始（内閣府男女共同参画局共催）
- 3月10日 法テラス大槌開所（岩手県）
- 3月23日 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律成立
- 4月1日 同法施行、東日本大震災法律援助業務開始
- 7月1日 法テラス大槌で、岩手医科大学が「岩手県こころのケアセンター」の相談を開始
- 9月30日 法テラス二本松開所（福島県）

2 情報提供業務

被災者がまず必要とするのは、法的支援制度に関する情報も含めた各種情報である。法テラスでは、地震発生直後から日本弁護士連合会等との協議を始め、震災から12日後の3月23日には、日本弁護士連合会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会と共催で、弁護士が直接電話に出て被災者の話を聞き、必要な情報を提供するフリーダイヤル「東日本大震災電話相談」（実施場所：東京都千代田区）をスタートさせた。その後、仙台弁護士会と「東日本大震災仙台電話相談」（実施場所：仙台市。後に日本弁護士連合会とも共催となる。）、岩手弁護士会と「東日本大震災岩手電話相談」（実施場所：盛岡市）、日本司法書士会連合会等と「東日本大震災被災者・避難者支援無料電話相談」（実施場所：東京都新宿区ほか全国）を実施した。それぞれの実績については資料特2-1を参照されたい。東日本大震災電話相談では原子力災害についての問合せがトップであるが、同仙台電話相談では借家に関する問合せが、同岩手電話相談では相続に関する問合せがそれぞれトップであるなど、地域の特徴が表れている。合計で13,000件を超える問合せに対応しており、震災発生後初期段階の法的支援として、有効に機能したものと考えられる。

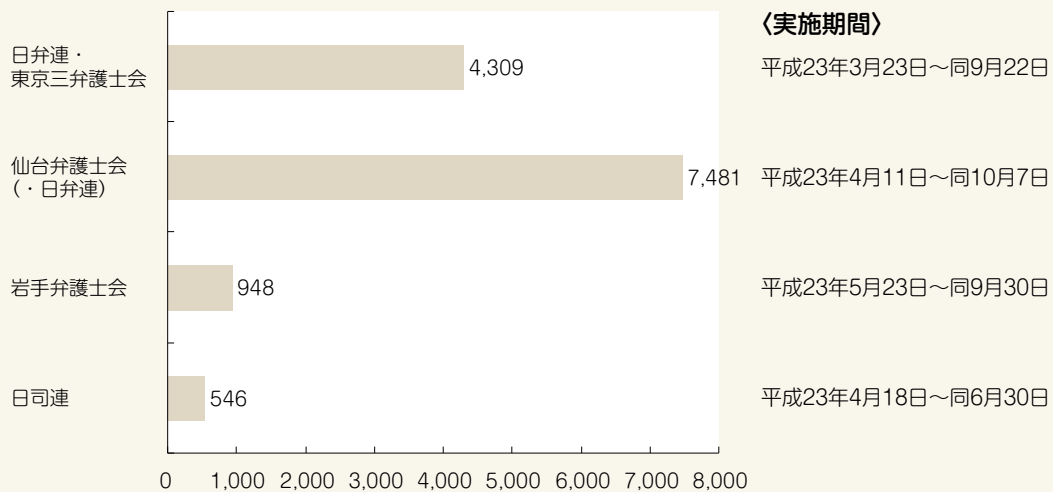
サポートダイヤルへの震災問合せの実績等は、資料特2-2のとおりである。相談分野割合の月ごとの変化にも注目されたい。6月と11月に家族に関する相談がトップとなっているのは、相続放棄の熟慮期間及びその延長の影響と考えられる。

上記の共催型電話相談は平成23年10月半ばまでに順次終了し、11月1日には、法テラスコールセンター内に被災者専用フリーダイヤル「震災 法テラスダイヤル」0120-078309（オナヤミレスキュー）を開設した。実績は資料特2-3を参照されたい。

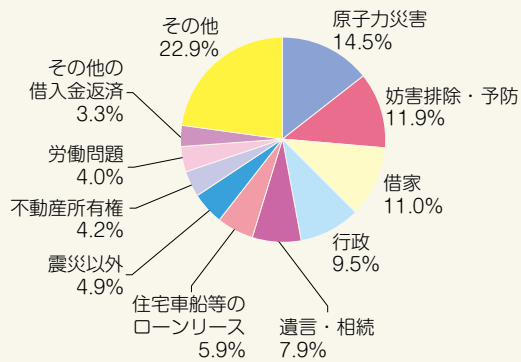
11月22日には、共催の電話相談やサポートダイヤル等に寄せられた相談実例を中心に編集した「～相談者の声から作った～法テラス・東日本大震災相談実例Q&A集」を発行した。10万部作成して被災地自治体等に送付し、被災者に届けた。Q&Aは法テラスのホームページからアクセスできるようになっており、内容も随時アップデートしている。

なお、平成23年3月当時、法テラスでは、情報提供業務の中核を担うコールセンターを、東京から仙台へ移転する計画を進めていた。平成23年12月1日から仙台コールセンターでの受電を開始し、東京コールセンターとの並行稼働をしながら、徐々に仙台で受ける電話量を増やして、平成23年4月1日には仙台コールセンターに一本化する予定であったが、その最終段階で、大震災が発生したのである。3月中は仙台コールセンターでの受電業務を停止せざるを得ず、東京コールセンターのみで受電業務を行った。従来の東京コールセンターは3月31日に業務を終了したが、4月1日、法テラス本部に臨時コールセンターを立ち上げ事業の継続を図った。仙台コールセンターは、4月4日には時間を短縮しながらも、受電業務を開始し、4月23日には土曜日業務を再開し、5月16日には夜間業務を再開して完全に復旧した。その後、6月末日をもって東京の臨時コールセンターは業務を終了し、7月1日からは仙台コールセンターの単独稼働となっている。

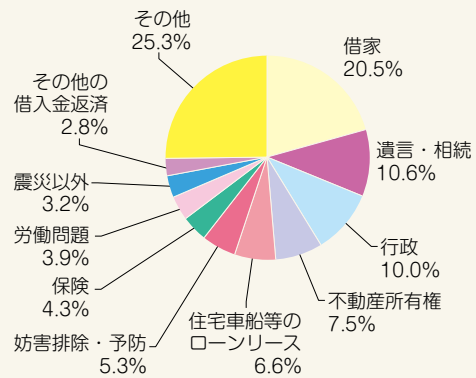
資料 特2-1 弁護士会等との共催電話相談窓口の件数と内訳



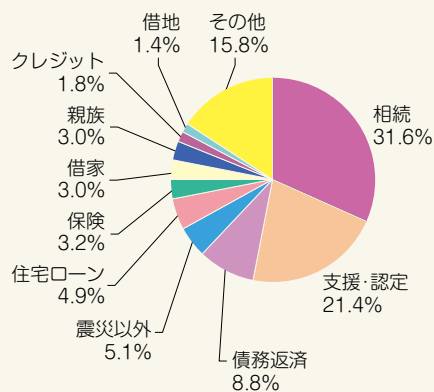
日弁連・東京三弁護士会



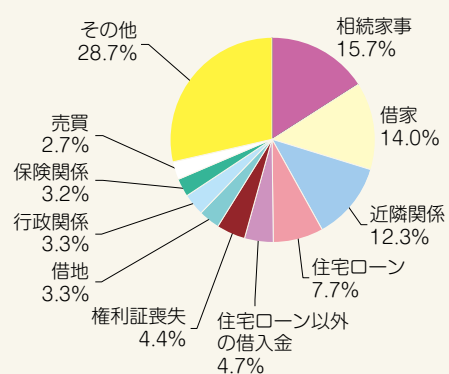
仙台弁護士会（・日弁連）



岩手弁護士会



日司連

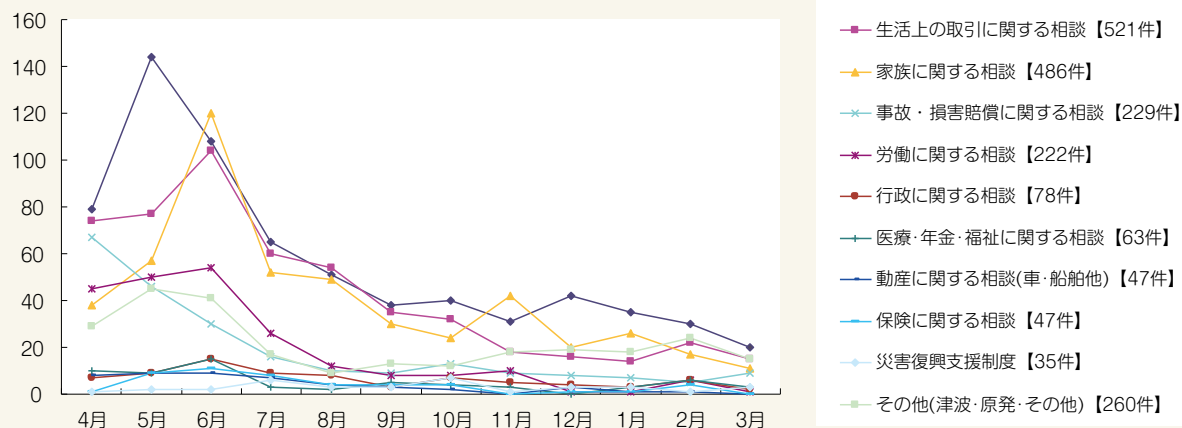


資料 特2-2 サポートダイヤルに寄せられた震災に関する問合せ件数と内訳

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

(注) 震災法テラスダイヤルに寄せられた問合せは除く

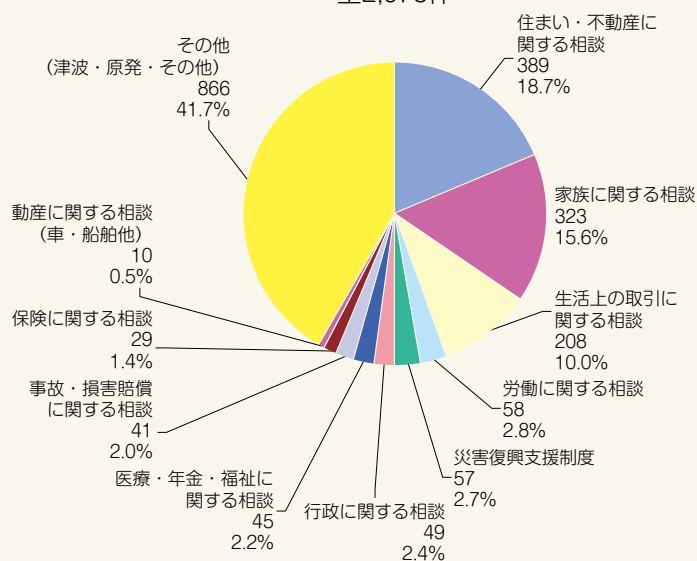
全2,671件



資料 特2-3 震災法テラスダイヤル問合せ件数及び内訳

(平成23年11月1日～平成24年7月31日)

全2,075件



3 民事法律扶助業務

法テラスは、民事法律扶助業務の巡回・出張相談制度を活用し、平成23年3月末から、避難所等における被災者への法律相談援助を積極的に行った。被災地の弁護士・司法書士だけでは対応が難しいため、他の都道府県の弁護士・司法書士の協力も得て実施した。法テラスが巡回・出張法律相談を行った避難所等については資料特3-1を参照されたい。避難所は津波被害が激しかった太平洋沿岸部に多く設けられたが、このような、被災県の県庁所在地から離れた場所においても、積極的に巡回法律相談を実施したことがわかる。公共施設だけではなく民間のホテル等が巡回相談会場となっていることが多いのは、津波被害が甚大であったことや、原発事故によって極めて大勢の方が避難をされたことから、避難所施設が足りず内陸部の宿泊施設等が避難所となっていたためである。また、原発事故の被災者は広範囲にわたって避難されているので、原発事故被災者のための相談も広域で開催されている。

また、被災者の経済状況に鑑み、半壊以上の罹災証明のある方など一定の条件を満たす被災者については破産予納金を立替えたり、償還金の猶予を行ったりするなどの特例措置を実施した。

平成23年度の民事法律扶助における、震災に関わる法律相談援助、代理援助、書類作成援助の実績は資料特3-2、3-3、3-4のとおりである。法律相談援助の事件別内訳は、民事法律扶助全体では離婚等、自己破産、任意整理等その他の多重債務事件、損害賠償の順となっているところ（45ページ・資料2-10参照）、震災に関連する法律相談援助については、不動産事件、家事事件その他（主として相続問題）、損害賠償、その他の金銭事件の順となっており、東日本大震災の被害状況が反映された内容になっていると考えられる。一方、震災に関する代理援助の事件別内訳は、自己破産、その他の多重債務事件、離婚等、損害賠償の順となっており、割合に差はあるものの民事法律扶助全体の代理援助の事件別内訳との比較において、法律相談援助ほど顕著な差は見られない。

資料 特3-1

巡回・出張法律相談実施場所一覧（全447か所）

宮城県 131か所

市町村	相談場所（施設）
仙台市青葉区	アエル
	仙台市役所
	仙台放送
	東北管区行政評価局
	農林中央金庫
	宮城総合支所
	高野原集会所
	青葉体育館
	折立市民センター
	戦災復興記念館
	福沢市民センター
	ハローワーク仙台
	宮城野区役所
仙台市宮城野区	岡田小学校
	宮城野体育館
	高砂市民センター
	田子市民センター
	福室市民センター
仙台市若林区	J A 仙台六郷支店
	サンピア仙台
	若林区役所
	蒲町コミュニティ・センター
	蒲町小学校
	荒町市民センター
	七郷市民センター
	若林体育館
	六郷市民センター
	六郷中学校
仙台市太白区	秋保総合支所
	太白区役所
	八木山市民センター
	富沢市民センター
	緑ヶ丘コミュニティ・センター
仙台市泉区	泉区役所
	七北田公園体育館
石巻市	石巻市役所
	保健福祉センター清優館
	稲井公民館
	荻浜小学校
	荻浜中学校
	牡鹿総合支所
	河南母子健康センター
	河北総合センター
	釜小学校
	旧水浜保育所
	鹿妻小学校
	蛇田小学校
	蛇田中学校
	住吉中学校
	十八成老人憩の家
	青葉中学校
	石巻高校
	石巻北高校
	相川子育て支援センター
	大街道小学校
	大指林業センター
	大須小学校
	中里小学校
	渡波小学校
	東浜小学校
	桃生総合支所
	日本製紙クラブ
	飯野川中学校
	北上高齢者生活福祉センターはまぎく
	北上中学校
	万石浦中学校

市町村	相談場所（施設）
石巻市	湊小学校
	名振コミュニティセンター
	門脇中学校
	雄勝森林公園
塩竈市	塩竈市役所
	公民館
気仙沼市	気仙沼市総合体育館（ケー・ウェーブ）
	階上中学校
	気仙沼中学校
	鹿折中学校
	小原木中学校
	小泉中学校
	大谷公民館
	唐桑公民館
	館腰小学校
	高館小学校
名取市	増田西小学校
	第二中学校
	名取市文化会館
	名取市役所
角田市	角田駅コミュニティプラザ
多賀城市	多賀城市役所
岩沼市	日本製紙クラブ
	岩沼市民会館
登米市	登米公民館・武道館
	東和町旧嵯峨立小学校
	東和町旧鱒淵小学校
	米山町旧善王寺小学校
	豊里多目的研修センター
栗原市	伊豆沼ウェットランド交流館
	栗原市立図書館
	一迫老人福祉センター
	花山青少年自然の家
	花山石楠花センター
	金成延年閣
東松島市	東松島市役所西隣
	東松島市役所鳴瀬庁舎
川崎町	じゃっぼの湯
亘理町	吉田小学校
	亘理高校
	亘理小学校
	亘理中学校
山元町	坂元支所
	坂元中学校
	山下第一小学校
	山下中学校
	真庭区民会館
	中央公民館
松島町	松島町役場
	温水プール美遊
	品井沼環境改善センター
七ヶ浜町	七ヶ浜水道事業所
	七ヶ浜国際村
	生涯学習センター（中央公民館）
利府町	利府町役場
涌谷町	高齢者福祉複合施設「ゆうらいふ」
女川町	女川町災害対策本部
	保福寺
	海泉閣
	勤労青少年センター
	総合運動場体育館
	第一小学校
南三陸町	第三小学校
	歌津中学校
	南三陸町役場仮庁舎

岩手県 103か所

市町村	相談場所（施設）
宮古市	赤前小学校
	愛宕小学校
	磯鶏小学校
	重茂出張所
	河南中学校
	金浜老人福祉センター
	グリーンピア三陸みやこ
	グリーンピア田老
	鉾ヶ崎小学校
	津軽石中学校
	藤原小学校
	宮古市役所
	宮古小学校
	宮古第二中学校
	宮古地方振興局
	山口小学校
釜石市	嬉石市民交流センター
	沿岸広域振興局
	大平中学校
	釜石高校
	釜石市消費生活センター
	釜石市民体育館
	釜石小学校
	釜石保健福祉センター
	唐丹地区生活応援センター
	甲子中学校
	旧釜石商業高校
	栗林小学校
	甲子小学校
	シーブラザ釜石
	中妻体育館
	働く婦人の家
	松原コミュニティセンター
大船渡市	赤崎漁村センター
	大船渡市役所
	大船渡地区公民館
	国民健康保険越喜来診療所
	末崎中学校
	末崎ふれあいセンター
	ふるさとセンター
	宮野地区多目的集会施設
陸前高田市	長部小学校
	長部地区コミュニティセンター
	下矢作コミュニティセンター
	第一中学校
	竹駒地区定住促進センター
	小友町モビリア
	広田小学校
	米崎小学校
	米崎中学校
盛岡市	つなぎ温泉 愛真館

市町村	相談場所（施設）
花巻市	大沢温泉
	さつき館
	幸迎館
	廣美亭
	藤三旅館
	ホテル花巻
北上市	瀬美温泉
	水上温泉
奥州市	国民宿舎サンホテル衣川荘
	さくらの湯
	すばおあご
	ひめかゆ温泉
栗石町	長栄館
大槌町	(株) 千田精密工業
	赤浜小学校
	大ヶ口多目的集会所
	大槌稻荷神社
	大槌高校
	大槌町体育館
	大槌町役場金沢支所
	金沢小学校
	金沢地区生活改善センター
	かみよ稲穂館
	吉里吉里小学校
	吉里吉里地区体育館
	白澤鹿子踊保存会館伝承館
	城山公園体育館
	大徳寺
	中央公民館
	寺野弓道場
	浪板地区交流センター
	安渡小学校
山田町	大浦漁村センター
	大沢小学校
	織笠コミュニティセンター
	織笠小学校
	織笠保育園
	豊間根小学校
	豊間根中学校
	豊間根保育園
	船越保育園
	山田北小学校
	山田高校
	山田町消防団第二分団屯所
	山田町役場大浦漁村センター
	山田町商工会議所
	山田町役場
岩泉町	山田南小学校
	陸中海岸 青少年の家
田野畑村	岩泉町民会館
	アズビィセンター
	アズビィホール

福島県 101か所

市町村	相談場所（施設）
福島市	安達屋旅館
	あづま総合運動公園
	飯坂温泉観光協会
	観山荘
	野地温泉ホテル
	福島市役所
	旅館玉子湯
	伊藤園ホテル飯坂叶や
会津若松市	社会教育館 こぶし荘
	大川荘
	會津稽古堂（生涯学習総合センター）
	ナリ会津カントリークラブ
郡山市	丸峰観光ホテル
	芦ノ牧プリンスホテル
	ビッグパレットふくしま
いわき市	福島県農業総合センター
	いわき市内郷コミュニティセンター
	いわき市内郷白水応急仮設住宅
	いわき市平作町仮設住宅
	いわき市高久第九応急仮設住宅
	いわき市勿来市民会館
	いわき市役所小名浜支所
	いわき市役所勿来支所
	いわき市高久第十応急仮設住宅
	いわき市上荒川応急仮設住宅
	かんぼの宿いわき
	サザンパシフィックホテル
	スパリゾートハワイアンズ
	中央台南小学校
	勿来体育館
	ホテル塩屋崎
	南の森スポーツパーク
喜多方市	あづま旅館
	熱塩温泉山形屋
	日中温泉ゆもとや
	喜望館
相馬市	向陽中学校
	スポーツアリーナそうま
	相馬市総合福祉センター（はまなす館）
	相馬市役所分庁舎
	中村第一小学校
	中村第一中学校
	中村第二小学校
二本松市	中村第二中学校
	櫛平ホテル
田村市	春山小学校
南相馬市	石神第一小学校
	デーサービスセンターひまわり
	原町商工会議所
	原町第一小学校
	原町第二中学校

市町村	相談場所（施設）
下郷町	大阪屋
	湯の郷会館
南会津町	会津アストリアホテル
	会津高原ホテル
北塩原村	リゾートイン台鞍
	裏磐梯猫魔ホテル
	裏磐梯ロイヤルホテル
	休暇村裏磐梯
	グランデコスノーパル社員寮
	ナチュラルリゾートAkabeke
	フレーザーホテル
	ホテル観山
	ホテル白雲荘
	四季倶楽部 コンフォート裏磐梯
磐梯町	リゾートイン磐梯
	セツ森ペンション村
猪苗代町	朝日屋旅館
	猪苗代オール・リゾート・サービス
	猪苗代観光ホテル
	猪苗代四季の里
	猪苗代リゾートホテル
	ヴィライナワシロ
	国立磐梯青少年交流の家
	白城屋
	田村屋旅館
	沼尻温泉のんびり館
	平澤屋旅館
	ファミリーインばんだい
	福島レークサイド磐光
	ホテルブルミエール箕輪
	ホテルリステル猪苗代
	マウント磐梯
	民宿えびすや
	民宿山中屋
	やまき屋
会津坂下町	湯の宿雪月花
	レイクサイドホテル みなとや
	沼尻国際リゾートホテル
	松林閣
柳津町	銀山荘
会津美里町	旧高田幼児保育園
	新鶴公民館・構造改善センター
	農村環境改善センター
	ほっとびあ新鶴
塙町	山形屋
新地町	駒ヶ嶺公民館
	新地小学校
	新地町保健センター
	新地町役場
	尚英中学校

新潟県 46か所

市町村	相談場所（施設）
新潟市北区	豊栄総合体育館
新潟市中央区	新潟県弁護士会 新潟市体育館 新潟市役所
新潟市江南区	亀田総合体育館（アスパーク亀田） 新潟市亀田市民会館
新潟市西区	西総合スポーツセンター
長岡市	長岡市立劇場 南部体育館 新潟県弁護士会長岡相談所 北部体育館
三条市	三条市総合福祉センター 三条市体育文化センター
柏崎市	柏崎市役所 柏崎総合体育館
新発田市	サン・ビレッジしばた 新発田市カルチャーセンター 新発田市生涯学習センター 新発田市地域交流センターきやり館 月岡温泉 村上館 月岡ホテルニュー冠月 新潟第一法律事務所新発田事務所
小千谷市	越後製菓小千谷工場社員寮（鴻巣寮） 小千谷市総合体育館 新潟三洋電子（株）信濃寮
十日町市	十日町市役所松代支所 松之山公民館
見附市	見附市中央公民館
村上市	村上市民ふれあいセンター 村上農村環境改善センター
妙高市	国立妙高青少年自然の家
上越市	上越教育大学教員宿舎 新潟県弁護士会上越相談所 森直樹法律事務所 雇用促進住宅大潟宿舎
阿賀野市	五頭連峰少年自然の家
佐渡市	金井コミュニティセンター 両津地区公民館 両津やまきホテル 佐渡中央会館
胎内市	胎内クラレ社宅内集会所
聖籠町	聖籠町町民会館
出雲崎町	保健福祉総合センターふれあいの里
湯沢町	湯沢町公民館
刈羽村	刈羽村役場
関川村	関川村老人憩いの家むつみ荘

山形県 3か所

市町村	相談場所（施設）
山形市	山形市総合スポーツセンター
米沢市	置賜総合文化センター
飯豊町	飯豊少年自然の家

埼玉県 2か所

市町村	相談場所（施設）
さいたま市北区	自治人材開発センター
加須市	旧騎西高校

秋田県 1か所

市町村	相談場所（施設）
秋田市	秋田温泉 さとみ

東京都 30か所

市町村	相談場所（施設）
千代田区	グランドプリンスホテル赤坂
港区	港区役所
新宿区	新宿けやき園 新宿消費生活センター分館 東京セントラルユースホテル 都営百人町四丁目アパート
文京区	アカデミー文京
江東区	大島九丁目第2アパート 江東区文化センター 公務員宿舎東雲住宅
品川区	品川総合区民会館きゅりあん
大田区	大田区役所
世田谷区	世田谷区プライトホール 世田谷文化生活情報センター
渋谷区	渋谷商工会館
中野区	上高田四丁目アパート レジデンス上鷲
杉並区	セシオン杉並
豊島区	生活産業プラザ 豊島区勤労福祉会館
北区	北区deめぐりあい結うすぽっと
板橋区	高島平二丁目団地 成増団地
練馬区	練馬区役所
葛飾区	かつしかエコライフプラザ 葛飾区役所
江戸川区	小松川さくらホール
八王子市	八王子駅南口総合事務所
立川市	大山団地 多摩弁護士会館

茨城県 23か所

市町村	相談場所（施設）
水戸市	水戸市民会館（市役所臨時庁舎） 水戸市役所
日立市	日立市役所 日立埼山交流センター
北茨城市	北茨城市役所
笠間市	笠間公民館 笠間市役所 市民センターいわま
取手市	取手競輪場宿舎
つくば市	つくばサイエンスインフォメーションセンター つくば市役所
鹿嶋市	鹿嶋市役所
潮来市	中央公民館
那珂市	那珂市役所
筑西市	中央図書館
坂東市	岩井公民館
神栖市	神栖市役所 平泉コミュニティセンター 保健・福祉会館
鉾田市	中央公民館
小美玉市	小美玉市役所
茨城町	茨城町役場
大洗町	大洗町役場

神奈川県 7か所

市町村	相談場所（施設）
横浜市中区	横浜市寿生活館 横浜弁護士会
横浜市港北区	F I S 新横浜寮
横浜市旭区	市営ひかりが丘住宅
川崎市中原区	とどろきアリーナ 中原区役所
茅ヶ崎市	ポルト湘南・茅ヶ崎

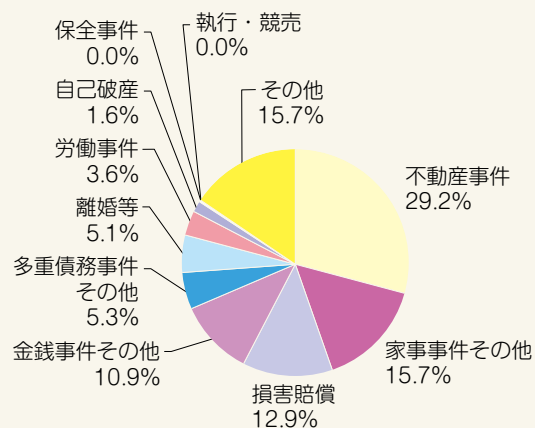
資料 特3-2

平成23年度東日本大震災関係
法律相談援助・代理援助・書
類作成援助件数

地方事務所	法律相談	代理援助	書類作成 援助
東京	330	12	0
神奈川	156	0	0
埼玉	379	3	0
千葉	7	1	0
茨城	252	13	0
栃木	1	1	0
群馬	0	0	0
静岡	2	1	0
山梨	0	0	0
長野	2	3	0
新潟	517	2	0
大阪	28	3	0
京都	2	0	0
兵庫	6	0	0
奈良	0	0	0
滋賀	8	0	0
和歌山	0	0	0
愛知	5	2	0
三重	0	0	0
岐阜	0	0	0
福井	0	0	0
石川	0	0	0
富山	5	4	0
広島	3	1	0
山口	2	1	0
岡山	0	0	0
鳥取	1	0	0
島根	1	0	0
福岡	3	1	0
佐賀	2	0	0
長崎	1	0	0
大分	4	0	0
熊本	1	0	0
鹿児島	0	0	0
宮崎	0	0	0
沖縄	2	0	0
宮城	6,276	121	0
福島	988	73	0
山形	25	3	0
岩手	1,467	34	0
秋田	6	0	0
青森	9	1	0
札幌	1	0	0
函館	0	0	0
旭川	0	0	0
釧路	1	1	0
香川	1	0	0
徳島	0	0	0
高知	1	0	0
愛媛	0	0	0
全国合計	10,495	281	0

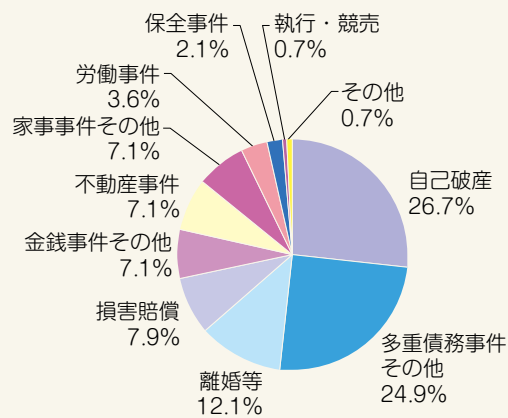
資料 特3-3

平成23年度東日本大震災関係
法律相談援助内訳



資料 特3-4

平成23年度東日本大震災関係
代理援助内訳



4 被災地出張所

東日本大震災の被害が激しかった地域は、弁護士等の数が少ないいわゆる司法過疎地域が多く、従前から法的サービスが行き届きにくかった地域である。このような地域で多くの方々が法的問題に直面せざるを得なくなったことから、法テラスは、被災者にとって身近な法的支援のベースキャンプが必要と考え、資料特4-1に記載のとおり被災地に5か所の被災地出張所を開設した(平成24年10月1日現在)。被災地出張所の設置にあたっては、地元自治体との連携・協力体制を築き、宮城県、岩手県においては市町役場に隣接する土地の無償提供を受けてプレハブの出張所を建設し、福島県においては地元自治体等から公共施設の一画の無償提供を受けて出張所を開設した。なお、福島県の被災地出張所のある二本松市は、中通り地方に位置するが、福島県双葉郡浪江町が町事務所を設置し、浪江町の方々が多く避難されている所である。

民事法律扶助業務による法律相談援助は資力が一定基準以下という条件を満たす必要があるが、被災地出張所では、所在地の弁護士会・司法書士会の協力のもと、資力に関係なくどなたでも無料法律相談が受けられる体制を整えた(なお、平成24年4月1日以降は、東日本大震災法律援助特例法の施行により、被災者であれば資力に関係なく無料法律相談が受けられることとなった)。宮城県3か所の出張所については、平日は毎日(それ以外に土日相談を実施することもある)仙台弁護士会から、法テラス大槌については、月・水・金・第二日曜日に岩手弁護士会から、法テラス二本松については、平日は毎日福島県弁護士会から、弁護士がそれぞれ派遣されている。

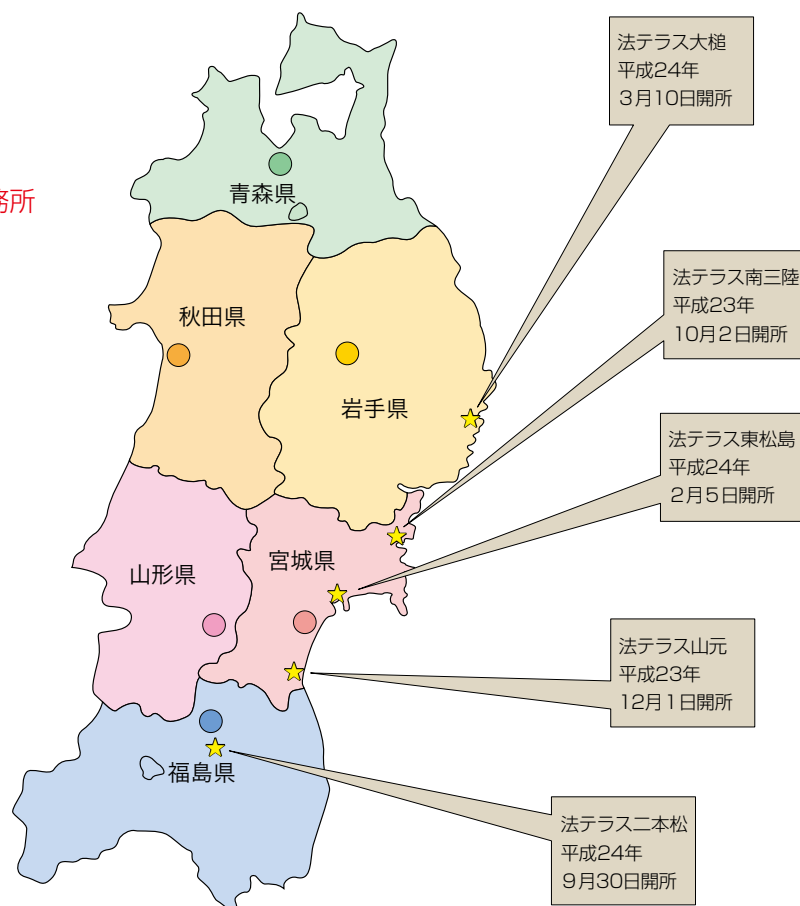
被災地出張所では、無料法律相談のほか、消費者庁・国民生活センターと連携し情報提供業務の一環として、各種専門士業(司法書士・税理士・建築士・土地家屋調査士・社会保険労務士・行政書士・社会福祉士、出張所により実施体制が異なる)による「よろず相談」も実施しており、被災者の抱える複合的な問題に対してワンストップ的に対応している。その他法テラス南三陸では、内閣府男女共同参画局との連携事業として「女性の悩みごと相談」を実施しているほか、法テラス大槌は岩手医科大学が運営する岩手県こころのケアセンターの相談場所としても活用されている。

また、被災地出張所には、車内で相談ができる設備を備えた移動相談車(法テラス号)を配置し、仮設住宅への巡回・出張相談等にも活用している。

被災地出張所4か所の相談件数は資料特4-3～10のとおりである(平成24年4月1日から7月31日までの実績は10月末日現在の速報値)。各被災地出張所には、自治体出身者など地元から3人の事務職員を採用して配置している。出張所職員は仮設住宅等を個別訪問したり、自治体職員と日常的に連絡をとりあったりなどして地元に関わり込む努力を行い、法テラスを身近に利用してもらえるよう、法的需要を掘り起こす活動を熱心に行っている。被災地出張所の取り組みの詳細については、6 座談会 被災者と司法の架け橋として～被災地出張所の挑戦(21～24ページ)をご覧ください。

資料 特4-1 法テラス被災地出張所設置地域

★は被災地出張所
○は法テラス地方事務所所在地



資料 特4-2 被災地出張所所在自治体の被災状況

	死 者 (人)	行方不明者 (人)	震災前の人口 (人)
大槌町	803	473	15,222
南三陸町	611	237	17,378
山元町	697	18	16,608
東松島市	1,125	35	42,840

(注) 死者数・行方不明者数は、大槌町が平成24年9月19日現在、それ以外は平成24年8月31日現在。震災前の人口・震災前の世帯数は、いずれも平成24年3月1日現在人口推計速報による。

【岩手県ホームページ、宮城県ホームページから抜粋】

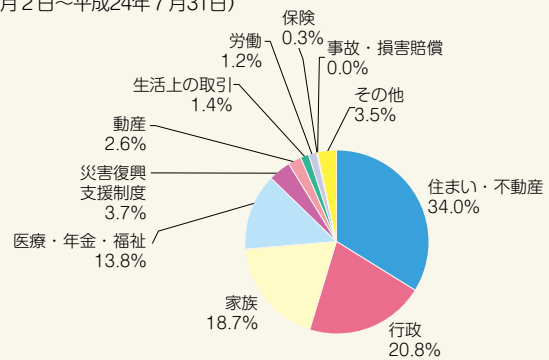
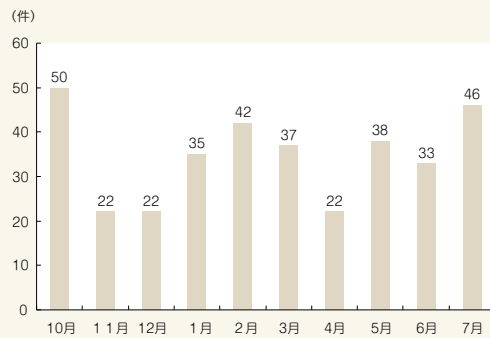
	家屋倒壊数 (棟) (全壊+半壊)	震災前の世帯数
大槌町	3,717	6,348
南三陸町	3,316	5,362
山元町	3,302	5,561
東松島市	11,065	15,080

(注) 家屋倒壊数は、大槌町が平成24年9月19日現在、それ以外は平成24年8月31日現在。震災前の世帯数は、いずれも平成24年3月1日現在人口推計速報による。

【岩手県ホームページ、宮城県ホームページから抜粋】

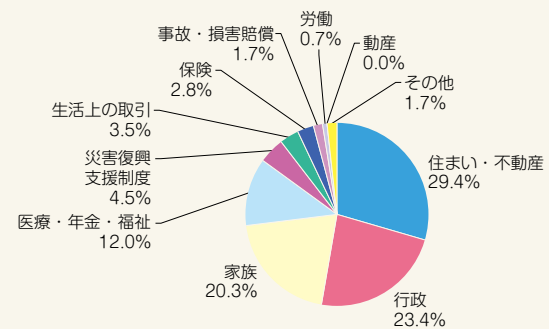
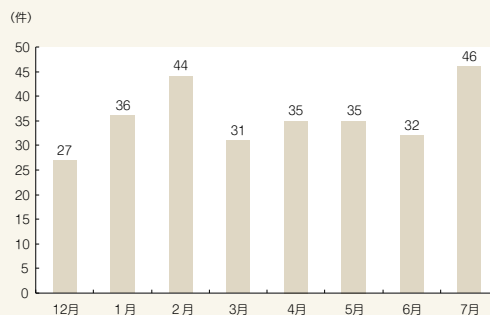
資料 特4-3 被災地出張所よろず相談件数及び内訳 法テラス南三陸

(平成23年10月2日～平成24年7月31日)



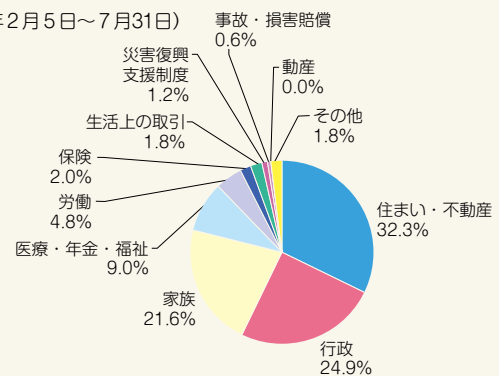
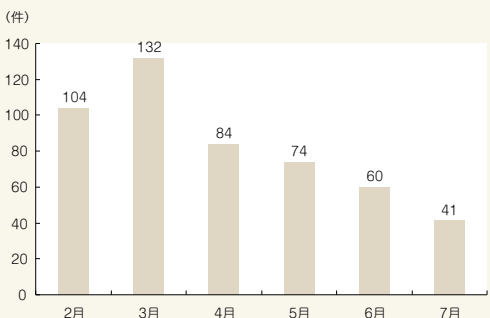
資料 特4-4 被災地出張所よろず相談件数及び内訳 法テラス山元

(平成23年12月1日～平成24年7月31日)



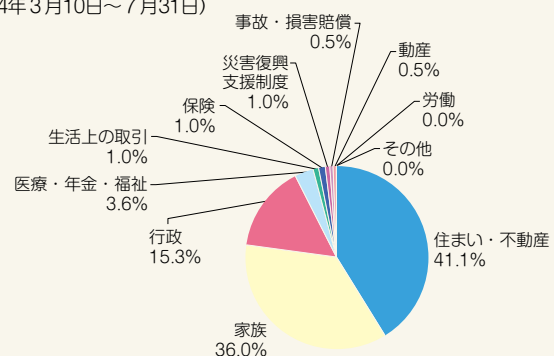
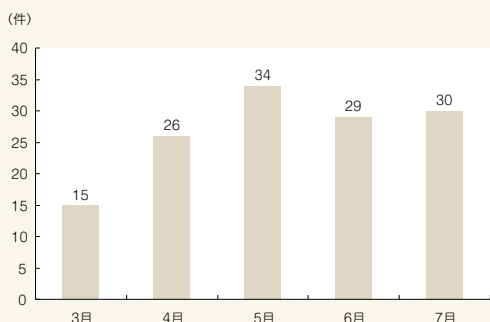
資料 特4-5 被災地出張所よろず相談件数及び内訳 法テラス東松島

(平成24年2月5日～7月31日)



資料 特4-6 被災地出張所よろず相談件数及び内訳 法テラス大槌

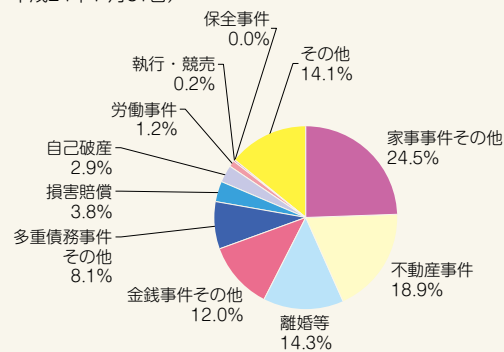
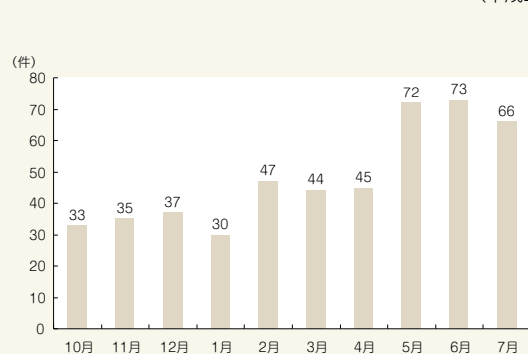
(平成24年3月10日～7月31日)



資料 特4-7

被災地出張所法律相談件数及び内訳 法テラス南三陸

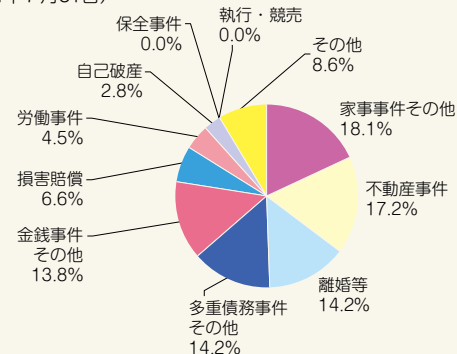
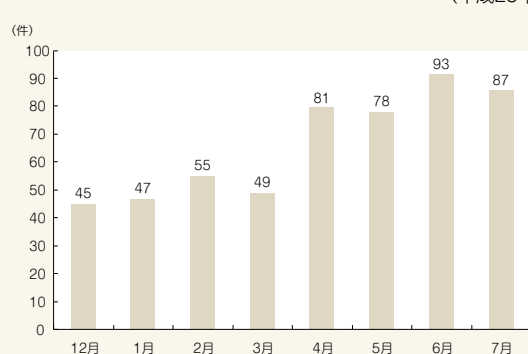
(平成23年10月2日～平成24年7月31日)



資料 特4-8

被災地出張所法律相談件数及び内訳 法テラス山元

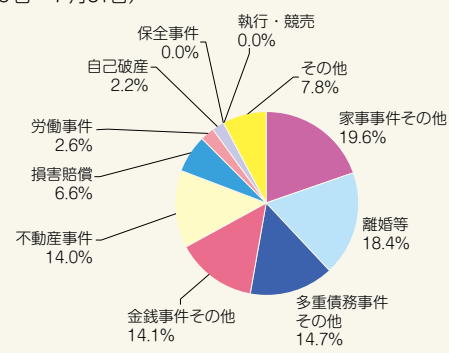
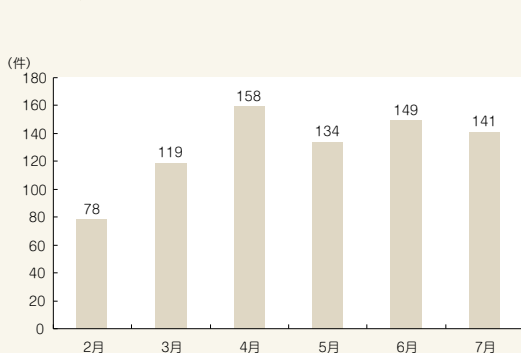
(平成23年12月1日～平成24年7月31日)



資料 特4-9

被災地出張所法律相談件数及び内訳 法テラス東松島

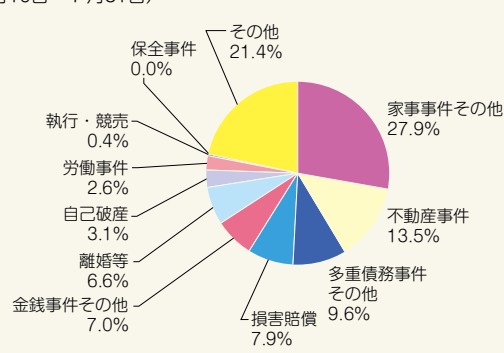
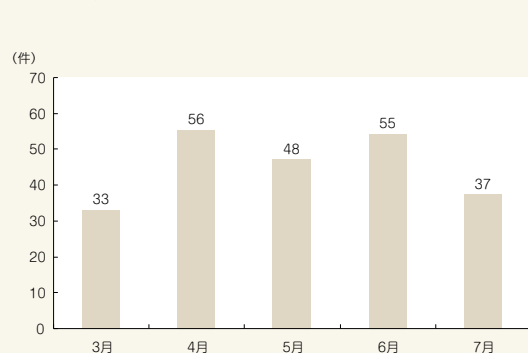
(平成24年2月5日～7月31日)



資料 特4-10

被災地出張所法律相談件数及び内訳 法テラス大槌

(平成24年3月10日～7月31日)



5 東日本大震災被災者援助特例法

法テラスでは、法律相談や裁判等の手続が必要な場合の弁護士・司法書士費用等の立替えは、民事法律扶助業務として行っていたので、避難所等での被災者向け法律相談においても、資力が一定の基準以下などの条件を充たす必要があった。この点については、震災直後から、被災地の弁護士会等を中心に、被災者は資力要件を充たすものとして一律に民事法律扶助の対象とすべきであるとの要望書が寄せられたほか、避難所での巡回相談を行った担当者からも「ご家族をなくされた方や家屋敷を失った方も多いのに、家族構成や資産状況を確認するのはしのびない」（注：資力の基準は家族人数によって異なり、収入だけでなく資産の有無の確認が必要なため）といった声も聞かれた。また、民事法律扶助制度による弁護士・司法書士費用の立替えは原則として民事裁判手続が対象となっているため、原子力損害賠償紛争解決センター（いわゆる「原発ADR」）や個人版私的整理ガイドラインの利用といった、東日本大震災の被災者の法的問題の早期解決のために創設された手続は、原則として対象とならなかった。

これらの問題点を解消し、東日本大震災の被災者が法的サービスをより円滑に受けることができるようにするため、平成24年3月23日に「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」が成立した。同法は同年4月1日という、成立から短期間で施行され、平成24年度からは法テラスの業務に「東日本大震災法律援助事業」が加わった。同法の内容は資料特5-1のとおりである。その概要は資料特5-2を参照されたいが、援助対象が同法に規定する「被災者」であって資力要件がないことや（同法第2条第2項、第3条第1項）、原発ADRなどが代理援助・書類作成援助の対象となったほか（同法第3条第1項）原発損害賠償請求の請求書も書類作成援助の対象となり（同法第3条第1項）、事件進行中は立替金償還が猶予されるなど（同法第3条第2項）、被災者の実情に配慮されたものとなっている。

同法の施行を受け、法テラスは、よりいっそう力を入れて被災者支援事業に取り組んでおり、その実績は資料特5-3、5-4、5-5のとおりである（期間はいずれも平成24年4月1日～7月31日、実績はいずれも平成24年10月末日現在の速報値）。

資料 特5-1

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律

(平成二十四年三月二十九日法律第六号)

(趣旨)

第一条

この法律は、東日本大震災の被災者が裁判その他の法による紛争の解決のための手続及び弁護士等のサービスを円滑に利用することができるよう、東日本大震災の被災者に対する援助のための総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の業務の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条

この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

2 この法律において「被災者」とは、東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域（東京都の区域を除く。）に平成二十三年三月十一日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた国民又は我が国に住所を有し適法に在留する者をいう。

(支援センターの業務の特例)

第三条

支援センターは、総合法律支援法第三十条に規定する業務のほか、次に掲げる業務（以下「東日本大震災法律援助事業」という。）を行う。

一 被災者をその資力の状況にかかわらず援助する次に掲げる業務

イ 民事裁判等手続（総合法律支援法第四条に規定する民事裁判等手続をいう。イにおいて同じ。）、裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続

の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。イにおいて同じ。）又は行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立ての手続であって、被災者を当事者とする東日本大震災に起因する紛争に係るものの準備及び追行（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉であって、裁判外紛争解決手続によらないものを含む。以下「被災者に係る民事裁判等手続その他の手続の準備及び追行」という。）のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。

ロ イに規定する立替えに代え、イに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な東日本大震災法律援助契約弁護士等（支援センターとの間で、支援センターの東日本大震災法律援助事業に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士、弁護士法人及び総合法律支援法第一条に規定する隣接法律専門職者をいう。二において同じ。）にイの代理人が行う事務を取り扱わせること。

ハ 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができる者に対し被災者に係る民事裁判等手続その他の手続の準備及び追行に必要な書類（当該業とすることができる者が他人の依頼を受け報酬を得てその作成を行うことを業とすることが法律により制限されている書類を除く。）の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。

ニ ハに規定する立替えに代え、ハに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な東日本大震災

法律援助契約弁護士等に八に規定する書類を作成する事務を取り扱わせること。

ホ 弁護士法その他の法律により法律相談を取り扱うことを業とすることができる者による法律相談（刑事に関するものを除く。）を実施すること。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 支援センターが東日本大震災法律援助事業を行う場合には、総合法律支援法第三十四条第一項の業務方法書には、同条第二項に掲げる事項のほか、東日本大震災法律援助事業に関し、東日本大震災法律援助事業の実施に係る援助の申込み及びその審査の方法に関する事項、前項第一号イ及び八に規定する立替えに係る報酬及び実費の基準並びにそれらの償還に関する事項、同号ロ及び二に規定する報酬及び実費に相当する額の支払に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。この場合において、当該報酬は、東日本大震災法律援助事業が被災者を広く援助するものであることを考慮した相当な額でなければならない。かつ、当該償還及び当該支払は、被災者に係る民事裁判等手続その他の手続の準備及び追行がされている間、猶予するものとしなければならない。

（長期借入金）

第四条（略）

（総合法律支援法の適用）

第五条（略）

（法務省令への委任）

第六条（略）

附則

（施行期日）

第一条

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（準備行為）

第二条

支援センターは、この法律の施行の日前においても、東日本大震災法律援助事業の実施に必要な準備行為をすることができる。

（この法律の失効）

第三条

この法律は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日に、その効力を失う。

2 この法律の失効前に支援センターが東日本大震災法律援助事業の実施に係る援助の申込みを受けた事案については、この法律の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前に第四条第一項の規定により支援センターがした長期借入金については、同条第二項及び第三項並びに第五条（同条の表第十九条第二項第二号の項、第四十九条第一号の項及び第五十四条第一号の項に係る部分に限る。）の規定は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

5 前三項に規定するもののほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

資料 特5-2

東日本大震災法律援助事業と民事法律扶助業務の比較

	東日本大震災法律援助事業 (新たな事業)	民事法律扶助業務 (従来の事業)
利用者の条件	東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村（東京都を除く）に平成23年3月11日に住居や営業所等があった方	収入や資産（預貯金・不動産等）が一定額以下である方
無料法律相談の対象	刑事事件を除くすべて	刑事事件を除くすべて
弁護士・司法書士による「代理」の対象	■<u>震災に起因する事件の以下の手続</u> ・民事・家事・行政に関する裁判所の手続 ・ADR機関の手続 ・行政不服審査などの行政手続 ・各種示談交渉（東京電力㈱に対する請求書提出等）	民事・家事・行政に関する裁判所の手続
弁護士・司法書士による「書類作成」の対象	■<u>震災に起因する事件の以下の書類</u> ・訴状等の民事裁判上の書類 ・ADR手続上の書類 ・行政不服手続上の書類 ・東京電力㈱に対する請求書等	訴状等の民事裁判上の書類
弁護士・司法書士費用の返済	<u>事件の終了時から</u> 月々5千～1万円ずつ返済	<u>原則として事件の開始時から</u> 月々5千～1万円ずつ返済

資料 特5-3

震災法律相談援助・震災代理援助・震災書類作成援助

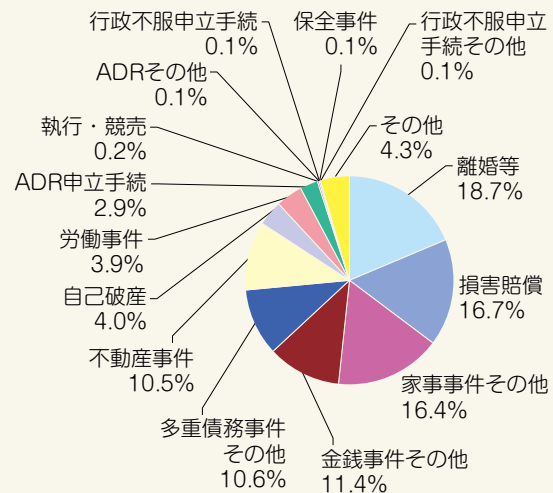
(平成24年4月1日～7月31日)

地方事務所	震災法律相談援助	震災代理援助	震災書類作成援助
東京	180	293	0
神奈川	51	1	0
埼玉	19	0	0
千葉	27	3	0
茨城	1,333	17	0
栃木	287	0	0
群馬	1	0	0
静岡	0	0	0
山梨	9	0	0
長野	0	0	0
新潟	130	0	0
大阪	9	2	0
京都	17	0	0
兵庫	1	0	0
奈良	0	0	0
滋賀	2	1	0
和歌山	1	0	0
愛知	1	0	0
三重	2	0	0
岐阜	1	0	0
福井	0	0	0
石川	1	0	0
富山	1	0	0
広島	8	4	0
山口	0	0	0
岡山	0	0	0
鳥取	0	0	0
島根	0	0	0
福岡	0	0	0
佐賀	0	0	0
長崎	0	0	0
大分	2	0	0
熊本	1	1	0
鹿児島	0	0	0
宮崎	0	0	0
沖縄	4	1	0
宮城	5,791	149	1
福島	2,577	98	0
山形	126	34	0
岩手	2,380	41	0
秋田	1	0	0
青森	20	1	0
札幌	0	0	0
函館	1	0	0
旭川	1	0	0
釧路	0	0	0
香川	0	0	0
徳島	1	0	0
高知	0	0	0
愛媛	0	0	0
全国合計	12,986	646	1

資料 特5-4

震災法律相談援助内訳

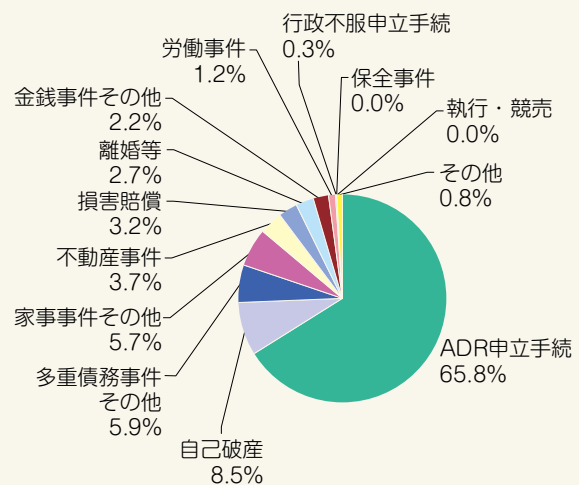
(平成24年4月1日～7月31日)



資料 特5-5

震災代理援助内訳

(平成24年4月1日～7月31日)



6 座談会 被災者と司法の架け橋として～被災地出張所の挑戦



平成24年9月7日法テラス宮城（仙台市）にて

（前列）

右より

大川 真郎 理事

佐々木 文 本部調査研究室専門員

（後列）

右より

小泉 仁 山元出張所主幹

菊田 清一 南三陸出張所主幹

飛嶋 章 東松島出張所主幹

斉藤 文夫 大槌出張所主幹

【大川】 理事の大川です。今日はお集まりいただきありがとうございます。被災地出張所については、法務大臣が国会で言及されるなど、世の中の注目度もとても高いのですが、それも皆さんの活動の成果だと思います。

【佐々木】 司会の佐々木です。昨年度は本部第一事業部長として、被災者支援に係らせていただきました。まずは皆様、自己紹介をかねて、被災地出張所に勤めるようになった経緯などをお話しいただけますか。

【菊田】 私は気仙沼・本吉地域の消防長をしていました。南三陸消防署長（当時、志津川消防署長）をしていたこともあります。津波防災には熱心に取り組んでいたのですが、今回の津波では指定された避難場所にいた人も大勢犠牲になったことが本当に悔しくて…被災者のお役に立つことができればと思って、法テラスに勤めることにしました。

【小泉】 私は山元町役場に勤めていました。地元の繋がりを生かして被災地復興に役立てればと思っています。

【飛嶋】 私は元裁判所書記官で、地震のときは福島家裁にいました。法的手続の知識など、自分でお役に立つことがあればと思い、法テラスに入りました。

【斉藤】 私也大槌町役場に勤めていました。学校建設を多く手掛けたのですが、関与した学校が津波にあったのは辛かったです。避難所となっている学校でお手伝いをしていましたが、もっとできることはないかと思っていたところ、出張所の話を聞きこれだと思いました。

【佐々木】 4つの出張所はいずれも弁護士のいない地域です。司法に馴染みのない方々に法テラスを知っていただくため、どのような工夫をされていますか。

【菊田】 仮設住宅を始めとして町内の家を一戸、一戸、チラシを持って声をかけて回りました。消防の頃も個別訪問していたので「今度は法テラスだよ。弁護士に無料で相談できるから、小さなことでも気軽に来てけらいん（来てください）」と説明しています。原始的ですが、田舎ではこれが一番効果的なのです。

【佐々木】 自分には相談するようなことはない、と思っている方も多いのではないですか。

【菊田】 問題に気付いていない人もいますし、敷居が高くて弁護士先生に相談なんてできないと思い込んでいる人もいます。南三陸では、「復興の第一歩は法的問題の解決から」をキャッチフレーズに、相談に来るように呼びかけています。町の広報誌

にも定期的に載せてもらっています。



南三陸出張所で配布しているチラシ

【飛嶋】一軒一軒声をかけてまわったのですか。すごいですね。

【菊田】東松島だと人口も多いし、難しいですよ。南三陸は悲しいことに町民の半数以上が仮設に暮らしているので、かえって個別訪問しやすいのですが、周辺の栗原、登米市はやはり役場の媒体が頼りです。

【佐々木】地域ごとの事情がありますよね。山元はどうですか。

【小泉】やはり、地道に歩くことが大切ですね。仮設にチラシを配るほか、人が集まりそうな場所、例えば銀行、郵便局、病院、美容院などを飛び込み営業のように回って、チラシや機関誌「ほうてらす」を置いてもらうようお願いしています。法テラスという名前自体知られていないので、最初は「怪しいものじゃありませんよ」という説明からしなければなりません。

【斉藤】やはり、直接少しずつお話するのがよいですね。待っていてはだめで、膝を交えて話さないとわかってもらえない。私は体操などの小さなことでも、機会があれば地域の集まりに顔を出すようにしていますが、最近は「法テラスさんが来た」と言ってもらえるようになりました。

【飛嶋】女川町に巡回相談に行ったときに「町役場の方はいませんよね」と念押しされたことがあります。弁護士に相談することが恥ずかしいという、

風土的なものを感じたことはありませんか。

【斉藤】それはありますね。法テラス大槌は、開所時は仮設の町役場の影に隠れていたのですが、今はその仮設庁舎がなくなって国道から丸見えになっています。来所者から、丸見えで入りにくいという声も出ています。移動相談車で巡回法律相談をするときも、車から法テラスのステッカーを外すという配慮をすることもあります。

【小泉】私も町役場に勤めていたので、受付は私がしない方がいいだろうと思っています。

【大川】被災地出張所を計画した時には、東北の人は法律相談に行くこと自体を恥ずかしがるとか、これまでの避難所巡回相談の実績などから、どれだけ相談があるのだろうかと懸念する声もありました。しかし、実績は素晴らしく、よく健闘されていると思います。これも皆様の地道な努力のおかげなのです。

【菊田】この前、中学2年生から体験就労したいという申込みがありまして、来てもらったことがあります。相談担当の弁護士の先生も協力的で、どうして弁護士になったのかといった話をしてくれて、とても勉強になったみたいですね。

【小泉】山元では、小学校の社会科見学を受け入れたことがありますよ。

【大川】それはすばらしい。まさに絶好の法教育ですね。子供さんも含めて地元から親しまれているのがよく分かります。

【菊田】南三陸では「とにかく法テラスさ来てけらいん。お茶っこ飲んでっけらいん」と言って声をかけています。出張所の近くに病院の待合バス停があるのですが、お年寄りが寒い中長時間バスを待っているんですね。うちの職員が、寒いから時間まで法テラスの中で待ったらどうですか、と言って声をかけています。中で話をしているうちに、「そんなことでも弁護士さんに相談していいんだ」ということがわかってもらえて、その後相談

に来る人もいます。

【斉藤】 やっぱ、ある程度具体的にお話をしないとわかってもらいにくいんです。こんな相談もあった、あんな相談もあったと、あまり詳細には言えませんが例を挙げて説明すると、そんな悩みなら自分も抱えているという人が多い。

【佐々木】 今はどんな相談が多いですか。

【斉藤】 大槌では相続が多いです。家事に関する相談が4割ほどでそのうち8割が相続絡みですね。

【小泉】 山元では離婚相談が多いですね。相談者は女性が圧倒的ですが、年代は様々です。

【飛嶋】 東松島でも離婚相談が多いですね。

【菊田】 南三陸では、女性の悩みごと相談も実施しているので、離婚問題はカウンセラーに相談するという選択肢もあります。



座談会の様子～右から大川、佐々木、飛嶋、小泉

【佐々木】 被災地出張所には、通常の法テラス事務所にはない各種専門家による「よろず相談」がありますね。

【斉藤】 大槌は弁護士が毎日来る訳ではないので、情報提供にとどまるとはいえ、ベテランの行政書士さんが来てくれて助かっています。

【飛嶋】 精神的に参っている方は、社会福祉士さんに話を聞いてもらい安心することも多いですね。

【小泉】 ご自分ではどの専門家にというのが分からないことも多いので、職員の方で税理士さんや司法書士さんに誘導することもあります。

【佐々木】 4月に東日本大震災特例法が施行になっ

て、何か変化はありますか。

【斉藤】 資力要件を聞かなくてよくなって、ほっとしました。

【菊田】 職員が、資力確認で来所者の若い人に激怒されるということもありましたから。

【大川】 被災地出張所は相談については敷居の高さ



座談会の様子～右から斉藤、菊田

をのりこえて相談にきていただいていると思いますが、相談が代理援助に結びつくことが少ないのはどうしてでしょうか。

【斉藤】 相談で済んでしまうことが多いのと、費用の心配があるんじゃないでしょうか。

【菊田】 病気と一緒に、自宅療養で様子見して体が動かなくなってから初めて医者に頼むという面があるのかもしれません。

【飛嶋】 弁護士さんの事情によっても違うかもしれませんが。1日7件の相談のうち4件受任した先生もいれば、距離がネックになることもあります。

【佐々木】 受任となると、費用の問題、弁護士に依頼するという心理的抵抗感、離婚での気持ちの踏ん切りなど、相談とは違ったハードルがあるようですね。受任率が高いのはどんな事件ですか。

【菊田】 多重債務は少なくなってきた感じで、家族の問題は受任に至るケースが増えています。

【小泉】 高台移転や三陸道の建設にあたり、自治体は相続登記がされている土地でないと買い取らない方針の様ですので、相続の問題は切実ですね。

【菊田】 何代も相続登記がされていなくて、弁護士

さんが頭を抱えることも多いんですよ。

【佐々木】被災地の方が今一番困っていることはなんでしょう。

【菊田】普通の家に住みたいということでしょうか。仮設住宅だと喧嘩もできず、みなストレスを抱えています。

【斉藤】平らな土地が少ないから住宅を建てられない。公営住宅がないと仮設から出られない。住居の悩みは深刻です。

【小泉】公営住宅も用地買収、造成、建築ですから、見通しが立てにくく不安ですよ。

【飛嶋】風評被害や、鰯やアイナメからも放射能が検出されたことなどの、未知数の放射能の不安もあります。

【大川】出張所の活動は、私としても学ぶことが多い。出張所というハコだけ作って人を待っていたのでは、こんなに相談に来る方もいなかったでしょう。アウトリーチと関係機関の協力による出張所の活動は、法的需要喚起の実践的な新たなモデルではないかと思います。



車内で相談もできる法テラス号

【菊田】移動相談車（法テラス号）があるのもいいですね。仮設住宅にいて歩けないおばあさんがいたのですが、弁護士が法テラス号に乗って相談に行くと、「わざわざ先生が枕元にまで来て話を聞いてくださり、ありがたい」と号泣してくれました。出張所で働いていてよかったと、出張所冥利に尽きますね。



町役場に隣接する法テラス山元

【飛嶋】私たちは、法律相談に立ち会う訳ではありませんが、相談を終えて出てくる人の表情を見ると、肩の荷を下ろせたのかどうかわかります。

【佐々木】明るい表情の方はどのくらいの割合ですか。

【小泉】8割がたでしょう。

【菊田】「相談して良かった～」と言ってもらえると、本当にうれしいものです。地域の方の弁護士さん等に対する印象も変わって、だんだんと敷居は低くなっていると思います。

【大川】それは皆さんの活動が需要を掘り起こし、敷居を低くしているのですよ。

【佐々木】被災者にとって身近な存在である皆様が、地域を回っていることの意味は大きいと思います。つなぐ役割が重要なんですね。

【菊田】法テラスは、弁護士等と住民の架け橋だと思っています。

【飛嶋】法的問題を弁護士等に相談するという風土を培う活動をしているのだと思いますが、臨時出張所なので設置期限が3年なんですよ。

【大川】仮に臨時出張所が無くなっても、みなさんが培った成果はあとに残る。それは被災地復興のためだけでないと思います。

【佐々木】本日は有意義なお話をたくさんいただき、ありがとうございました。



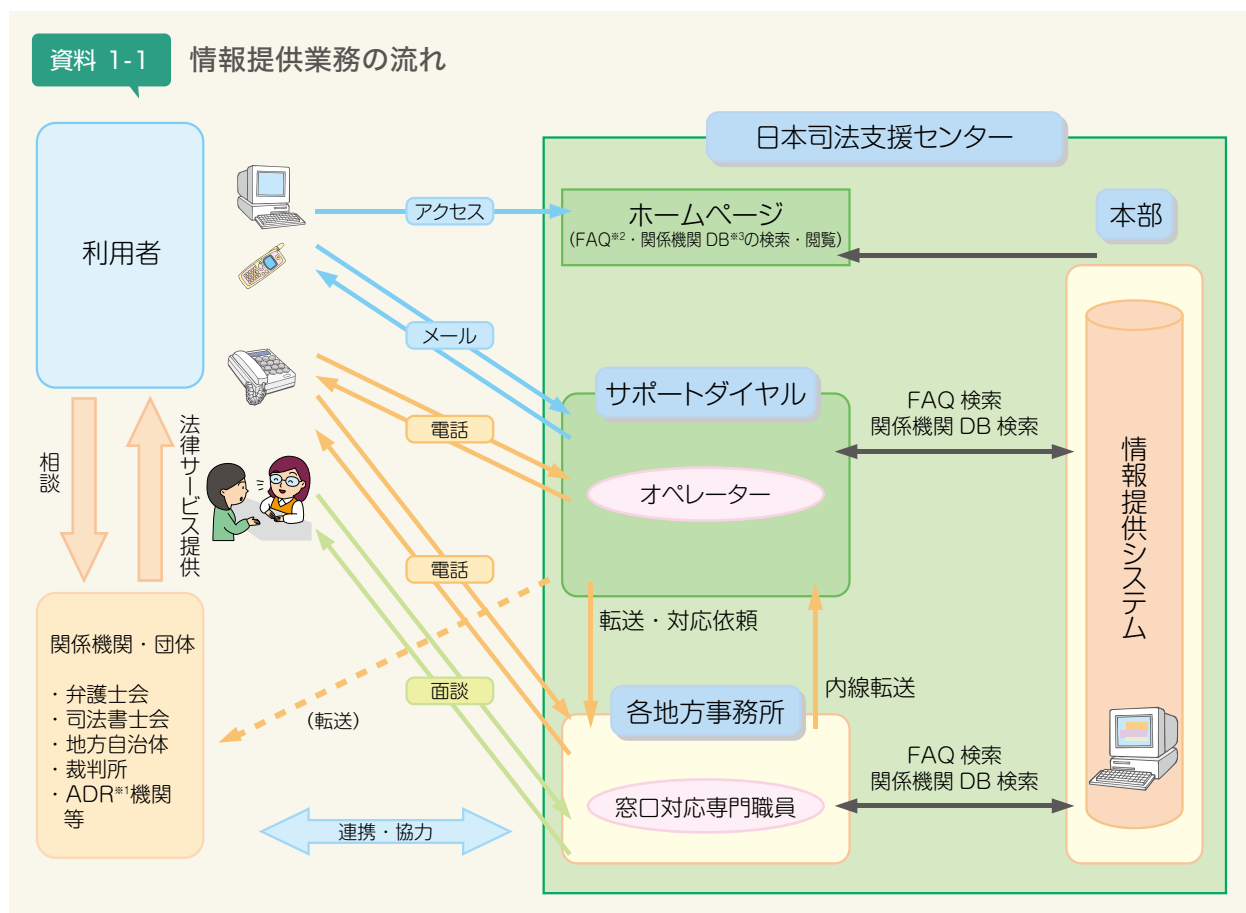
1. 情報提供業務

1-1 情報提供業務の概要

情報提供業務は、法的トラブルを抱えながらも、どこの、誰に、相談したらいいかわからない方々に対し、①裁判その他の法による紛争の解決のための制度の有効な利用に資する情報（法制度情報）及び、②弁護士、司法書士など隣接法律専門職などの業務に関する情報（関係機関・団体情報）を提供するものである。利用にあたって制限はないので、誰に対しても開かれた、司法サービスの玄関口ともいえる業務である。関係機関・団体と連携しつつ、全国统一窓口であるコールセンター（愛称：法テラス・サポートダイヤル（注）。以下、「サポートダイヤル」という）においては電話とメールで、全国各地の地方事務所においては面談と電話で、個別の問合せに対応しているが、それ以外にも、ホームページやリーフレットを利用した、一般的な情報提供も行っている（資料1-1）。

（注）コールセンターは、平成23年4月から仙台市において自主運営を始め（但し、東日本大震災の影響により、同年6月までは法テラス本部内に設けた臨時コールセンターと並行して運営をした）、これを機に、コールセンターにより親しみを持ってもらうため、コールセンターの愛称を「法テラス・サポートダイヤル」とした。ここに電話をすれば何かしらのサポートをしてもらえるのではないかといった、安心感と期待感を持って利用してほしいというイメージでこの愛称とした。

資料 1-1 情報提供業務の流れ



（注 1）ADR …裁判外紛争解決手続

（注 2）FAQ …よく質問される問題とその答え

（注 3）DB …データベース

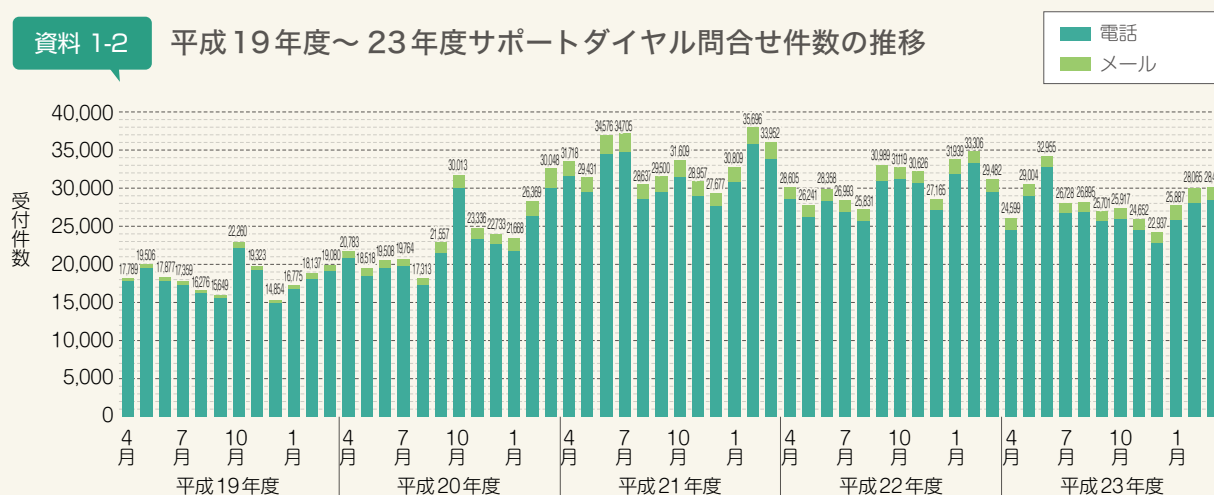
1-2 情報提供業務の問合せ件数

(1) サポートダイヤル

全国からの問合せに応じるサポートダイヤルを設け、電話とメールによる情報提供を行っている。電話受付時間は平日午前9時から午後9時まで、土曜日は午前9時から午後5時までとして、お勤めの方も利用しやすいようにしている。サポートダイヤルでは、法的問題や電話対応の研修を積んだオペレーターが対応している。また、サポートダイヤルに寄せられた問合せ等を集計・分析し、関係機関への情報提供及びホームページからの情報発信等に活用している。

平成19年度から23年度までのサポートダイヤルへの問合せ件数の推移は、資料1-2のとおりである。業務開始月（平成18年10月）は報道が集中したため、多数の問合せが寄せられたが、その後、件数は落ち着いていた。平成20年2月のホームページリニューアルにともない、件数は上向き傾向となり、平成20年10月以降は、報道や広報活動の影響で問合せが一気に増加した。平成21年6月には、メールも合わせると開業月の問合せ件数を超え、さらに、平成22年2月には、累計利用件数が100万件を突破した。平成24年3月31日現在で、累計件数が約175万件となっており、平成24年度中には、累計200万件を突破する見込みである。

資料 1-2 平成19年度～23年度サポートダイヤル問合せ件数の推移



(注) 棒線グラフ上部の数値は、電話による問合せ件数である。メール及び合計の件数については、【資料1-3】を参照。

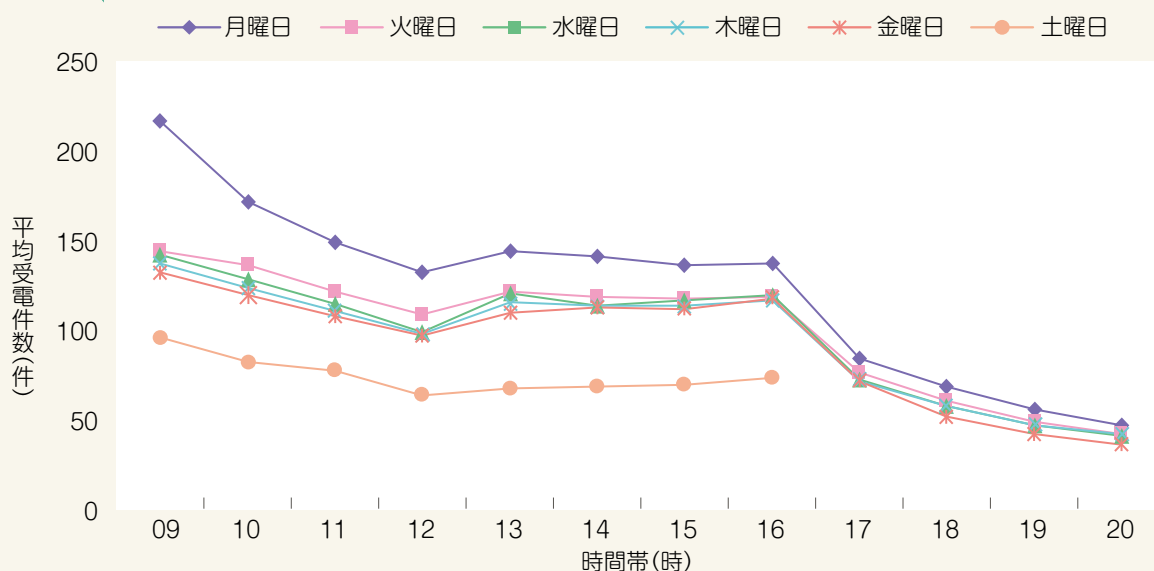
サポートダイヤルへの問合せ件数を、平成19年度から23年度までの間で月別に比較したのが、資料1-3である。平成22年度と23年度とを比較すると、5月、6月、8月は、23年度が22年度を上回っているが、それ以外は、前年度を下回っており、全体として、23年度は、22年度より件数が減少している。

資料 1-3 平成19年度～23年度サポートダイヤル問合せ件数

	平成19年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電話	17,789	19,506	17,877	17,359	16,276	15,649	22,260	19,323	14,854	16,775	18,137	19,080	214,885
メール	399	487	408	424	333	345	616	435	364	479	746	806	5,842
合計	18,188	19,993	18,285	17,783	16,609	15,994	22,876	19,758	15,218	17,254	18,883	19,886	220,727
前年同月比（電話）							63.1%	82.6%	86.5%	97.7%	112.9%	101.3%	
前年同月比（メール）							—	—	—	145.1%	211.9%	199.0%	
前年同月比（合計）							64.8%	84.4%	88.6%	100.3%	115.0%	103.4%	
	平成20年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電話	20,783	18,518	19,508	19,764	17,313	21,557	30,013	23,336	22,733	21,668	26,369	30,048	271,610
メール	921	931	973	920	828	1,323	1,724	1,412	1,218	1,763	1,858	2,416	16,287
合計	21,704	19,449	20,481	20,684	18,141	22,880	31,737	24,748	23,951	23,431	28,227	32,464	287,897
前年同月比（電話）	116.8%	94.9%	109.1%	113.9%	106.4%	137.8%	134.8%	120.8%	153.0%	129.2%	145.4%	157.5%	
前年同月比（メール）	230.8%	191.2%	238.5%	217.0%	248.6%	383.5%	279.9%	324.6%	334.6%	368.1%	249.1%	299.8%	
前年同月比（合計）	119.3%	97.3%	112.0%	116.3%	109.2%	143.1%	138.7%	125.3%	157.4%	135.8%	149.5%	163.3%	
	平成21年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電話	31,718	29,431	34,576	34,705	28,637	29,500	31,609	28,957	27,677	30,809	35,696	33,952	377,267
メール	1,915	1,972	2,399	2,348	1,931	1,961	2,104	1,946	1,673	1,945	2,313	2,067	24,574
合計	33,633	31,403	36,975	37,053	30,568	31,461	33,713	30,903	29,350	32,754	38,009	36,019	401,841
前年同月比（電話）	152.6%	158.9%	177.2%	175.6%	165.4%	136.8%	105.3%	124.1%	121.7%	142.2%	135.4%	113.0%	
前年同月比（メール）	207.9%	211.8%	246.6%	255.2%	233.2%	148.2%	122.0%	137.8%	137.4%	110.3%	124.5%	85.6%	
前年同月比（合計）	155.0%	161.5%	180.5%	179.1%	168.5%	137.5%	106.2%	124.9%	122.5%	139.8%	134.7%	111.0%	
	平成22年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電話	28,605	26,241	28,358	26,993	25,831	30,989	31,119	30,626	27,165	31,939	33,306	29,482	350,654
メール	1,627	1,592	1,541	1,507	1,473	2,015	1,551	1,567	1,352	1,797	1,669	1,779	19,470
合計	30,232	27,833	29,899	28,500	27,304	33,004	32,670	32,193	28,517	33,736	34,975	31,261	370,124
前年同月比（電話）	90.2%	89.2%	82.0%	77.8%	90.2%	105.0%	98.4%	105.8%	98.2%	103.7%	93.3%	86.8%	
前年同月比（メール）	85.0%	80.7%	64.2%	64.2%	76.3%	102.8%	73.7%	80.5%	80.8%	92.4%	72.2%	86.1%	
前年同月比（合計）	89.9%	88.6%	80.9%	76.9%	89.3%	104.9%	96.9%	104.2%	97.2%	103.0%	92.0%	86.8%	
	平成23年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電話	24,599	29,004	32,955	26,728	26,895	25,701	25,917	24,652	22,937	25,887	28,065	28,441	321,781
メール	1,459	1,497	1,365	1,222	1,289	1,323	1,336	1,361	1,229	1,858	1,893	1,721	17,553
合計	26,058	30,501	34,320	27,950	28,184	27,024	27,253	26,013	24,166	27,745	29,958	30,162	339,334
前年同月比（電話）	86.0%	110.5%	116.2%	99.0%	104.1%	82.9%	83.3%	80.5%	84.4%	81.1%	84.3%	96.5%	
前年同月比（メール）	89.7%	94.0%	88.6%	81.1%	87.5%	65.7%	86.1%	86.9%	90.9%	103.4%	113.4%	96.7%	
前年同月比（合計）	86.2%	109.6%	114.8%	98.1%	103.2%	81.9%	83.4%	80.8%	84.7%	82.2%	85.7%	96.5%	

平成23年度におけるサポートダイヤル時間帯・曜日別受電件数は資料1-4のとおりである。昼休みの時間帯（12時～13時）、夜間の時間帯（午後5時以降）及び土曜日に受電が少ない。この時間帯にも対応していることの更なる周知が必要である。

資料 1-4 平成23年度サポートダイヤル時間帯・曜日別受電件数

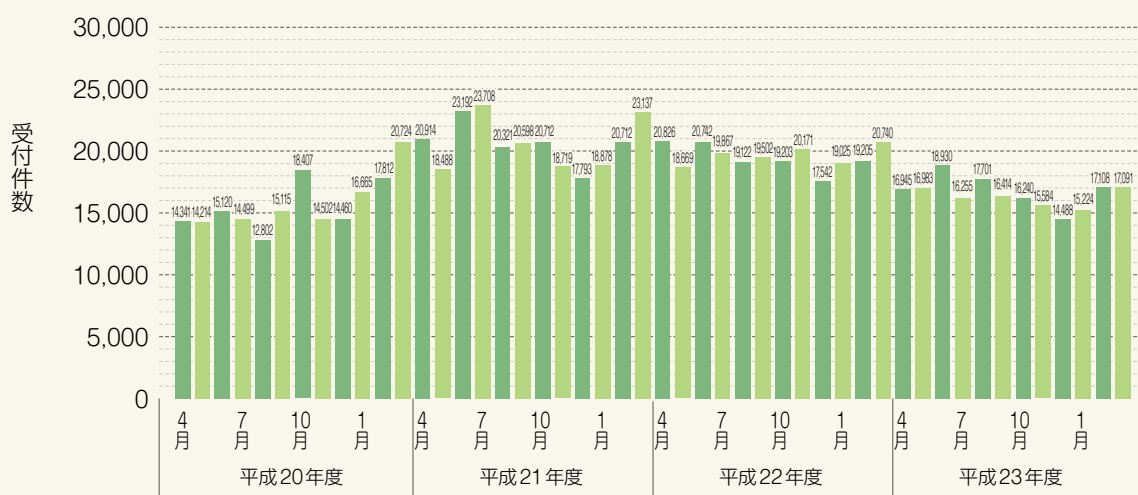


(注1) 平成23年3月14日(月)から同年5月13日(金)までは、東日本大震災の影響のため午後5時以降業務を行っていない。
 (注2) 平成23年6月30日(木)までは、震災対応のため本部内に設置した臨時コールセンターと並行稼働、平成23年7月1日(金)からはサポートダイヤルで単独稼働開始。

(2) 地方事務所

地方事務所では、支部も含め全国61か所に窓口対応専門職員を配置し、窓口対応専門職員と地方事務所職員とで、面談と電話により問合せに対応している。窓口対応専門職員は、消費生活相談関係の有資格者、裁判所のOBなどが多い。平成20年度以降の地方事務所全体の問合せ件数の推移は、資料1-5のとおりである。

資料 1-5 平成20年度～23年度地方事務所問合せ件数の推移



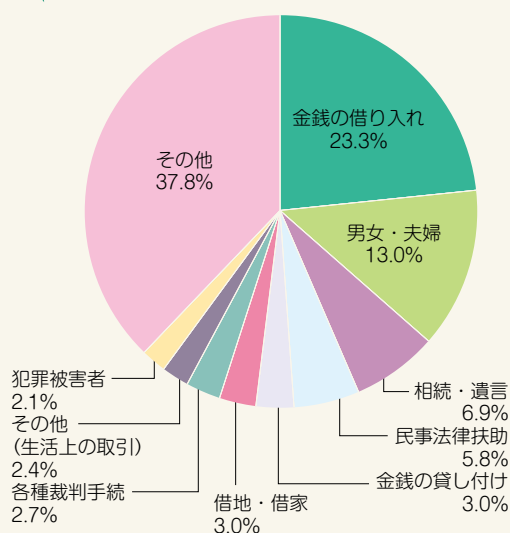
(注) 平成20年度から、新しい情報提供システムを導入し、全国統一基準で統計を取ることが可能となったため、地方事務所についての統計は、平成20年度分から掲載している。

1-3 情報提供業務の問合せの傾向

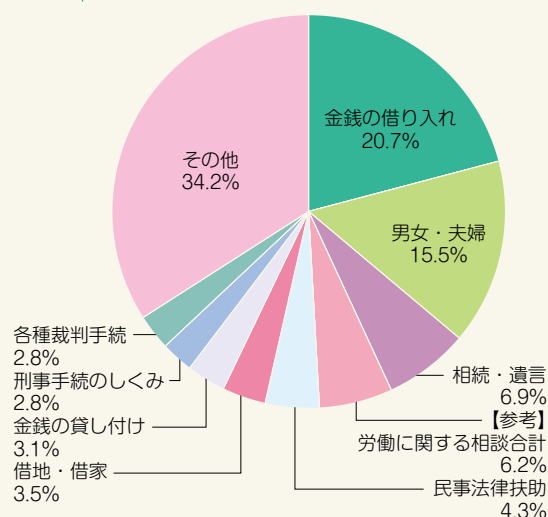
(1) サポートダイヤル

サポートダイヤルにおける平成19年度以降の相談分野別内訳は、資料1-6のとおりである。平成19年度から23年度の問合せ分野別内訳を比較すると、平成22年度までは金銭の借り入れ（多重債務など）、男女・夫婦（離婚など）の順となっていたが、金銭の借り入れに関する問合せの割合が徐々に減少する一方で、男女・夫婦が増加し、平成23年度には逆転して、男女・夫婦、金銭の借り入れの順になっている。そのほか、平成23年度は、特に労働に関する問合せが増加しており、社会経済情勢が反映されているのではないかと考えられる。

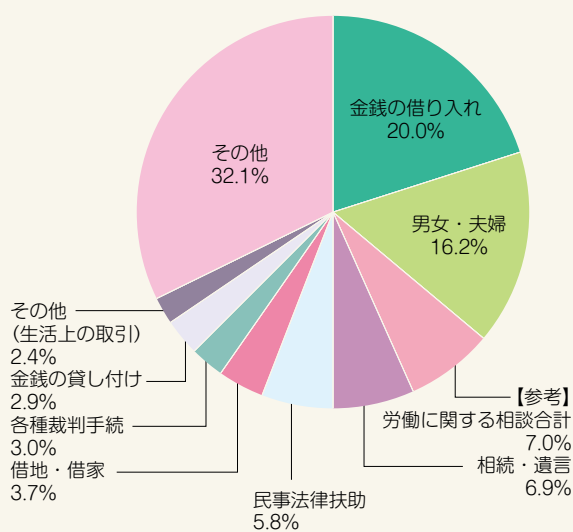
資料 1-6-1 平成19年度問合せ分野別内訳



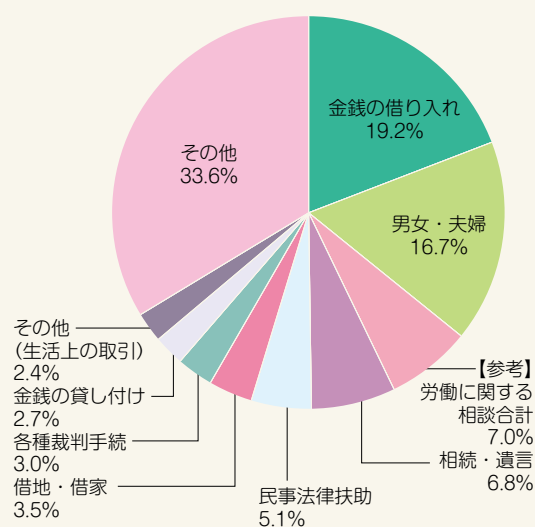
資料 1-6-2 平成20年度問合せ分野別内訳



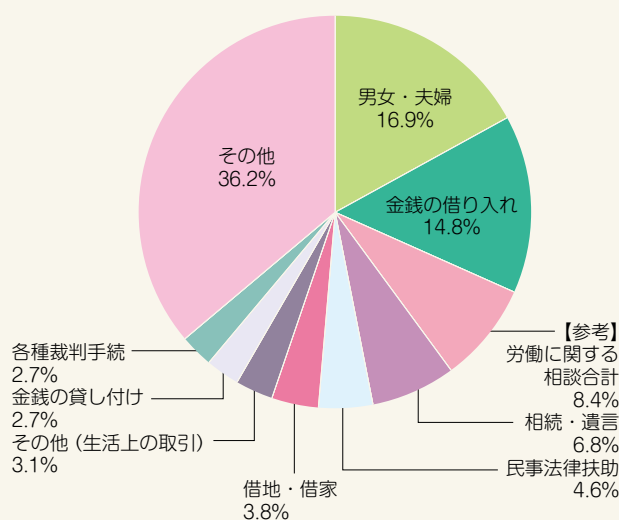
資料 1-6-3 平成21年度問合せ分野別内訳



資料 1-6-4 平成22年度問合せ分野別内訳

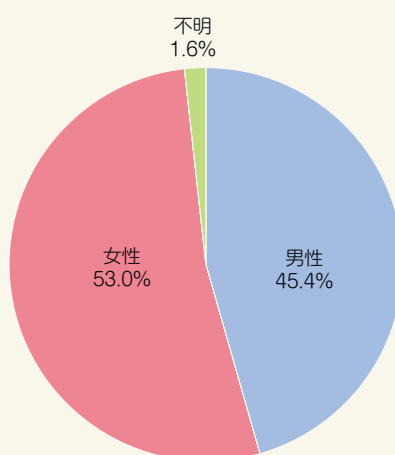


資料 1-6-5 平成23年度問合せ分野別内訳



平成23年度におけるサポートダイヤル利用者の男女比は、資料1-7のとおりである。女性の利用者が男性より約8ポイント多い。問合せ分野ごとの男女比は資料1-8のとおりである。男女・夫婦、相続・遺言、高齢者・障害者、子どもなど家族関係に関する相談は女性からの問合せが多く、労働に関する問合せ（定年・退職・解雇、賃金・退職金等）、各種裁判手続、損害賠償、インターネット取引、犯罪・刑事事件、人身事故、民事上の問題は男性の比率が高くなっている。

資料 1-7 平成23年度サポートダイヤル利用者男女比



資料 1-8 平成 23 年度サポートダイヤルにおける問合せ分野別男女比（上位 30 分野）

No	相談分野	件数			割合		
		合計			合計	分野別男女比 ^(注2)	
			男性	女性		男性	女性
1	男女・夫婦	56,180	15,651	40,529	16.9%	27.9%	72.1%
2	金銭の借り入れ	49,390	26,164	23,226	14.8%	53.0%	47.0%
3	【参考】労働に関する問合せ合計 ^(注1)	27,894	15,040	12,854	8.4%	53.9%	46.1%
4	相続・遺言	22,815	8,252	14,563	6.8%	36.2%	63.8%
5	民事法律扶助	15,419	7,326	8,093	4.6%	47.5%	52.5%
6	借地・借家	12,496	6,277	6,219	3.7%	50.2%	49.8%
7	その他（生活上の取引）	10,484	5,395	5,089	3.1%	51.5%	48.5%
8	金銭の貸し付け	9,051	4,646	4,405	2.7%	51.3%	48.7%
9	各種裁判手続	9,000	5,158	3,842	2.7%	57.3%	42.7%
10	犯罪被害者	6,449	3,083	3,366	1.9%	47.8%	52.2%
11	定年・退職・解雇	5,921	3,136	2,785	1.8%	53.0%	47.0%
12	高齢者・障害者	5,502	2,063	3,439	1.7%	37.5%	62.5%
13	賃金・退職金	4,926	3,139	1,787	1.5%	63.7%	36.3%
14	子ども	4,589	1,375	3,214	1.4%	30.0%	70.0%
15	弁護士	4,449	2,076	2,373	1.3%	46.7%	53.3%
16	いじめ・嫌がらせ	4,380	2,133	2,247	1.3%	48.7%	51.3%
17	生活福祉	4,311	2,310	2,001	1.3%	53.6%	46.4%
18	その他の法律事務	3,840	1,883	1,957	1.2%	49.0%	51.0%
19	刑事手続のしくみ	3,711	2,000	1,711	1.1%	53.9%	46.1%
20	損害賠償	3,543	1,967	1,576	1.1%	55.5%	44.5%
21	情報提供	3,409	1,746	1,663	1.0%	51.2%	48.8%
22	インターネット取引	3,088	1,930	1,158	0.9%	62.5%	37.5%
23	その他（法テラス）	2,739	1,446	1,293	0.8%	52.8%	47.2%
24	その他（犯罪・刑事事件）	2,583	1,436	1,147	0.8%	55.6%	44.4%
25	人身事故	2,545	1,433	1,112	0.8%	56.3%	43.7%
26	その他（家族）	2,396	771	1,625	0.7%	32.2%	67.8%
27	犯罪の成否	2,329	1,380	949	0.7%	59.3%	40.7%
28	民事上の問題	2,214	1,237	977	0.7%	55.9%	44.1%
29	その他（住まい・不動産）	2,040	1,067	973	0.6%	52.3%	47.7%
30	その他（会社）	1,945	1,334	611	0.6%	68.6%	31.4%

（注 1）「【参考】労働に関する問合せ合計」は、表中の「定年・退職・解雇」「賃金・退職金」の件数に加え、「職場」「福祉」「保険」といった問合せ分野の中で労働に関連した件数分も含む。

（注 2）資料 1- 7 に示した、利用者の男女比（男性 45.4%、女性 53.0%）と比較して、男性からの問合せが 10 ポイント以上多い（55.4% 以上）分野を青色、女性からの問合せが 10 ポイント以上多い分野（63.0% 以上）を赤色で表示した。

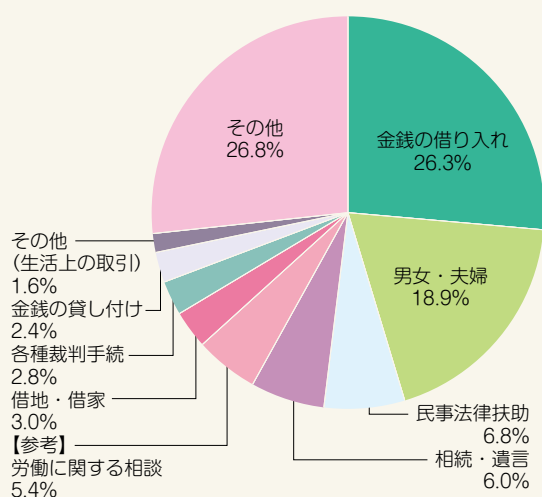
(2) 地方事務所

平成22年度、平成23年度の地方事務所における問合せ分野別内訳は、資料1-9のとおりである。平成22年度と平成23年度を比較すると、金銭の借入れが約5ポイント減少している一方で、男女・夫婦が若干増加している。

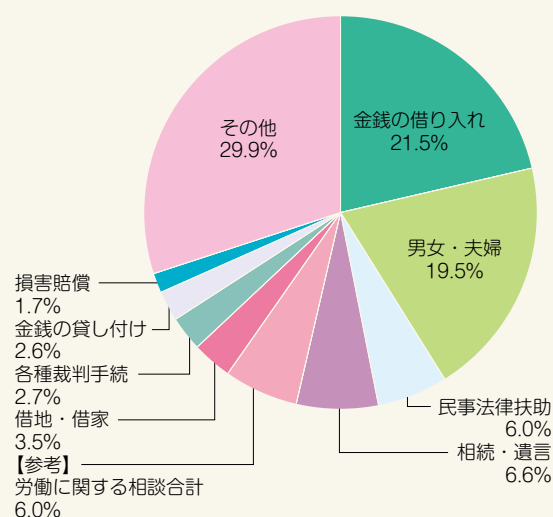
平成23年度の問合せ分野別内訳の順位としては、サポートダイヤルと異なり、金銭の借入れ、男女・夫婦の順となっている。また、サポートダイヤルでは、金銭の借入れ、男女・夫婦の合計の割合が全体の約30%であるのに比べて、地方事務所では、金銭の借入れ、男女・夫婦の合計の割合が全体の約40%となっているのが特徴である。また、民事法律扶助の比率が、サポートダイヤルより高い。

地方事務所利用者の男女比は、資料1-10のとおりである。女性の利用者が男性より約6%程度多い。

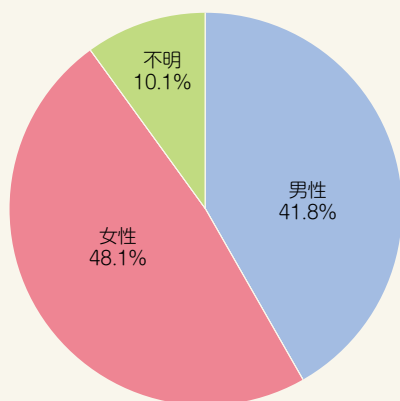
資料 1-9-1 平成22年度地方事務所
問合せ分野別内訳



資料 1-9-2 平成23年度地方事務所
問合せ分野別内訳



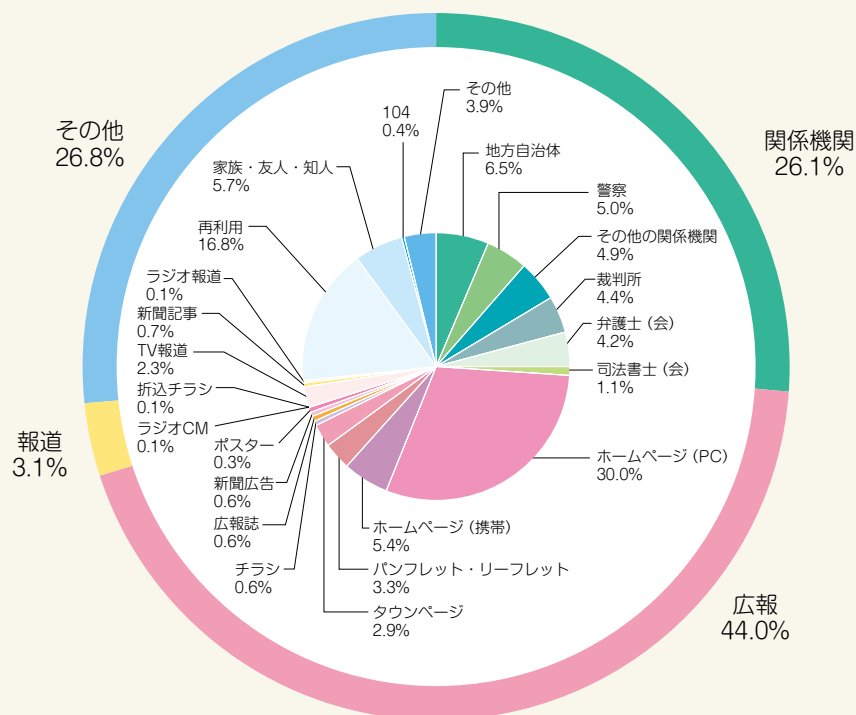
資料 1-10 平成23年度地方事務所
利用者男女比



1-4 情報提供業務の認知媒体 (サポートダイヤル、地方事務所)

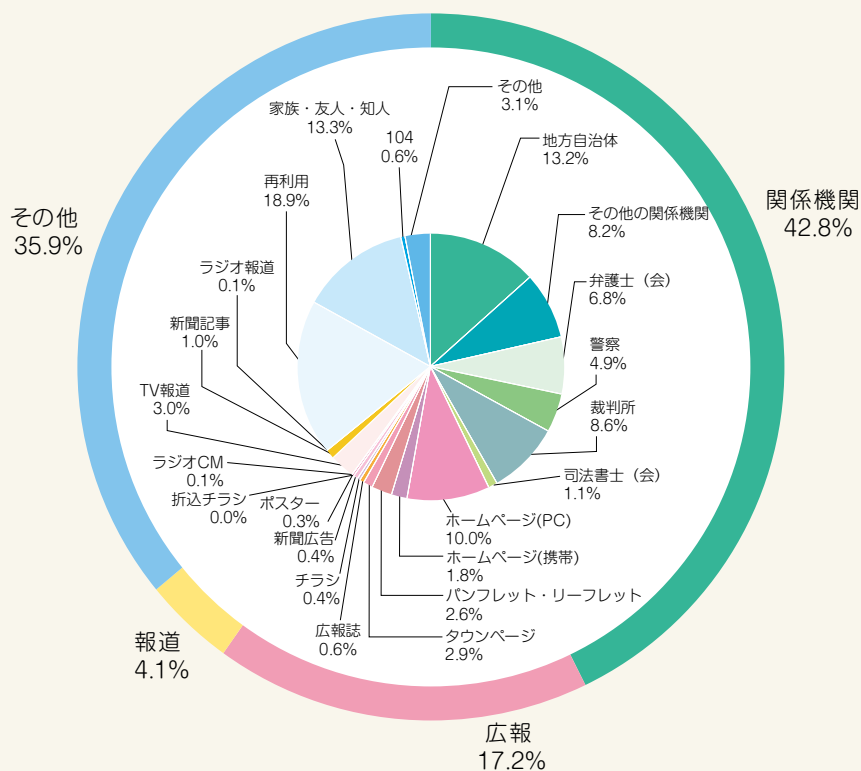
平成23年度のサポートダイヤルにおける法テラスの認知媒体別内訳は、資料1-11のとおりである。ホームページの割合が最も高くなっているが、これは、何らかの法的トラブルを抱えた方が情報を求めてインターネットを検索した結果、法テラスのホームページを閲覧するケースが多く、ホームページの閲覧が利用に直結しやすいためと考えられる。

資料 1-11 平成23年度サポートダイヤル認知媒体別内訳



平成23年度の地方事務所における法テラスの認知媒体別内訳は、資料1-12のとおりである。地方事務所は、関係機関からの紹介が約43%と多く、中でも自治体や裁判所などから地方事務所を紹介されるケースが多い。自治体の各種窓口担当者、自治体の無料法律相談を行った弁護士、裁判所書記官からの紹介など、一度他機関を利用した後に地方事務所を紹介されているものと思われる。

資料 1-12 平成23年度地方事務所認知媒体別内訳



サポートダイヤル認知媒体を男女比で見たものが資料1-13である。サポートダイヤル利用者の男女比（男性：女性が45：55）に照らし合わせても、地方自治体、パンフレット・リーフレット、タウンページ、広報誌、折込チラシ、口コミ（家族・友人・知人）については、女性の比率が高く、ラジオ（CM及び報道）については、男性の比率が高い。

資料 1-13 平成23年度サポートダイヤル認知媒体別男女比

認知媒体	件数			割合		
	合計	男性	女性	合計	媒体別男女比	
					男性	女性
関係機関	62,233	28,140	34,093	26.1%	45.2%	54.8%
地方自治体	15,483	5,653	9,830	6.5%	36.5%	63.5%
警察	11,884	6,094	5,790	5.0%	51.3%	48.7%
その他の関係機関	11,745	5,328	6,417	4.9%	45.4%	54.6%
裁判所	10,364	4,434	5,930	4.3%	42.8%	57.2%
弁護士（会）	10,114	5,183	4,931	4.2%	51.2%	48.8%
司法書士（会）	2,643	1,448	1,195	1.1%	54.8%	45.2%
広報	104,853	48,014	56,839	44.0%	45.8%	54.2%
ホームページ(PC)	71,647	35,182	36,465	30.1%	49.1%	50.9%
ホームページ(携帯)	12,871	5,543	7,328	5.4%	43.1%	56.9%
パンフレット・リーフレット	7,926	2,946	4,980	3.3%	37.2%	62.8%
タウンページ	6,993	2,240	4,753	2.9%	32.0%	68.0%
チラシ	1,430	583	847	0.6%	40.8%	59.2%
広報誌	1,405	367	1,038	0.6%	26.1%	73.9%
新聞広告	1,336	550	786	0.6%	41.2%	58.8%
ポスター	832	395	437	0.3%	47.5%	52.5%
ラジオCM	242	145	97	0.1%	59.9%	40.1%
折込チラシ	171	63	108	0.1%	36.8%	63.2%
報道	7,429	3,144	4,285	3.1%	42.3%	57.7%
TV報道	5,439	2,295	3,144	2.3%	42.2%	57.8%
新聞記事	1,763	728	1,035	0.7%	41.3%	58.7%
ラジオ報道	227	121	106	0.1%	53.3%	46.7%
その他	63,878	27,657	36,221	26.8%	43.3%	56.7%
再利用	40,034	18,545	21,489	16.8%	46.3%	53.7%
家族・友人・知人	13,590	4,836	8,754	5.7%	35.6%	64.4%
104	1,062	376	686	0.4%	35.4%	64.6%
その他	9,192	3,900	5,292	3.9%	42.4%	57.6%
合計	238,393	106,955	131,438	100.0%	44.9%	55.1%

（注）認知媒体件数は任意で聞き取りを行った。

1-5 情報提供業務の利用者の地域分布

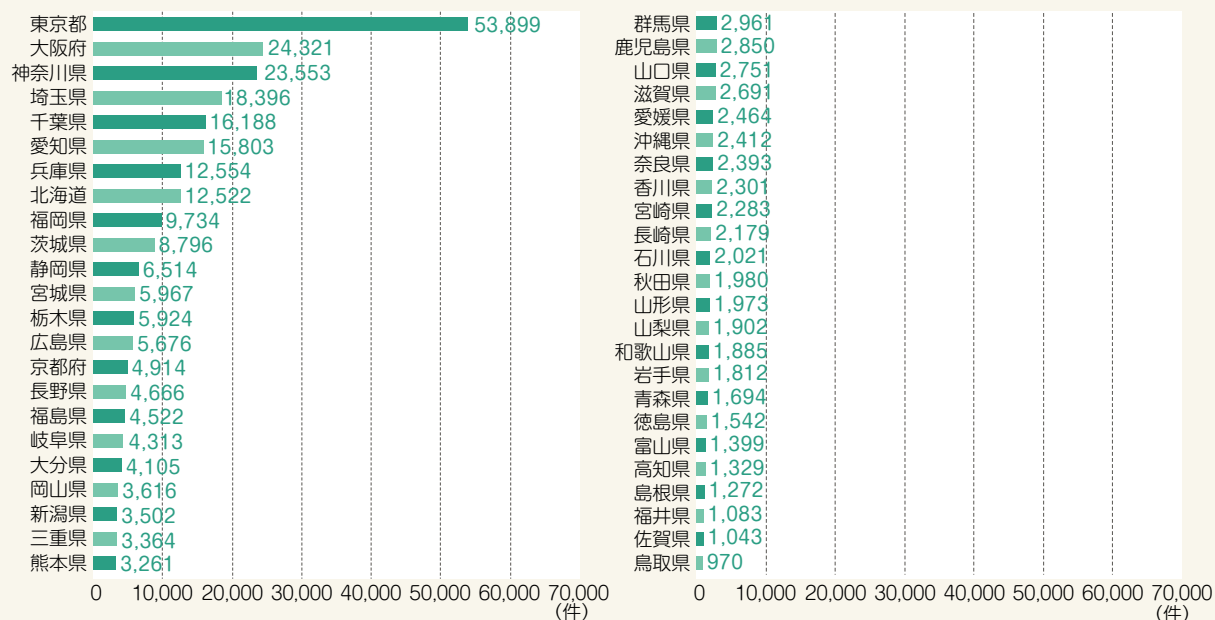
(1) サポートダイヤル

平成23年度の都道府県別サポートダイヤル問合せ件数は、資料1-14のとおりである。東京、大阪をはじめとする大都市圏での利用が多い。

また、人口1万人あたりの問合せ件数（都道府県別）は、資料1-15のとおりである。人口比としても東京が突出して多く、ついで大分、茨城、栃木、大阪となっている。

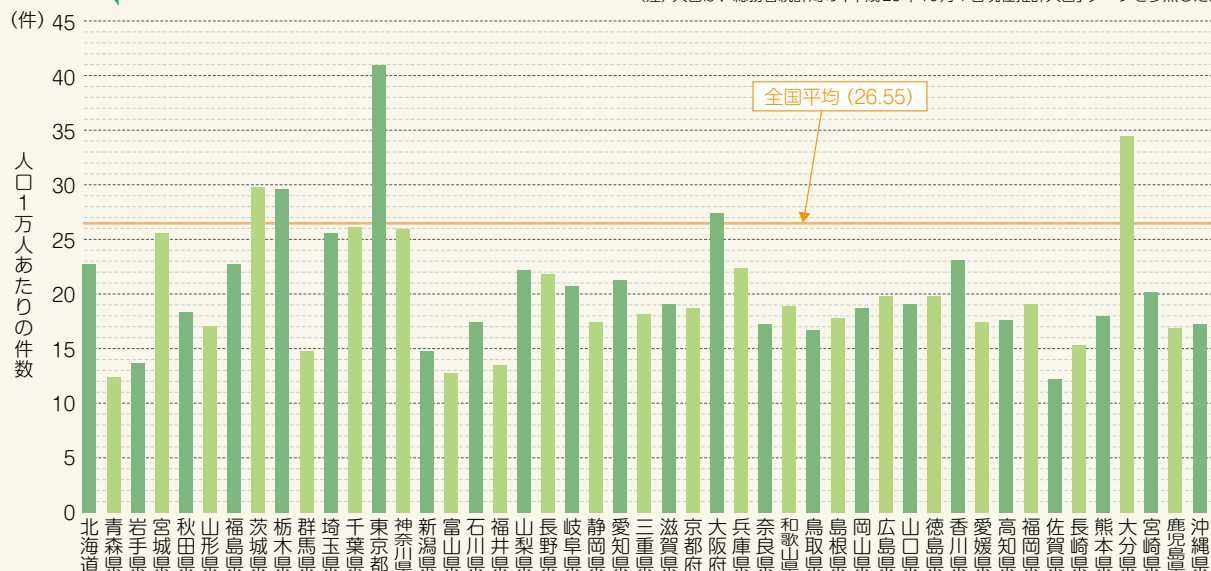
なお、法テラスの情報提供業務においては、基本的に匿名で問合せに応じているので、居住地域の聞き取りは必ずしも行っていないが、最寄りの相談機関を紹介する際には居住地域を確認している。

資料 1-14 平成23年度都道府県別サポートダイヤル問合せ件数



資料 1-15 平成23年度人口1万人あたりサポートダイヤル問合せ件数（都道府県別）

（注）人口は、総務省統計局の「平成23年10月1日現在推計人口」データを参照した。

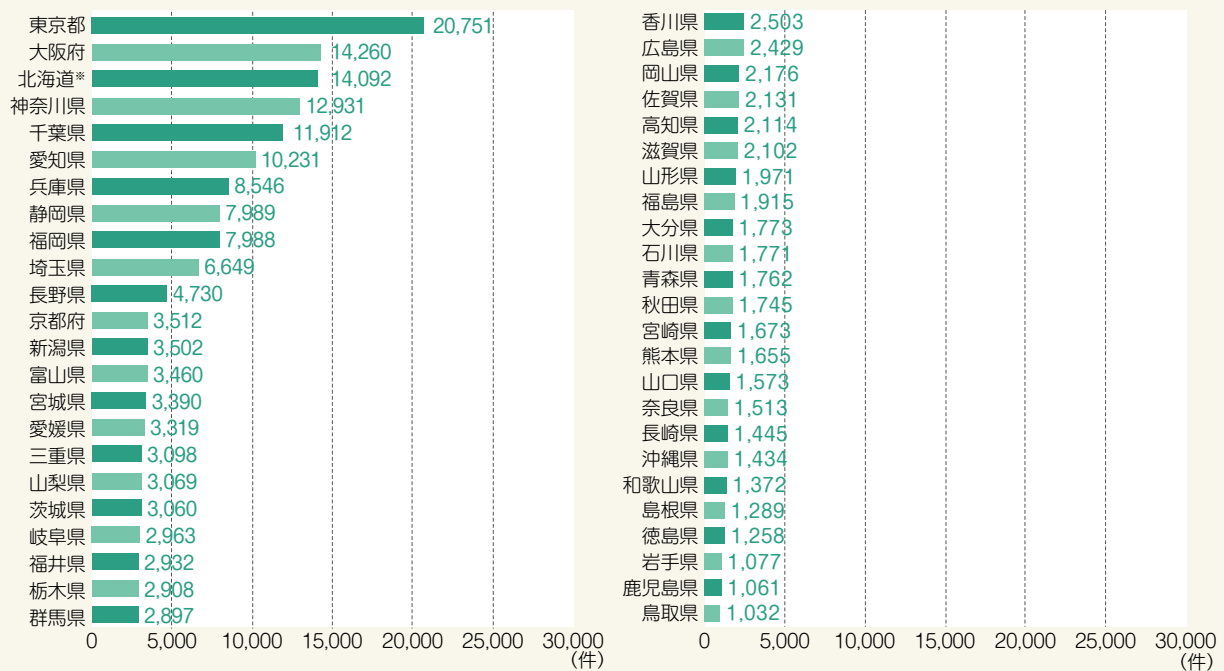


(2) 地方事務所

平成23年度の地方事務所ごとの問合せ件数は、資料1-16のとおりである。

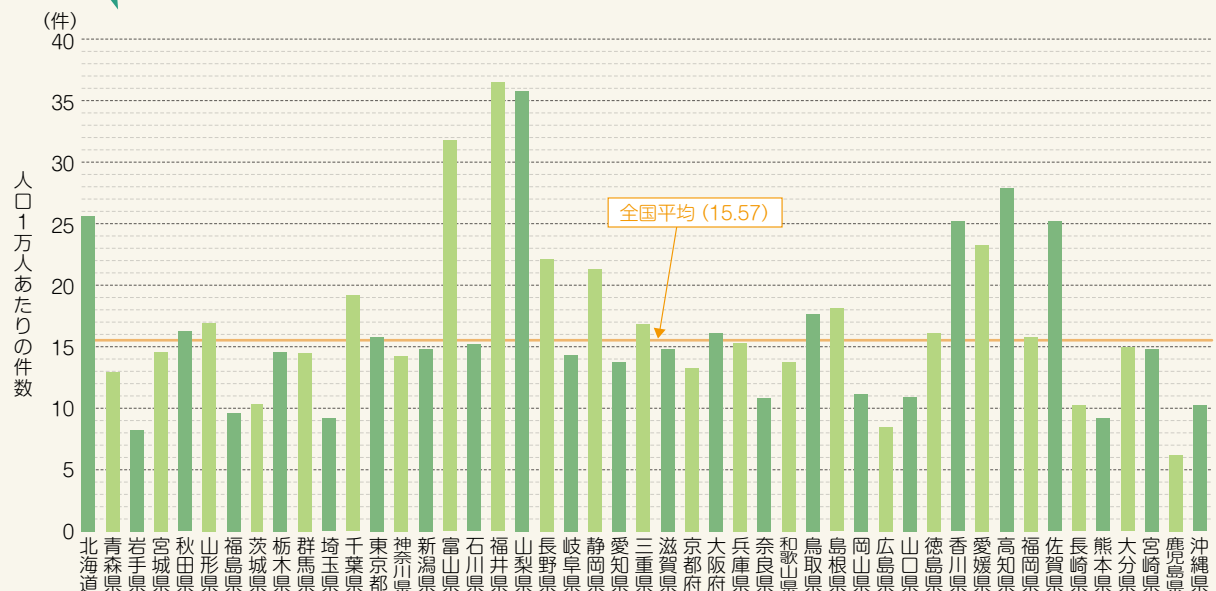
また、人口1万人あたりの問合せ件数（都道府県別）は、資料1-17のとおりである。福井、山梨をはじめとして、地方都市の件数が多い。

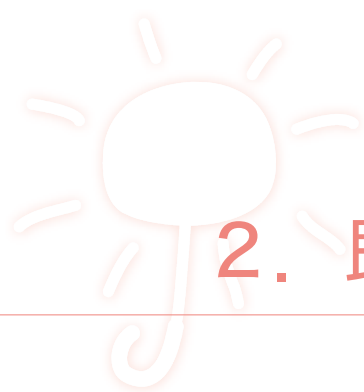
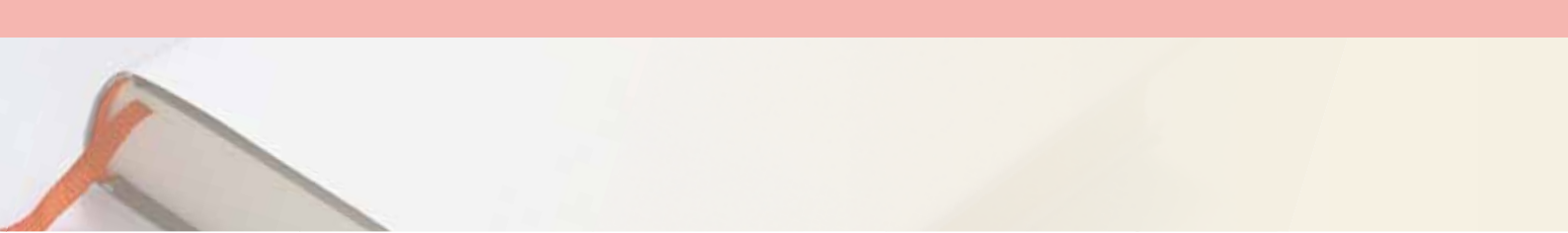
資料 1-16 平成23年度地方事務所ごとの問合せ件数（電話・面談の合計数）



(注) 北海道は札幌 (6,937)、函館 (1,628)、旭川 (2,168)、釧路 (3,359) の合計

資料 1-17 平成23年度人口1万人あたり都道府県別問合せ件数（電話・面談の合計数）

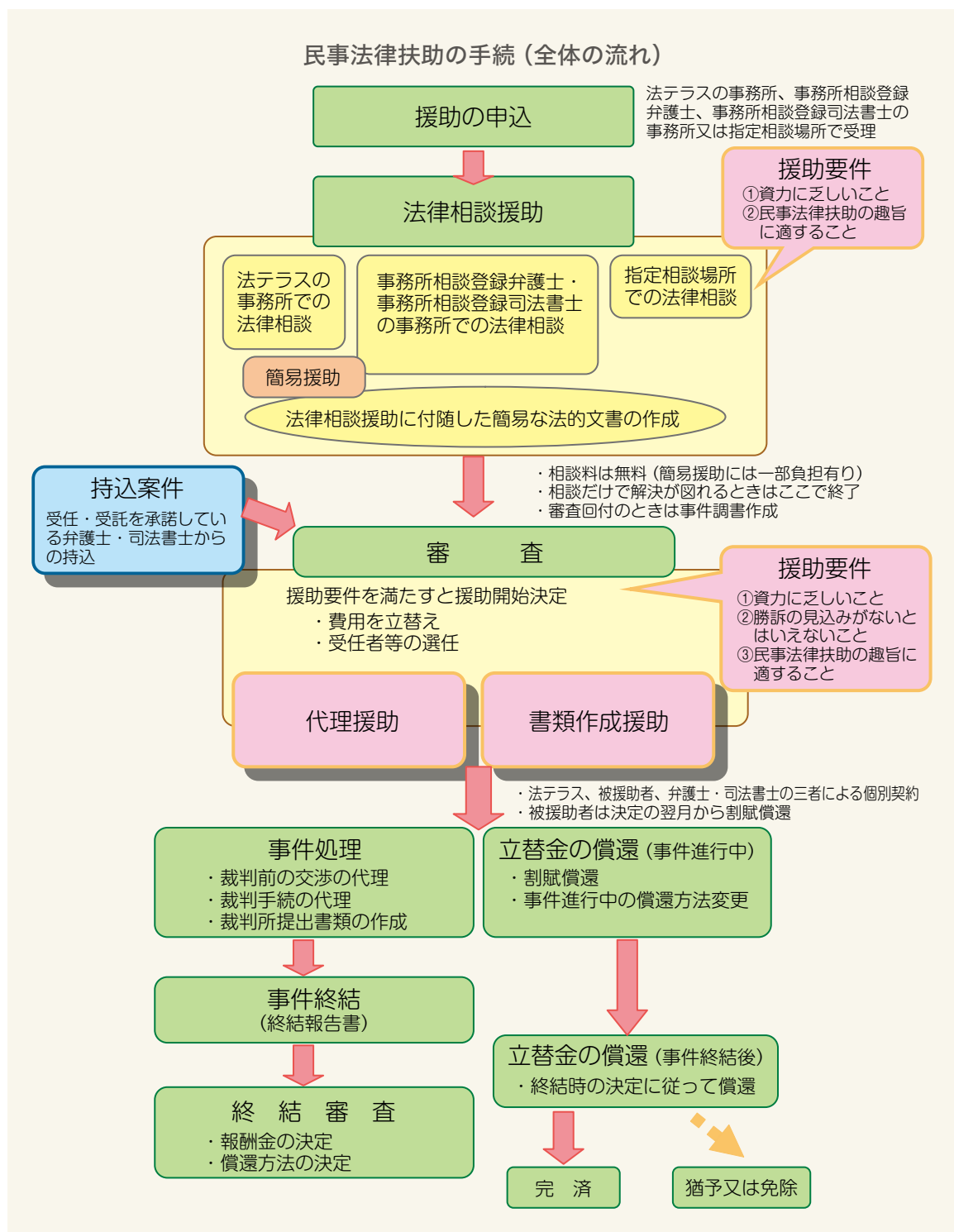




2. 民事法律扶助業務

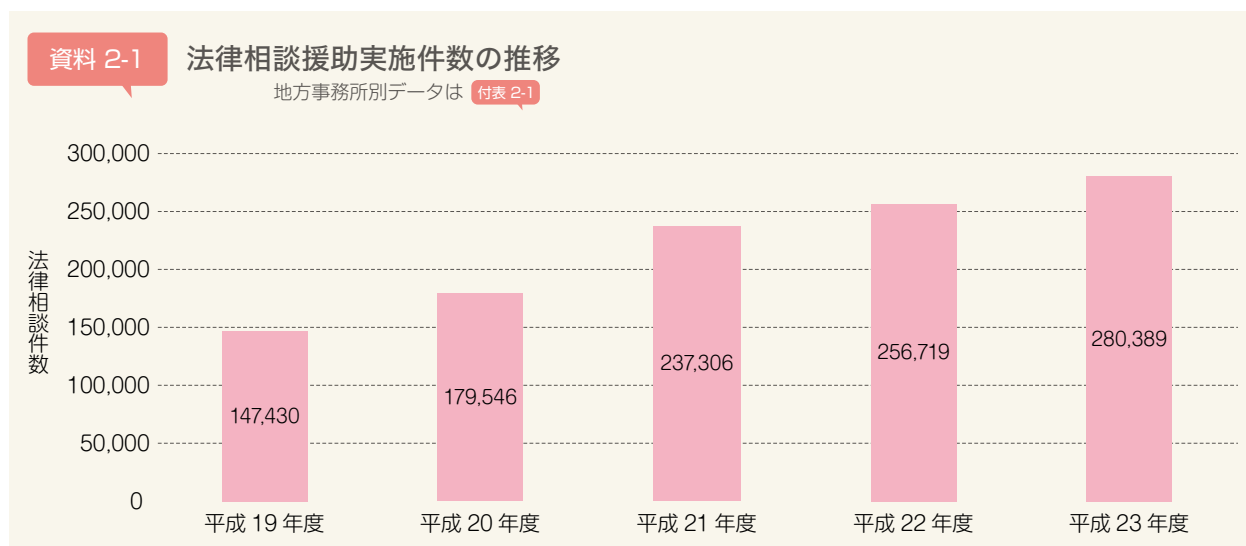
2-1 民事法律扶助業務の概要

民事法律扶助業務とは、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判等手続の準備及び追行のための弁護士又は司法書士の費用等の立替えを行う（代理援助、書類作成援助）業務である。法律相談援助は、法テラスの事務所のほか、法テラスに登録した事務所相談登録弁護士・司法書士の事務所等でも行っている。

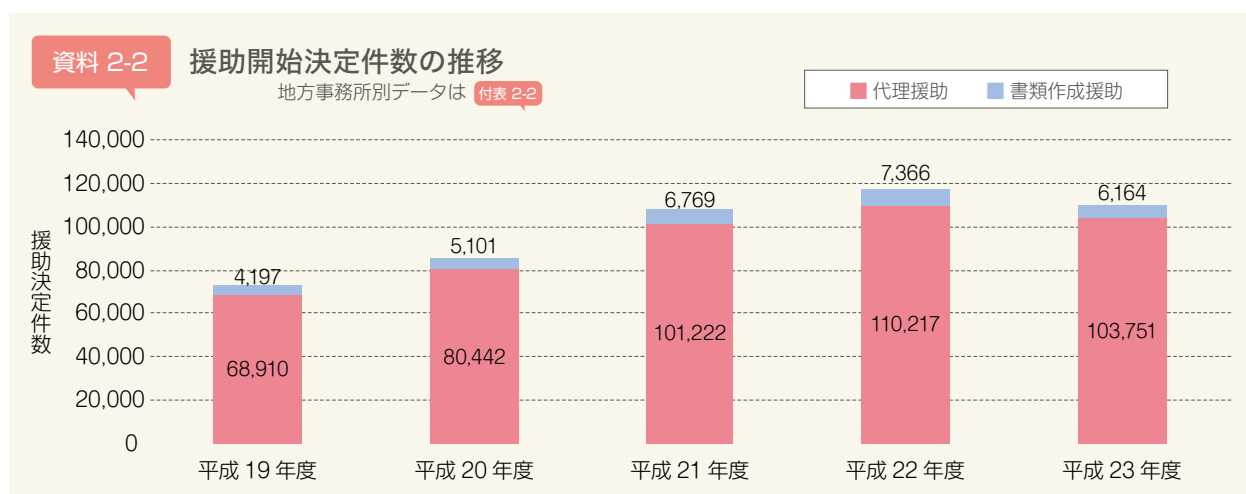


2-2 民事法律扶助業務の状況

法律相談援助実施件数は、平成19年度147,430件、平成20年度179,546件（前年度比21.8%増）、平成21年度237,306件（同32.2%増）、平成22年度256,719件（同8.2%増）、平成23年度280,389件（同9.2%増）であり、いずれも前年度の実績と比べて増加した。平成21年度以降は常に20万件を超えており、毎年度約20,000件の増加がみられる傾向にある。



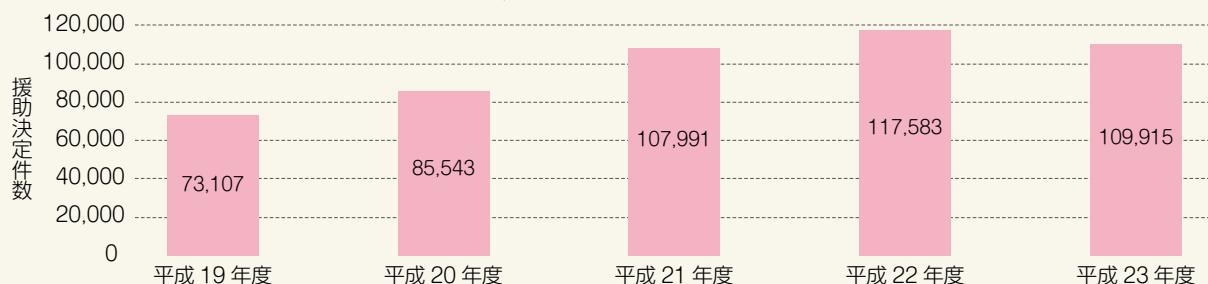
代理援助開始決定件数は、平成19年度 68,910件、平成20年度80,442件（前年度比16.7%増）、平成21年度101,222件（同25.8%増）、平成22年度110,217件（同8.9%増）、平成23年度103,751件（同5.9%減）、書類作成援助開始決定件数は、平成19年度4,197件、平成20年度5,101件（同21.5%増）、平成21年度6,769件（同32.7%増）、平成22年度7,366件（同8.8%増）、平成23年度6,164件（同16.3%減）であり、平成22年度までは前年度の実績と比べて増加してきたが、平成23年度において初めて前年度を下回った。



援助開始決定件数が前年度と比較して減少に転じたのは平成23年度が初めてであり、特に岩手、宮城、福島、茨城の減少率が高いことから、この間の多重債務事件の減少傾向と併せて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響が一因として考えられる。

資料 2-3 最近5年間の援助開始決定件数の推移

地方事務所別データは 付表 2-3

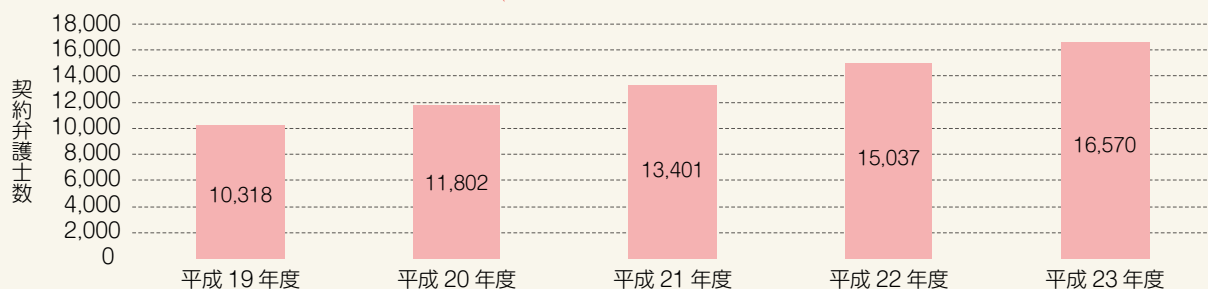


2-3 契約弁護士・司法書士数の推移

法テラスでは、民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・司法書士の確保に努めている。平成19年度末時点における契約弁護士数（受任予定者契約）は10,318名、平成20年度末は11,802名（前年度比14.4%増）、平成21年度は13,401名（同13.5%増）、平成22年度は15,037名（同12.2%増）、平成23年度は16,570名（同10.2%増）であり、いずれも前年度より増加した。

資料 2-4 契約弁護士数の推移

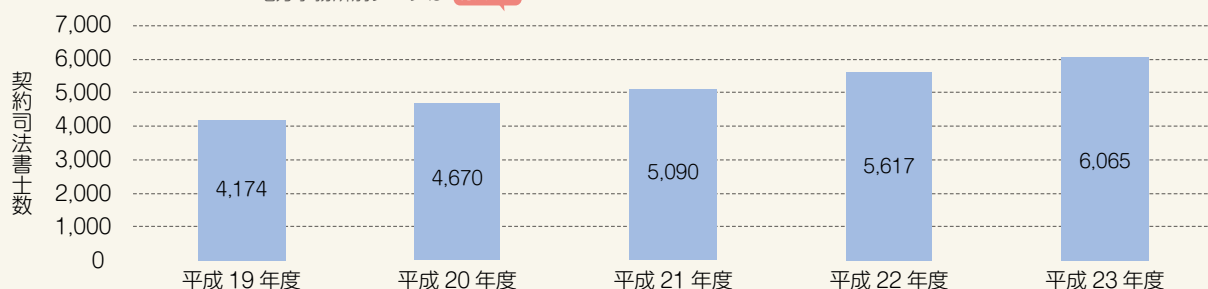
地方事務所別データは 付表 2-4



平成19年度末時点における契約司法書士数（受託予定者契約）は4,174名、平成20年度末は4,670名（前年度比11.9%増）、平成21年度末は5,090名（同9.0%増）、平成22年度末は5,617名（同10.4%増）、平成23年度末は6,065名（同8.0%増）であり、いずれも前年度より増加した。

資料 2-5 契約司法書士数の推移

地方事務所別データは 付表 2-5

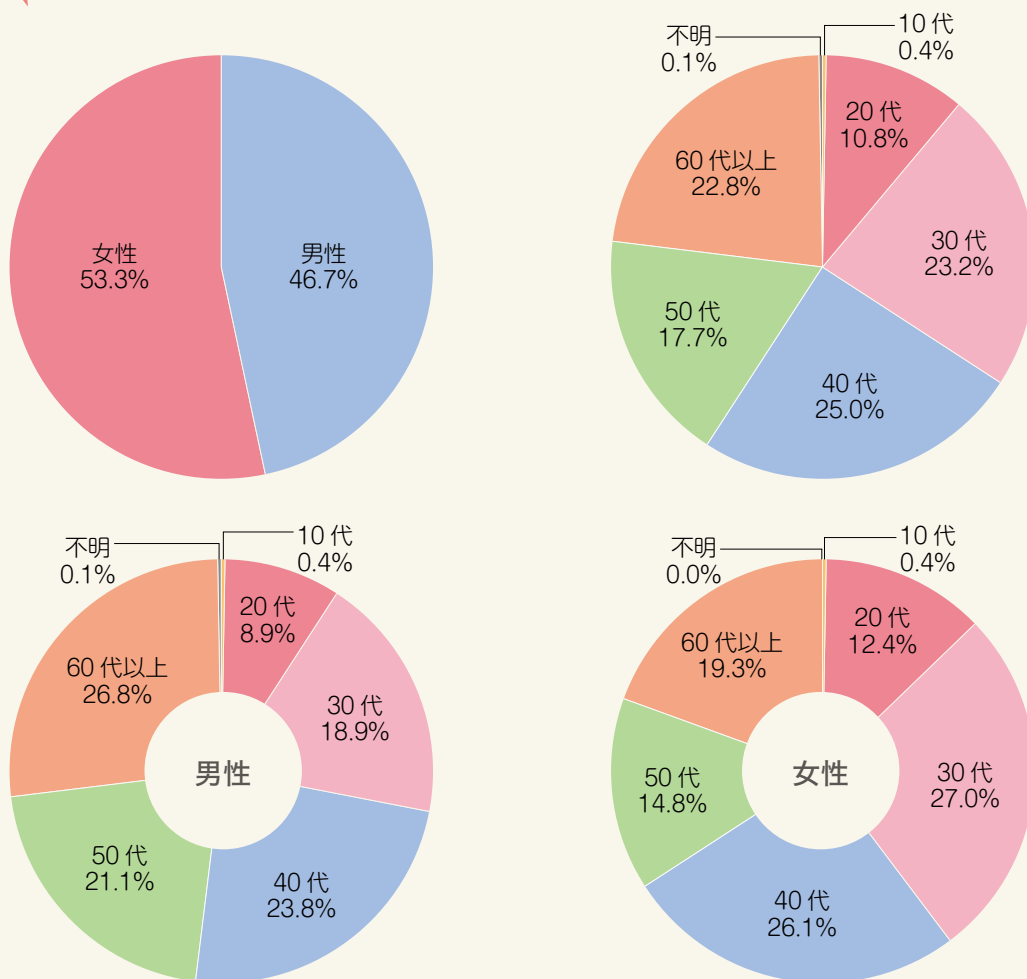


2-4 代理援助・書類作成援助を受けた人の属性

平成23年度に代理援助・書類作成援助を受けた人は、女性が53.3%、男性が46.7%と、女性の比率が高く、この割合は平成20年度、平成21年度、平成22年度とほぼ同様であった。年代別に見ると、男性は、50歳代が若干低いものの年代が上がるほど比率が高く、また、平成21年度以降、60歳代以上の占める割合が増加傾向にある。女性は30歳代が最も比率が高く、次いで40歳代で、平成20年度以降、50歳代が微減傾向にあるが、分布割合の変動はほとんどない。

資料 2-6

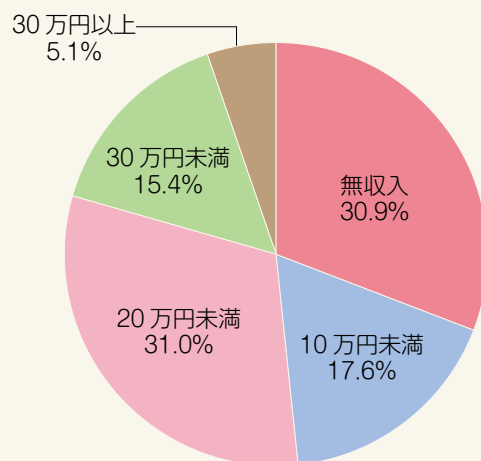
平成23年度に代理援助・書類作成援助を受けた人の性別、年代



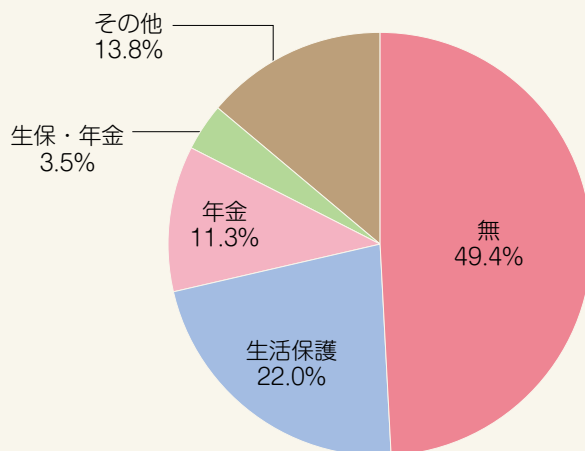
収入については、無収入の方が30.9%（前年度から3.2ポイント増）で、月額10万円未満の収入の方と合わせると48.5%（同3.3ポイント増）と、約半数を占める。また、生活保護のみを受給している方の割合は22.0%（同2.6ポイント増）、生活保護と年金の両方を受給している方を合わせると25.5%と、生活保護を受給している方が約4分の1を占めており、いずれも前年度を上回る結果となった。

このことは、職業別割合において無職の方の割合が47.7%と、前年度から2.3ポイント増加したことも整合している。

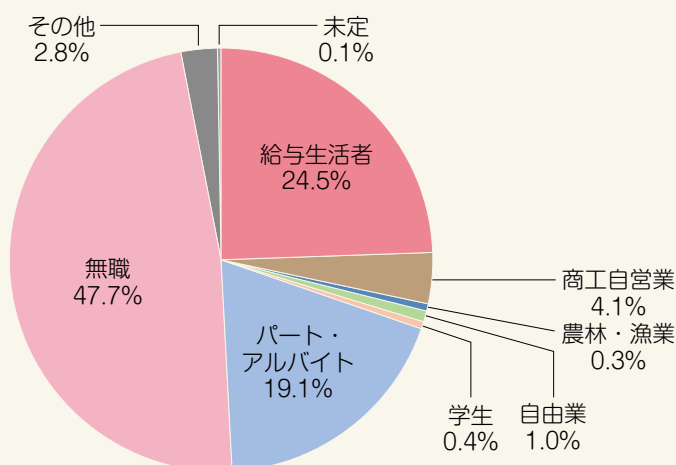
資料 2-7 平成 23 年度に代理援助・書類作成援助を受けた人の収入（月額）



資料 2-8 平成 23 年度に代理援助・書類作成援助を受けた人の公的給付



資料 2-9 平成 23 年度に代理援助・書類作成援助を受けた人の職業



2-5 法律相談援助の状況

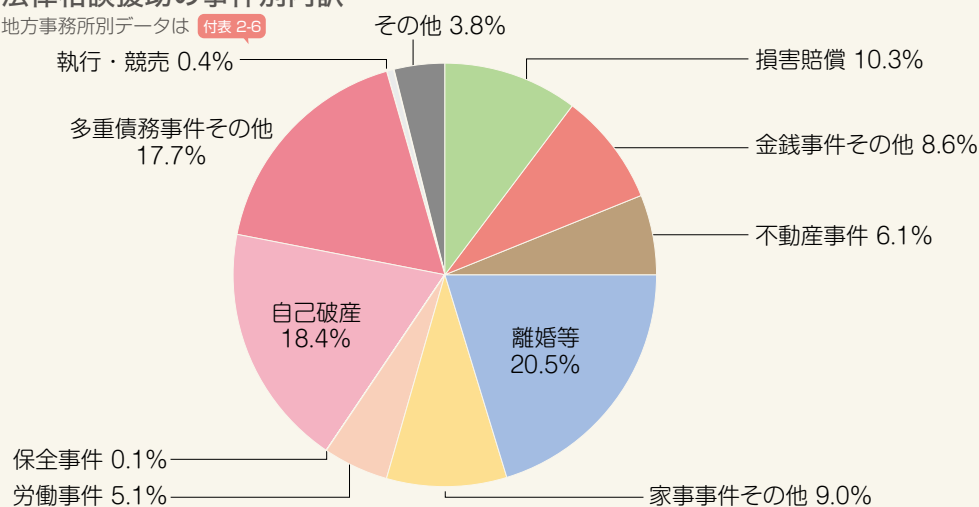
平成23年度の法律相談援助を事件別に見ると、離婚等請求事件が最も多く20.5%を占め、業務開始以降、初めて自己破産事件を上回った。

平成21年度以降、離婚等請求事件に関する相談は前年度と比較して約1ポイントずつ増加傾向にあり、一方で自己破産事件に関する相談の占める割合は減少傾向にある。しかし、自己破産事件及び任意整理などその他の多重債務事件の合計は36.1%で、離婚等請求事件及び親子関係などその他の家事事件の合計の29.5%を上回り、依然として多重債務に関する相談が全体に占める割合は大きい。

資料 2-10

法律相談援助の事件別内訳

地方事務所別データは 付表 2-6



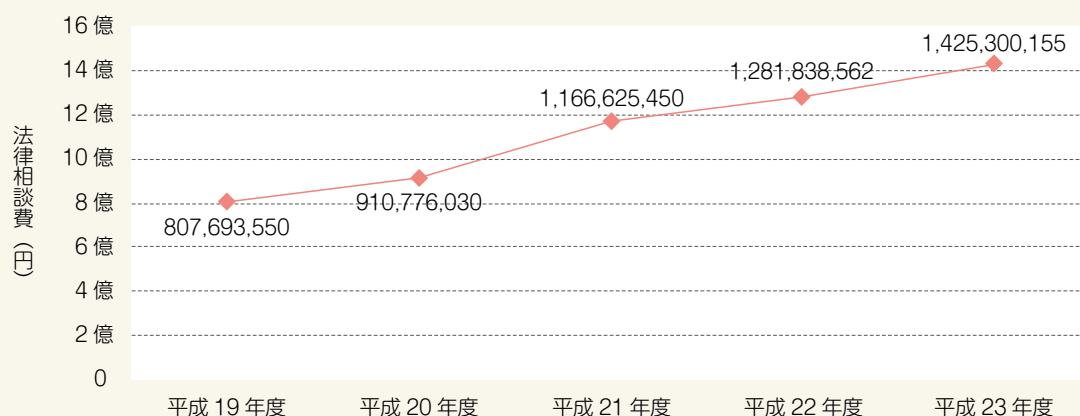
2-6 法律相談費の推移

平成19年度における法律相談援助にかかる法律相談費は807,693,550円、平成20年度910,776,030円、平成21年度1,166,625,450円、平成22年度1,281,838,562円、平成23年度1,425,300,155円で、いずれも前年度より増加した。

資料 2-11

法律相談費の推移

地方事務所別データは 付表 2-7



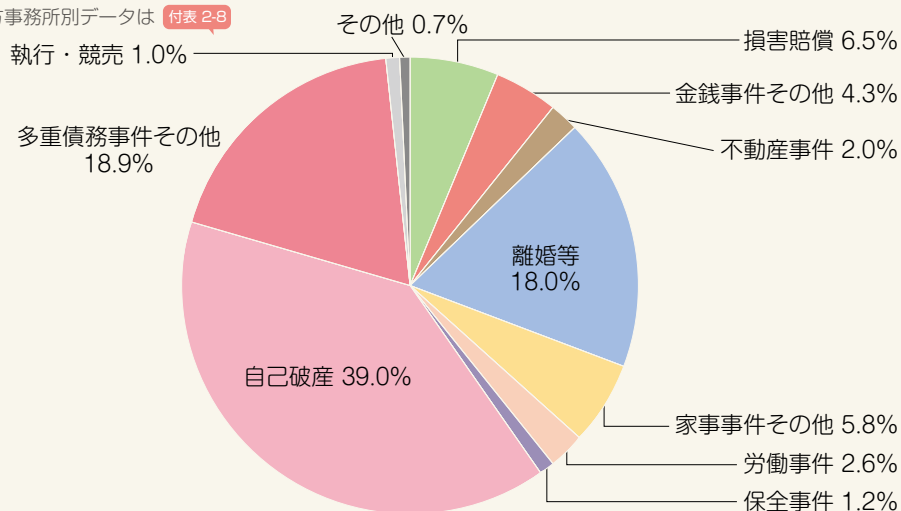
2-7 代理援助の状況

平成23年度の代理援助を事件別に見ると、自己破産事件が最も多く39.0%、次に任意整理などその他の多重債務事件が18.9%で、自己破産事件とその他の多重債務事件で全体の約60%を占めているものの、前年度から9.5ポイント減少した。一方で、離婚等請求事件は前年度から3.7ポイント増加し、全体に占める割合も初めて15%を超過した。損害賠償や労働事件等でも増加がみられることから、自己破産及びその他の多重債務事件以外の事件が増加し始めた傾向がうかがえる。

資料 2-12

平成23年度代理援助の事件別内訳

地方事務所別データは 付表 2-8

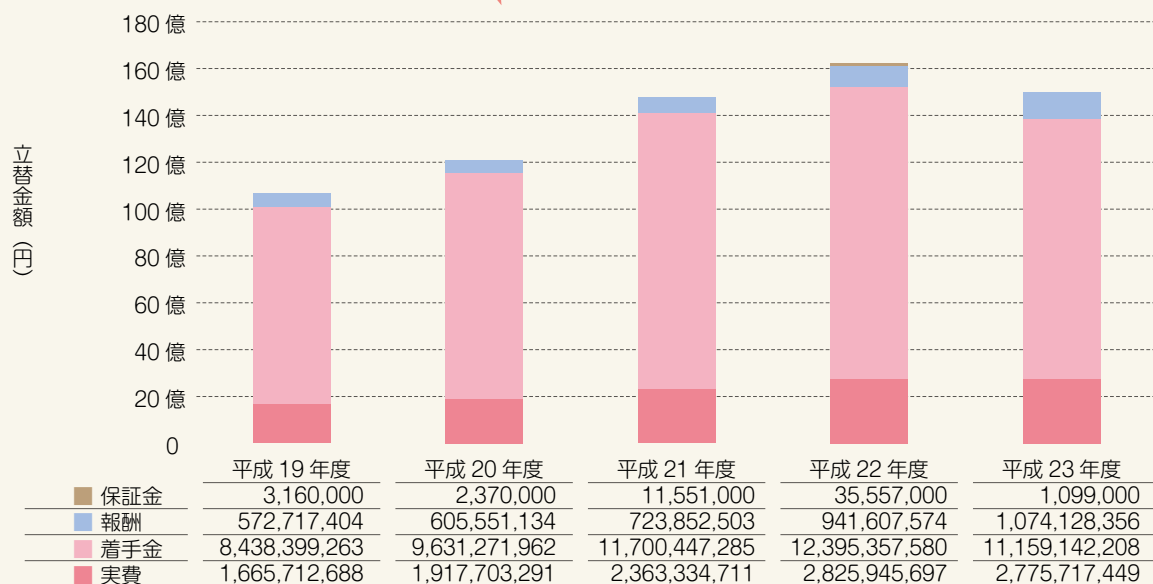


平成19年度の代理援助に係る立替金合計（常勤弁護士により援助が提供された場合の代理援助負担金を含む。）は10,679,989,355円、平成20年度は12,156,896,387円、平成21年度は14,799,185,499円、平成22年度は16,198,467,851円、平成23年度は15,010,087,013円であった。

資料 2-13

代理援助立替金実績の推移

地方事務所別データは 付表 2-9

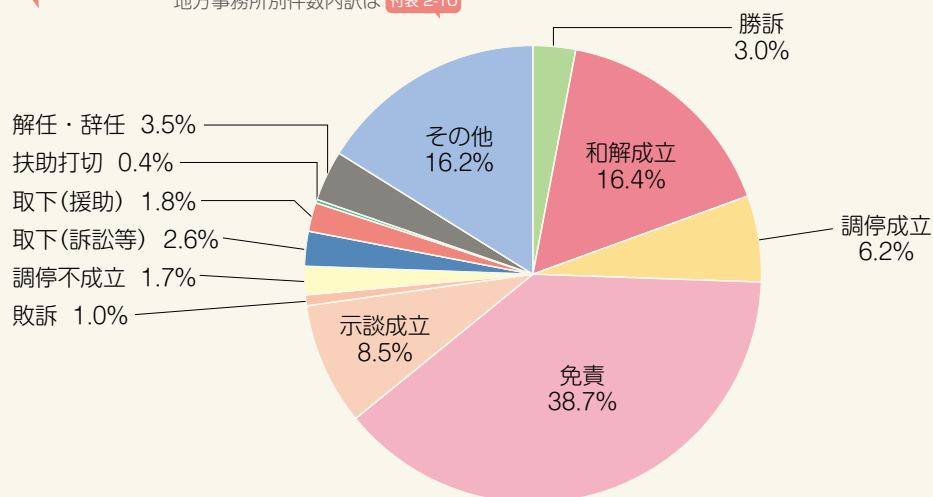


平成23年度における事件の結果は、勝訴・和解成立等により成功裡に終了したものが72.8%と多く、敗訴は1.0%、調停不成立は1.7%であり、状況は前年度とほとんど変わらない。

資料 2-14

平成23年度代理援助の結果別内訳

地方事務所別件数内訳は 付表 2-10

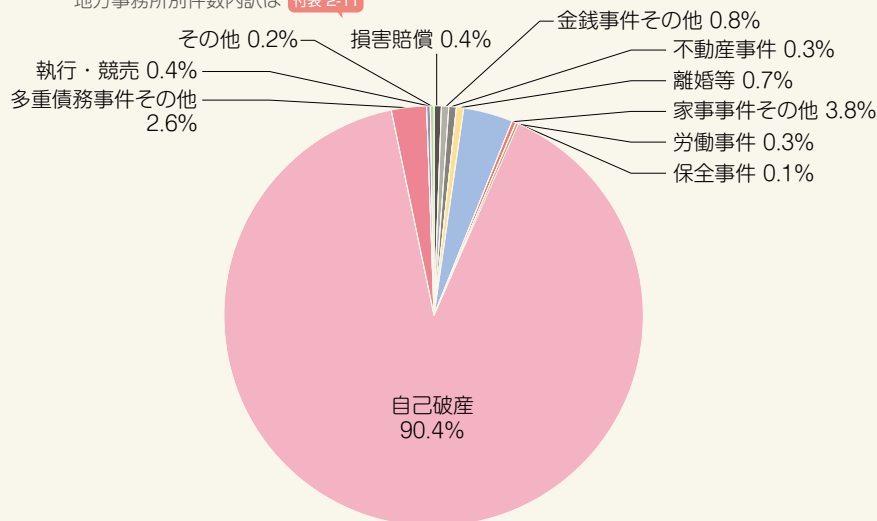


2-8 書類作成援助の状況

平成23年度における書類作成援助では、90.4%が自己破産事件となっている。前年度から1.7ポイントの減少は見られるものの、状況は前年度とほとんど変わらない。

資料 2-15 平成23年度書類作成援助事件の事件別内訳

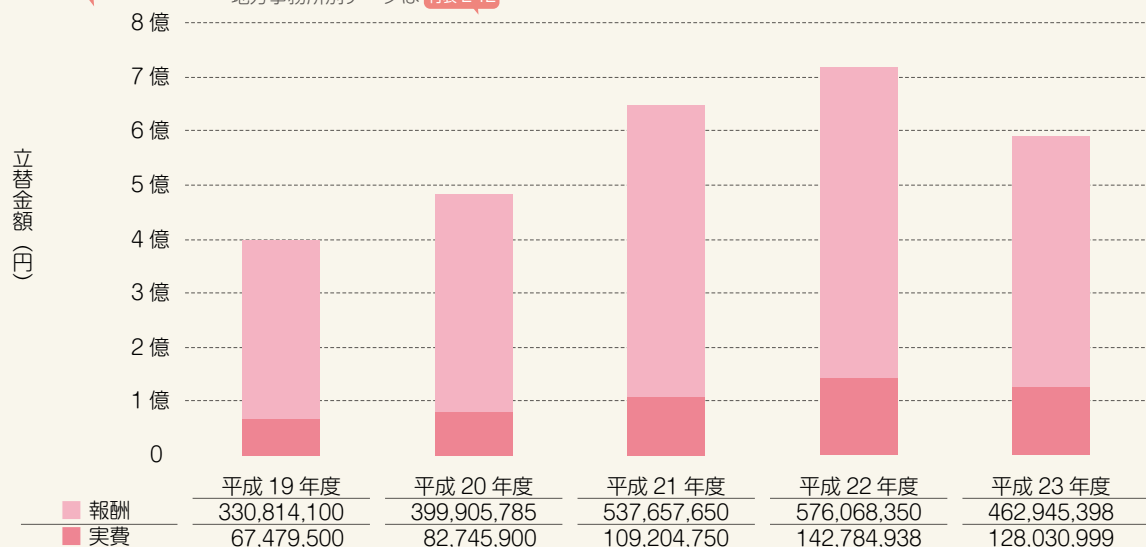
地方事務所別件数内訳は 付表 2-11



平成19年度の書類作成援助に係る立替金合計は398,293,600円、平成20年度は482,651,685円、平成21年度は646,862,400円、平成22年度は718,853,288円、平成23年度は590,976,397円であった。

資料 2-16 書類作成援助立替金実績の推移

地方事務所別データは 付表 2-12

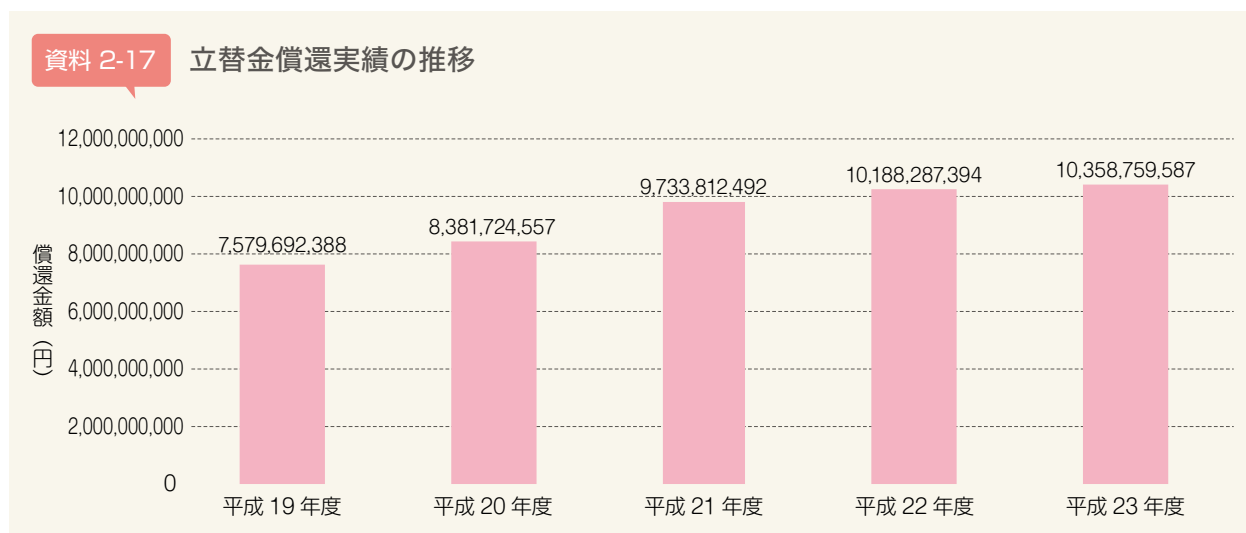


2-9 立替金の償還

(1) 償還

援助開始決定を受けた人は、立替えを受けた弁護士又は司法書士の費用等を、免除（後述）や猶予の決定を受けた場合を除き、完済まで毎月割賦償還する。

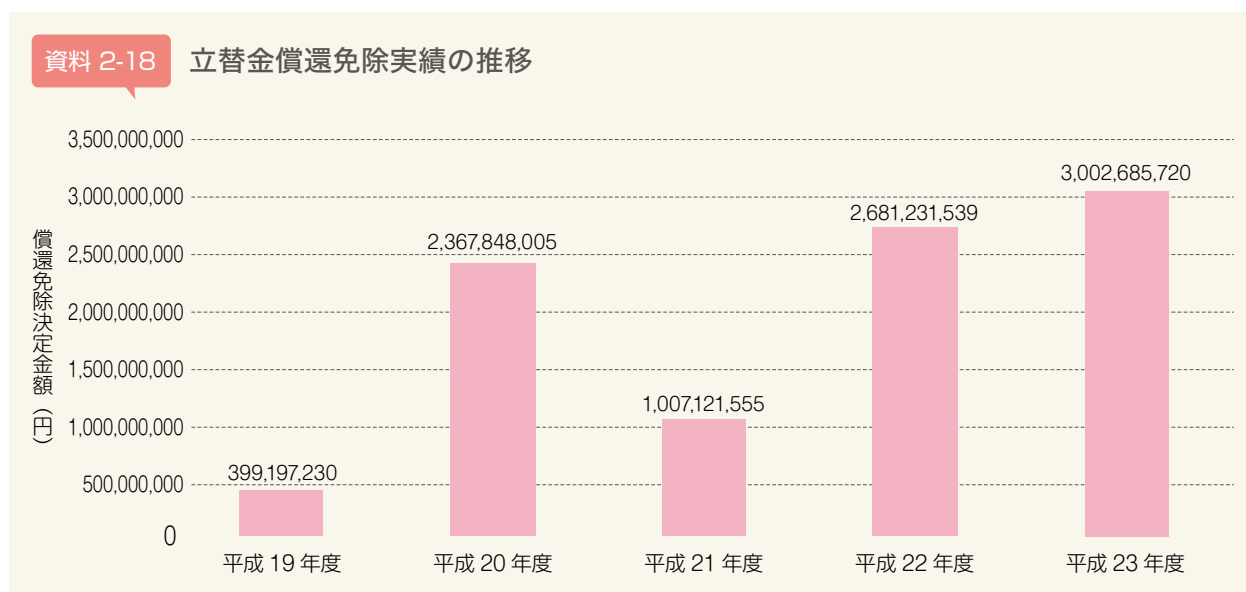
立替金償還実績の推移は資料2-17のとおりである。



(2) 立替金の免除

立替金については、生活保護を受給しているなどの要件を満たす場合は、償還を免除することが可能である。

立替金償還免除（みなし消滅を含む）実績の推移は、資料2-18のとおりである。



（注）平成20年度は、法律扶助協会から継承した事件の一部を一括処理したため、免除決定金額が増加した。

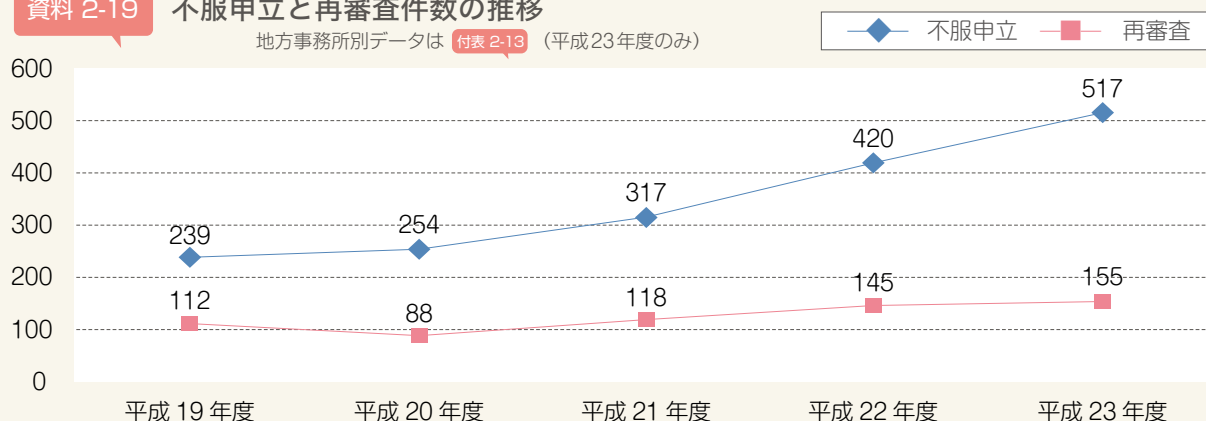
2-10 不服申立と再審査(結果別内訳)

援助事件（代理援助事件又は書類作成援助事件）に関して地方事務所長がした決定に対し不服のある申込者、被援助者、受任者等は、地方事務所長に対し不服申立てをすることができる。さらに、上記不服申立てに対する決定に不服がある不服申立人は、理事長に対し再審査の申立てをすることができる。

平成23年度の不服申立件数は517件（前年度比23.1%増）、再審査申立件数は155件（同6.9%増）であった。不服申立件数、再審査申立件数とも昨年度を上回る結果となった。

資料 2-19 不服申立と再審査件数の推移

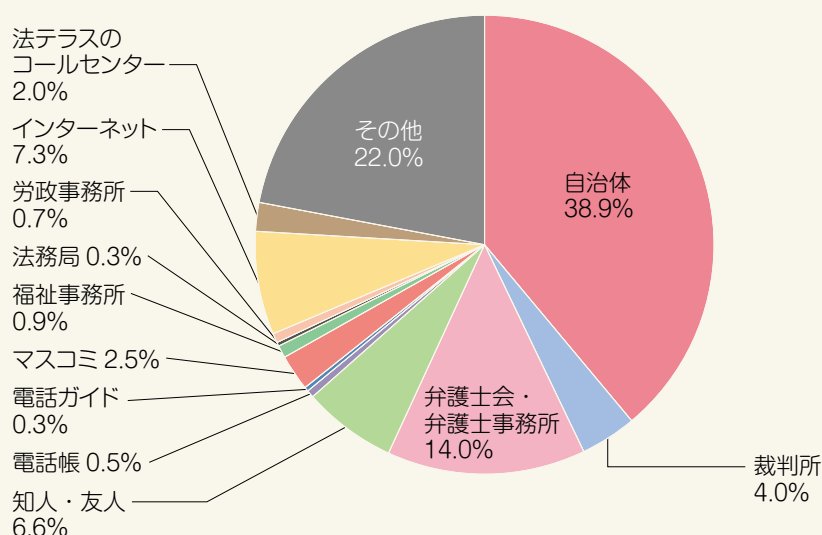
地方事務所別データは 付表 2-13（平成23年度のみ）



2-11 紹介機関

平成23年度に法律相談援助を受けた人の紹介機関は、自治体が38.9%と最も多く、次いで弁護士会・弁護士事務所14.0%、インターネット7.3%、知人・友人6.6%、裁判所4.0%となっており、前年度とほぼ同じ結果となった。

資料 2-20 平成23年度に援助を受けた人の紹介機関



付表 2-1 平成19年度援助申込状況

地方 事務所	法律相談件数	援助開始決定件数	援助不開始決定件数			
			不開始決定件数合計	資力超過件数	勝訴見込無	その他
東 京	27,277	12,018	440	232	93	115
神奈川	6,830	3,437	30	6	18	6
埼 玉	4,784	2,361	9	5	0	4
千 葉	3,341	1,536	13	4	4	5
茨 城	2,150	1,157	7	5	0	2
栃 木	1,435	667	8	5	2	1
群 馬	1,182	802	15	10	2	3
静 岡	2,814	1,283	5	0	1	4
山 梨	1,438	421	2	1	1	0
長 野	1,108	633	30	13	11	6
新 潟	1,535	1,002	18	14	4	0
大 阪	12,627	7,274	12	3	8	1
京 都	3,184	2,197	41	14	6	21
兵 庫	8,112	3,827	66	3	42	21
奈 良	2,040	1,039	4	1	0	3
滋 賀	1,072	524	7	4	1	2
和歌山	1,323	885	16	11	2	3
愛 知	3,442	2,011	36	7	15	14
三 重	1,250	636	29	8	5	16
岐 阜	1,809	621	15	3	10	2
福 井	666	283	2	1	0	1
石 川	1,121	719	10	2	7	1
富 山	585	340	32	20	9	3
広 島	2,896	1,494	27	17	6	4
山 口	1,580	621	3	0	2	1
岡 山	1,232	844	12	5	4	3
鳥 取	1,122	441	8	6	1	1
島 根	994	323	4	1	3	0
福 岡	7,420	3,622	12	0	2	10
佐 賀	1,129	464	2	1	1	0
長 崎	2,594	909	13	6	3	4
大 分	2,797	849	23	11	9	3
熊 本	1,426	971	3	0	2	1
鹿児島	1,431	740	27	3	14	10
宮 崎	1,855	897	3	1	0	2
沖 縄	1,026	656	24	2	12	10
宮 城	4,051	2,865	17	0	12	5
福 島	1,545	727	13	13	0	0
山 形	1,550	923	3	2	0	1
岩 手	1,549	1,113	29	13	8	8
秋 田	2,813	1,028	14	9	5	0
青 森	2,255	883	18	1	11	6
札 幌	6,821	3,383	23	0	20	3
函 館	1,250	654	17	0	8	9
旭 川	1,101	619	7	3	2	2
釧 路	1,580	716	22	7	10	5
香 川	862	279	17	10	5	2
徳 島	1,024	592	7	4	0	3
高 知	1,114	390	7	6	1	0
愛 媛	1,288	431	17	16	1	0
全国合計	147,430	73,107	1,219	509	383	327

平成20年度援助申込状況

地方 事務所	法律相談件数	援助開始決定件数	援助不開始決定件数			
			不開始決定件数合計	資力超過件数	勝訴見込無	その他
東 京	29,841	13,677	381	199	75	107
神奈川	11,175	5,173	41	17	20	4
埼 玉	5,771	2,769	10	7	2	1
千 葉	4,273	1,963	6	5	0	1
茨 城	3,422	1,749	9	5	4	0
栃 木	1,775	804	3	0	1	2
群 馬	1,566	965	17	10	4	3
静 岡	3,892	1,654	3	0	0	3
山 梨	1,567	473	0	0	0	0
長 野	1,456	687	38	28	7	3
新 潟	2,130	1,246	15	8	4	3
大 阪	14,892	7,651	11	0	7	4
京 都	3,749	2,118	27	6	5	16
兵 庫	8,708	4,169	70	4	32	34
奈 良	2,341	1,220	7	0	1	6
滋 賀	1,173	525	7	3	1	3
和歌山	1,410	848	27	15	10	2
愛 知	4,509	2,428	27	4	15	8
三 重	1,435	721	59	10	21	28
岐 阜	2,066	695	12	1	10	1
福 井	1,048	482	1	0	0	1
石 川	1,232	753	11	2	3	6
富 山	723	418	26	14	9	3
広 島	3,837	1,834	17	6	4	7
山 口	2,137	724	20	1	18	1
岡 山	1,382	832	5	2	3	0
鳥 取	1,611	623	4	3	1	0
島 根	1,301	396	4	0	4	0
福 岡	8,280	4,082	11	2	4	5
佐 賀	1,265	571	2	1	0	1
長 崎	3,393	1,148	12	5	4	3
大 分	3,866	1,053	21	16	5	0
熊 本	1,954	1,100	7	1	5	1
鹿児島	1,373	888	10	1	3	6
宮 崎	2,476	1,132	0	0	0	0
沖 縄	1,064	711	25	2	11	12
宮 城	4,440	3,363	15	3	11	1
福 島	2,285	903	14	11	3	0
山 形	1,907	1,032	3	2	1	0
岩 手	1,868	1,296	15	10	4	1
秋 田	2,904	983	29	12	12	5
青 森	2,923	1,298	16	3	12	1
札 幌	8,702	3,612	34	0	25	9
函 館	1,523	813	8	0	5	3
旭 川	1,519	832	21	9	6	6
釧 路	2,134	1,032	26	16	3	7
香 川	1,113	354	27	6	9	12
徳 島	1,059	553	6	1	2	3
高 知	1,453	534	7	5	1	1
愛 媛	1,623	656	1	0	1	0
全国合計	179,546	85,543	1,168	456	388	324

平成21年度援助申込状況

地方 事務所	法律相談件数	援助開始決定件数	援助不開始決定件数			
			不開始決定件数合計	資力超過件数	勝訴見込無	その他
東京	40,014	17,875	379	201	78	100
神奈川	15,431	6,941	45	13	26	6
埼玉	8,133	4,170	12	3	2	7
千葉	6,077	2,805	21	10	5	6
茨城	4,920	2,244	3	1	2	0
栃木	2,304	1,124	8	4	2	2
群馬	2,134	1,371	12	5	6	1
静岡	5,940	2,388	8	1	1	6
山梨	1,952	612	4	0	2	2
長野	2,221	911	14	9	2	3
新潟	3,081	1,487	11	7	0	4
大阪	20,509	9,249	27	5	14	8
京都	5,112	2,744	32	11	11	10
兵庫	10,482	4,948	51	4	29	18
奈良	2,768	1,308	4	1	0	3
滋賀	1,454	673	5	3	1	1
和歌山	1,721	968	31	16	13	2
愛知	6,150	3,464	36	6	23	7
三重	1,771	943	33	11	18	4
岐阜	2,403	785	9	5	4	0
福井	1,341	559	6	2	1	3
石川	1,718	1,086	14	6	5	3
富山	827	566	16	5	3	8
広島	6,036	2,178	7	2	1	4
山口	3,081	1,058	5	1	2	2
岡山	1,899	1,030	11	5	1	5
鳥取	1,723	679	7	2	2	3
島根	1,604	549	2	0	1	1
福岡	10,760	5,100	5	0	4	1
佐賀	1,567	656	1	0	1	0
長崎	4,115	1,351	9	5	3	1
大分	4,638	1,211	12	8	3	1
熊本	3,008	1,444	10	0	9	1
鹿児島	2,030	1,104	8	4	2	2
宮崎	3,494	1,400	7	3	2	2
沖縄	1,336	897	29	3	13	13
宮城	5,383	3,804	43	18	21	4
福島	2,830	1,241	6	5	1	0
山形	2,606	1,324	2	1	1	0
岩手	2,270	1,397	27	19	7	1
秋田	2,910	1,156	21	7	9	5
青森	3,516	1,493	3	0	3	0
札幌	10,481	4,153	42	0	24	18
函館	1,534	805	3	1	2	0
旭川	1,804	941	8	3	2	3
釧路	2,990	1,248	12	1	2	9
香川	1,762	452	13	3	6	4
徳島	1,353	658	5	1	1	3
高知	2,029	706	5	5	0	0
愛媛	2,084	735	3	3	0	0
全国合計	237,306	107,991	1,087	429	371	287

平成22年度援助申込状況

地方 事務所	法律相談件数	援助開始決定件数	援助不開始決定件数			
			不開始決定件数合計	資力超過件数	勝訴見込無	その他
東 京	40,397	18,952	411	215	78	118
神奈川	16,788	7,586	79	56	14	9
埼 玉	9,156	4,618	17	8	1	8
千 葉	8,267	3,694	40	30	4	6
茨 城	4,715	2,123	6	1	5	0
栃 木	2,364	1,265	22	16	4	2
群 馬	2,148	1,421	24	17	6	1
静 岡	5,870	2,405	8	1	4	3
山 梨	1,834	593	0	0	0	0
長 野	2,307	1,033	16	12	2	2
新 潟	3,624	1,694	14	7	4	3
大 阪	22,635	10,759	82	6	42	34
京 都	6,148	3,178	12	4	5	3
兵 庫	11,485	5,144	40	4	27	9
奈 良	2,947	1,405	5	0	0	5
滋 賀	2,003	769	3	0	1	2
和歌山	1,624	944	17	12	1	4
愛 知	6,453	3,771	39	11	17	11
三 重	1,690	876	10	5	5	0
岐 阜	2,451	831	12	10	1	1
福 井	1,239	490	11	1	6	4
石 川	1,860	1,112	12	5	6	1
富 山	1,067	546	6	3	3	0
広 島	6,907	2,449	6	4	0	2
山 口	3,473	1,059	2	2	0	0
岡 山	2,184	1,191	3	1	0	2
鳥 取	1,782	647	7	3	4	0
島 根	1,477	497	4	2	1	1
福 岡	12,986	6,465	4	0	3	1
佐 賀	1,861	679	8	7	0	1
長 崎	4,632	1,490	31	21	3	7
大 分	4,456	1,326	12	8	4	0
熊 本	3,696	1,736	3	2	0	1
鹿児島	2,659	1,305	5	3	0	2
宮 崎	4,496	1,746	11	2	0	9
沖 縄	2,615	1,099	10	1	1	8
宮 城	5,227	3,376	22	8	9	5
福 島	2,933	1,158	16	15	1	0
山 形	2,415	1,228	3	3	0	0
岩 手	2,520	1,422	30	17	8	5
秋 田	2,596	1,190	14	5	8	1
青 森	3,609	1,493	1	0	0	1
札 幌	10,525	4,682	70	7	46	17
函 館	1,533	812	2	0	2	0
旭 川	2,064	1,112	5	3	1	1
釧 路	3,331	1,403	18	11	0	7
香 川	1,794	490	15	0	6	9
徳 島	1,335	667	2	1	1	0
高 知	2,423	857	17	12	3	2
愛 媛	2,118	795	9	9	0	0
全国合計	256,719	117,583	1,216	571	337	308

平成23年度援助申込状況

地方 事務所	法律相談件数	援助開始決定件数	援助不開始決定件数			
			不開始決定件数合計	資力超過件数	勝訴見込無	その他
東京	40,555	17,660	444	228	81	135
神奈川	17,309	7,422	83	59	16	8
埼玉	11,528	4,791	28	17	3	8
千葉	10,076	3,444	19	7	4	8
茨城	4,362	1,448	10	6	4	0
栃木	2,445	1,156	20	12	2	6
群馬	2,107	1,263	11	8	0	3
静岡	6,074	2,264	10	3	3	4
山梨	2,385	595	2	2	0	0
長野	2,369	991	24	11	6	7
新潟	4,601	1,551	9	3	1	5
大阪	23,692	10,511	94	10	46	38
京都	6,667	3,105	33	14	6	13
兵庫	11,269	4,535	38	3	22	13
奈良	3,187	1,280	5	0	3	2
滋賀	2,338	791	3	2	1	0
和歌山	1,799	822	13	9	2	2
愛知	7,278	3,736	43	10	23	10
三重	2,157	773	11	5	5	1
岐阜	2,693	846	18	9	4	5
福井	1,220	485	4	0	4	0
石川	1,743	980	6	0	4	2
富山	1,213	479	12	5	0	7
広島	6,971	2,213	1	1	0	0
山口	3,218	792	3	0	2	1
岡山	2,305	1,169	10	5	2	3
鳥取	1,835	640	2	1	0	1
島根	1,367	477	2	0	0	2
福岡	13,250	6,377	13	1	4	8
佐賀	2,156	773	8	3	2	3
長崎	4,743	1,242	11	8	1	2
大分	4,392	1,188	6	2	2	2
熊本	4,399	1,663	4	0	2	2
鹿児島	4,267	1,494	3	2	0	1
宮崎	4,927	1,611	12	5	0	7
沖縄	4,667	1,367	10	1	3	6
宮城	11,618	2,564	9	0	7	2
福島	3,430	872	10	8	0	2
山形	2,394	1,076	5	4	1	0
岩手	3,634	926	17	12	3	2
秋田	2,707	875	16	7	5	4
青森	3,902	1,238	9	1	5	3
札幌	10,241	5,022	44	13	18	13
函館	1,436	645	3	0	2	1
旭川	2,198	1,074	5	1	2	2
釧路	3,452	1,366	5	3	2	0
香川	1,957	433	8	1	1	6
徳島	1,789	575	6	3	0	3
高知	2,087	660	10	3	7	0
愛媛	1,980	655	8	4	2	2
全国合計	280,389	109,915	1,180	512	313	355

付表 2-2 平成 19 年度援助決定件数等状況

地方 事務所	代理援助の決定状況				書類作成援助の決定状況			
	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越
東 京	19,383	11,937	12,510	18,810	149	81	91	139
神奈川	3,346	3,304	2,479	4,171	184	133	143	174
埼 玉	3,018	2,224	1,850	3,392	101	137	78	160
千 葉	793	1,437	979	1,251	37	99	73	63
茨 城	788	1,137	766	1,159	9	20	12	17
栃 木	286	639	435	490	13	28	27	14
群 馬	678	767	532	913	53	35	30	58
静 岡	1,903	1,085	789	2,199	338	198	211	325
山 梨	278	391	305	364	27	30	24	33
長 野	572	564	471	665	66	69	93	42
新 潟	651	889	652	888	55	113	104	64
大 阪	7,653	6,985	6,759	7,879	245	289	242	292
京 都	1,786	2,114	2,053	1,847	78	83	100	61
兵 庫	3,600	3,360	3,114	3,846	499	467	394	572
奈 良	689	997	917	769	35	42	28	49
滋 賀	349	485	370	464	28	39	44	23
和歌山	485	855	483	857	28	30	24	34
愛 知	1,434	1,905	1,372	1,967	104	106	124	86
三 重	324	545	408	461	64	91	86	69
岐 阜	290	606	352	544	23	15	16	22
福 井	191	259	228	222	15	24	29	10
石 川	513	710	573	650	20	9	13	16
富 山	254	273	238	289	64	67	37	94
広 島	1,880	1,410	1,175	2,115	118	84	68	134
山 口	767	608	403	972	17	13	9	21
岡 山	1,070	801	649	1,222	49	43	12	80
鳥 取	219	422	256	385	27	19	17	29
島 根	255	301	258	298	6	22	20	8
福 岡	3,130	3,216	2,448	3,898	213	406	314	305
佐 賀	307	443	343	407	8	21	16	13
長 崎	562	866	591	837	43	43	55	31
大 分	481	825	672	634	12	24	15	21
熊 本	599	891	493	997	50	80	53	77
鹿児島	577	651	543	685	88	89	85	92
宮 崎	728	834	560	1,002	28	63	37	54
沖 縄	473	440	267	646	205	216	170	251
宮 城	3,079	2,796	2,266	3,609	39	69	46	62
福 島	576	667	564	679	59	60	39	80
山 形	913	876	893	896	72	47	56	63
岩 手	763	1,070	842	991	34	43	42	35
秋 田	791	1,005	787	1,009	51	23	46	28
青 森	449	776	503	722	59	107	114	52
札 幌	2,055	3,206	3,201	2,060	106	177	195	88
函 館	207	636	461	382	15	18	13	20
旭 川	370	499	437	432	109	120	104	125
釧 路	457	698	612	543	15	18	14	19
香 川	165	267	206	226	1	12	5	8
徳 島	280	545	389	436	64	47	75	36
高 知	182	286	219	249	32	104	63	73
愛 媛	227	407	231	403	14	24	18	20
全国合計	70,826	68,910	58,904	80,832	3,769	4,197	3,724	4,242

(注) 代理援助の決定状況、前期より継続件数については、過年度修正15件を含む。

平成20年度援助決定件数等状況

地方 事務所	代理援助の決定状況				書類作成援助の決定状況			
	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越
東京	18,810	13,576	10,847	21,533	139	101	88	152
神奈川	4,171	5,026	3,247	5,951	174	147	142	180
埼玉	3,392	2,610	2,459	3,544	160	159	140	179
千葉	1,251	1,857	1,354	1,754	63	106	97	72
茨城	1,159	1,707	1,130	1,736	17	42	23	36
栃木	490	782	569	703	14	22	22	14
群馬	913	927	639	1,201	58	38	27	69
静岡	2,199	1,459	1,170	2,488	325	195	226	294
山梨	364	437	372	430	33	36	36	33
長野	665	619	511	773	42	68	67	43
新潟	888	1,130	889	1,128	64	116	105	75
大阪	7,879	7,296	6,349	8,830	292	355	304	343
京都	1,847	1,988	1,811	2,024	61	130	112	79
兵庫	3,846	3,698	3,166	4,376	572	471	454	589
奈良	769	1,115	872	1,012	49	105	60	94
滋賀	464	500	442	522	23	25	16	32
和歌山	857	811	671	997	34	37	21	50
愛知	1,967	2,308	2,072	2,202	86	120	123	83
三重	461	579	536	504	69	142	115	96
岐阜	544	663	540	667	22	32	40	14
福井	222	452	293	377	10	30	28	12
石川	650	736	675	711	16	17	23	10
富山	289	351	255	385	94	67	56	105
広島	2,115	1,654	1,541	2,228	134	180	142	172
山口	972	688	696	964	21	36	22	35
岡山	1,222	806	758	1,270	80	26	39	67
鳥取	385	564	435	515	29	59	34	54
島根	298	377	312	363	8	19	21	6
福岡	3,898	3,574	2,927	4,545	305	508	402	411
佐賀	407	541	445	503	13	30	29	14
長崎	837	1,081	740	1,176	31	67	34	64
大分	634	1,023	752	905	21	30	25	26
熊本	997	991	691	1,297	77	109	75	111
鹿児島	685	742	666	761	92	146	113	125
宮崎	1,002	1,069	732	1,339	54	63	59	58
沖縄	646	444	383	707	251	267	211	307
宮城	3,609	3,284	2,844	4,050	62	79	77	64
福島	679	855	668	866	80	48	55	73
山形	896	996	958	937	63	36	51	48
岩手	991	1,226	987	1,230	35	70	64	41
秋田	1,009	926	921	1,014	28	57	52	33
青森	722	1,149	864	1,007	52	149	118	83
札幌	2,060	3,441	3,103	2,397	88	171	170	89
函館	382	789	607	564	20	24	14	30
旭川	432	759	576	615	125	73	105	93
釧路	543	1,011	765	789	19	21	26	14
香川	226	330	230	326	8	24	10	22
徳島	436	497	442	491	36	56	48	44
高知	249	375	278	346	73	159	144	88
愛媛	403	623	422	604	20	33	28	25
全国合計	80,832	80,442	65,612	95,657	4,242	5,101	4,493	4,851

平成21年度援助決定件数等状況

地方 事務所	代理援助の決定状況				書類作成援助の決定状況			
	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越
東 京	21,538	17,705	13,195	26,048	152	170	107	215
神奈川	5,951	6,719	4,850	7,820	179	222	198	203
埼 玉	3,544	3,946	3,199	4,291	179	224	201	202
千 葉	1,754	2,617	1,864	2,507	72	188	133	127
茨 城	1,737	2,173	1,526	2,384	36	71	61	46
栃 木	703	1,088	655	1,136	14	36	33	17
群 馬	1,202	1,336	869	1,669	69	35	25	79
静 岡	2,488	2,096	1,379	3,205	294	292	218	368
山 梨	431	576	413	594	33	36	31	38
長 野	773	803	665	911	43	108	71	80
新 潟	1,128	1,364	999	1,493	75	123	101	97
大 阪	8,829	8,780	6,480	11,129	343	469	331	481
京 都	2,024	2,596	2,115	2,505	79	148	116	111
兵 庫	4,377	4,315	3,266	5,426	589	633	624	598
奈 良	1,012	1,217	1,082	1,147	94	91	80	105
滋 賀	522	624	463	683	32	49	30	51
和歌山	997	925	770	1,152	50	43	44	49
愛 知	2,204	3,284	2,311	3,177	83	180	150	113
三 重	504	770	571	703	96	173	160	109
岐 阜	667	757	725	699	14	28	21	21
福 井	377	525	406	496	12	34	30	16
石 川	711	1,044	831	924	10	42	24	28
富 山	386	425	380	431	105	141	140	106
広 島	2,228	1,984	2,105	2,107	172	194	254	112
山 口	964	994	659	1,299	35	64	43	56
岡 山	1,270	986	608	1,648	67	44	11	100
鳥 取	515	639	553	601	54	40	55	39
島 根	363	534	420	477	6	15	15	6
福 岡	4,544	4,496	3,541	5,499	411	604	490	525
佐 賀	503	617	542	578	14	39	31	22
長 崎	1,176	1,263	979	1,460	64	88	87	65
大 分	905	1,161	942	1,124	26	50	33	43
熊 本	1,297	1,320	936	1,681	111	124	87	148
鹿児島	761	885	675	971	125	219	161	183
宮 崎	1,339	1,282	1,022	1,599	58	118	87	89
沖 縄	708	631	408	931	307	266	206	367
宮 城	4,050	3,718	3,180	4,588	64	86	73	77
福 島	866	1,167	889	1,144	73	74	49	98
山 形	939	1,273	1,062	1,150	50	51	50	51
岩 手	1,230	1,314	1,221	1,323	41	83	69	55
秋 田	1,015	1,070	950	1,135	33	86	63	56
青 森	1,008	1,248	1,098	1,158	83	245	199	129
札 幌	2,397	3,965	3,659	2,703	89	188	193	84
函 館	564	778	742	600	30	27	24	33
旭 川	615	858	749	724	93	83	97	79
釧 路	788	1,221	1,048	961	14	27	25	16
香 川	326	426	363	389	22	26	18	30
徳 島	491	584	444	631	44	74	75	43
高 知	346	430	398	378	88	276	217	147
愛 媛	604	693	563	734	25	42	37	30
全国合計	95,671	101,222	78,770	118,123	4,852	6,769	5,678	5,943

平成22年度援助決定件数等状況

地方 事務所	代理援助の決定状況				書類作成援助の決定状況			
	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越
東京	26,051	18,643	15,525	29,169	215	309	177	347
神奈川	7,821	7,334	6,025	9,130	203	252	243	212
埼玉	4,289	4,417	3,724	4,982	203	201	210	194
千葉	2,508	3,476	2,581	3,403	127	218	204	141
茨城	2,384	2,074	1,867	2,591	46	49	63	32
栃木	1,136	1,230	959	1,407	17	35	26	26
群馬	1,669	1,368	1,216	1,821	79	53	51	81
静岡	3,205	2,121	1,804	3,522	368	284	340	312
山梨	594	568	589	573	38	25	34	29
長野	912	928	763	1,077	80	105	97	88
新潟	1,493	1,549	1,305	1,737	97	145	126	116
大阪	11,131	10,207	8,287	13,051	481	552	487	546
京都	2,505	3,021	2,573	2,953	111	157	142	126
兵庫	5,427	4,526	4,284	5,669	598	618	691	525
奈良	1,147	1,313	1,212	1,248	105	92	112	85
滋賀	683	711	548	846	51	58	50	59
和歌山	1,152	900	844	1,208	49	44	34	59
愛知	3,177	3,565	3,028	3,714	113	206	186	133
三重	703	726	739	690	109	150	154	105
岐阜	699	771	672	798	21	60	34	47
福井	497	465	406	556	16	25	29	12
石川	924	1,057	926	1,055	28	55	48	35
富山	431	449	387	493	106	97	108	95
広島	2,107	2,309	1,965	2,451	112	140	158	94
山口	1,299	993	936	1,356	56	66	60	62
岡山	1,648	1,133	931	1,850	100	58	71	87
鳥取	601	607	574	634	39	40	28	51
島根	477	479	470	486	6	18	15	9
福岡	5,499	5,751	4,944	6,306	525	714	681	558
佐賀	578	587	487	678	22	92	43	71
長崎	1,460	1,401	1,125	1,736	65	89	87	67
大分	1,124	1,272	1,240	1,156	43	54	54	43
熊本	1,681	1,574	1,141	2,114	148	162	104	206
鹿児島	971	1,057	856	1,172	183	248	262	169
宮崎	1,599	1,615	1,327	1,887	89	131	114	106
沖縄	931	761	609	1,083	367	338	323	382
宮城	4,588	3,293	3,255	4,626	77	83	76	84
福島	1,144	1,075	1,050	1,169	98	83	80	101
山形	1,150	1,191	1,212	1,129	51	37	60	28
岩手	1,323	1,316	1,253	1,386	55	106	104	57
秋田	1,135	1,043	1,082	1,096	56	147	109	94
青森	1,158	1,258	1,242	1,174	129	235	255	109
札幌	2,703	4,460	3,966	3,197	84	222	209	97
函館	600	780	737	643	33	32	35	30
旭川	724	1,065	832	957	79	47	83	43
釧路	960	1,376	1,266	1,070	16	27	29	14
香川	389	469	435	423	30	21	33	18
徳島	631	632	642	621	43	35	51	27
高知	378	562	428	512	147	295	282	160
愛媛	734	739	615	858	30	56	43	43
全国合計	118,130	110,217	94,884	133,463	5,944	7,366	7,095	6,215

平成23年度援助決定件数等状況

地方 事務所	代理援助の決定状況				書類作成援助の決定状況			
	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越
東京	29,169	17,378	17,621	28,926	347	282	250	379
神奈川	9,130	7,175	6,907	9,398	212	247	229	230
埼玉	4,982	4,549	3,923	5,608	194	242	187	249
千葉	3,403	3,263	2,989	3,677	141	181	199	123
茨城	2,591	1,417	1,851	2,157	32	31	31	32
栃木	1,407	1,128	1,123	1,412	26	28	29	25
群馬	1,821	1,214	1,200	1,835	81	49	52	78
静岡	3,522	2,017	1,881	3,658	312	247	275	284
山梨	573	576	490	659	29	19	17	31
長野	1,077	899	812	1,164	88	92	76	104
新潟	1,737	1,425	1,515	1,647	116	126	158	84
大阪	13,051	9,981	9,954	13,078	546	530	543	533
京都	2,953	2,939	2,675	3,217	126	166	138	154
兵庫	5,669	4,059	3,911	5,817	525	476	538	463
奈良	1,248	1,202	1,126	1,324	85	78	85	78
滋賀	846	753	843	756	59	38	58	39
和歌山	1,208	761	753	1,216	59	61	43	77
愛知	3,714	3,598	3,386	3,926	133	138	181	90
三重	690	667	668	689	105	106	148	63
岐阜	798	800	785	813	47	46	62	31
福井	556	466	434	588	12	19	24	7
石川	1,055	941	1,071	925	35	39	48	26
富山	493	444	426	511	95	35	73	57
広島	2,451	2,089	2,150	2,390	94	124	116	102
山口	1,356	754	1,101	1,009	62	38	48	52
岡山	1,850	1,120	1,790	1,180	87	49	80	56
鳥取	634	618	598	654	51	22	27	46
島根	486	460	487	459	9	17	16	10
福岡	6,306	5,752	5,426	6,632	558	625	672	511
佐賀	678	674	622	730	71	99	115	55
長崎	1,736	1,176	1,431	1,481	67	66	72	61
大分	1,156	1,148	1,182	1,122	43	40	53	30
熊本	2,114	1,543	1,456	2,201	206	120	136	190
鹿児島	1,172	1,270	1,129	1,313	169	224	255	138
宮崎	1,887	1,511	1,497	1,901	106	100	94	112
沖縄	1,083	997	710	1,370	382	370	371	381
宮城	4,626	2,520	3,066	4,080	84	44	52	76
福島	1,169	821	997	993	101	51	81	71
山形	1,129	1,051	1,002	1,178	28	25	34	19
岩手	1,386	890	1,134	1,142	57	36	71	22
秋田	1,096	795	990	901	94	80	115	59
青森	1,174	1,109	1,111	1,172	109	129	154	84
札幌	3,197	4,819	4,353	3,663	97	203	193	107
函館	643	619	721	541	30	26	26	30
旭川	957	1,017	946	1,028	43	57	45	55
釧路	1,070	1,329	1,284	1,115	14	37	25	26
香川	423	416	465	374	18	17	15	20
徳島	621	534	553	602	27	41	35	33
高知	512	459	498	473	160	201	253	108
愛媛	858	608	689	777	43	47	49	41
全国合計	133,463	103,751	103,732	133,482	6,215	6,164	6,647	5,732

付表 2-3 最近5年間の援助決定件数の推移

地方 事務所	援助開始決定						援助終結決定					
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	前年比 (倍)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	前年比 (倍)
東京	12,018	13,677	17,875	18,952	17,660	0.93	12,601	10,935	13,302	15,702	17,871	1.14
神奈川	3,437	5,173	6,941	7,586	7,422	0.98	2,622	3,389	5,048	6,268	7,136	1.14
埼玉	2,361	2,769	4,170	4,618	4,791	1.04	1,928	2,599	3,400	3,934	4,110	1.04
千葉	1,536	1,963	2,805	3,694	3,444	0.93	1,052	1,451	1,997	2,785	3,188	1.14
茨城	1,157	1,749	2,244	2,123	1,448	0.68	778	1,153	1,587	1,930	1,882	0.98
栃木	667	804	1,124	1,265	1,156	0.91	462	591	688	985	1,152	1.17
群馬	802	965	1,371	1,421	1,263	0.89	562	666	894	1,267	1,252	0.99
静岡	1,283	1,654	2,388	2,405	2,264	0.94	1,000	1,396	1,597	2,144	2,156	1.01
山梨	421	473	612	593	595	1.00	329	408	444	623	507	0.81
長野	633	687	911	1,033	991	0.96	564	578	736	860	888	1.03
新潟	1,002	1,246	1,487	1,694	1,551	0.92	756	994	1,100	1,431	1,673	1.17
大阪	7,274	7,651	9,249	10,759	10,511	0.98	7,001	6,653	6,811	8,774	10,497	1.20
京都	2,197	2,118	2,744	3,178	3,105	0.98	2,153	1,923	2,231	2,715	2,813	1.04
兵庫	3,827	4,169	4,948	5,144	4,535	0.88	3,508	3,620	3,890	4,975	4,449	0.89
奈良	1,039	1,220	1,308	1,405	1,280	0.91	945	932	1,162	1,324	1,211	0.91
滋賀	524	525	673	769	791	1.03	414	458	493	598	901	1.51
和歌山	885	848	968	944	822	0.87	507	692	814	878	796	0.91
愛知	2,011	2,428	3,464	3,771	3,736	0.99	1,496	2,195	2,461	3,214	3,567	1.11
三重	636	721	943	876	773	0.88	494	651	731	893	816	0.91
岐阜	621	695	785	831	846	1.02	368	580	746	706	847	1.20
福井	283	482	559	490	485	0.99	257	321	436	435	458	1.05
石川	719	753	1,086	1,112	980	0.88	586	698	855	974	1,119	1.15
富山	340	418	566	546	479	0.88	275	311	520	495	499	1.01
広島	1,494	1,834	2,178	2,449	2,213	0.90	1,243	1,683	2,359	2,123	2,266	1.07
山口	621	724	1,058	1,059	792	0.75	412	718	702	996	1,149	1.15
岡山	844	832	1,030	1,191	1,169	0.98	661	797	619	1,002	1,870	1.87
鳥取	441	623	679	647	640	0.99	273	469	608	602	625	1.04
島根	323	396	549	497	477	0.96	278	333	435	485	503	1.04
福岡	3,622	4,082	5,100	6,465	6,377	0.99	2,762	3,329	4,031	5,625	6,098	1.08
佐賀	464	571	656	679	773	1.14	359	474	573	530	737	1.39
長崎	909	1,148	1,351	1,490	1,242	0.83	646	774	1,066	1,212	1,503	1.24
大分	849	1,053	1,211	1,326	1,188	0.90	687	777	975	1,294	1,235	0.95
熊本	971	1,100	1,444	1,736	1,663	0.96	546	766	1,023	1,245	1,592	1.28
鹿児島	740	888	1,104	1,305	1,494	1.14	628	779	836	1,118	1,384	1.24
宮崎	897	1,132	1,400	1,746	1,611	0.92	597	791	1,109	1,441	1,591	1.10
沖縄	656	711	897	1,099	1,367	1.24	437	594	614	932	1,081	1.16
宮城	2,865	3,363	3,804	3,376	2,564	0.76	2,312	2,921	3,253	3,331	3,118	0.94
福島	727	903	1,241	1,158	872	0.75	603	723	938	1,130	1,078	0.95
山形	923	1,032	1,324	1,228	1,076	0.88	949	1,009	1,112	1,272	1,036	0.81
岩手	1,113	1,296	1,397	1,422	926	0.65	884	1,051	1,290	1,357	1,205	0.89
秋田	1,028	983	1,156	1,190	875	0.74	833	973	1,013	1,191	1,105	0.93
青森	883	1,298	1,493	1,493	1,238	0.83	617	982	1,297	1,497	1,265	0.85
札幌	3,383	3,612	4,153	4,682	5,022	1.07	3,396	3,273	3,852	4,175	4,546	1.09
函館	654	813	805	812	645	0.79	474	621	766	772	747	0.97
旭川	619	832	941	1,112	1,074	0.97	541	681	846	915	991	1.08
釧路	716	1,032	1,248	1,403	1,366	0.97	626	791	1,073	1,295	1,309	1.01
香川	279	354	452	490	433	0.88	211	240	381	468	480	1.03
徳島	592	553	658	667	575	0.86	464	490	519	693	588	0.85
高知	390	534	706	857	660	0.77	282	422	615	710	751	1.06
愛媛	431	656	735	795	655	0.82	249	450	600	658	738	1.12
全国合計	73,107	85,543	107,991	117,583	109,915	0.93	62,628	70,105	84,448	101,979	110,379	1.08

契約弁護士・契約弁護士法人数の推移

(注1) 契約弁護士・契約弁護士法人数は、いずれも各年度末現在。
(注2) 弁護士数(会員数)は、日弁連資料による。

付表 2-6 平成23年度法律相談援助事件の事件別内訳

地方 事務所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
東京	3,922	3,640	7,562	3,080	7,384	3,620	11,004	3,207	34	7,267	5,874	13,141	132	2,395	40,555
神奈川	1,791	1,134	2,925	916	3,945	1,244	5,189	835	9	3,614	3,358	6,972	71	392	17,309
埼玉	1,171	924	2,095	524	2,976	926	3,902	442	16	2,561	1,597	4,158	56	335	11,528
千葉	919	690	1,609	532	2,183	841	3,024	452	9	2,429	1,758	4,187	45	218	10,076
茨城	455	329	784	266	1,078	343	1,421	140	0	825	852	1,677	10	64	4,362
栃木	291	169	460	52	606	190	796	109	2	474	497	971	14	41	2,445
群馬	274	110	384	52	566	136	702	84	6	488	258	746	8	125	2,107
静岡	680	551	1,231	282	1,657	592	2,249	335	3	839	891	1,730	30	214	6,074
山梨	216	241	457	103	531	203	734	93	1	540	394	934	16	47	2,385
長野	228	219	447	55	637	230	867	97	1	440	382	822	18	62	2,369
新潟	570	744	1,314	256	969	380	1,349	159	7	597	490	1,087	6	423	4,601
大阪	2,497	1,744	4,241	1,197	3,808	1,920	5,728	1,225	60	5,918	4,310	10,228	82	931	23,692
京都	1,026	678	1,704	576	1,607	628	2,235	394	6	590	839	1,429	43	280	6,667
兵庫	1,166	882	2,048	537	2,322	937	3,259	616	16	2,073	2,378	4,451	61	281	11,269
奈良	349	311	660	145	695	311	1,006	154	3	638	413	1,051	4	164	3,187
滋賀	337	186	523	105	682	142	824	132	9	369	314	683	12	50	2,338
和歌山	172	134	306	66	381	153	534	80	7	377	360	737	14	55	1,799
愛知	781	599	1,380	372	1,799	601	2,400	474	6	1,181	1,167	2,348	27	271	7,278
三重	261	186	447	90	552	160	712	69	2	313	422	735	10	92	2,157
岐阜	299	202	501	100	809	201	1,010	130	2	514	304	818	10	122	2,693
福井	120	131	251	40	273	114	387	59	4	248	198	446	5	28	1,220
石川	199	172	371	60	505	178	683	77	3	254	266	520	13	16	1,743
富山	99	112	211	65	342	105	447	62	2	202	186	388	10	28	1,213
広島	727	547	1,274	302	1,489	665	2,154	334	29	1,299	1,378	2,677	23	178	6,971
山口	314	334	648	117	740	299	1,039	111	3	450	703	1,153	9	138	3,218
岡山	320	221	541	111	661	197	858	170	1	269	249	518	12	94	2,305
鳥取	196	184	380	88	413	159	572	32	0	230	415	645	3	115	1,835
島根	195	137	332	74	223	124	347	67	0	206	277	483	7	57	1,367
福岡	1,206	1,100	2,306	622	2,282	1,081	3,363	598	8	2,984	2,969	5,953	31	369	13,250
佐賀	247	192	439	88	437	238	675	134	1	418	322	740	17	62	2,156
長崎	495	438	933	216	839	449	1,288	189	2	860	1,140	2,000	9	106	4,743
大分	413	379	792	234	902	385	1,287	218	4	685	1,084	1,769	9	79	4,392
熊本	629	452	1,081	239	809	392	1,201	197	7	562	969	1,531	8	135	4,399
鹿児島	554	465	1,019	236	818	377	1,195	170	18	550	958	1,508	38	83	4,267
宮崎	490	518	1,008	210	914	382	1,296	201	9	733	1,320	2,053	25	125	4,927
沖縄	532	408	940	288	741	507	1,248	160	8	809	1,000	1,809	37	177	4,667
宮城	706	1,202	1,908	2,820	1,848	1,708	3,556	521	20	782	925	1,707	12	1,074	11,618
福島	670	316	986	240	647	352	999	170	2	297	612	909	29	95	3,430
山形	192	159	351	79	539	214	753	59	1	423	616	1,039	9	103	2,394
岩手	215	265	480	338	598	770	1,368	119	5	436	506	942	9	373	3,634
秋田	286	272	558	141	570	298	868	122	5	372	587	959	4	50	2,707
青森	384	338	722	207	727	328	1,055	148	1	870	805	1,675	21	73	3,902
札幌	834	783	1,617	429	2,083	819	2,902	519	50	2,375	1,972	4,347	84	293	10,241
函館	142	107	249	44	243	80	323	23	2	335	407	742	7	46	1,436
旭川	205	209	414	67	374	130	504	87	9	443	634	1,077	14	26	2,198
釧路	225	242	467	131	707	346	1,053	118	0	857	746	1,603	9	71	3,452
香川	227	197	424	83	455	179	634	69	2	379	287	666	4	75	1,957
徳島	180	197	377	79	375	163	538	43	2	310	358	668	12	70	1,789
高知	251	168	419	107	336	214	550	87	2	445	411	856	3	63	2,087
愛媛	204	150	354	70	305	175	480	79	4	486	478	964	6	23	1,980
全国合計	28,862	24,068	52,930	17,131	57,382	25,186	82,568	14,170	403	51,616	49,636	101,252	1,148	10,787	280,389
割合	10.3%	8.6%	18.9%	6.1%	20.5%	9.0%	29.5%	5.1%	0.1%	18.4%	17.7%	36.1%	0.4%	3.8%	100.0%

付表 2-7

法律相談費の推移

地方 事務所	平成19年度					平成20年度					平成21年度					平成22年度					平成23年度				
	セナ・相談 件数	事務所 件数	相談件数	金額	簡易援助 件数	セナ・相談 件数	事務所 件数	相談件数	金額	簡易援助 件数	セナ・相談 件数	事務所 件数	相談件数	金額	簡易援助 件数	セナ・相談 件数	事務所 件数	相談件数	金額	簡易援助 件数	セナ・相談 件数	事務所 件数	相談件数	金額	簡易援助 件数
東京	25,083	2,184	27,277	142	142,006,800	27,450	2,391	29,841	86	155,103,900	35,498	4,516	40,014	115	206,816,460	33,850	6,547	40,397	82	214,215,648	34,272	6,283	40,555	127	211,827,150
神奈川	4,790	2,040	6,830	31	38,756,750	8,218	2,957	11,175	26	55,317,000	9,461	5,970	15,431	59	79,515,500	10,130	6,658	16,788	36	89,155,500	10,433	6,739	17,309	59	96,950,500
埼玉	2,630	2,154	4,784	13	27,733,400	3,173	2,958	5,771	30	30,805,950	4,062	4,071	8,133	37	39,684,750	3,846	5,310	9,156	44	45,646,650	5,857	5,671	11,528	81	60,099,900
千葉	1,170	2,171	3,341	20	18,366,200	2,461	1,812	4,273	18	22,655,850	3,592	2,485	6,077	14	31,251,150	5,554	2,713	8,267	35	41,852,500	6,360	3,716	10,076	28	50,895,420
茨城	602	1,548	2,150	5	10,818,450	926	2,496	3,422	16	15,528,210	1,165	3,755	4,920	18	21,294,150	945	3,770	4,715	17	21,648,900	1,095	3,267	4,362	8	21,895,650
栃木	306	1,129	1,435	4	8,818,000	269	1,506	1,775	9	9,546,600	351	1,953	2,304	6	12,272,400	318	2,046	2,364	10	12,885,600	316	2,129	2,445	13	12,465,600
群馬	494	688	1,182	0	6,210,750	732	834	1,566	0	8,085,000	917	1,217	2,134	0	10,510,500	854	1,294	2,148	0	10,589,250	940	1,167	2,107	3	9,266,300
静岡	2,190	624	2,814	9	13,992,050	2,882	1,010	3,892	12	16,908,150	3,902	2,038	5,940	31	24,502,050	3,122	2,748	5,870	32	24,209,850	4,104	1,970	6,074	47	27,318,900
山梨	814	624	1,438	0	7,749,000	928	639	1,567	2	7,988,400	1,046	906	1,952	1	9,893,100	603	1,231	1,834	2	9,606,450	1,393	992	2,385	6	11,719,950
長野	449	659	1,108	4	6,311,650	623	833	1,456	9	7,215,600	796	1,425	2,221	7	10,902,150	553	1,754	2,307	11	11,728,500	492	1,877	2,369	17	12,623,100
新潟	493	1,042	1,535	13	9,275,650	723	1,407	2,130	13	11,695,950	1,320	1,761	3,081	13	15,196,650	1,301	2,323	3,624	26	18,797,100	2,327	2,274	4,601	26	24,211,950
大阪	10,605	2,022	12,627	10	59,583,500	10,669	4,223	14,892	17	81,748,800	13,689	6,820	20,509	17	102,209,850	14,365	8,270	22,635	29	123,804,450	15,761	7,931	23,692	28	117,696,053
京都	2,078	1,106	3,184	24	16,407,050	2,512	1,237	3,749	26	18,907,350	3,351	1,551	5,112	21	24,586,800	2,834	3,314	6,148	30	30,910,950	4,569	2,098	6,667	28	32,752,650
兵庫	4,980	3,132	8,112	42	50,109,550	5,186	3,522	8,708	45	48,102,600	6,258	4,224	10,482	45	49,982,100	6,199	5,286	11,485	63	58,076,550	6,665	4,604	11,269	62	54,308,220
奈良	586	1,454	2,040	2	10,893,850	778	1,553	2,341	5	11,626,650	1,068	1,700	2,768	4	13,540,800	825	2,122	2,947	10	14,833,350	1,131	2,056	3,187	16	14,826,800
滋賀	377	695	1,072	11	6,718,700	451	722	1,173	14	5,860,050	568	886	1,454	10	6,984,800	663	1,340	2,003	17	8,794,800	986	1,352	2,338	23	12,028,800
和歌山	374	949	1,323	3	10,845,450	549	861	1,410	5	8,187,900	669	1,022	1,721	3	9,233,700	753	871	1,624	5	8,470,350	952	847	1,799	3	9,448,950
徳島	2,841	601	3,442	30	18,943,700	3,599	910	4,509	30	22,487,850	4,614	1,536	6,150	27	29,647,800	3,040	3,413	6,453	68	32,052,300	5,337	1,941	7,278	64	35,288,950
三重	614	636	1,250	0	8,369,550	798	637	1,435	1	8,060,850	864	907	1,771	6	8,964,900	537	1,153	1,690	9	8,316,000	1,074	1,083	2,157	12	12,877,200
岐阜	1,281	528	1,809	0	9,753,450	1,522	544	2,066	2	8,568,350	1,698	705	2,403	15	9,013,200	1,378	1,073	2,451	6	8,822,100	1,921	772	2,693	23	11,925,950
福井	282	384	666	0	4,448,850	555	493	1,048	1	5,348,700	666	675	1,341	0	6,720,000	494	745	1,239	0	6,515,250	574	646	1,220	0	5,990,250
石川	502	619	1,121	0	7,161,000	534	698	1,232	0	7,218,750	712	1,006	1,718	3	9,902,550	515	1,345	1,860	3	10,406,550	780	963	1,743	6	9,091,950
富山	523	62	585	0	3,013,500	669	54	723	0	2,982,000	735	92	827	1	3,622,500	762	305	1,067	0	4,819,500	737	476	1,213	4	5,664,750
広島	1,194	1,702	2,886	10	16,066,750	1,373	2,464	3,837	5	19,336,800	2,184	3,852	6,036	8	30,216,900	1,959	4,948	6,907	14	34,074,600	2,475	4,496	6,971	33	33,631,200
山口	715	885	1,580	4	8,566,100	1,101	1,036	2,137	2	10,318,350	1,411	1,670	3,081	6	14,240,200	604	2,869	3,473	8	17,300,850	1,342	1,876	3,218	20	15,634,500
岡山	635	957	1,232	6	8,068,350	784	598	1,382	7	7,822,500	1,043	856	1,899	13	10,329,900	706	1,478	2,184	14	11,932,950	1,124	1,181	2,305	15	11,816,700
鳥取	443	679	1,122	5	5,546,200	918	693	1,611	11	6,442,200	885	828	1,723	10	6,968,850	729	1,053	1,782	13	6,814,500	857	978	1,835	20	9,456,300
島根	720	274	994	2	4,781,800	1,027	274	1,301	11	4,649,400	1,196	408	1,604	15	5,299,350	818	659	1,477	15	5,488,350	877	490	1,367	12	6,819,150
福岡	5,110	2,310	7,420	9	35,916,150	5,613	2,667	8,280	1	39,065,640	6,684	4,076	10,760	21	49,910,800	6,620	6,366	12,986	46	60,498,900	7,272	5,978	13,250	44	61,974,150
佐賀	468	661	1,129	8	6,251,250	689	596	1,265	6	6,755,700	732	835	1,567	5	8,512,350	745	1,116	1,861	12	10,062,150	808	1,348	2,156	14	10,857,000
長崎	787	1,807	2,594	26	14,641,900	1,398	1,995	3,393	20	15,407,000	2,611	1,915	4,115	22	18,258,750	1,449	3,183	4,632	27	19,356,410	2,122	2,621	4,743	78	22,955,070
大分	1,958	839	2,797	0	13,836,900	2,914	952	3,866	0	19,278,000	2,606	2,032	4,638	1	22,795,500	1,325	3,131	4,456	4	22,407,000	2,279	2,113	4,392	17	19,829,250
熊本	945	481	1,426	3	7,424,750	952	1,002	1,954	8	9,942,600	1,367	1,641	3,008	5	15,453,060	966	2,730	3,696	22	16,747,500	1,482	2,917	4,399	25	21,186,900
鹿児島	625	806	1,431	0	8,729,700	715	658	1,373	6	5,617,500	720	1,310	2,030	13	8,932,350	736	1,923	2,659	35	11,895,450	1,173	3,094	4,267	48	22,083,850
宮崎	729	1,126	1,855	0	13,002,150	823	1,653	2,476	8	13,191,150	1,061	2,433	3,494	19	17,298,750	1,269	3,227	4,496	33	22,011,258	1,309	3,618	4,927	58	23,740,500
沖縄	874	152	1,026	4	4,252,600	827	237	1,064	4	4,503,110	973	363	1,336	2	5,173,670	1,153	1,462	2,615	18	10,542,320	1,907	2,760	4,667	24	22,238,600
宮城	2,555	1,496	4,051	8	20,096,350	2,522	1,918	4,440	6	20,660,850	2,883	2,490	5,383	8	25,155,900	2,291	2,936	5,227	3	25,131,750	9,609	2,009	11,618	6	69,144,980
福島	993	552	1,545	9	8,351,550	1,284	1,001	2,285	4	11,818,800	1,364	1,466	2,830	8	13,179,600	857	2,076	2,933	12	14,680,050	1,902	1,528	3,430	7	20,065,620
山形	379	1,271	1,550	3	9,610,750	482	1,425	1,907	3	10,549,740	612	1,994	2,606	15	13,585,950	1,866	2,229	2,415	10	13,148,					

付表 2-8 平成23年度代理援助事件の事件別内訳

地 方 事 務 所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
東 京	872	830	1,702	444	2,585	879	3,464	514	184	7,353	3,451	10,804	158	108	17,378
神奈川	375	224	599	135	1,547	355	1,902	156	63	2,796	1,416	4,212	72	36	7,175
埼 玉	254	160	414	91	895	240	1,135	100	55	2,044	651	2,695	38	21	4,549
千 葉	154	87	241	39	566	162	728	57	30	1,508	616	2,124	29	15	3,263
茨 城	70	52	122	25	276	59	335	20	19	513	368	881	9	6	1,417
栃 木	72	29	101	8	236	82	318	18	17	397	241	638	15	13	1,128
群 馬	110	46	156	14	335	70	405	42	21	361	178	539	13	24	1,214
静 岡	159	83	242	46	384	135	519	70	31	687	393	1,080	15	14	2,017
山 梨	30	20	50	5	126	24	150	9	4	238	102	340	16	2	576
長 野	69	53	122	11	196	68	264	23	12	309	133	442	19	6	899
新 潟	106	72	178	33	304	71	375	31	19	492	274	766	5	18	1,425
大 阪	789	409	1,198	199	1,523	571	2,094	252	130	4,332	1,605	5,937	101	70	9,981
京 都	278	177	455	110	643	182	825	92	78	870	428	1,298	44	37	2,939
兵 庫	331	216	547	94	739	251	990	101	57	1,425	766	2,191	50	29	4,059
奈 良	93	67	160	32	234	88	322	31	10	448	181	629	13	5	1,202
滋 賀	70	36	106	11	148	29	177	31	14	293	113	406	5	3	753
和歌山	54	42	96	12	149	52	201	12	12	285	118	403	19	6	761
愛 知	265	142	407	71	956	222	1,178	103	40	1,241	496	1,737	32	30	3,598
三 重	43	38	81	16	184	47	231	10	12	212	92	304	10	3	667
岐 阜	65	24	89	7	195	29	224	30	9	322	105	427	8	6	800
福 井	29	24	53	6	99	37	136	16	6	153	84	237	7	5	466
石 川	75	52	127	20	239	86	325	25	13	233	161	394	23	14	941
富 山	22	29	51	5	94	19	113	14	6	156	90	246	4	5	444
広 島	143	74	217	31	393	137	530	56	27	874	327	1,201	16	11	2,089
山 口	58	43	101	13	116	43	159	16	4	300	156	456	4	1	754
岡 山	84	73	157	14	257	89	346	35	3	444	96	540	13	12	1,120
鳥 取	47	29	76	16	131	34	165	8	3	194	144	338	3	9	618
島 根	45	24	69	12	77	21	98	13	3	185	74	259	4	2	460
福 岡	373	241	614	111	902	345	1,247	139	68	1,969	1,477	3,446	55	72	5,752
佐 賀	58	33	91	10	165	52	217	15	7	260	71	331	2	1	674
長 崎	70	43	113	18	167	67	234	26	6	497	265	762	12	5	1,176
大 分	75	45	120	12	247	65	312	40	26	374	247	621	9	8	1,148
熊 本	150	79	229	28	235	89	324	28	19	511	365	876	15	24	1,543
鹿児島	113	65	178	41	248	77	325	25	19	388	272	660	16	6	1,270
宮 崎	84	85	169	36	159	45	204	31	11	524	505	1,029	19	12	1,511
沖 縄	89	69	158	36	163	100	263	36	15	270	194	464	18	7	997
宮 城	199	115	314	80	566	194	760	82	29	800	422	1,222	18	15	2,520
福 島	48	35	83	24	145	59	204	21	18	264	188	452	16	3	821
山 形	66	46	112	11	174	65	239	6	11	348	309	657	12	3	1,051
岩 手	38	38	76	8	178	89	267	10	5	347	164	511	13	0	890
秋 田	34	28	62	11	113	49	162	9	9	322	210	532	6	4	795
青 森	65	19	84	14	92	38	130	19	0	538	310	848	9	5	1,109
札 幌	246	172	418	76	826	268	1,094	172	96	2,274	601	2,875	55	33	4,819
函 館	31	8	39	4	49	13	62	10	1	313	184	497	3	3	619
旭 川	50	45	95	13	141	42	183	23	15	343	325	668	13	7	1,017
釧 路	36	47	83	16	206	87	293	33	10	589	281	870	13	11	1,329
香 川	24	25	49	7	70	24	94	8	2	176	70	246	0	10	416
徳 島	33	30	63	7	128	48	176	4	5	185	82	267	8	4	534
高 知	49	27	76	10	68	17	85	10	2	216	53	269	1	6	459
愛 媛	25	16	41	4	52	28	80	6	6	295	172	467	2	2	608
全国合計	6,718	4,466	11,184	2,097	18,721	5,943	24,664	2,638	1,262	40,468	19,626	60,094	1,060	752	103,751
割 合	6.5%	4.3%	10.8%	2.0%	18.0%	5.8%	23.8%	2.6%	1.2%	39.0%	18.9%	57.9%	1.0%	0.7%	100.0%

付表 2-9

代理援助立替金実績の推移

地方 事務所	平成19年度					平成20年度					平成21年度					平成22年度					平成23年度					
	実費	着手金	報酬	保証金	合計	実費	着手金	報酬	保証金	合計	実費	着手金	報酬	保証金	合計	実費	着手金	報酬	保証金	合計	実費	着手金	報酬	保証金	合計	
東京	263,006	1,380,010	76,028	16,000	1,747,257	315,027	1,544,822	75,244	30,000	1,954,427	37,930	1,957,985	102,833	4,070,000	2,484,137	50,771	2,040,321	114,121	5,090,000	2,659,875	50,771	2,189,245	128,314	24,000	2,453,560	
神奈川	87,207	388,660	381,284	0	524,126	172,239	597,570	474,805	0	769,654	70,619	753,620	57,627	3,400,000	986,813	220,625	823,900	70,884	0	1,057,539	210,388	765,619	101,482	52,000	1,077,230	
埼玉	54,895	279,930	2,660,767	0	331,407	62,810	321,467	26,450	0	402,778	47,932	3,488,332	3,488,332	0	593,332	51,679	3,488,332	3,488,332	15,000	67,255	12,948	3,488,332	3,488,332	12,948	67,255	
千葉	34,972	180,400	851,355	0	228,637	45,418	207,731	15,948	0	280,990	62,483	315,450	2,888,538	0	399,027	87,338	356,870	24,824	1,000,000	539,856	22,915	539,856	24,824	0	471,586	
茨城	28,178	41,978	6,399,232	0	176,940	42,571	4,883,560	4,883,560	0	25,477	51,435	25,477	121,145	23,000	31,022	53,722	25,334	8,894	0	26,821	53,722	25,334	9,274	18,000	193,237	
栃木	15,400	80,670	3,915,951	0	95,326	87,764	9,177,250	5,492,000	0	12,042	86,330	12,452,000	12,452,000	0	12,042	86,330	12,452,000	12,452,000	18,000	18,271	53,722	25,334	9,274	18,000	193,237	
群馬	27,061	97,390	17,616	0	17,440	32,635	11,597,675	7,820,689	0	228,702	50,659	27,315	14,165	0	312,618	53,433	25,334	15,093	4,500,000	312,618	53,433	25,334	15,093	0	300,644	
山梨	983,161	49,930	37,685	0	63,616	107,450	5,946,750	4,932,267	0	702,517	13,453	71,441	5,181,745	0	9,165,456	14,241	68,510	10,233	0	93,652	13,453	71,441	5,181,745	0	88,228	
長野	15,111	69,425	102,190	0	93,748	15,244	7,847,000	6,342,266	0	93,748	15,244	7,847,000	6,342,266	0	93,748	15,244	7,847,000	6,342,266	0	93,748	15,244	7,847,000	6,342,266	0	93,748	
新潟	21,224	183,520	625,830	0	15,947	754	134,650	6,945,216	0	167,807	3,024	5,666,750	9,947,338	0	194,288	40,632	47,880	19,702	0	248,250	40,632	47,880	19,702	0	248,250	
大阪	167,532	840,140	72,784	0	1,081,451	884	17,746,131	66,794,700	53,255,240	70,000	1,081,451	884	17,746,131	66,794,700	53,255,240	70,000	1,081,451	884	17,746,131	66,794,700	53,255,240	70,000	1,081,451	884	17,746,131	
京都	50,207	251,740	17,591,259	0	319,028	42,235	22,388,443	17,887,127	10,000	298,648	61,292	26,631	550	26,631	0	381,301	73,390	328,930	29,595	5,650,000	47,752	73,390	328,930	29,595	0	416,335
兵庫	81,124	41,760	3,639,328	0	53,924	47,745	3,639,328	3,639,328	0	53,924	47,745	3,639,328	3,639,328	0	53,924	47,745	3,639,328	3,639,328	0	53,924	47,745	3,639,328	3,639,328	0	53,924	
奈良	24,245	118,570	6,592,950	0	14,446	955	25,193,000	6,992,020	30,000	168,644	94	28,102	42,080	8,574,339	0	73,351	94	28,102	8,574,339	0	73,351	94	28,102	8,574,339	0	73,351
滋賀	11,488	69,630	4,718,650	0	76,577	350	9,741,350	4,028,650	0	76,577	350	9,741,350	4,028,650	0	76,577	350	9,741,350	4,028,650	0	76,577	350	9,741,350	4,028,650	0	76,577	
愛知	48,748	239,958	32,225,225	20,000	321,271	811	18,688,820	99,076,700	6,028,223	20,000	321,271	811	18,688,820	99,076,700	6,028,223	20,000	321,271	811	18,688,820	99,076,700	6,028,223	20,000	321,271	811	18,688,820	
三重	14,282	70,920	4,639,674	0	9,019,424	4,639,674	4,639,674	4,639,674	0	9,019,424	4,639,674	4,639,674	4,639,674	0	9,019,424	4,639,674	4,639,674	4,639,674	0	9,019,424	4,639,674	4,639,674	4,639,674	0	9,019,424	
岐阜	14,588	76,510	3,010,350	0	9,430,550	16,254	5,183,300	5,948,606	0	103,732	18,277	566	11,593,550	7,663,243	0	117,303	18,277	566	11,593,550	7,663,243	0	117,303	18,277	566	11,593,550	
石川	5,821	32,540	1,005,896	0	11,592,743	18,232,620	9,124,500	8,844,050	0	11,592,743	18,232,620	9,124,500	8,844,050	0	11,592,743	18,232,620	9,124,500	8,844,050	0	11,592,743	18,232,620	9,124,500	8,844,050	0	11,592,743	
福井	6,680	9,710	4,814,336	0	4,254,656	8,129,278	4,254,656	4,254,656	0	4,254,656	8,129,278	4,254,656	4,254,656	0	4,254,656	8,129,278	4,254,656	4,254,656	0	4,254,656	8,129,278	4,254,656	4,254,656	0	4,254,656	
富山	13,427	71,103	7,865,355	0	216,221	25	7,865,355	7,865,355	0	216,221	25	7,865,355	7,865,355	0	216,221	25	7,865,355	7,865,355	0	216,221	25	7,865,355	7,865,355	0	216,221	
山口	14,992	71,888	4,163,900	0	9,834,770	17,083,92	8,644,700	3,765,951	0	10,752,72	22,816	13,474	3,389,590	4,161,241	0	147,993	22,816	13,474	3,389,590	4,161,241	0	147,993	22,816	13,474	3,389,590	
鳥取	10,580	54,240	270,660	35,000	6,844,480	18,620,72	6,240,750	3,221,118	0	84,092,90	15,077,827	11,059,800	4,616,300	0	9,753,927	14,058,299	65,075,500	4,553,850	0	837,968	15,311,547	64,400,300	5,279,465	0	84,731,282	
徳島	8,057	33,750	201,940	20,000	5,023,165	9,647,922	4,616,050	2,948,949	0	5,023,165	9,647,922	4,616,050	2,948,949	0	5,023,165	9,647,922	4,616,050	2,948,949	0	5,023,165	9,647,922	4,616,050	2,948,949	0	5,023,165	
福岡	75,015	388,550	29,720,539	0	530,220	734	8,067,466	40,943,550	20,626,512	0	546,237	28	106,739,000	54,694,950	5,533,921	0	676,871	139,210	65,860,550	48,701,973	1,000,000	22,975,555	144,003,334	625,945,550	60,484,100	829,939,994
佐賀	10,441	54,043	2,224,425	0	8,689,249	12,995,465	6,601,450	3,341,846	0	8,689,249	12,995,465	6,601,450	3,341,846	0	8,689,249	12,995,465	6,601,450	3,341,846	0	8,689,249	12,995,465	6,601,450	3,341,846	0	8,689,249	
長崎	20,630	109,150	4,213,247	0	13,570,017	23,618	12,701,600	5,051,155	0	16,044,373	29,825,24	42,940,150	4,792,942	0	17,676,613	35,897,050	167,838,400	7,938,833	0	21,703,813	35,897,050	167,838,400	7,938,833	0	21,703,813	
大分	20,390	102,940	6,550,855	30,000	12,920,855	24,962,288	12,936,120	5,792,701	0	15,477,719	25,877,78	26,317,350	676,872	0	15,477,719	25,877,78	26,317,350	676,872	0	15,477,719	25,877,78	26,317,350	676,872	0	15,477,719	
鹿児島	16,581	80,100	8,372,265	95,000	15,972,403	18,612,45	9,392,250	8,024,180	0	18,655,675	21,555,00	97,394,900	4,821,489	0	19,471,489	25,945,196	121,752,000	10,127,921	40,000	19,471,489	25,945,196	121,752,000	10,127,921	40,000	19,471,489	
熊本	20,483	104,743	11,352,414	0	13,576,334	24,932,538	12,932,250	9,372,716	0	16,044,373	29,825,24	42,940,150	4,792,942	0	17,676,613	35,897,050	167,838,400	7,938,833	0	21,703,813	35,897,050	167,838,400	7,938,833	0	21,703,813	
鹿儿岛	20,390	102,940	6,550,855	30,000	12,920,855	24,962,288	12,936,120	5,792,701	0	15,477,719	25,877,78	26,317,350	676,872	0	15,477,719	25,877,78	26,317,350	676,872	0	15,477,719	25,877,78	26,317,350	676,872	0	15,477,719	
宮崎	16,581	80,100	8,372,265	95,000	15,972,403	18,612,45	9,392,250	8,024,180	0	18,655,675	21,555,00	97,394,900	4,821,489	0	19,471,489	25,945,196	121,752,000	10,127,921	40,000	19,471,489	25,945,196	121,752,000	10,127,921	40,000	19,471,489	
沖縄	20,483	104,743	11,352,414	0	13,576,334	24,932,538	12,932,250	9,372,716	0	16,044,373	29,825,24	42,940,150	4,792,942	0	17,676,613	35,897,050	167,838,400	7,938,833	0	21,703,813	35,897,050	167,838,400	7,938,833	0	21,703,813	
宮城	6,991,265	30,594,000	1,831,631	0	49,957,496	7,987,240	36,601,200	26,161,614	0	49,957,496	7,987,240	36,601,200	26,161,614	0	49,957,496	7,987,240	36,601,200	26,161,614</								

付表 2-10 平成23年度代理援助事件の結果別内訳

地方事務所	勝訴	和解成立	調停成立	免責	示談成立	敗訴	調停不成立	取下(訴訟等)	取下(援助)	扶助打切	解任・辞任	その他	合計
東京	451	2,833	1,001	7,302	1,539	150	256	333	338	57	828	2,533	17,621
神奈川	190	1,639	451	2,446	103	39	112	158	197	4	322	1,246	6,907
埼玉	143	417	268	1,627	440	32	80	147	149	0	212	408	3,923
千葉	72	319	197	1,334	368	26	36	75	15	4	130	413	2,989
茨城	30	111	53	658	17	6	26	1	0	1	91	857	1,851
栃木	46	184	66	437	130	12	29	37	40	3	35	104	1,123
群馬	62	246	96	396	16	22	47	49	36	49	44	137	1,200
静岡	38	472	110	604	77	22	39	56	65	9	89	300	1,881
山梨	15	98	34	222	17	4	10	19	4	1	6	60	490
長野	57	199	51	273	20	10	18	26	22	12	20	104	812
新潟	50	330	81	573	107	26	21	44	5	4	36	238	1,515
大阪	296	864	597	4,219	1,063	100	165	183	211	26	324	1,906	9,954
京都	101	210	251	895	442	45	61	96	20	4	40	510	2,675
兵庫	83	277	274	1,328	730	33	58	102	114	3	144	765	3,911
奈良	32	75	77	438	225	7	19	15	14	3	33	188	1,126
滋賀	35	64	42	348	136	8	11	27	23	1	23	125	843
和歌山	33	43	58	312	144	8	17	25	1	1	10	101	753
愛知	199	291	324	1,283	366	54	109	126	42	8	84	500	3,386
三重	50	64	48	235	107	5	13	23	1	4	12	106	668
岐阜	31	152	61	297	15	8	24	34	17	0	23	123	785
福井	15	37	52	155	92	0	5	11	7	6	2	52	434
石川	48	82	111	281	274	18	30	45	34	0	29	119	1,071
富山	17	74	24	163	32	1	9	16	21	4	6	59	426
広島	81	162	129	895	324	20	37	50	1	17	63	371	2,150
山口	64	288	54	408	10	21	16	20	11	1	30	178	1,101
岡山	107	265	160	752	68	65	62	68	16	0	0	227	1,790
鳥取	14	168	29	186	16	8	11	11	9	0	16	130	598
島根	29	150	31	179	0	3	2	14	2	0	12	65	487
福岡	96	1,638	317	1,967	113	58	73	146	18	1	229	770	5,426
佐賀	29	108	48	246	19	14	9	36	8	0	24	81	622
長崎	28	120	71	633	330	13	10	17	18	3	4	184	1,431
大分	8	333	68	406	26	10	34	51	5	0	45	196	1,182
熊本	46	464	61	449	35	11	21	35	41	3	87	203	1,456
鹿児島	43	129	75	396	173	15	21	36	3	8	27	203	1,129
宮崎	42	491	58	423	74	16	16	18	48	0	99	212	1,497
沖縄	32	178	42	168	29	14	9	44	5	0	47	142	710
宮城	79	730	229	984	56	6	73	87	7	51	151	613	3,066
福島	27	81	28	356	187	4	12	50	0	0	52	200	997
山形	5	93	49	337	210	4	18	22	31	1	22	210	1,002
岩手	3	252	42	550	10	0	27	21	30	31	0	168	1,134
秋田	26	319	18	384	18	8	20	27	11	3	34	122	990
青森	28	359	24	527	5	4	3	26	18	1	26	90	1,111
札幌	67	435	292	2,062	260	41	74	158	65	20	21	858	4,353
函館	17	89	19	325	144	1	6	13	5	7	4	91	721
旭川	20	352	32	301	26	6	18	12	18	39	9	113	946
釧路	34	283	59	526	58	1	18	35	50	4	49	167	1,284
香川	22	112	29	174	5	8	7	10	14	0	19	65	465
徳島	26	29	49	210	87	12	19	26	0	12	1	82	553
高知	30	124	33	203	5	11	7	9	4	0	18	54	498
愛媛	32	184	18	290	27	8	2	17	18	4	0	89	689
全国合計	3,129	17,017	6,391	40,163	8,775	1,018	1,820	2,707	1,832	410	3,632	16,838	103,732
割合	3.0%	16.4%	6.2%	38.7%	8.5%	1.0%	1.7%	2.6%	1.8%	0.4%	3.5%	16.2%	100.0%

付表 2-11 平成23年度書類作成援助事件の事件別内訳

地 方 事務所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	その他	合計
	損害 賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己 破産	その他	合計			
東 京	5	7	12	2	3	17	20	3	0	234	7	241	1	3	282
神奈川	4	2	6	0	2	4	6	0	0	229	1	230	1	4	247
埼 玉	1	2	3	0	5	7	12	0	1	219	3	222	1	3	242
千 葉	2	0	2	1	3	5	8	1	0	167	2	169	0	0	181
茨 城	0	1	1	0	1	2	3	0	0	25	2	27	0	0	31
栃 木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	2	28	0	0	28
群 馬	1	0	1	0	0	0	0	0	0	45	3	48	0	0	49
静 岡	1	5	6	0	3	7	10	1	0	220	5	225	5	0	247
山 梨	1	0	1	0	0	1	1	0	0	13	4	17	0	0	19
長 野	0	0	0	1	0	2	2	0	0	87	2	89	0	0	92
新 潟	0	1	1	0	0	3	3	0	0	114	8	122	0	0	126
大 阪	2	6	8	3	1	23	24	0	1	487	6	493	1	0	530
京 都	0	5	5	0	6	22	28	0	0	128	4	132	1	0	166
兵 庫	0	0	0	1	2	31	33	1	0	424	14	438	3	0	476
奈 良	0	0	0	2	0	4	4	0	0	69	2	71	0	1	78
滋 賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	1	38	0	0	38
和歌山	1	0	1	0	0	4	4	0	0	56	0	56	0	0	61
愛 知	0	2	2	1	1	9	10	2	0	122	1	123	0	0	138
三 重	0	0	0	0	0	1	1	0	0	96	7	103	1	1	106
岐 阜	0	1	1	0	0	0	0	0	0	43	2	45	0	0	46
福 井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	19	0	0	19
石 川	0	1	1	0	0	5	5	0	0	29	4	33	0	0	39
富 山	0	1	1	0	0	1	1	0	0	27	6	33	0	0	35
広 島	0	1	1	0	1	9	10	0	1	112	0	112	0	0	124
山 口	1	0	1	0	0	0	0	0	0	37	0	37	0	0	38
岡 山	0	1	1	1	0	3	3	0	0	43	0	43	1	0	49
鳥 取	1	0	1	1	0	0	0	0	0	20	0	20	0	0	22
島 根	0	0	0	0	1	0	1	0	0	16	0	16	0	0	17
福 岡	0	2	2	1	2	11	13	1	0	571	37	608	0	0	625
佐 賀	1	0	1	0	1	0	1	0	0	92	5	97	0	0	99
長 崎	0	1	1	0	1	7	8	0	0	57	0	57	0	0	66
大 分	0	1	1	0	0	2	2	2	0	35	0	35	0	0	40
熊 本	1	1	2	0	0	6	6	0	0	108	4	112	0	0	120
鹿児島	0	1	1	1	2	1	3	1	0	212	5	217	0	1	224
宮 崎	0	1	1	1	0	6	6	0	0	88	3	91	1	0	100
沖 縄	0	1	1	1	2	6	8	0	0	355	4	359	1	0	370
宮 城	0	1	1	0	0	0	0	1	0	42	0	42	0	0	44
福 島	2	0	2	0	0	1	1	0	0	45	3	48	0	0	51
山 形	0	0	0	0	0	3	3	0	0	20	1	21	0	1	25
岩 手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	0	35	1	0	36
秋 田	0	0	0	0	0	4	4	0	0	72	3	75	1	0	80
青 森	0	1	1	0	0	2	2	0	0	117	7	124	2	0	129
札 幌	2	1	3	0	1	12	13	1	0	183	2	185	1	0	203
函 館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	26	0	0	26
旭 川	0	0	0	0	0	1	1	1	1	54	0	54	0	0	57
釧 路	0	1	1	1	4	4	8	0	0	26	1	27	0	0	37
香 川	0	0	0	0	0	1	1	0	0	16	0	16	0	0	17
徳 島	0	0	0	2	0	0	0	0	0	37	2	39	0	0	41
高 知	0	2	2	0	0	0	0	1	0	196	1	197	1	0	201
愛 媛	1	0	1	0	1	6	7	0	0	39	0	39	0	0	47
全国合計	27	50	77	20	43	233	276	16	4	5,570	164	5,734	23	14	6,164
割 合	0.4%	0.8%	1.2%	0.3%	0.7%	3.8%	4.5%	0.3%	0.1%	90.4%	2.6%	93.0%	0.4%	0.2%	100.0%

付表 2-12 書類作成援助立替金実績の推移

地方 事務所	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	実費	報酬	合計	実費	報酬	合計	実費	報酬	合計	実費	報酬	合計	実費	報酬	合計
東京	1,235,000	5,685,750	6,920,750	1,791,400	7,407,750	9,199,150	2,726,000	13,245,750	15,971,750	5,324,690	22,483,750	27,808,440	5,503,550	20,318,500	25,822,050
神奈川	2,168,000	10,510,500	12,678,500	2,357,000	11,397,750	13,754,750	3,627,000	17,544,250	21,171,250	4,874,340	19,314,750	24,189,090	5,022,710	18,143,500	23,166,210
埼玉	2,194,000	10,822,350	13,016,350	2,595,000	11,124,200	13,719,200	3,014,000	15,375,150	18,389,150	3,874,890	15,879,000	19,753,890	5,124,080	17,761,800	22,885,880
千葉	1,606,000	7,728,000	9,334,000	1,753,000	8,468,500	10,221,500	2,973,500	14,595,000	17,568,500	4,619,655	17,028,000	21,647,655	3,538,960	13,408,500	16,947,460
茨城	310,000	1,438,500	1,748,500	711,000	3,528,000	4,239,000	1,120,000	5,505,250	6,625,250	776,290	3,666,000	4,442,290	564,780	2,357,250	2,922,030
栃木	440,000	2,168,250	2,608,250	346,000	1,722,000	2,068,000	606,000	3,003,000	3,609,000	600,610	2,430,750	3,031,360	589,770	2,275,500	2,865,270
群馬	547,000	2,740,500	3,287,500	637,000	3,167,000	3,804,000	663,000	3,276,000	3,939,000	937,030	4,305,000	5,242,030	746,740	3,375,750	4,122,490
静岡	3,214,500	15,924,250	19,138,750	3,152,500	15,534,750	18,687,250	5,129,500	24,642,000	29,771,500	5,201,750	21,261,500	26,463,250	5,372,998	18,125,972	23,498,970
山梨	467,500	2,325,750	2,793,250	577,000	2,845,500	3,422,500	612,000	3,018,750	3,630,750	442,500	2,010,750	2,453,250	317,580	1,459,500	1,777,080
長野	1,157,000	5,664,750	6,821,750	1,080,000	5,339,250	6,419,250	1,761,000	8,657,250	10,418,250	1,819,350	8,158,500	9,977,850	1,875,960	7,197,750	9,073,710
新潟	1,841,000	9,150,750	10,991,750	1,803,000	8,850,000	10,653,000	2,112,000	10,439,625	12,551,625	2,741,830	12,216,750	14,958,580	2,329,120	10,038,000	12,367,120
大阪	4,620,500	22,690,500	27,311,000	5,695,500	28,239,750	33,935,250	7,543,500	37,209,375	44,752,875	11,389,390	43,643,250	55,032,640	11,583,250	39,989,200	51,572,450
京都	1,351,500	6,531,000	7,882,500	2,337,000	9,618,750	11,955,750	2,346,000	11,224,500	13,570,500	2,999,760	12,300,750	15,300,510	3,632,410	11,721,625	15,354,035
兵庫	7,368,500	36,298,500	43,667,000	7,688,000	37,285,500	44,973,500	10,104,500	49,817,250	59,921,750	12,097,430	47,341,000	59,438,430	10,401,490	35,593,250	45,994,740
奈良	690,000	3,444,000	4,134,000	1,711,500	7,796,250	9,507,750	1,387,500	6,588,750	7,976,250	1,950,490	7,371,000	9,321,490	1,843,710	5,670,000	7,513,710
滋賀	652,000	3,218,250	3,870,250	377,000	1,832,250	2,209,250	795,000	3,927,000	4,722,000	1,020,900	4,494,000	5,514,900	688,690	2,856,000	3,544,690
和歌山	467,000	2,242,500	2,709,500	599,000	2,964,000	3,563,000	740,000	3,659,250	4,399,250	792,770	3,349,500	4,142,270	1,010,770	4,191,250	5,202,020
愛知	1,703,000	8,505,000	10,208,000	1,916,500	9,481,500	11,398,000	2,825,500	13,984,000	16,809,500	4,648,660	15,993,750	20,642,410	3,577,600	10,308,000	13,885,600
三重	1,490,000	7,434,000	8,924,000	2,311,000	11,513,250	13,824,250	2,907,000	14,432,250	17,339,250	2,901,960	12,143,250	15,045,210	2,034,380	7,932,750	9,967,130
岐阜	221,000	824,250	1,045,250	532,000	2,646,000	3,178,000	479,000	2,373,000	2,852,000	1,302,500	4,893,000	6,195,500	1,203,760	3,591,000	4,794,760
福井	383,000	1,911,000	2,294,000	482,000	2,362,500	2,844,500	572,000	2,835,000	3,407,000	410,000	2,037,000	2,447,000	353,870	1,596,000	1,949,870
石川	139,000	651,000	790,000	275,000	1,365,000	1,640,000	647,000	3,173,100	3,820,100	1,042,420	4,310,250	5,352,670	741,240	2,971,500	3,712,740
富山	1,004,000	4,919,250	5,923,250	1,003,000	5,008,500	6,011,500	2,383,500	11,770,500	14,154,000	1,723,660	8,287,250	10,010,910	508,290	2,520,000	3,028,290
広島	1,354,500	6,525,750	7,880,250	2,768,000	13,510,875	16,278,875	2,991,500	15,099,000	18,090,500	2,961,180	10,883,250	13,844,430	2,336,950	9,224,250	11,561,200
山口	199,000	955,500	1,154,500	558,000	2,787,750	3,345,750	985,000	4,777,500	5,762,500	1,345,220	5,643,750	6,988,970	701,400	2,798,250	3,499,650
岡山	694,000	3,349,500	4,043,500	418,000	2,042,250	2,460,250	809,000	3,969,000	4,778,000	1,239,610	4,536,000	5,775,610	885,640	3,409,876	4,295,516
鳥取	313,000	446,250	759,250	985,000	4,882,500	5,867,500	671,000	3,318,000	3,989,000	688,740	3,108,000	3,796,740	372,450	1,564,500	1,936,950
島根	365,000	1,806,000	2,171,000	299,000	1,501,500	1,800,500	234,000	1,071,000	1,305,000	278,000	1,286,250	1,564,250	292,290	1,370,250	1,662,540
福岡	6,765,500	33,831,000	40,596,500	8,205,500	40,942,000	49,147,500	9,977,500	49,528,500	59,506,000	13,349,518	56,285,500	69,635,018	13,503,490	49,439,250	62,942,740
佐賀	312,000	1,564,500	1,876,500	481,000	2,383,500	2,864,500	616,000	3,087,000	3,703,000	1,699,160	7,140,000	8,839,160	1,439,770	5,586,000	7,025,770
長崎	663,000	3,155,250	3,818,250	1,075,000	5,276,250	6,351,250	1,294,000	6,247,500	7,541,500	1,806,600	6,856,500	8,663,100	1,420,460	4,851,000	6,271,460
大分	388,000	1,884,750	2,272,750	581,000	2,400,680	2,981,680	775,000	3,735,650	4,510,650	902,610	3,853,500	4,756,110	736,060	2,840,000	3,576,060
熊本	1,280,500	6,363,000	7,643,500	1,722,000	8,589,000	10,311,000	1,995,500	9,817,500	11,813,000	4,068,305	12,342,750	16,411,055	2,507,530	8,804,250	11,311,780
鹿児島	1,408,500	7,014,000	8,422,500	2,459,500	11,571,000	14,030,500	3,501,500	17,330,250	20,831,750	4,626,680	20,160,000	24,786,680	4,422,881	18,086,250	22,509,131
宮崎	980,000	4,882,500	5,862,500	981,000	4,836,430	5,817,430	1,893,000	9,297,750	11,190,750	2,338,460	10,292,750	12,631,210	2,147,200	7,012,175	9,159,375
沖縄	3,481,000	17,388,000	20,869,000	4,358,000	21,623,500	25,981,500	4,292,500	21,199,500	25,492,000	6,216,430	27,318,750	33,535,180	7,591,860	29,436,750	37,028,610
宮城	1,086,000	5,328,750	6,414,750	1,279,500	5,890,500	7,170,000	1,390,000	6,783,000	8,173,000	1,702,560	6,415,500	8,118,060	839,480	3,328,500	4,167,980
福島	989,000	4,730,250	5,719,250	759,000	3,759,000	4,518,000	1,189,000	5,843,250	7,032,250	1,459,640	6,368,250	7,827,890	898,450	4,084,000	4,982,450
山形	702,000	3,339,000	4,041,000	554,000	2,703,750	3,257,750	913,500	4,530,750	5,444,250	574,290	2,793,000	3,367,290	378,580	1,701,000	2,079,580
岩手	686,000	3,386,250	4,072,250	1,139,000	5,507,250	6,646,250	1,365,000	6,762,000	8,127,000	2,364,020	8,037,750	10,401,770	662,900	2,777,250	3,440,150
秋田	376,000	1,863,750	2,239,750	915,000	4,462,500	5,377,500	1,348,750	6,636,000	7,984,750	2,569,090	11,282,250	13,851,340	1,814,800	6,074,250	7,889,050
青森	1,793,000	8,925,000	10,718,000	2,371,000	11,581,500	13,952,500	3,969,500	19,582,500	23,552,000	4,430,340	19,383,000	23,813,340	2,551,180	10,568,250	13,119,430
札幌	2,885,000	14,106,750	16,991,750	2,861,500	13,487,250	16,348,750	2,996,000	14,751,000	17,747,000	5,137,580	17,067,750	22,205,330	4,651,310	15,015,000	19,666,310
函館	269,000	1,299,250	1,568,250	399,000	1,953,000	2,352,000	542,000	2,688,000	3,230,000	539,580	2,562,000	3,101,580	459,160	2,058,000	2,517,160
旭川	1,954,500	9,607,500	11,562,000	1,136,500	5,607,000	6,743,500	1,246,500	6,116,250	7,362,750	863,590	3,682,350	4,545,940	2,093,730	4,032,000	6,125,730
釧路	307,500	1,533,000	1,840,500	341,000	1,664,350	2,005,350	462,000	2,289,000	2,751,000	621,580	1,815,500	2,437,080	673,740	2,352,000	3,025,740
香川	195,000	966,000	1,161,000	394,000	1,830,500	2,224,500	413,500	2,031,750	2,445,250	397,740	1,512,000	1,909,740	350,030	1,358,000	1,708,030
徳島	772,000	3,874,500	4,646,500	903,000	4,504,500	5,407,500	1,156,000	5,706,750	6,862,750	634,740	2,819,250	3,453,990	825,640	3,186,750	4,012,390
高知	1,619,000	8,043,000	9,662,000	2,557,000	12,594,750	15,151,750	4,450,000	21,971,250	26,421,250	5,306,370	23,520,000	28,826,370	3,798,300	15,104,250	18,902,550
愛媛	372,000	1,816,500	2,188,500	515,000	2,514,750	3,029,750	653,000	3,192,000	3,845,000	1,170,430	4,184,000	5,354,430	1,110,010	3,480,750	4,590,760
全国合計	67,479,500	330,814,100	398,293,600	82,745,900	399,905,785	482,651,685	109,204,750	537,657,650	646,862,400	142,784,938	576,068,350	718,853,288	128,030,999	462,945,398	590,976,397

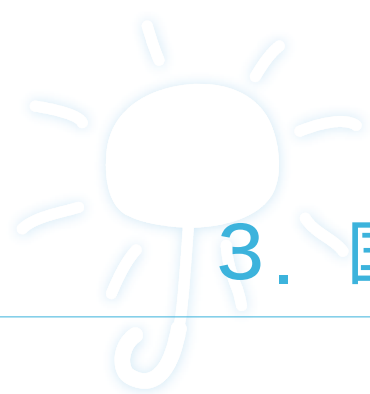
(注) 実費、着手金及び報酬の金額は、いずれも立替金と書類作成援助負担金（常勤弁護士の場合）の合計額である。

付表 2-13 平成23年度 不服申立と再審査（結果別内訳）

地方 事務所	前年度 継続 件数	新規 申立 件数	再審査 差戻し 件数	援助開始決定に関するもの							援助終結決定に関するもの							その他の事項に関するもの						
				申立 件数	結 果				継続中	申立 件数	結 果				継続中	申立 件数	結 果				継続中			
					却下	採用	不採用	取下			却下	採用	不採用	取下			却下	採用	不採用	取下				
東 京	3	68	0	25	1	5	13	5	1	41	0	4	30	0	7	5	0	0	3	2	0			
神奈川	4	52	14	11	4	1	6	0	0	55	9	15	21	2	8	4	0	0	2	2	0			
埼 玉	2	14	0	4	0	2	2	0	0	11	0	2	4	1	4	1	0	1	0	0	0			
千 葉	1	14	0	1	0	0	1	0	0	14	0	6	5	1	2	0	0	0	0	0	0			
茨 城	5	5	0	2	1	1	0	0	0	8	0	1	5	1	1	0	0	0	0	0	0			
栃 木	0	6	0	2	0	2	0	0	0	3	0	1	2	0	0	1	0	0	1	0	0			
群 馬	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
静 岡	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0			
山 梨	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0			
長 野	0	10	0	4	2	2	0	0	0	6	0	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0			
新 潟	0	5	0	5	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
大 阪	4	44	0	21	0	3	17	1	0	23	0	3	19	0	1	4	0	1	3	0	0			
京 都	0	15	0	4	0	0	4	0	0	10	0	3	7	0	0	1	0	0	1	0	0			
兵 庫	4	20	0	12	0	3	6	1	2	12	4	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0			
奈 良	0	10	0	2	0	0	2	0	0	8	0	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0			
滋 賀	0	8	0	2	0	1	1	0	0	5	0	3	2	0	0	1	0	1	0	0	0			
和歌山	0	10	0	3	0	2	1	0	0	5	0	4	1	0	0	2	0	2	0	0	0			
愛 知	1	43	0	7	7	0	0	0	0	37	14	19	4	0	0	0	0	0	0	0	0			
三 重	1	4	0	2	0	0	2	0	0	2	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	1			
岐 阜	0	13	6	10	6	1	1	0	2	9	1	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0			
福 井	0	1	2	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
石 川	0	6	0	0	0	0	0	0	0	4	0	3	1	0	0	2	0	2	0	0	0			
富 山	0	3	0	1	0	1	0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0			
広 島	0	2	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0			
山 口	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0			
岡 山	0	8	0	3	0	3	0	0	0	5	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0			
鳥 取	0	3	0	2	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
島 根	0	2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
福 岡	2	33	0	8	0	6	2	0	0	26	1	15	9	1	0	1	0	1	0	0	0			
佐 賀	0	3	0	2	0	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
長 崎	0	13	0	4	3	1	0	0	0	7	2	4	1	0	0	2	1	1	0	0	0			
大 分	0	6	0	3	1	1	1	0	0	2	0	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0			
熊 本	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0			
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
宮 崎	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
沖 縄	0	10	0	2	0	0	2	0	0	8	0	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0			
宮 城	1	14	0	1	1	0	0	0	0	13	8	5	0	0	0	1	1	0	0	0	0			
福 島	0	13	0	1	1	0	0	0	0	12	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
山 形	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
岩 手	0	6	0	1	0	0	0	1	0	4	0	1	3	0	0	1	0	1	0	0	0			
秋 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
青 森	0	3	0	3	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
札 幌	0	15	0	7	0	1	6	0	0	7	0	3	3	1	0	1	0	0	1	0	0			
函 館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
旭 川	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
釧 路	0	9	0	1	0	0	1	0	0	8	0	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0			
香 川	0	8	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	2	0	0	5	0	0	5	0	0			
徳 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
高 知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
愛 媛	0	2	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
全国合計	28	517	22	163	32	47	70	8	6	370	56	131	150	7	26	34	2	11	16	4	1			
本部 再審査	27	155	22	45	0	0	44	1	0	133	0	27	105	0	1	4	0	0	4	0	0			

付表 2-14 平成23年度に援助を受けた人の紹介機関

機関名	件 数	割 合
自治体	109,133	38.9%
裁判所	11,100	4.0%
弁護士会・弁護士事務所	39,244	14.0%
知人・友人	18,510	6.6%
電話帳	1,472	0.5%
電話ガイド	847	0.3%
マスコミ	7,127	2.5%
福祉事務所	2,454	0.9%
法務局	768	0.3%
労政事務所	1,856	0.7%
インターネット	20,403	7.3%
法テラス コールセンター	5,674	2.0%
その他	61,801	22.0%
合計	280,389	100.0%



3. 国選弁護等関連業務

3-1 国選弁護関連業務

(1) 国選弁護関連業務の概要

法テラスは、国選弁護事件及び国選付添事件に関し、①国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約の締結、②個別の事件における国選弁護人及び国選付添人候補者の指名及び裁判所等への通知、③国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の算定や支払等の業務を行っている。

(2) 国選弁護制度

国選弁護制度とは、刑事事件で勾留された人（被疑者）や起訴された人（被告人）が、貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、本人の請求を受け又は法律の規定により、裁判所、裁判長又は裁判官が弁護人を選任する制度である。

司法統計年報によれば、平成23年に国選弁護人が付いた割合は、被疑者国選弁護事件については75.4%（注1）、被告人については、地裁事件で85.6%、簡裁事件で95.3%（注2）。

平成18年9月以前は、被告人のみに国選弁護人が付されていたが、平成18年10月からは、被疑者についても、殺人や現住建造物等放火、傷害致死、強盗など、一定の重い刑罰が定められている事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件）に関しては、国選弁護人が付されることとされた。さらに、平成21年5月21日からは、被疑者国選弁護事件の対象範囲が拡大され、窃盗や傷害、詐欺など（死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件）の被疑者についても国選弁護人が付されることとされた（いずれも、被疑者に勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができず、かつ、その被疑者から請求があった場合）。

（注1）2011年検察統計年報及び平成23年司法統計年報の数値を基に算出。刑法犯、特別法犯のうち必要的弁護事件に該当する罪名で勾留された人員数に対する、被疑者の国選弁護人に選任された者の数の割合。ただし、統計上、一部の罰条の内訳が不明であるため、上記の割合は推計値。

（注2）平成23年司法統計年報の数値を基に算出。弁護人が付いた被告人数に対する、国選弁護人に選任された者の数の割合。

資料 3-1 国選弁護関連業務の概要

契約の締結

国選弁護人契約の締結

国選付添人契約の締結

指名・通知用名簿の調製

関係機関（裁判所・弁護士会等）との協議

指名・通知

裁判所からの指名通知請求

弁護士への打診

裁判所への指名通知

裁判所による選任

担当事件の終了

報酬等算定・支払

弁護士による活動報告書の提出

報酬基準に基づき報酬・費用算定

報酬・費用の支払

資料 3-2 通常第一審事件のうち国選弁護人の付された被告人

<被疑者>

＜被疑者＞				③／②
	勾留状発布数	うち必要の弁護事件数 (推計値)		
		うち選任数		
		①	②	
平成23年	110,373	94,113	70,960	75.4%

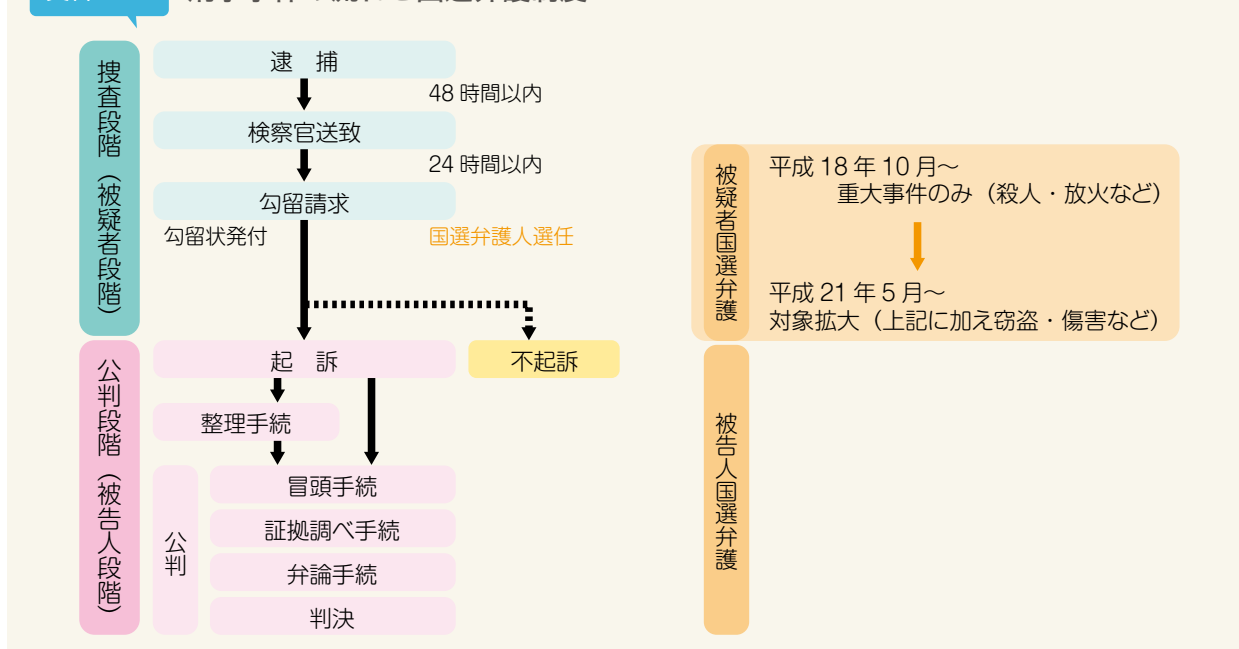
(注) ①と②は平成23年検察年報、③は平成23年司法統計年報を基に作成

<被告人>

<被告人>		終局総人員			③／②
		うち弁護人のついた被告人			
			うち国選		
			①	②	
平成23年	地裁	57,968	57,628	47,600	82.6%
	簡裁	9,142	9,025	7,909	87.6%

(注) ①～③はいずれも平成23年司法統計年報を基に作成

資料 3-3 刑事事件の流れと国選弁護制度



資料 3-4 被疑者国選弁護事件の対象範囲



(3) 弁護士との国選弁護人契約の締結

ア 契約の種類

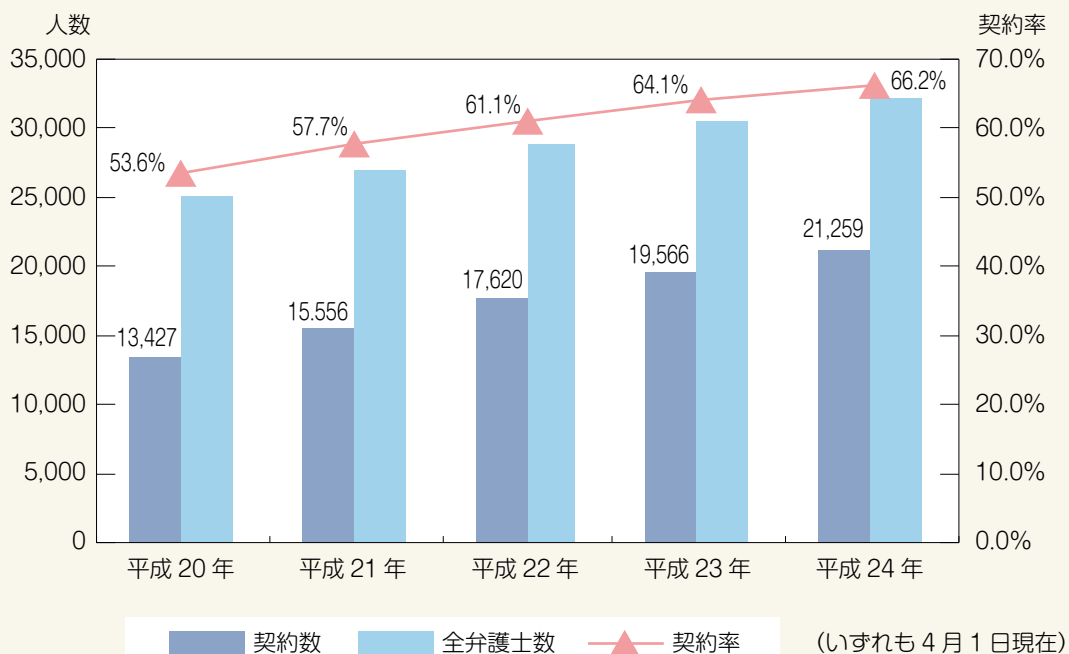
平成18年10月以降、裁判所等は、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士（以下、このような契約を「国選弁護人契約」といい、このような事務を取り扱う弁護士を「国選弁護人契約弁護士」という。）の中から国選弁護人を選任している。国選弁護人契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬・費用が定められる契約（一般国選弁護人契約）と、法テラスに勤務して給与の支払を受ける契約（勤務契約）の2種類があり、前者の契約を締結する弁護士が一般国選弁護人契約弁護士、後者の契約を締結する弁護士が勤務弁護士（常勤弁護士）である。このうち一般国選弁護人契約は、報酬及び費用が事件ごとに定められる普通国選弁護人契約と、報酬及び費用がその取り扱う複数の事件について一括して定められる一括国選弁護人契約の2種類に区分される。一括国選弁護人契約は、複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任することを想定した契約形態である。

イ 契約の方式

法テラスは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、国選弁護人の事務に関する契約約款（平成18年5月25日法務大臣認可。その後複数回変更があり、平成23年3月7日法務大臣認可版が最新版。以下「国選弁護人契約約款」という。）によらなければならない。国選弁護人契約約款は、国選弁護に関する事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定したものであり、国選弁護人の契約の締結に関する事項、国選弁護人の候補者の指名通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準と、その支払に関する事項並びに契約解除その他契約に違反した場合の措置に関する事項が定められている。

国選弁護人契約弁護士の人数は、各弁護士会の協力を得ながら毎年増加し、平成24年4月1日時点で21,259名となっており、これは全国の弁護士数の約66%に相当する。

資料 3-5 国選弁護人契約弁護士 契約数・契約率の推移



(4) 国選弁護人候補の指名通知

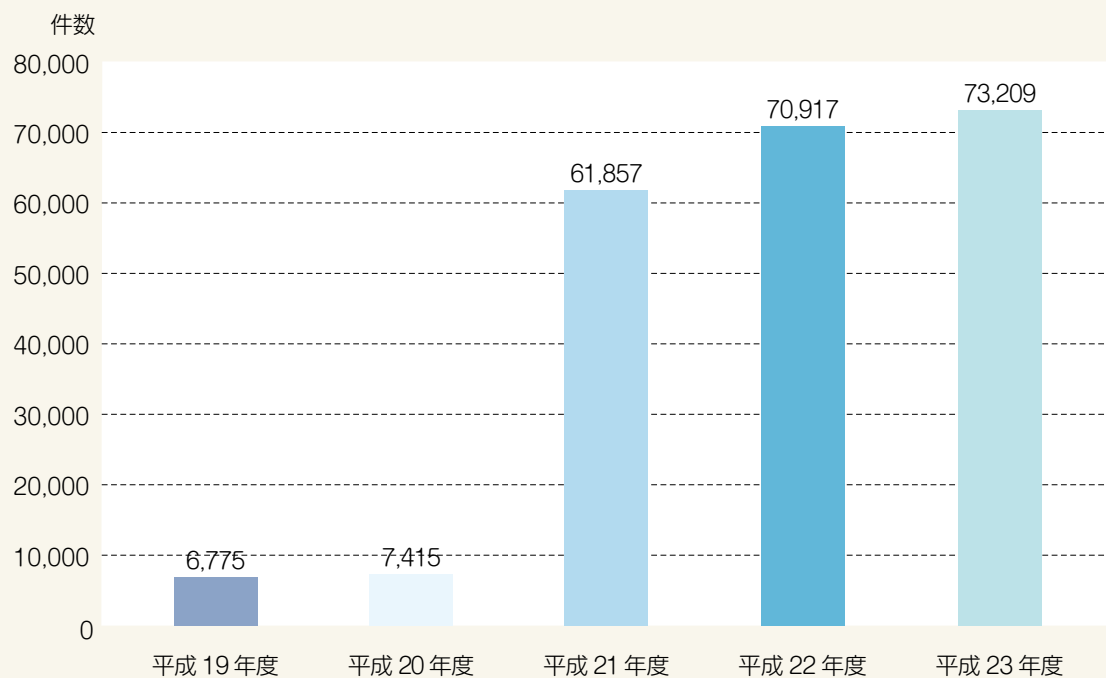
法テラスの地方事務所は、指名通知業務を迅速かつ確実に行うため、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の候補者を指名し、裁判所等に通知するための体制を整備することとされている。このような体制整備の中で、最も重要なものが指名通知を行うために用いる名簿の整備である。法テラスは、すべての地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じて、被疑者国選弁護用名簿、被告人国選弁護用名簿等の名簿を調製している。

法テラスの地方事務所は、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補者を指名し、裁判所等に通知する。具体的には、被疑者国選については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内、被告人国選については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内に指名通知を行っている。なお、被疑者国選については、土・日・祝日においても指名通知業務を行っている。

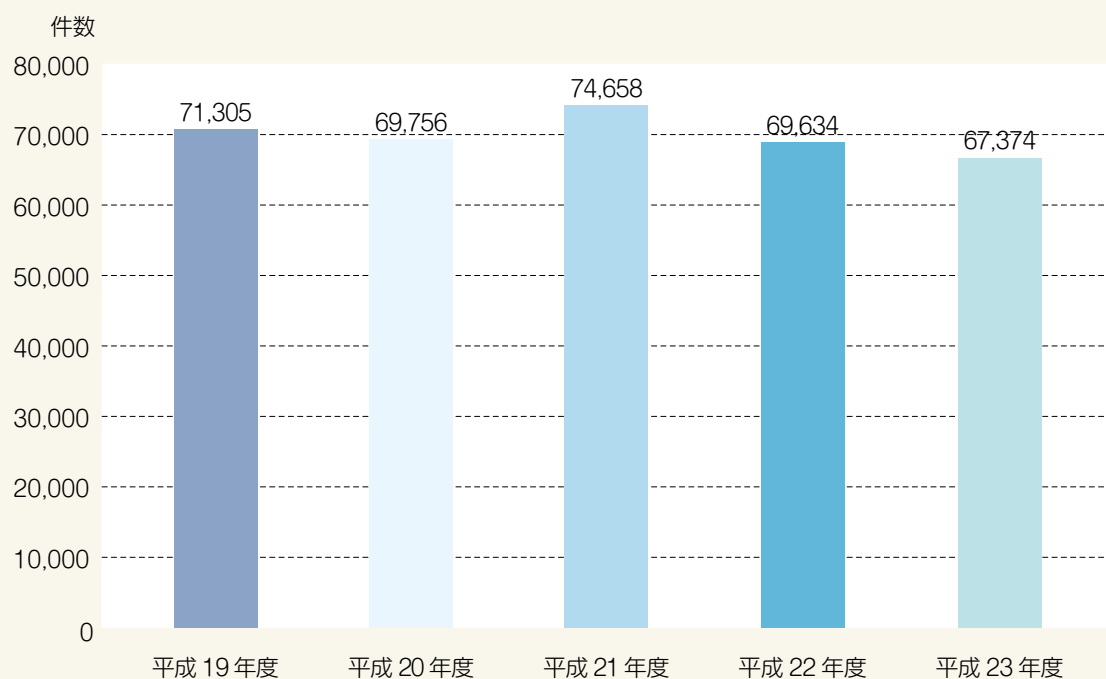
一般国選弁護人契約弁護士について指名通知業務を行う場合は、指名通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた指定の手順に従って指名の打診を行い、弁護士の承諾を確認した上で、国選弁護人候補者として指名し、裁判所等に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

平成23年4月から平成24年3月までの受理件数は、被疑者国選弁護は73,209件、被告人国選弁護は67,374件（合計140,583件）であった。1か月当たりの平均件数は、被疑者国選弁護は約6,101件、被告人国選弁護は約5,615件（合計約11,715件）であり、前年度に比べて1か月当たりの平均件数が被疑者は約191件増えたのに対し、被告人は約188件減り、合計は前年度とほぼ同じであった。これは、被疑者段階から国選弁護人の選任を請求する被疑者が増加したためと思われる。

資料 3-6 被疑者国選弁護事件 受理件数



資料 3-7 被告人国選弁護事件 受理件数



(5) 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定

ア 概要

国選弁護人に対して支給する報酬・費用は、従前は裁判所が金額を決定し、支給していたが、平成18年10月の法テラスの業務開始に伴い、法テラスが金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選弁護人に支払う報酬・費用は、国選弁護人契約約款で定められる「報酬及び費用の算定基準」（以下「報酬基準」という。）に基づき算定される。報酬基準は、法テラスの恣意が入らないように、あらかじめ定められた客観的な指標をもとに、類型的・画一的に算定する方針に基づいて設計されている。具体的には、①労力に見合った報酬を基本とした上で（労力基準）、②一定の成果に対しては別途報酬（成功報酬）の加算を行う（成果基準）、③費用は報酬と別立てで考える、の3点を軸に組み立てられている。

まず、被疑者国選弁護については、①労力基準として、接見が弁護活動の中心であることから、接見の回数を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することになっている。具体的には、4日に1回の接見を基準回数と定めて、接見回数に応じた基礎報酬を算定し、接見回数が基準回数を超えた場合には、多数回接見加算報酬を算定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要した場合など、接見回数だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、勾留取消や示談といった特別の成果があった場合には、一定の加算がされる。③費用としては、遠距離接見等交通費、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

資料 3-8

被疑者国選弁護の基礎報酬及び多数回接見加算報酬

基礎報酬	26,400円+20,000円×（接見回数 or 基準回数－1）	
多数回接見加算報酬	基準1回超	+10,000円
	基準2回超	+16,000円
	基準3回以上超	上記16,000円に加え3回以降1回につき+4,000円（上限あり）

次に、第一審の被告人国選弁護については、①労力基準として、公判における活動が弁護活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することになっている。もっとも、同じ公判回数で終了した事件であっても、対象事件の種別（即決事件、簡裁事件、地裁単独事件、地裁通常合議事件、地裁重大合議事件、裁判員裁判事件）によって事件に要する労力は、相当に異なっていると考えられる。そこで、対象事件の種別や整理手続に付されたか否かなど、事案の軽重・複雑さを示す指標をもとに類型分けをして、報酬を設定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、無罪や公訴事実に比べて法定刑が軽い罪の事実が認定されたときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当・宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

なお、控訴審、上告審の被告人国選弁護についても、第一審の被告事件に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-9 被告人国選弁護事件（裁判員以外）の基礎報酬

裁判所	公判前整理手続なし	公判前整理手続あり
簡裁	66,000円	70,000円
地裁単独	77,000円	80,000円
地裁通常合議	88,000円	90,000円
地裁重大合議	99,000円	100,000円

資料 3-10 裁判員裁判事件の基礎報酬

	弁護士複数（2名以上）	弁護士単独（1名）
公判前整理手続 1～4 回	（裁判官1裁判員4） 170,000円 （裁判官3裁判員6） 190,000円	170,000円 240,000円
公判前整理手続 5～7 回 （かつ公判 3 日以上）	240,000円	300,000円
公判前整理手続 8～10 回 （かつ公判 3 日以上）	300,000円	380,000円
公判前整理手続 11 回以上 （かつ公判 4 日以上）	400,000円	500,000円

資料 3-11 被告人国選弁護事件の公判加算報酬

例：単独（簡裁以外）	公判時間	公判 1 回目	公判 2 回目以降
	～ 45分未満	0円	5,800円
	45分～1.5時間	5,800円	8,200円
	1.5時間～2.5時間	8,200円	13,600円
	2.5時間～3.5時間	13,600円	20,500円
	3.5時間～4.5時間	20,500円	29,100円
	4.5時間～5.5時間	29,100円	40,600円
	5.5時間～	40,600円	47,400円

イ 報酬算定の手続

国選弁護人は、事件終了から14日以内に、法テラスの地方事務所に対し、報告書を提出して報酬及び費用を請求する。法テラスの地方事務所は、請求から7日以内に、国選弁護人から提出された報告書に基づき、支給すべき報酬及び費用を算定し、当該弁護士に対しその金額及び内訳を通知する。通知を受けた弁護士は、7日以内に、法テラスに対し、報酬及び費用の算定に対する不服申立てをすることができる。不服申立てを受けた法テラスの地方事務所は、再度算定を行い、7日以内にその結果を当該弁護士に通知する。国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、不服申立てがあったときは再算定を経たときに、不服申立てがないときは不服申立期間が経過したときに、その金額が確定する。

報酬及び費用の算定に対する平成23年4月から平成24年3月までの不服申立件数は、合計375件であり、1か月当たり約31件で、前年度における1か月当たり平均件数約33件に比べて減少した。また、平成22年度から不服申立に対する判断が容易であり、理事長による判断が明らかに必要でないとして地方事務所長が判断する案件は、地方事務所限りで処理する運用を導入したが、平成23年度は、同運用により76件（約20.3%）が処理され、平成22年度（36件・約9.2%）より、件数・割合ともに増えてきており、運用の定着が図られてきている。

3-2 国選付添関連業務

法テラスは、平成19年11月から、改正少年法の施行に伴い、少年審判事件における国選付添人の選任等に関する業務として、国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選付添人候補者の指名及び裁判所への通知、国選付添人に対する報酬・費用の算定や支払等の業務を行っている。

平成19年11月の業務開始時においては、国選付添人の選任の対象となる事件類型は、一定の重大事件、すなわち故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、その他の死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件に限られていた。これらの罪に係る事件について、裁判所が検察官関与決定をしたときは、国選付添人を付さなければならないとされていた（少年法第22条の3第1項）。また、これらの罪に係る事件について、少年を少年鑑別所に収容する決定（観護措置）がされたとき、裁判所の裁量で国選付添人を付することができることとされていた（同法第22条の3第2項）。

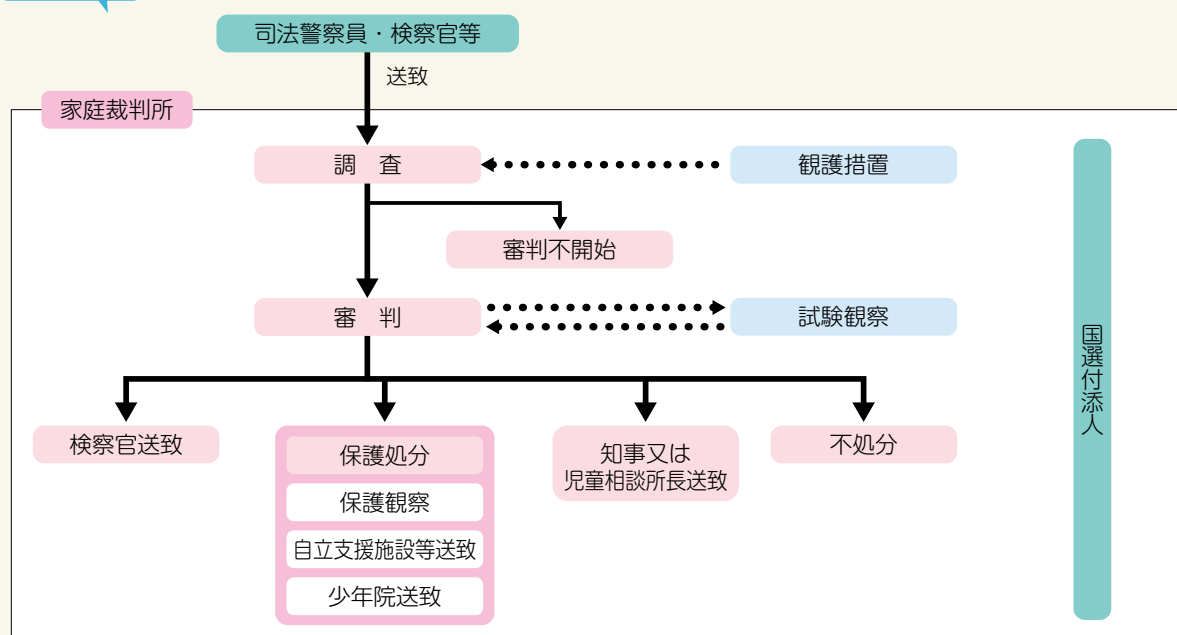
平成20年12月に改正少年法が施行され、家庭裁判所は、一定の重大事件においては、被害者等による少年審判の傍聴を許すことができることとなった（同法第22条の4第1項）。傍聴を許すにはあらかじめ弁護士である付添人の意見を聴かなければならず、このような付添人がいないときは、弁護士である付添人を付さなければならないこととなり（同法第22条の5第2項）、国選付添人の選任の対象となる事件の範囲が拡大した。

国選付添人契約弁護士の人数は、制度施行時の平成19年11月時点で654名であったが、その後は、各弁護士会の協力を得ながら毎月増加し、平成24年4月1日時点で7,701名となった。

平成23年4月から平成24年3月までの国選付添人の受理件数は合計469件である。付添人の選任率は、4.6%（注3）である。

（注3）平成23年司法統計年報の数値を基に算出。付添人がついた少年数に対する、国選付添人に選任された者の数の割合。なお、国選付添人は検察官が関与する少年事件について付される場合、犯罪被害者等による審判の傍聴が許された場合と、一部の重大事件について任意的に選任される場合がある。

資料 3-12 少年事件の流れと国選付添制度



付表 3-1 国選弁護人契約弁護士 契約数・契約率の推移（地方事務所別）

地方事務所	平成19年4月1日現在			平成20年4月1日現在			平成21年4月1日現在			平成22年4月1日現在			平成23年4月1日現在			平成24年4月1日現在		
	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率
東京	3,267	11,209	29.1%	4,669	12,128	38.5%	5,847	13,024	44.9%	6,769	13,823	49.0%	7,791	14,517	53.7%	8,452	15,090	56.0%
神奈川	525	886	59.3%	641	965	66.4%	699	1,025	68.2%	804	1,125	71.5%	897	1,216	73.8%	991	1,294	76.6%
埼玉	248	399	62.2%	314	437	71.9%	358	482	74.3%	415	535	77.6%	456	577	79.0%	511	639	80.0%
千葉	224	367	61.0%	272	398	68.3%	326	433	75.3%	383	487	78.6%	432	539	80.1%	471	581	81.1%
茨城	99	132	75.0%	109	137	79.6%	125	151	82.8%	147	172	85.5%	155	187	82.9%	181	209	86.6%
栃木	83	110	75.5%	96	120	80.0%	104	128	81.3%	115	139	82.7%	128	156	82.1%	139	175	79.4%
群馬	121	153	79.1%	136	167	81.4%	149	186	80.1%	166	203	81.8%	179	216	82.9%	199	237	84.0%
静岡	188	252	74.6%	216	276	78.3%	246	305	80.7%	270	327	82.6%	288	350	82.3%	324	381	85.0%
山梨	61	69	88.4%	67	77	87.0%	75	84	89.3%	78	89	87.6%	84	93	90.3%	91	103	88.3%
長野	112	133	84.2%	123	147	83.7%	131	155	84.5%	142	164	86.6%	161	184	87.5%	175	200	87.5%
新潟	124	160	77.5%	138	169	81.7%	149	184	81.0%	168	203	82.8%	184	217	84.8%	201	233	86.3%
大阪	1,474	3,049	48.3%	1,735	3,253	53.3%	1,876	3,402	55.1%	1,978	3,584	55.2%	2,075	3,721	55.8%	2,191	3,857	56.8%
京都	256	403	63.5%	290	427	67.9%	333	453	73.5%	375	492	76.2%	414	534	77.5%	462	589	78.4%
兵庫	280	517	54.2%	344	554	62.1%	394	588	67.0%	442	621	71.2%	485	675	71.9%	536	715	75.0%
奈良	86	107	80.4%	98	116	84.5%	107	129	82.9%	114	133	85.7%	116	136	85.3%	120	141	85.1%
滋賀	55	72	76.4%	63	82	76.8%	73	92	79.3%	78	100	78.0%	87	111	78.4%	103	124	83.1%
和歌山	66	84	78.6%	72	90	80.0%	85	103	82.5%	97	115	84.3%	104	122	85.2%	108	124	87.1%
愛知	636	1,063	59.8%	763	1,163	65.6%	788	1,260	62.5%	999	1,352	73.9%	1,091	1,444	75.6%	1,198	1,545	77.5%
三重	67	88	76.1%	74	96	77.1%	101	114	88.6%	113	126	89.7%	124	137	90.5%	139	151	92.1%
岐阜	83	108	76.9%	97	119	81.5%	103	126	81.7%	110	132	83.3%	122	144	84.7%	133	156	85.3%
福井	45	55	81.8%	57	66	86.4%	61	71	85.9%	66	76	86.8%	77	88	87.5%	79	91	86.8%
石川	91	102	89.2%	99	107	92.5%	106	116	91.4%	113	123	91.9%	115	125	92.0%	131	141	92.9%
富山	50	61	82.0%	56	67	83.6%	56	69	81.2%	67	81	82.7%	75	86	87.2%	82	97	84.5%
広島	182	317	57.4%	215	346	62.1%	244	383	63.7%	290	425	68.2%	318	450	70.7%	352	478	73.6%
山口	66	92	71.7%	84	102	82.4%	99	118	83.9%	109	125	87.2%	115	132	87.1%	120	133	90.2%
岡山	138	205	67.3%	161	230	70.0%	189	256	73.8%	214	282	75.9%	230	300	76.7%	245	313	78.3%
鳥取	32	37	86.5%	43	46	93.5%	46	49	93.9%	53	54	98.1%	54	56	96.4%	59	60	98.3%
島根	30	36	83.3%	36	39	92.3%	42	46	91.3%	48	54	88.9%	54	59	91.5%	60	64	93.8%
福岡	457	701	65.2%	529	754	70.2%	604	821	73.6%	658	878	74.9%	701	928	75.5%	735	985	74.6%
佐賀	47	55	85.5%	52	60	86.7%	56	64	87.5%	65	73	89.0%	74	82	90.2%	78	86	90.7%
長崎	70	89	78.7%	82	98	83.7%	95	114	83.3%	108	123	87.8%	121	137	88.3%	129	147	87.8%
大分	70	85	82.4%	80	96	83.3%	94	110	85.5%	99	113	87.6%	111	125	88.8%	118	131	90.1%
熊本	105	147	71.4%	122	163	74.8%	134	176	76.1%	151	194	77.8%	165	205	80.5%	183	220	83.2%
鹿児島	66	94	70.2%	81	101	80.2%	102	113	90.3%	123	132	93.2%	139	144	96.5%	155	167	92.8%
宮崎	59	65	90.8%	70	75	93.3%	79	86	91.9%	83	91	91.2%	88	98	89.8%	102	111	91.9%
沖縄	112	199	56.3%	120	198	60.6%	137	211	64.9%	135	217	62.2%	143	227	63.0%	151	234	64.5%
宮城	170	261	65.1%	198	284	69.7%	231	311	74.3%	256	330	77.6%	287	360	79.7%	308	376	81.9%
福島	92	101	91.1%	107	115	93.0%	111	122	91.0%	132	143	92.3%	139	153	90.8%	149	153	97.4%
山形	55	64	85.9%	57	65	87.7%	62	70	88.6%	62	71	87.3%	69	79	87.3%	73	83	88.0%
岩手	53	66	80.3%	56	69	81.2%	59	73	80.8%	66	78	84.6%	71	80	88.8%	84	95	88.4%
秋田	45	55	81.8%	48	60	80.0%	50	63	79.4%	53	66	80.3%	55	68	80.9%	59	70	84.3%
青森	38	51	74.5%	52	64	81.3%	61	72	84.7%	72	84	85.7%	79	88	89.8%	86	97	88.7%
札幌	293	411	71.3%	341	458	74.5%	373	506	73.7%	391	541	72.3%	438	591	74.1%	472	632	74.7%
函館	22	32	68.8%	26	33	78.8%	26	34	76.5%	31	36	86.1%	33	39	84.6%	39	44	88.6%
旭川	27	39	69.2%	36	43	83.7%	35	44	79.5%	42	50	84.0%	43	54	79.6%	56	63	88.9%
釧路	37	45	82.2%	42	50	84.0%	45	54	83.3%	50	59	84.7%	52	60	86.7%	57	64	89.1%
香川	58	99	58.6%	66	108	61.1%	80	121	66.1%	86	125	68.8%	97	133	72.9%	101	139	72.7%
徳島	45	58	77.6%	52	60	86.7%	60	68	88.2%	69	76	90.8%	70	75	93.3%	80	83	96.4%
高知	43	61	70.5%	53	68	77.9%	55	70	78.6%	62	76	81.6%	65	79	82.3%	71	87	81.6%
愛媛	80	110	72.7%	89	116	76.7%	95	123	77.2%	103	130	79.2%	115	141	81.6%	120	146	82.2%
合計	10,733	23,154	46.4%	13,427	25,062	53.6%	15,556	26,958	57.7%	17,620	28,828	61.1%	19,566	30,518	64.1%	21,259	32,134	66.2%

付表 3-2 国選弁護事件受理件数（地方事務所・支部別）

地方事務所	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人
東京	787	10,715	872	9,448	6,648	10,005	7,061	8,737	7,419	8,637
多摩	169	1,354	207	1,284	1,473	1,420	1,773	1,403	2,047	1,401
神奈川	251	2,544	280	2,515	2,353	2,694	2,840	2,227	3,349	2,136
川崎	89	620	76	547	556	688	599	527	634	457
小田原	54	458	90	485	515	543	524	437	578	445
埼玉	339	2,611	421	2,314	3,064	2,632	3,294	2,130	3,462	1,902
川越	66	558	63	532	542	399	640	426	696	508
千葉	302	2,573	379	2,918	2,862	2,973	3,304	2,519	3,478	2,486
松戸	64	573	42	613	694	478	721	492	664	477
茨城	105	1,555	134	1,647	989	1,748	1,274	1,665	1,364	1,512
栃木	115	1,496	133	1,534	1,272	1,633	1,539	1,452	1,472	1,244
群馬	85	1,294	115	1,169	810	1,276	1,171	1,075	1,281	1,096
静岡	55	554	58	483	626	603	681	548	764	575
沼津	46	653	66	633	646	732	799	620	765	623
浜松	67	500	76	732	674	771	788	640	786	619
山梨	59	447	55	467	358	483	373	398	347	435
長野	101	933	78	866	564	836	669	817	734	935
新潟	76	852	73	970	824	1,042	944	968	919	852
大阪	630	6,877	730	6,683	5,251	7,348	6,157	7,574	6,460	7,466
京都	156	1,259	127	1,229	1,378	1,357	1,813	1,678	1,764	1,504
兵庫	144	1,270	155	1,257	1,161	1,489	1,360	1,500	1,497	1,322
阪神	63	571	54	613	627	636	664	708	700	737
姫路	45	633	54	629	547	737	596	751	691	652
奈良	81	707	78	752	703	550	743	678	765	719
滋賀	78	682	61	758	919	857	972	777	890	709
和歌山	56	632	66	708	468	862	622	853	618	741
愛知	306	2,745	373	2,840	2,674	3,347	2,995	2,814	3,155	2,881
三河	78	815	80	825	924	1,090	965	895	1,067	905
三重	67	882	83	875	746	887	785	781	839	808
岐阜	109	831	103	774	719	795	757	699	806	743
福井	18	227	34	245	298	315	318	271	345	309
石川	51	706	55	566	419	598	492	561	432	557
富山	31	334	28	293	223	294	263	284	290	293
広島	121	1,358	128	1,358	1,266	1,531	1,586	1,446	1,657	1,518
山口	73	848	67	805	703	795	796	726	797	610
岡山	69	954	98	969	920	1,139	1,045	1,045	1,280	1,115
鳥取	27	331	19	307	289	353	253	315	255	310
島根	18	321	43	325	259	329	291	314	332	335
福岡	295	2,831	281	2,622	2,299	2,826	2,686	2,960	2,743	2,644
北九州	106	750	114	854	892	1,013	1,020	839	997	816
佐賀	27	558	40	546	536	607	563	557	583	482
長崎	42	631	76	660	506	554	563	561	483	502
大分	52	456	45	411	435	543	501	550	468	559
熊本	101	768	117	852	865	841	1,037	872	957	865
鹿児島	59	732	80	740	542	721	606	689	654	596
宮崎	63	675	58	593	545	609	706	567	751	566
沖縄	96	1,041	95	1,051	1,012	955	1,061	976	1,157	992
宮城	126	1,120	144	1,125	1,280	1,291	1,373	1,088	1,108	940
福島	53	872	82	910	710	859	1,008	898	900	851
山形	27	465	21	471	379	492	411	440	487	411
岩手	49	465	32	471	441	511	533	487	428	404
秋田	33	370	38	449	362	433	406	434	378	427
青森	45	636	49	575	447	595	503	569	516	601
札幌	198	1,972	159	1,711	1,767	1,774	2,070	1,714	1,877	1,576
函館	49	333	38	211	213	179	294	217	303	214
旭川	32	337	38	341	286	312	339	311	337	247
釧路	50	487	30	488	373	397	464	450	426	397
香川	65	996	53	1,004	579	1,086	642	975	614	918
徳島	46	420	35	427	374	441	391	362	367	388
高知	49	514	54	494	388	518	558	643	551	641
愛媛	61	603	82	782	662	836	715	724	725	763
合計	6,775	71,305	7,415	69,756	61,857	74,658	70,917	69,634	73,209	67,374

付表 3-3

国選付添人契約弁護士 契約数の推移
(地方事務所別)

地方事務所	平成19年 11月7日 現在	平成20年 4月1日 現在	平成21年 4月1日 現在	平成22年 4月1日 現在	平成23年 4月1日 現在	平成24年 4月1日 現在
東京	6	352	530	661	791	1,023
神奈川	0	109	185	268	344	441
埼玉	4	99	139	164	189	211
千葉	0	108	134	180	214	247
茨城	67	72	83	102	110	131
栃木	12	19	33	47	64	79
群馬	35	47	51	91	107	128
静岡	0	70	176	198	219	254
山梨	0	27	33	35	50	62
長野	9	46	58	69	92	110
新潟	0	45	64	80	94	109
大阪	2	305	510	658	752	853
京都	6	117	155	190	222	260
兵庫	0	18	108	138	162	194
奈良	0	52	64	85	86	89
滋賀	0	16	71	74	82	99
和歌山	1	28	41	52	59	59
愛知	0	9	151	175	195	218
三重	0	31	47	59	69	81
岐阜	46	60	62	67	82	90
福井	0	42	50	54	65	68
石川	25	42	53	60	65	82
富山	38	42	45	45	47	47
広島	1	5	24	54	62	86
山口	36	37	42	59	69	75
岡山	0	34	90	117	141	160
鳥取	36	38	41	48	48	49
島根	0	27	32	39	44	49
福岡	116	166	240	378	389	470
佐賀	0	35	47	55	65	71
長崎	0	64	76	90	103	111
大分	0	27	43	51	62	69
熊本	66	68	70	85	94	104
鹿児島	0	27	40	71	89	107
宮崎	0	37	49	66	73	87
沖縄	0	35	44	72	82	85
宮城	51	54	108	129	160	185
福島	0	55	65	81	87	96
山形	6	38	46	48	56	60
岩手	35	36	37	47	52	65
秋田	0	25	28	34	35	39
青森	0	22	32	44	53	60
札幌	0	130	236	266	322	369
函館	0	21	21	27	29	35
旭川	0	20	22	28	29	42
釧路	0	26	30	36	38	45
香川	20	27	38	44	54	58
徳島	0	47	56	64	65	75
高知	0	26	30	38	41	47
愛媛	36	39	43	52	62	67
合計	654	2,922	4,473	5,675	6,564	7,701

付表 3-4

国選付添事件受案件数
(地方事務所・支部別)

地方事務所	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
東京	11	30	38	29	35
多摩	6	11	21	11	38
神奈川	6	41	26	43	48
川崎	9	9	4	3	1
小田原	0	16	5	2	4
埼玉	32	45	39	17	21
川越	4	8	3	4	2
千葉	3	35	69	35	70
松戸	0	11	12	10	4
茨城	1	8	13	8	5
栃木	2	10	9	10	6
群馬	2	19	17	25	4
静岡	1	0	5	2	6
沼津	4	3	3	4	6
浜松	2	10	2	3	5
山梨	1	0	3	1	3
長野	2	0	9	3	3
新潟	1	8	3	2	2
大阪	30	54	71	45	33
京都	4	5	8	3	6
兵庫	7	9	3	12	5
阪神	1	5	0	1	1
姫路	1	4	3	1	4
奈良	3	5	7	0	0
滋賀	14	13	3	2	3
和歌山	2	1	3	1	1
愛知	8	18	44	30	28
三河	2	13	16	4	10
三重	1	2	2	1	0
岐阜	2	4	10	5	4
福井	1	3	1	4	6
石川	1	2	0	1	1
富山	0	1	0	2	1
広島	0	5	7	7	2
山口	0	0	0	2	3
岡山	2	3	8	8	3
鳥取	0	1	0	0	1
島根	0	4	0	2	1
福岡	7	22	26	14	27
北九州	4	10	5	4	0
佐賀	3	8	5	2	6
長崎	2	1	1	4	0
大分	0	0	2	0	0
熊本	1	11	1	3	3
鹿児島	0	4	5	9	25
宮崎	3	1	2	9	3
沖縄	2	5	13	3	2
宮城	5	19	12	6	6
福島	2	2	0	0	1
山形	2	1	0	0	5
岩手	0	3	1	3	1
秋田	0	0	1	2	0
青森	1	4	0	2	1
札幌	2	16	8	18	6
函館	2	1	0	0	2
旭川	1	0	1	1	1
釧路	3	0	1	0	0
香川	0	5	0	0	4
徳島	1	0	1	0	0
高知	2	2	0	0	0
愛媛	1	2	0	0	0
合計	210	533	552	423	469



4. 常勤弁護士に関する業務

4-1 常勤弁護士に関する業務の概要

(1) 常勤弁護士とは

常勤弁護士とは、法テラスとの間で、総合法律支援法第30条に規定する法テラスの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士であり、民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手である。

(2) 司法過疎対策業務

司法過疎対策業務とは、「弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること」である（総合法律支援法第30条第1項第4号）。

そこで、司法過疎対策として、司法過疎地域に司法過疎地域事務所を設置して、常勤弁護士を常駐させるほか、司法過疎地域に近接する地方事務所等に配置した常勤弁護士を巡回させている。

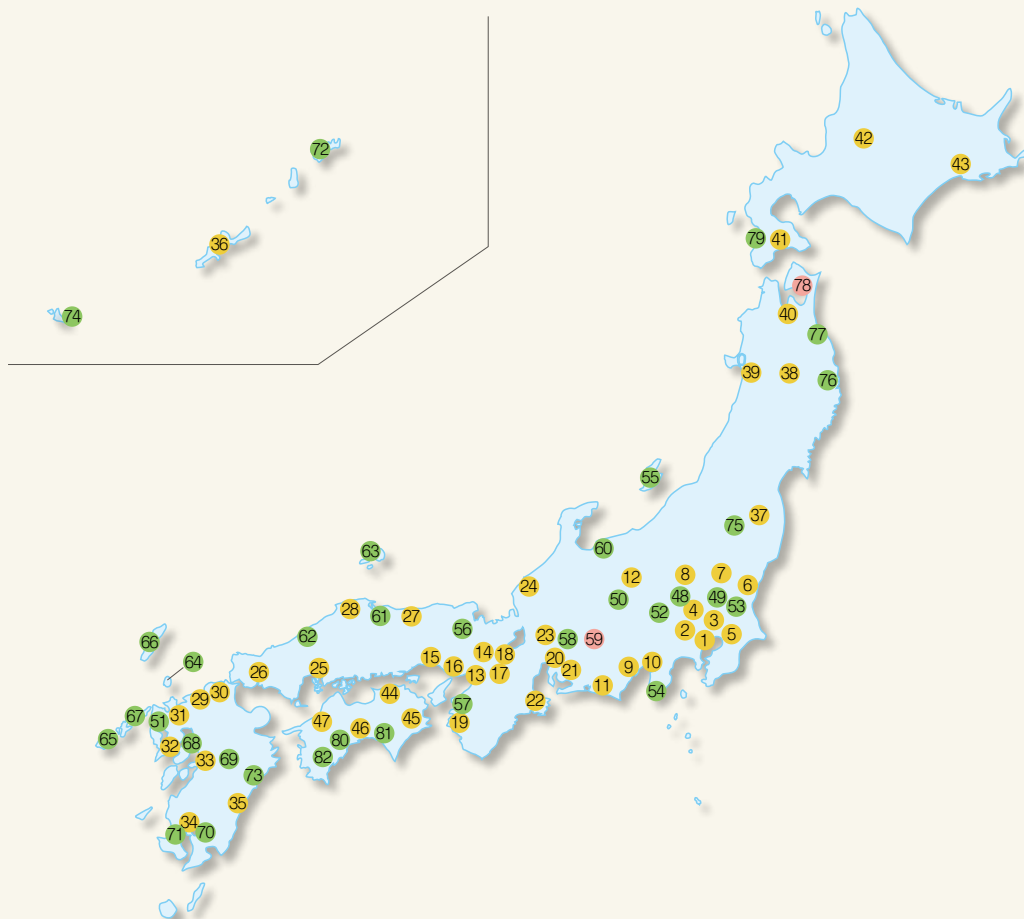
4-2 常勤弁護士の配置

(1) 常勤弁護士の配置

常勤弁護士は、平成24年3月31日現在、合計220名となり、資料4-1のとおり、合計82か所の事務所（全国47か所の地方事務所・支部、35か所の地域事務所）に配置している。

常勤弁護士の配置数の推移は、資料4-2のとおりである。

資料 4-1 常勤弁護士配置先一覧（平成24年3月31日現在）



地方事務所（40か所）・支部（7か所）

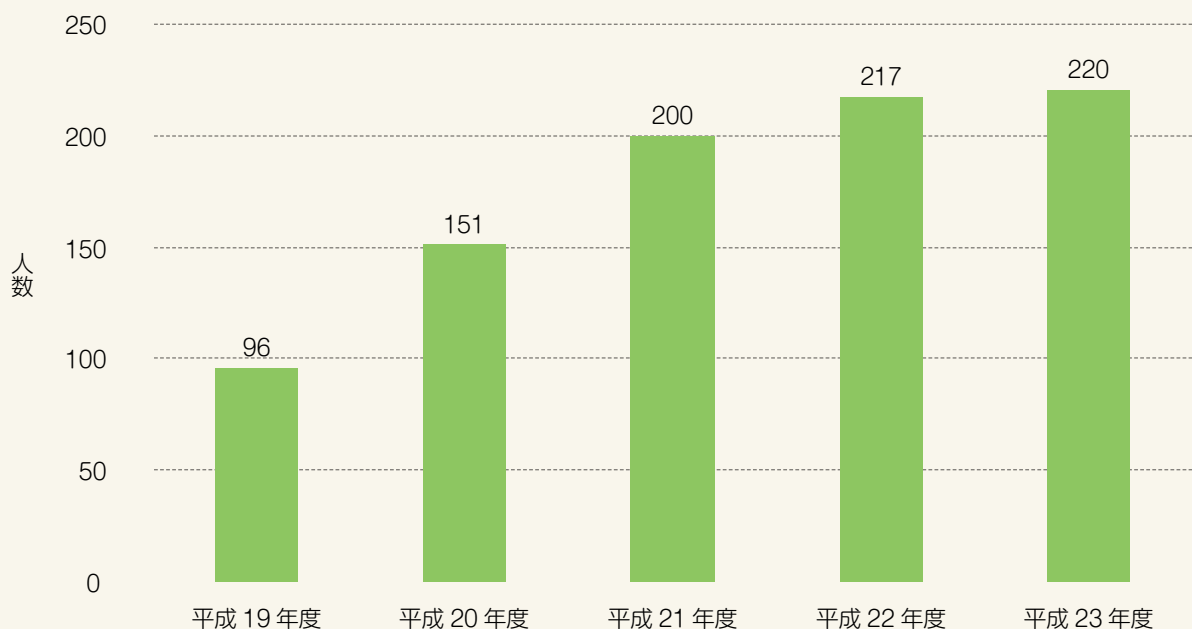
1 東京地方事務所	25 広島地方事務所
2 東京地方事務所多摩支部	26 山口地方事務所
3 埼玉地方事務所	27 鳥取地方事務所
4 埼玉地方事務所川越支部	28 島根地方事務所
5 千葉地方事務所	29 福岡地方事務所
6 茨城地方事務所	30 福岡地方事務所北九州支部
7 栃木地方事務所	31 佐賀地方事務所
8 群馬地方事務所	32 長崎地方事務所
9 静岡地方事務所	33 熊本地方事務所
10 静岡地方事務所沼津支部	34 鹿児島地方事務所
11 静岡地方事務所浜松支部	35 宮崎地方事務所
12 長野地方事務所	36 沖縄地方事務所
13 大阪地方事務所	37 福島地方事務所
14 京都地方事務所	38 岩手地方事務所
15 兵庫地方事務所	39 秋田地方事務所
16 兵庫地方事務所阪神支部	40 青森地方事務所
17 奈良地方事務所	41 函館地方事務所
18 滋賀地方事務所	42 旭川地方事務所
19 和歌山地方事務所	43 釧路地方事務所
20 愛知地方事務所	44 香川地方事務所
21 愛知地方事務所三河支部	45 徳島地方事務所
22 三重地方事務所	46 高知地方事務所
23 岐阜地方事務所	47 愛媛地方事務所
24 福井地方事務所	

地域事務所（35か所）

48 熊谷地域事務所	66 対馬地域事務所
49 下妻地域事務所	67 平戸地域事務所
50 松本地域事務所	68 雲仙地域事務所
51 佐世保地域事務所	69 高森地域事務所
52 秩父地域事務所	70 鹿屋地域事務所
53 牛久地域事務所	71 指宿地域事務所
54 下田地域事務所	72 奄美地域事務所
55 佐渡地域事務所	73 延岡地域事務所
56 福知山地域事務所	74 宮古島地域事務所
57 南和地域事務所	75 会津若松地域事務所
58 可児地域事務所	76 宮古地域事務所
59 中津川地域事務所	77 八戸地域事務所
60 魚津地域事務所	78 むつ地域事務所
61 倉吉地域事務所	79 江差地域事務所
62 浜田地域事務所	80 須崎地域事務所
63 西郷地域事務所	81 安芸地域事務所
64 壱岐地域事務所	82 中村地域事務所
65 五島地域事務所	

新たな配置

資料 4-2 常勤弁護士の配置数の推移



(2) 司法修習直後の者からの常勤弁護士の採用

平成19年度から、日本弁護士連合会の協力を得て、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する新制度を導入した。

常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）において、その任期を1年以内で理事長が個別に定める期間と定め、比較的短期間に即戦力となるよう養成するため、当該任期中に、集合研修、OJT研修による実務指導などを実施している。

この新制度の導入により、平成19年度は39名、平成20年度は50名、平成21年度は52名、平成22年度は34名、平成23年度は31名の常勤弁護士を新たに採用している。

なお、常勤弁護士の採用に当たっては、法テラスの職員としてのみならず、弁護士としての素養を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、法テラスの採用面接において、他者とのコミュニケーション能力などを審査し、採用を行っている。

(3) 法テラス法律事務所への配置

新制度による養成を終了した者及び採用時に養成の必要がない者については、各地の法テラス法律事務所に配置することとなる。

法テラス法律事務所に配置した常勤弁護士は、平成24年3月31日現在、合計189名となり、合計80か所の事務所（全国45か所の地方事務所・支部、35か所の地域事務所）に配置している。各地の法テラス法律事務所には、それぞれ1ないし8名の常勤弁護士が常駐している。

4-3 常勤弁護士の確保業務

有能で志の高い常勤弁護士を数多く確保するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報等に関する積極的な広報・説明が必要であることから、司法修習生、弁護士、法科大学院生、司法試験合格者等を対象として、常勤弁護士採用案内のパンフレットや募集要項等を配布するとともに、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用情報等に関する説明会を実施している。平成23年度には、合計15回にわたり、延べ1,400名以上の対象者に対して説明会を行った。

さらに、一定の法曹経験を有する弁護士からの応募者も確保するため、新たに日本弁護士連合会の会員専用サイトの求人案内欄に常勤弁護士募集の広告を常時掲載した上、会員向けに毎月2回発信されているメールマガジンの求人案内情報欄にも同広告のURLを常時掲載してアクセスを促すなどし、転職を検討している既登録の弁護士に特に焦点を絞って情報提供を行い、経験豊富な中堅弁護士の確保に向けた効果的な周知を図るなど、より広い層に向けた積極的なリクルート活動を行っている。

また、より早い段階から常勤弁護士への関心を促すべく、司法試験合格発表会場において、常勤弁護士の採用案内等を配布する広報活動を行ったり、司法研修所選択型実務修習に参加し、各地の法テラスの事務所に司法修習生を受け入れるなどしたほか、平成21年度からは、全国の法科大学院からのエクスターンシップの申込を広く受け付け、各地の法テラスの事務所で法科大学院生の受入も実施しており、常勤弁護士等の業務を直接体験してもらうことにより、その業務への理解が深められるようにしている。

加えて、法テラスのホームページにおいても、常勤弁護士の業務内容、採用情報等を掲載し、電話やメールによる常勤弁護士志望者からの問合せに対して個別の説明も行っている。

4-4 司法過疎対策業務

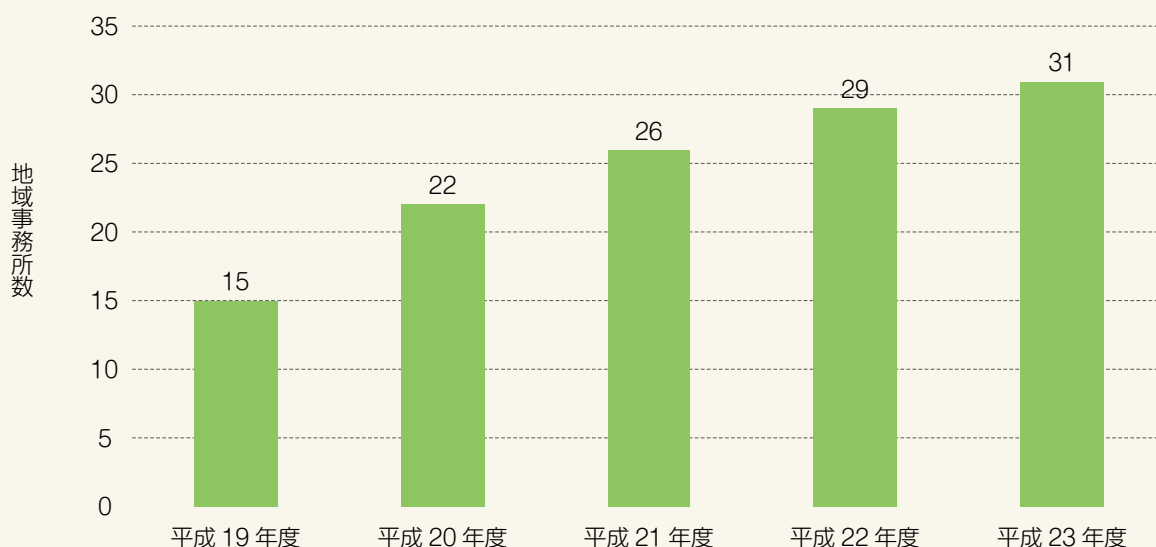
(1) 司法過疎地域事務所の設置

司法過疎対策としては、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供がより十分でない地域の解消に優先的に取り組む必要がある。

そこで、司法過疎地域事務所は、①地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、②当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域を優先とし、加えて、③地裁支部単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、④当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、⑤当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等その地域における関係機関の支援体制等を考慮して設置している。

平成23年度までに常勤弁護士を配置した司法過疎地域事務所は、31か所であり（資料4-1 番号52から82）、司法過疎地域事務所の設置数の推移については、資料4-3のとおりである。

資料 4-3 司法過疎地域事務所の設置数の推移



いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件等のほか、有償で一般事件全般（総合法律支援法第30条第1項第4号に規定する有償事件。）を幅広く取扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。

(2) 司法過疎地への巡回

また、旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部は、上記4-4(1)の①及び②の基準に適合する司法過疎地域であることから、常勤弁護士が巡回して民事法律扶助事件、国選弁護事件等を取り扱うこととし、上記支部に近接する旭川地方事務所に配置した常勤弁護士が巡回することにより、民事法律扶助事件、国選弁護事件等を取り扱っている。平成23年度の巡回状況については、資料4-4のとおりである。

資料 4-4 常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況

旭川地方事務所の常勤弁護士の巡回状況

巡回時期	巡回支部	業務内容	法律事務の概要
平成23年4月	名寄	民事法律扶助	裁判
平成23年4月	名寄	民事法律扶助事件、国選	裁判、接見、相談
平成23年4月	紋別	国選	裁判
平成23年5月	名寄	民事法律扶助事件	裁判
平成23年5月	名寄	士別市無料相談	法律相談
平成23年5月	名寄	民事法律扶助事件	裁判
平成23年7月	名寄	民事法律扶助事件	裁判
平成23年7月	名寄	民事法律扶助事件	裁判
平成23年9月	留萌	民事法律扶助事件	裁判
平成23年9月	留萌	民事法律扶助事件	裁判
平成23年10月	留萌	民事法律扶助事件	裁判
平成23年12月	留萌	民事法律扶助事件	裁判
平成23年12月	紋別	国選	接見
平成24年1月	紋別	国選	接見
平成24年2月	紋別	国選	裁判

4-5 常勤弁護士の活動のための環境整備

(1) 常勤弁護士に対する実務研修

法テラス法律事務所（地域事務所も含む）へ赴任した常勤弁護士に対して、日ごろの実務において学ぶ必要があると実感しているテーマを常勤弁護士から提出させ、そのテーマに関する知識・技術を身に付けられるような研修を実施するとともに、法曹三者の視点を取り入れた研修を法テラス本部が主催して実施している。

また、裁判員裁判においては、それ以前の刑事弁護とは異なる技術が必要とされる部分があることから、裁判員裁判への対応に主眼を置いた参加型の研修も実施している。

司法修習を終えた直後に採用した新人常勤弁護士に対しては、他の常勤弁護士に比して、より綿密な指導・育成が必要であることから、特に、法テラス本部主催の集合研修については、1月から1年間の任期に合わせ、任期終了時には常勤弁護士としての基本的な素養を習得できるよう、通年の研修スケジュールにより継続的な内容の研修を実施することとした。

また、常勤弁護士の業務は、取扱う業務が総合法律支援法が定める範囲内に限定されていること、法テラス独自の報告作業や会計処理を行う必要があること、関係機関との連携により紛争の総合的解決を図ることができる立場にることなど、一般の弁護士とは異なる点があり、先輩常勤弁護士から後輩常勤弁護士への技術・経験の伝承、常勤弁護士同士の意見交換も有益であるため、ゼミ形式の研修を実施し、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図ることを目的として、ブロック別研修を導入した。この研修では全国を7つのブロックに分け、各地の実情を反映した内容とするため、各地で勤務する常勤弁護士に業務において必要とを感じる研修を企画させ、それぞれ研修を実施することにより、地方の実情等も反映したより緻密な研修を行っている。

平成23年度に常勤弁護士又は内定者（法曹経験者）に対して実施した法テラス本部主催の実務研修は、資料4-5のとおりである。

資料 4-5 常勤弁護士・内定者に対する本部実務研修実施状況

1 法曹経験のある常勤弁護士対象

(1) 内定者業務研修

<実施日：平成23年10月13日>

講	義	国選弁護・付添業務について
講	義	総合法律支援法の概要
講	義	受託業務の概要
講	義	会計事務について
講	義	情報提供業務について

(2) 業務研修等

<実施日：平成23年4月26日～27日>

参加型研修	弁護戦略と公判前整理手続
講義	関係機関との連携について

<実施日：平成23年8月8日～9日（東京）、平成23年8月15日～16日（大阪）>

参加型研修	法廷弁護技術
講義	裁判員裁判における弁護活動について

<実施日：平成23年9月22日>

事例研究	犯人性を争った事件：強盗致傷
事例研究	責任能力を争った事件：放火
事例研究	情状事件（家族間事件）：殺人
事例研究	情状事件（共犯事件、少年逆送事件）：傷害致死

<実施日：平成23年11月8日～9日>

参加型研修	民事実務演習
講義	行政ADRを活用した紛争解決について（公害紛争処理制度の活用）

2 司法修習終了直後に採用した新人常勤弁護士対象

(1) 新任業務研修

<実施日：平成24年1月19日～20日>

講	義	国選弁護・付添業務について
講	義	犯罪被害者支援について
講	義	民事法律扶助業務の概説
講	義	常勤弁護士の職務について
講	義	総合法律支援法の概要
講	義	受託業務の概要
講	義	各種手続について（1）
講	義	各種手続について（2）
講	義	会計事務について
講	義	情報提供業務について
講	義	法テラスにおける接遇のあり方

(2) 定期基礎研修

ア 新63期常勤弁護士対象 定期基礎研修

<実施日：平成23年5月20日（東京）、5月27日（大阪） 第3回>

参加型研修	実務研修（民事編）高齢者・消費者
参加型研修	実務研修（刑事編）否認捜査
講義	先輩スタッフ弁護士の体験談
事例研究	事例相談

<実施日：平成23年6月17日（東京）、6月24日（大阪） 第4回>

参加型研修	実務研修（民事編）相続、親子関係
参加型研修	実務研修（刑事編）否認公判
講義	先輩スタッフ弁護士の体験談
事例研究	事例相談

<実施日：平成23年7月15日（東京）、7月22日（大阪） 第5回>

講義	スタッフ弁護士の役割と事務所運営
参加型研修	実務研修（民事編）労働
参加型研修	実務研修（刑事編）倫理
講義	先輩スタッフ弁護士の体験談
事例研究	事例相談

イ 新第64期常勤弁護士対象 定期基礎研修

<実施日：平成24年2月16日～17日 第1回>

参加型研修	民事演習
参加型研修	刑事演習
講義	弁護士倫理
参加型研修	グループディスカッション（刑事）
講義	先輩スタッフ弁護士の体験談
事例研究	質疑応答（事例相談）

(3) 赴任前業務研修

<実施日：平成23年10月14日>

講義	スタッフの日常業務支援（養成事務所、赴任先事務所での業務遂行上の留意点と支援室でのサポート体制）
講義	民事法律扶助について
講義	赴任後の業務関係について
講義	裁判員裁判事件への取組みについて
講義	被災者支援について
講義	赴任前業務研修（事務員との関わり方・指導方法等について）
講義	苦情・労務管理について

3 ブロック別研修

○関東B（東京・千葉・神奈川・静岡・長野）

＜実施日：平成23年5月15日～16日＞

講 義	高齢者・障害者福祉の基本知識と相談の際の心構え
参加型研修	典型的な高齢者・障害者相談ロールプレーと講評ないし議論
経験交流ゼミ	常勤弁護士が扱った事件相談の報告ないし再現
経験交流ゼミ	各地における関係機関及び弁護士会との連携の活動報告及び意見交換

○関東A（埼玉・千葉・茨城・栃木・群馬・新潟）

＜実施日：平成23年5月27日＞

講 義	犯罪被害者支援について
経験交流ゼミ	刑事事件経験交流ゼミ
経験交流ゼミ	民事事件経験交流ゼミ
経験交流ゼミ	各地の事例経験交流

○中部（愛知・三重・岐阜・福井・富山）

＜実施日：平成23年5月28日＞

講 義	大震災に対する対応等について
講 義	法テラスならではの仕事について
経験交流ゼミ	中部ブロック常勤弁護士の今後の検討課題について事例報告・検討

○四国（香川・徳島・高知・愛媛）

＜実施日：平成23年6月4日～5日＞

経験交流ゼミ	刑事事件に関する活動報告及び意見交換
経験交流ゼミ	民事事件に関する活動報告及び意見交換
経験交流ゼミ	その他活動（連携等）に関する活動報告及び意見交換
講 義	触法障害者支援の内容と現状の問題点について

○近畿（大阪・兵庫・京都・奈良・滋賀・和歌山）

＜実施日：平成23年6月10日＞

講 義	消費者事件実務について
経験交流ゼミ	近畿ブロック常勤弁護士間の経験交流（経験事例発表）
経験交流ゼミ	日常業務の意見交換

○中国（広島・山口・鳥取・島根）

＜実施日：平成23年6月17日＞

経験交流ゼミ	過疎高齢化問題を中心に参加者から事前提出された疑問点等について
経験交流ゼミ	過疎高齢化地域の抱える高齢者障害者問題の紹介と弁護士連携のあり方について
講 義	法教育の現場及び弁護士との連携に関する講義
講 義	法教育－学校の現場と法曹（弁護士会）との連携－

○中国（広島・山口・鳥取・島根）

＜実施日：平成23年7月27日＞

講 義	交通事故の実務に関する講義（主に被害者側の相談・事件対応を題材に）
参加型研修	連携活動・講演活動・法廷活動等に当たっての話法トレーニング

○九州（福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄）

＜実施日：平成23年9月2日＞

講 義	依存症からの回復を目指して
経験交流ゼミ	日常業務について意見交換
経験交流ゼミ	刑事裁判経験交流

○近畿（大阪・兵庫・京都・奈良・滋賀・和歌山）

＜実施日：平成23年9月2日＞

講 義	行政事件の基礎
講 義	実践・生活保護申請同行
経験交流ゼミ	地域の関係各機関（弁護士会含む）との連携に関する実践例の発表及び検討
経験交流ゼミ	法テラス福知山・法テラス阪神・法テラス南和の事例発表
経験交流ゼミ	日常業務の意見交換

○北海道・東北（北海道・福島・岩手・秋田・青森）

＜実施日：平成23年9月9日～10日＞

経験交流ゼミ	各弁護士の取り組み報告（福島・宮古を中心に）
経験交流ゼミ	震災特有の法律問題（労働・原発・保険ほか）
経験交流ゼミ	ブロック別意見交換会
経験交流ゼミ	北海道・東北ブロック常勤弁護士の経験交流

○中部（愛知・三重・岐阜・福井・富山）

＜実施日：平成23年9月10日＞

事例報告	常勤弁護士による事例報告・ケース検討
経験交流ゼミ	各事務所の取り組み・法テラス制度上の課題等について報告・協議

○関東A・B（埼玉・千葉・茨城・栃木・群馬・新潟）（東京・千葉・神奈川・静岡・長野）

＜実施日：平成23年11月18日＞

経験交流ゼミ	常勤弁護士が扱った事件の報告及び意見交換
講 義	薬物依存症と刑事弁護について
経験交流ゼミ	弁護士の情報提供・相談体制のあり方
経験交流ゼミ	法テラス東京地方事務所・法テラス東京法律事務所・裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士支援室等の見学

○四国（香川・徳島・高知・愛媛）

＜実施日：平成23年11月19日～20日＞

経験交流ゼミ	刑事事件に関する活動報告及び意見交換
経験交流ゼミ	民事事件に関する活動報告及び意見交換
経験交流ゼミ	その他活動（連携等）に関する活動報告及び意見交換
講 義	犯罪被害者の心の理解－二次的被害の防止に向けて－

○近畿（大阪・兵庫・京都・奈良・滋賀・和歌山）

<実施日：平成23年11月24日>

講	義	司法過疎地域での弁護士業務
経験交流ゼミ		常勤弁護士が経験した事例についての報告及び意見交換

○中部（愛知・三重・岐阜・福井・富山）

<実施日：平成23年12月3日>

経験交流ゼミ	「子の引渡し」事件事務の概要及びケース研究（事例比較）
経験交流ゼミ	捜査の違法性を主張して争っている事例の報告
経験交流ゼミ	法哲学の出前授業の報告
経験交流ゼミ	債務不存在確認訴訟の事例報告
経験交流ゼミ	中部ブロック常勤弁護士間の経験交流

○中部（愛知・三重・岐阜・福井・富山）

<実施日：平成24年2月18日>

経験交流ゼミ	交通事故否認事件
経験交流ゼミ	国際離婚の事例報告
経験交流ゼミ	少年院退院少年の定着支援
経験交流ゼミ	情状弁護事件における実刑判決後、被告人が精神に異常をきたした場合の処理
経験交流ゼミ	中部ブロック常勤弁護士間の経験交流

○関東A（埼玉・千葉・茨城・栃木・群馬・新潟）

<実施日：平成24年2月24日>

講	義	高齢者支援
経験交流ゼミ		刑事事件、民事事件経験交流ゼミ

○近畿（大阪・兵庫・京都・奈良・滋賀・和歌山）

<実施日：平成24年3月2日>

講	義	身体拘束からの開放に関する実務的な問題について
経験交流ゼミ		常勤弁護士が経験した事例についての報告及び意見交換

○中国（広島・山口・鳥取・島根）

<実施日：平成24年3月2日>

講	義	民事執行・民事保全の実務
講	義	労働事件（労働者側）の実務

○北海道・東北（北海道・福島・岩手・秋田・青森）

<実施日：平成24年3月16日～17日>

講	義	後見業務における福祉機関等と弁護士の連携
経験交流ゼミ		活動等報告及び質疑応答
講	義	スタッフ間の情報交換

(2) その他の環境整備

さらに、常勤弁護士が事件処理等を行うに当たり、法曹同士のネットワーク・支援体制を整備するため、「常勤弁護士支援メーリングリスト」を整備することにより、常勤弁護士間の情報交換の場を提供するとともに、日本弁護士連合会の協力を得て、民事事件、刑事事件を始め、各分野の専門家である弁護士等がアドバイザリースタッフとして同メーリングリストに参加し、常勤弁護士からの質問に対し随時適切なアドバイスを行っている。



5. 犯罪被害者支援業務

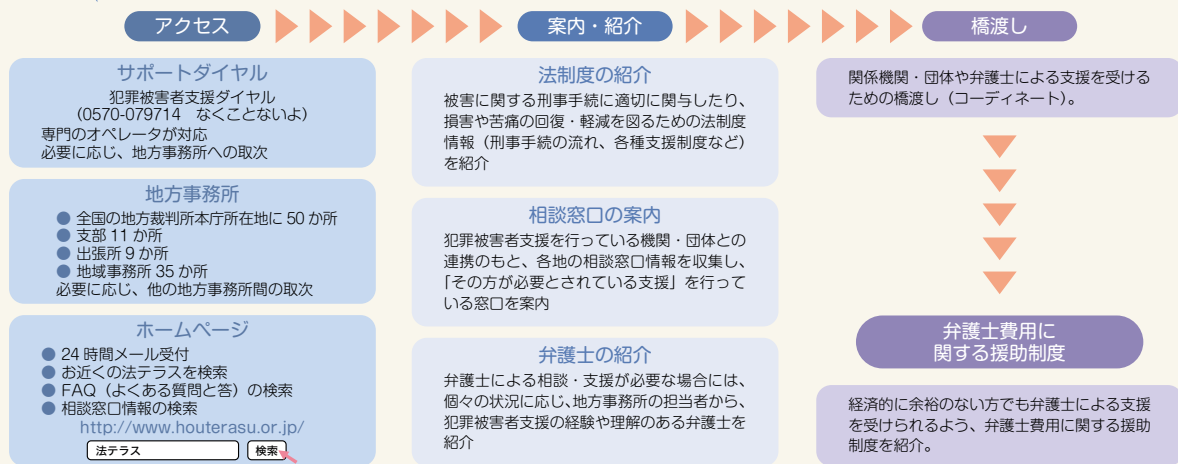
5-1 犯罪被害者支援業務

(1) 犯罪被害者支援業務等の概要

法テラスが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、次の業務を行うものである。

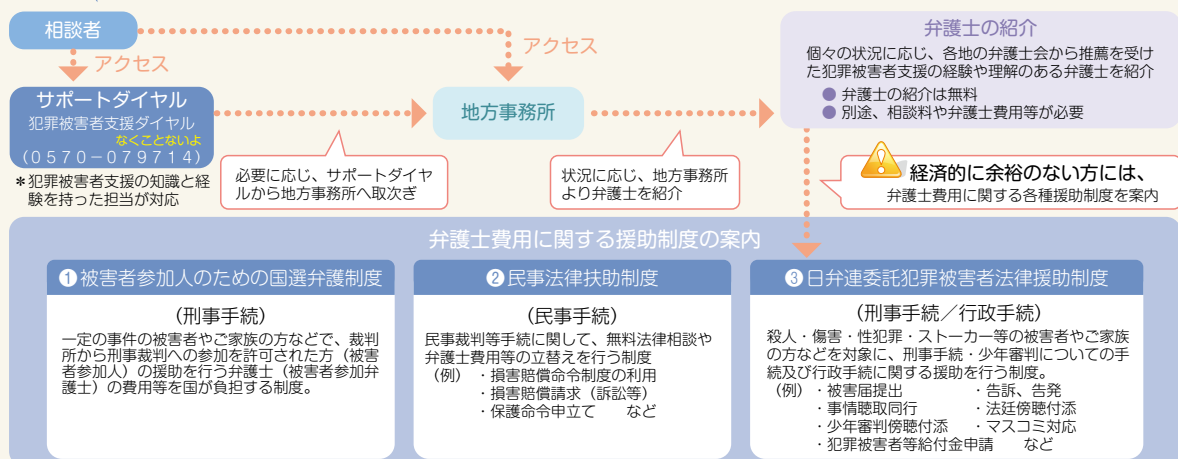
- (ア) 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次等）
- (イ) 刑事手続の仕組みや、損害や苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報の提供
- (ウ) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
- (エ) 被害者国選弁護関連業務

資料 5-1 犯罪被害者支援業務の概要



また、経済的に余裕がなく、資力などについて一定の要件に該当する被害者等の方に対しては、資料 5-2①～③の弁護士費用等に関する援助を行っている。

資料 5-2 弁護士費用等に関する援助制度



(2) サポートダイヤル（犯罪被害者支援ダイヤル）

ア 問合せ件数について

サポートダイヤルには、一般ダイヤルの電話番号「0570-078374（おなやみなし）」のほか、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714（なくことないよ）」を設け、犯罪被害者支援の知識と経験を有する担当者が、二次的被害を与えることがないよう心情に配慮しながら、情報提供を行っている。

平成19年度以降の問合せ件数は資料5-3、4のとおりである。毎年増加してきたが、東日本大震災の影響もあり、平成23年度の問合せ件数は9,780件で、前年度に比べて702件の減少であった。業務開始以降の問合せ件数は計49,207件となった。

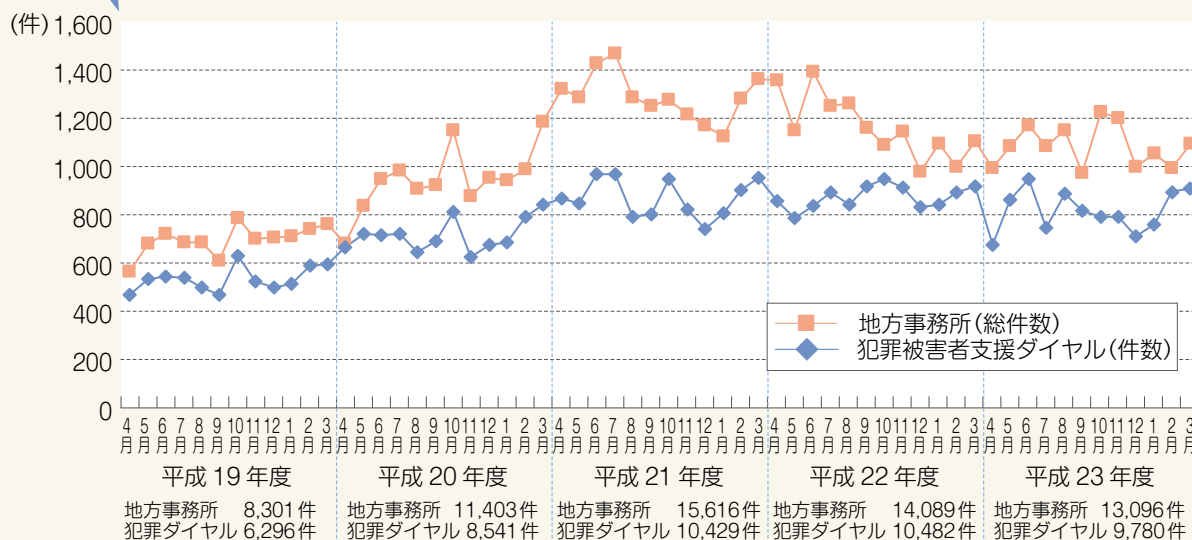
資料 5-3 犯罪被害者支援ダイヤルと地方事務所における問合せ件数（月別）

問合せ対応実績	平成19年度												合計
犯罪被害者支援ダイヤル（件数）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	6,296
	457	527	537	531	486	459	622	515	488	506	581	587	
地方事務所（総件数）	558	676	716	681	679	605	786	698	701	706	736	759	8,301
問合せ対応実績	平成20年度												合計
犯罪被害者支援ダイヤル（件数）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	8,541
	660	716	713	715	641	687	809	617	670	682	792	839	
地方事務所（総件数）	673	837	951	985	908	923	1,158	877	955	947	994	1,195	11,403
問合せ対応実績	平成21年度												合計
犯罪被害者支援ダイヤル（件数）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	10,429
	870	846	974	972	790	798	952	821	740	806	904	956	
地方事務所（総件数）	1,336	1,299	1,442	1,487	1,299	1,264	1,286	1,226	1,178	1,130	1,294	1,375	15,616
問合せ対応実績	平成22年度												合計
犯罪被害者支援ダイヤル（件数）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	10,482
	855	783	835	896	841	921	952	915	829	839	894	922	
地方事務所（総件数）	1,372	1,161	1,407	1,262	1,271	1,168	1,098	1,151	984	1,099	1,003	1,113	14,089
問合せ対応実績	平成23年度												合計
犯罪被害者支援ダイヤル（件数）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	9,780
	668	863	949	742	886	814	792	790	709	757	900	910	
地方事務所（総件数）	1,000	1,092	1,177	1,093	1,157	975	1,237	1,209	1,003	1,058	995	1,100	13,096

【参考】 業務開始（平成18年10月）～平成23年度末

犯罪被害者支援ダイヤル（件数）	49,207 件
地方事務所（総件数）	63,220 件

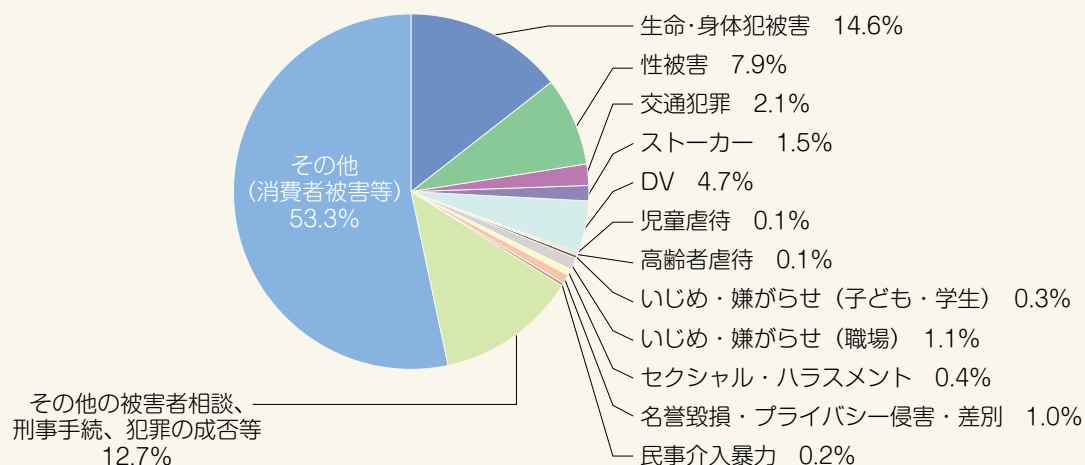
資料 5-4 犯罪被害者支援ダイヤルと地方事務所における問合せ件数の推移



イ 問合せ内容について

平成23年度における問合せ内容の内訳は資料5-5のとおりである。生命・身体犯被害、性被害、ドメスティック・バイオレンス、交通犯罪、ストーカー、いじめ・嫌がらせ（職場、子ども・学生）、名誉毀損・プライバシー侵害・差別、セクシャル・ハラスメント、児童・高齢者・障害者虐待、民事介入暴力に関する問合せ（以下「犯罪被害・刑事手続等」という。）のほか、「その他の被害者相談、刑事手続、犯罪の成否等」を合わせると、これらが約5割（46.7%）であり、その他は、振り込め詐欺や不当請求などの消費者被害に関するものなどである。

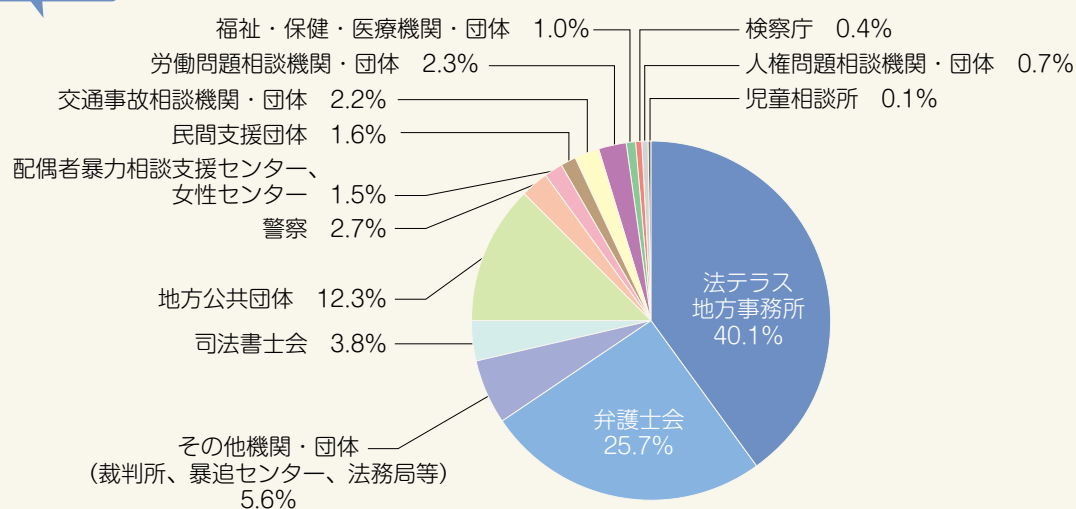
資料 5-5 犯罪被害者支援ダイヤルで対応した問合せ内訳（平成 23 年度）



ウ 紹介先について

平成23年度における犯罪被害者支援ダイヤルで対応した問合せに対する紹介先は、[資料5-6](#)のとおり、法テラス地方事務所（40.1%）のほかは、弁護士会（25.7%）が最も多く、これに次いで地方公共団体、その他機関・団体（裁判所、暴追センター、法務局等）、司法書士会、警察、労働問題相談機関、交通事故相談機関、民間支援団体、配偶者暴力相談支援センター等、福祉・保健・医療機関・団体、人権問題相談機関・団体、検察庁となっている。

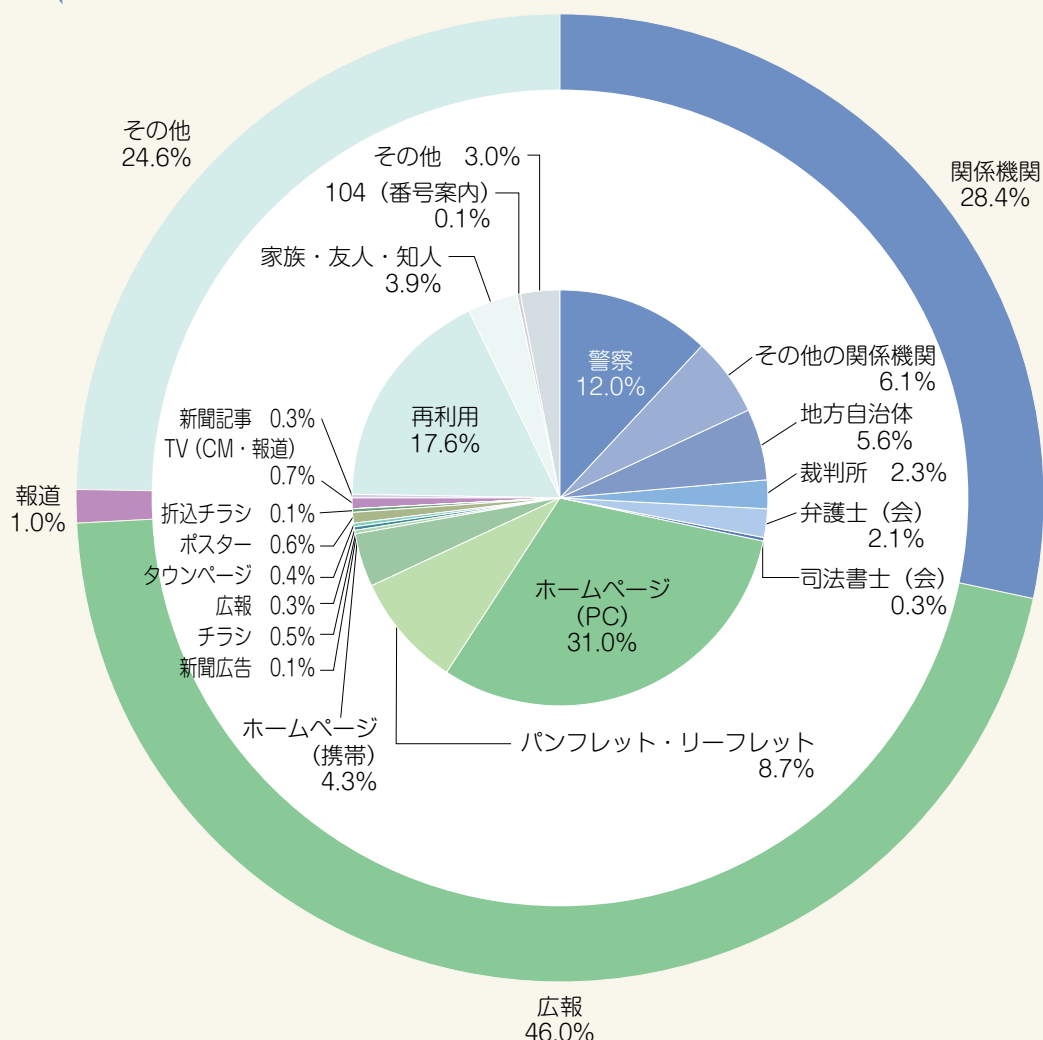
資料 5-6 犯罪被害者支援ダイヤルで対応した問合せに対する紹介先（平成23年度）



エ 認知媒体について

平成23年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける認知媒体は[資料5-7](#)のとおりである。広報及び関係機関を通じて法テラスを知る場合が74.4%と最も多く、特に広報のツールとしては、ホームページの割合が年々増加しており、その重要性は高いといえる。

資料 5-7 犯罪被害者支援ダイヤルの認知媒体（平成23年度）



(3) 地方事務所

法テラスでは、全国の地方事務所において、電話によるもののほか、担当者との面談による情報提供や、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介及び後述の被害者国選弁護関連業務を行っている。

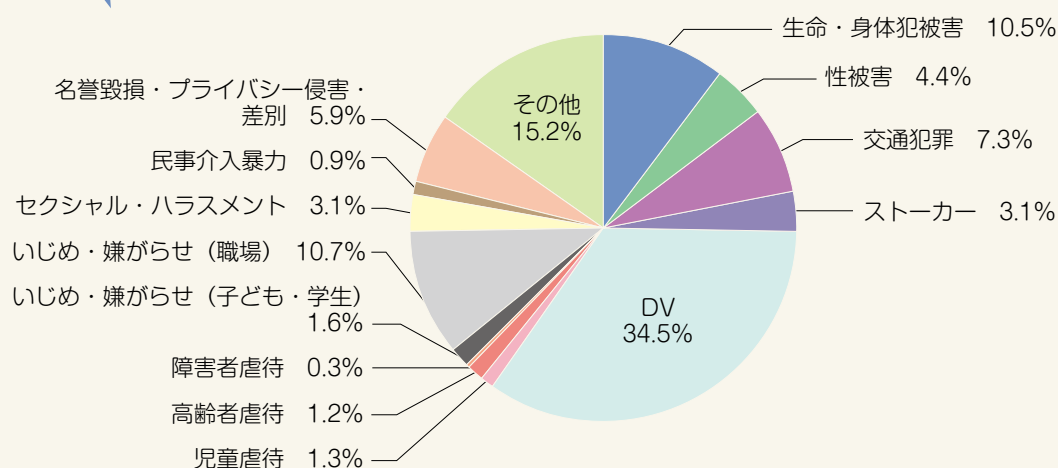
ア 問合せ件数について

平成19年度以降の「犯罪被害・刑事手続等」に関する問合せ件数は、[前掲資料5-3、4](#)のとおりである。平成23年度の問合せ件数は前年度に引き続き減少した。地方事務所の効果的な広報活動、関係機関との連携等を通しての法テラス犯罪被害者支援業務の認知度は高まってきたが、なお一層の周知が必要であると考えられる。業務開始以降の問合せ件数は計63,220件となった。

イ 問合せ内容について

平成23年度における問合せ内容の内訳は資料5-8のとおりである。主な問合せ内容は、ドメスティック・バイオレンス、いじめ・嫌がらせ（職場、子ども・学生）、生命・身体犯被害、交通犯罪、名誉毀損・プライバシー侵害・差別、性被害、セクシャル・ハラスメント、ストーカー、児童・高齢者・障害者虐待、民事介入暴力に関する問合せのほか、「その他の被害者相談、刑事手続、犯罪の成否等（以下「その他の被害者相談等」という。）であり、そのうち、「ドメスティック・バイオレンス」の相談で全体の約3割（34.5%）を占めている。

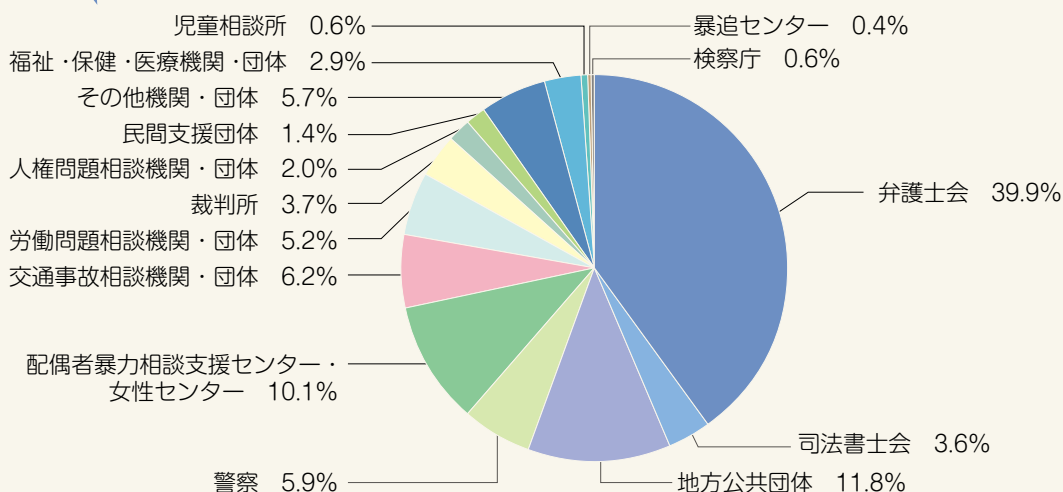
資料 5-8 地方事務所で対応した問合せ内訳（平成23年度）



ウ 紹介先について

平成23年度における地方事務所で対応した問合せに対する紹介先は、資料5-9のとおり、弁護士会が約4割（39.9%）と最も多く、これに次いで地方公共団体、配偶者暴力相談支援センター等、交通事故相談機関・団体、警察となっている。

資料 5-9 地方事務所で対応した問合せに対する紹介先（平成23年度）



エ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介業務について

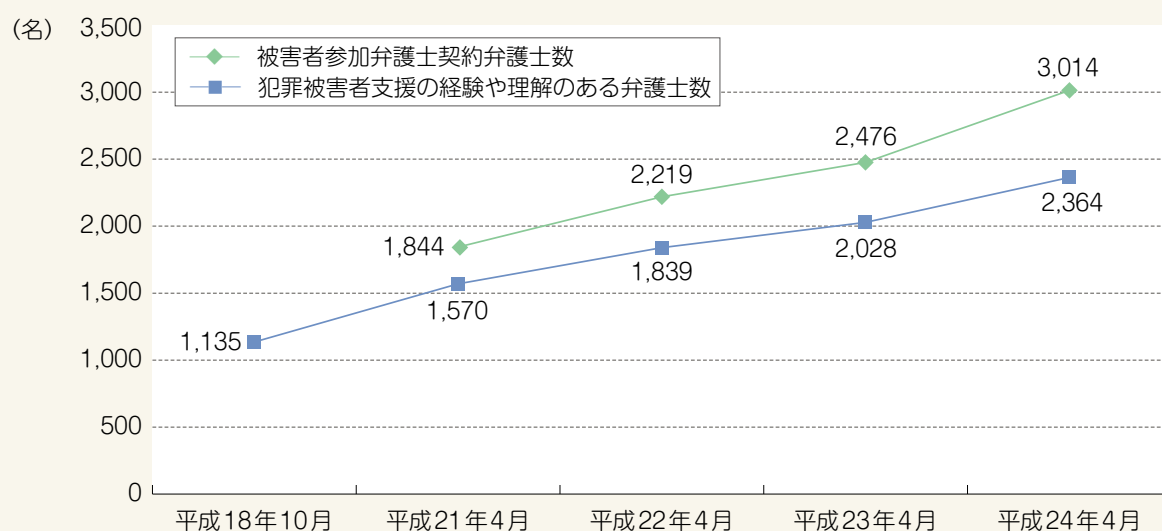
(ア) 弁護士数について

弁護士会から推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士は、資料5-10、11のとおり、平成24年4月1日現在で2,364名であり、前年度末より336名増加（約16.6%増）した。今後とも、弁護士確保の取組を進めていく予定である。

資料 5-10 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

地方 事務所名	人数					増減数	増減率
	平成18年 10月2日	平成21年 4月1日	平成22年 4月1日	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日		
東京	237	229	269	321	335	98	141.4%
神奈川	26	25	49	78	79	53	303.8%
埼玉	19	28	30	34	34	15	178.9%
千葉	23	43	43	56	102	79	443.5%
茨城	22	31	39	43	49	27	222.7%
栃木	15	22	22	31	40	25	266.7%
群馬	16	25	25	25	25	9	156.3%
静岡	9	34	34	38	52	43	577.8%
山梨	14	15	15	14	27	13	192.9%
長野	38	42	76	76	75	37	197.4%
新潟	17	33	33	47	51	34	300.0%
大阪	68	93	90	91	97	29	142.6%
京都	29	51	84	94	104	75	358.6%
兵庫	41	59	64	63	66	25	161.0%
奈良	7	11	20	21	21	14	300.0%
滋賀	10	10	10	10	17	7	170.0%
和歌山	23	28	28	29	36	13	156.5%
愛知	37	60	71	81	106	69	286.5%
三重	18	32	32	31	31	13	172.2%
岐阜	12	17	21	22	36	24	300.0%
福井	12	22	21	23	33	21	275.0%
石川	27	28	28	27	32	5	118.5%
富山	11	11	11	11	11	0	100.0%
広島	10	10	11	12	22	12	220.0%
山口	18	16	16	16	16	-2	88.9%
岡山	21	29	29	27	42	21	200.0%
鳥取	12	11	11	10	21	9	175.0%
島根	1	14	13	16	17	16	1700.0%
福岡	70	149	177	187	196	126	280.0%
佐賀	13	28	30	32	27	14	207.7%
長崎	12	15	15	24	28	16	233.3%
大分	6	14	30	42	49	43	816.7%
熊本	14	14	18	26	27	13	192.9%
鹿児島	28	29	29	27	28	0	100.0%
宮崎	16	19	19	19	27	11	168.8%
沖縄	13	12	11	11	11	-2	84.6%
宮城	16	20	19	24	31	15	193.8%
福島	1	21	21	27	35	34	3500.0%
山形	20	20	20	19	30	10	150.0%
岩手	7	28	28	27	26	19	371.4%
秋田	24	32	33	32	32	8	133.3%
青森	4	4	20	21	22	18	550.0%
札幌	29	28	41	44	81	52	279.3%
函館	13	14	13	12	16	3	123.1%
旭川	4	5	6	5	7	3	175.0%
釧路	8	17	17	17	19	11	237.5%
香川	10	23	37	26	28	18	280.0%
徳島	15	23	23	23	36	21	240.0%
高知	7	11	18	17	12	5	171.4%
愛媛	12	15	19	19	19	7	158.3%
合計	1,135	1,570	1,839	2,028	2,364	1,229	208.3%

資料 5-11 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

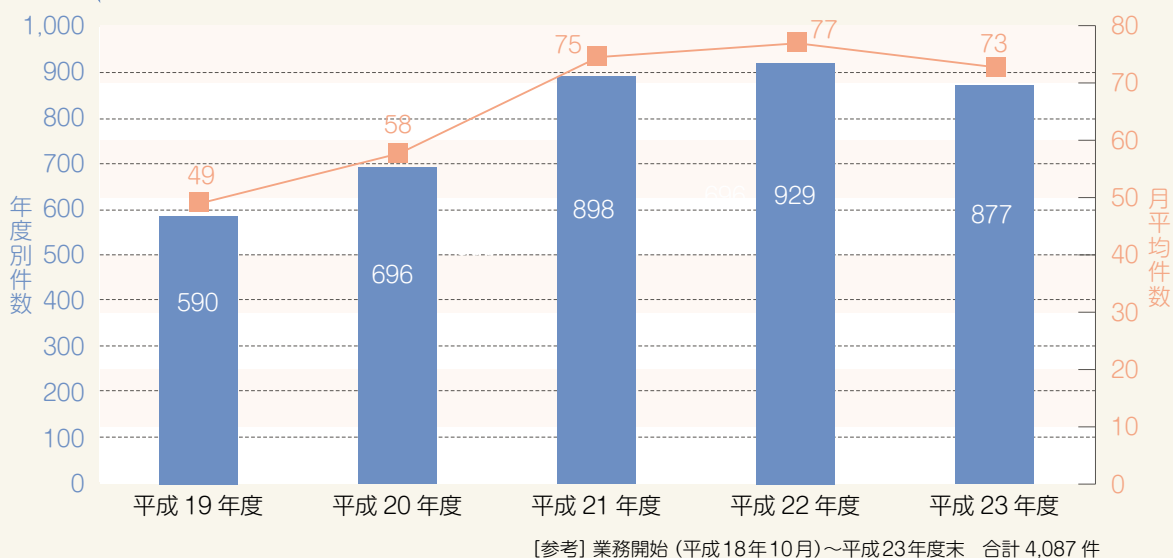


(イ) 紹介件数について

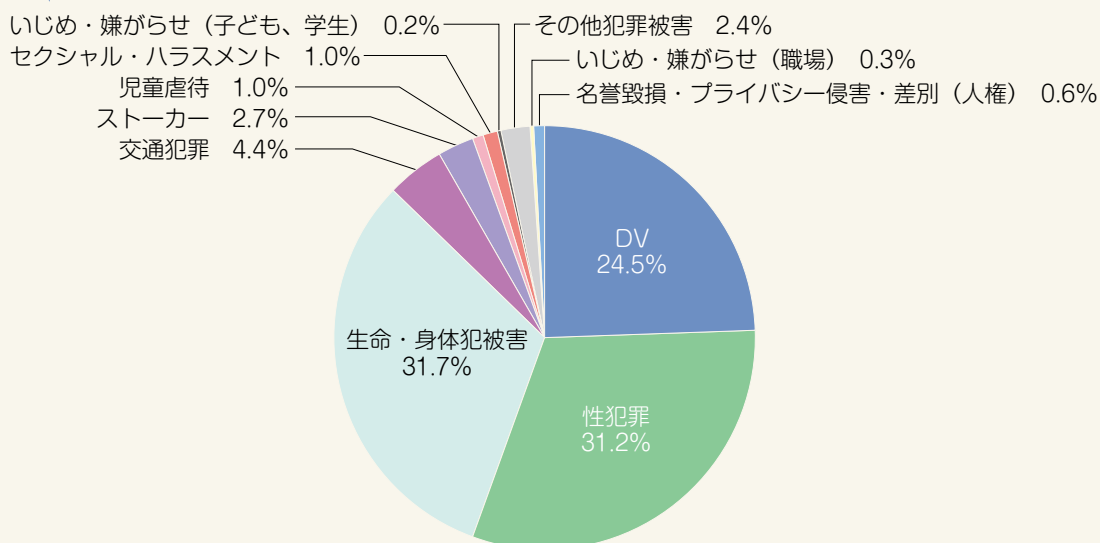
紹介件数及び被害種別内訳は、資料5-12、13のとおりである。年度ごとの件数は毎年増加してきたが、平成23年度は減少に転じた。今後は、弁護士を紹介する体制の整備と拡充を図っていく。

また、弁護士を紹介した案件の主な被害種別は、生命・身体犯被害、性被害、ドメスティック・バイオレンスで、これらの被害種別で全体のほぼ9割を占めている。

資料 5-12 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数（年度別及び月平均件数）



資料 5-13 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介案件の被害種別内訳（平成23年度）



5-2 被害者国選弁護関連業務

(1) 被害者参加制度等の概要

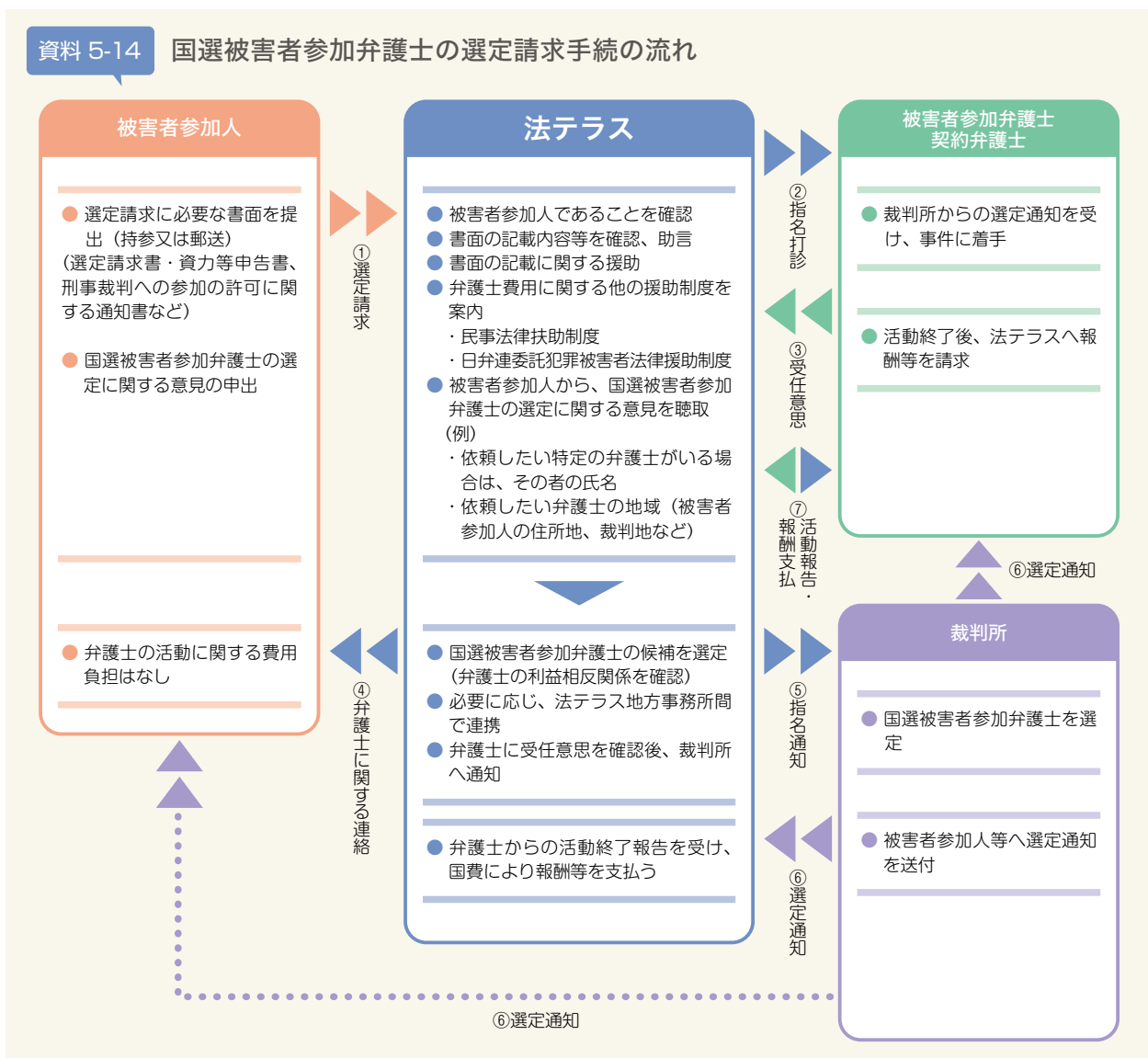
被害者参加制度とは、一定の重大犯罪の被害者等が、裁判所の決定により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度である。一定の重大犯罪とは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②強制わいせつ、強姦等の罪、③自動車運転過失致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等である。刑事裁判への参加を認められた被害者等を被害者参加人という。

被害者参加人は被告人等に対する質問等を自らすることもできるが、弁護士に委託することもできる。

被害者参加人のための国選弁護制度とは、被害者参加人が経済的に余裕のない方々である場合でも、弁護士による援助を受けられるようにするため、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度である。

法テラスでは、全国の地方事務所において、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、被害者参加人の意見聴取、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

資料 5-14 国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ



(2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況

ア 被害者参加弁護士契約弁護士について

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は資料5-15及び前掲資料5-11のとおり平成24年4月1日現在で3,014名であり、前年度末より538名増加（約21.7%増）した。被害者参加人のための国選弁護制度の円滑な実施を図るために、今後とも、弁護士会と協力しながら、更なる契約弁護士確保の取組を進めていく予定である。

資料 5-15 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

地方 事務所名	人数					増減数	増減率
	平成20年 12月1日	平成21年 4月1日	平成22年 4月1日	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日		
東 京	175	181	237	283	335	160	191.4%
神奈川	54	67	84	106	128	74	237.0%
埼 玉	19	31	43	52	59	40	310.5%
千 葉	64	78	79	76	114	50	178.1%
茨 城	23	34	46	52	76	53	330.4%
栃 木	10	19	22	40	56	46	560.0%
群 馬	38	38	39	40	51	13	134.2%
静 岡	34	36	37	38	43	9	126.5%
山 梨	16	18	19	18	28	12	175.0%
長 野	70	51	61	78	92	22	131.4%
新 潟	30	33	45	56	69	39	230.0%
大 阪	77	85	107	125	132	55	171.4%
京 都	19	50	62	57	91	72	478.9%
兵 庫	39	41	50	58	64	25	164.1%
奈 良	13	16	43	45	52	39	400.0%
滋 賀	18	19	19	20	27	9	150.0%
和歌山	26	26	26	28	35	9	134.6%
愛 知	76	77	79	79	110	34	144.7%
三 重	24	27	32	38	38	14	158.3%
岐 阜	16	16	19	20	27	11	168.8%
福 井	16	18	20	26	29	13	181.3%
石 川	16	16	30	30	38	22	237.5%
富 山	15	16	17	17	19	4	126.7%
広 島	19	44	52	58	88	69	463.2%
山 口	13	42	46	55	57	44	438.5%
岡 山	19	22	22	23	38	19	200.0%
鳥 取	26	23	23	21	23	-3	88.5%
島 根	12	18	20	23	27	15	225.0%
福 岡	55	102	138	156	164	109	298.2%
佐 賀	29	29	30	37	37	8	127.6%
長 崎	49	59	58	60	68	19	138.8%
大 分	26	30	39	49	58	32	223.1%
熊 本	59	70	86	100	103	44	174.6%
鹿児島	35	33	39	30	36	1	102.9%
宮 崎	34	47	52	53	84	50	247.1%
沖 縄	22	27	26	27	29	7	131.8%
宮 城	11	25	25	35	43	32	390.9%
福 島	16	19	22	23	23	7	143.8%
山 形	24	26	26	32	36	12	150.0%
岩 手	25	27	28	25	25	0	100.0%
秋 田	13	13	15	14	18	5	138.5%
青 森	2	4	20	16	24	22	1200.0%
札 幌	51	52	72	72	102	51	200.0%
函 館	10	11	15	16	20	10	200.0%
旭 川	15	20	24	28	38	23	253.3%
釧 路	7	19	24	28	34	27	485.7%
香 川	19	17	19	26	28	9	147.4%
徳 島	31	29	28	29	47	16	151.6%
高 知	10	12	19	23	20	10	200.0%
愛 媛	27	31	35	35	31	4	114.8%
合 計	1,547	1,844	2,219	2,476	3,014	1,467	194.8%

イ 選定請求状況について

制度施行（平成20年12月）から平成24年3月までに、計746件の選定請求を受け付けた。罪名別件数及び総件数に占める罪名別割合は資料5-16、17のとおり、強姦・強制わいせつ等が242件（32.5%）と最も多く、次いで殺人（殺人未遂）となっている。

資料 5-16 選定請求件数及び罪名内訳

罪 名	選定請求件数					
	合計	(割合)	平成20年度 (4か月)	平成21年度 (12か月)	平成22年度 (12か月)	平成23年度 (12か月)
殺人（殺人未遂）	141	(18.9%)	6	50	40	45
傷害	117	(15.7%)	6	27	31	53
傷害致死	53	(7.1%)	4	5	19	25
強姦・強制わいせつ等	242	(32.5%)	6	68	77	91
危険運転致死傷	8	(1.1%)	0	3	3	2
業務上	5	(0.7%)	0	1	3	1
過失致死傷 重過失	3	(0.4%)	0	3	0	0
自動車運転	107	(14.3%)	5	31	31	40
逮捕・監禁等	9	(1.2%)	0	3	3	3
略取・誘拐等	4	(0.5%)	0	2	1	1
人身売買	0	(0.0%)	0	0	0	0
強盗致死傷・強盗強姦等	51	(6.8%)	2	9	21	19
その他刑法犯	5	(0.7%)	0	1	2	2
特別法犯	1	(0.1%)	0	1	0	0
合計	746	(100.0%)	29	204	231	282

資料 5-17 通常第一審事件のうち被害者参加の申出のあった件数と国選弁護士への委託人員数（司法統計による）

罪 名	被害者参加を許可された人員数				国選被害者参加弁護士への委託人員数				国選率 (B/A)
	平成21年	平成22年	平成23年	合計 (A)	平成21年	平成22年	平成23年	合計 (B)	
殺人（殺人未遂）	51	126	145	322	21	58	60	139	43.2%
傷害	65	63	60	188	24	27	31	82	43.6%
傷害致死	31	32	53	116	14	22	34	70	60.3%
強姦・強制わいせつ等	60	107	113	280	33	66	74	173	61.8%
危険運転致死傷	6	23	14	43	0	13	2	15	34.9%
業務上過失致死傷	14	12	19	45	0	0	1	1	2.2%
重過失致死傷	3	5	0	8	2	1	0	3	37.5%
自動車運転過失致死傷	282	345	369	996	23	34	22	79	7.9%
逮捕・監禁等	0	3	1	4	0	0	0	0	0.0%
略取・誘拐等	3	2	2	7	1	0	1	2	28.6%
強盗致死傷・強盗強姦等	15	70	75	160	8	39	29	76	47.5%
その他刑法犯	9	7	21	37	5	5	15	25	67.6%
道路交通法違反	20	43	27	90	0	7	3	10	11.1%
その他特別法犯	1	1	3	5	1	0	3	4	80.0%
合計	560	839	902	2,301	132	272	275	679	29.5%

（注）平成21年から平成23年の被害者参加の申出人数は2,334名であり、被害者参加の申出をした者のうち98.5%（2,301名）参加が許可されている。



6. 受託業務

6-1 受託業務の概要

総合法律支援法第30条第2項の規定により、法テラスは、本来業務（同条第1項）の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人または国際機関の委託を受けて、被害者等の援助その他に関し、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる等の業務を行うことができることになっており、この規定に基づき、平成19年3月19日付けで業務方法書「第3章 支援法第30条第2項の業務の方法」の変更について法務大臣の認可を受け、平成19年4月1日から、公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国・サハリン残留日本人国籍取得支援業務」を、また、同年10月1日からは日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」をそれぞれ開始し、現在に至っている。各業務の内容等は、以下のとおりである。

（1）中国・サハリン残留日本人国籍取得支援委託業務

ア 業務内容

日本に永住帰国した中国残留邦人等は、わが国における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続を必要とする。具体的には国籍確認訴訟の提起や戸籍に関する審判申立等を行うことになる。従前、公益財団法人中国残留孤児援護基金では公益財団法人日本財団の助成金を得て、それらの手続を円滑に行うために弁護士による法的援助を実施してきたが、このうちの身元判明者に対する援助について法テラスが受託している。

イ 援助要件等

①利用希望者が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」第2条の中国残留邦人のうち、身元が判明している者で、②弁護士による援助の必要性・相当性があり、③援助内容が弁護士による戸籍訂正の申請（戸籍法第113条）その他戸籍に関する手続の代理等であることの3要件を充たした申込について、法テラス本部受託業務室が援助開始決定から、弁護士への報酬の支払及び終結決定等のすべての手続を行う。援助額は1件当たり弁護士報酬300,000円プラス交通費等の実費であり、弁護士報酬等について、利用者には負担を求めない。

ウ 平成23年度の実績

平成23年度は10件の援助申込があり、総額3,000,000円の弁護士報酬を援助した。10件の内訳は、就籍許可の審判申立が9件、戸籍訂正許可の審判申立が1件である。

なお、援助に要する費用はすべて、公益財団法人中国残留孤児援護基金が、公益財団法人日本財団の助成を受けて法テラスに支払う委託費から支出される。

（2）日本弁護士連合会委託援助業務

ア 業務内容

業務内容は、総合法律支援法が規定する法テラスの本来業務たる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされない人々を対象として、人権救済の観点から弁護士報酬及び費用等の援助を行うものであり、同第1項の各事業とは手法は異なるものの、紛争解決制度の利用をより容易にし、法律専門家のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な法律支援の一環をなす事業である。具体的には、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障害者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助の9項目にわたり、活動をした弁護士の報酬や諸費用等を援助するものである。

各援助項目の対象者と援助内容は、資料6-1のとおりである。

資料 6-1 日本弁護士連合会委託援助業務の対象者及び援助内容一覧

	対象者	援助内容
①	身体を拘束された刑事被疑者（被疑者国選の対象事件であって勾留状が発せられた被疑者を除く）	被疑者との接見とアドバイス、警察官等との折衝、被害者との示談交渉その他被疑者段階の刑事弁護活動全般
②	家庭裁判所に送致された少年	少年との面会とアドバイス、家庭裁判所との折衝、環境調整、被害者との示談交渉その他付添人活動全般
③	犯罪被害者	被害届の提出、告訴・告発、検察審査会申立、法廷傍聴付添、少年審判状況説明聴取、修復的司法の一環としての加害者側との対話、刑事手続における和解交渉、犯罪被害者等給付金申請及び報道機関への対応・折衝その他犯罪被害者支援のために必要な活動
④	難民	難民認定申請、申請却下に対する異議申立、難民不認定処分等の取消訴訟等の活動
⑤	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする外国人	1 在留資格等の入管関係、就籍・帰化等の戸籍・国籍関係、社会保障関係の行政手続の代理等 2 在留資格がないために、民事法律扶助が利用できない外国人の訴訟代理
⑥	人権救済を必要としている子ども	1 児童相談所等との交渉、虐待を行う親との関係調整、離縁訴訟等の支援 2 触法少年の警察官調査に関する付添人活動
⑦	精神障害者	退院請求・処遇改善等の行政手続の代理
⑧	医療観察法の心神喪失者	退院許可申立・処遇改善等の行政手続の代理、国選付添人の医師に対する協力費用
⑨	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする高齢者・障害者・ホームレス等	生活保護申請、生活保護法に基づく審査請求の代理
⑩	上記①②を除く対象者	上記①②を除く各援助に関する法律相談

イ 援助要件等

日本弁護士連合会委託援助を利用するためには、①対象者に該当すること、②一定の資力要件（資力に乏しいこと）を充たすこと、③弁護士に依頼する必要性・相当性があることの3つの要件を充たさなければならない。

弁護士がこの援助制度を利用した案件を取り扱うためには、法テラスとの間で委託援助契約を締結する必要がある（総合法律支援法第29条第8項、第30条第2項1号）。同契約を締結した弁護士は、個別案件を申し込むにあたり援助希望者から事情聴取を行い、上記①から③の要件該当性を判断する。申込の受付は、当該弁護士の所属弁護士会に対応する法テラス地方事務所本所のみが行う。

援助開始決定、終結決定は地方事務所長が行い、委託要綱で定めた報酬、費用相当額を援助業務の活動内容に応じて支払う。また、弁護士による活動の結果、被援助者が、事件の終結により金銭その他財産的利益を取得するなどして、生活状況が改善し、弁護士報酬、費用相当分を支払うことができないという状態を脱し、かつ、被援助者に負担させることが相当でないと言えなくなった場合、弁護士報酬等

は被援助者の負担となることがある。負担の可否は受任弁護士の意見を尊重して地方事務所長が決定するが、負担金を求める手続は日本弁護士連合会又は各地の弁護士会が行うこととなっている。

ウ 平成23年度の実績

総申込受理件数について平成21年度は18,164件、平成22年度は17,587件であった。

平成23年度は、19,826件の援助申込を受理し、平成19年10月1日からの受託業務開始以降最多である。平成22年度と比較しても2,234件の増加となっており、特に刑事被疑者弁護援助は1,407件増、少年保護事件付添援助は874件と大きく件数が増加した。平成21年5月に被疑者国選弁護対象事件が拡大されたことにより、平成22年度には申込受理件数が減少したものの、再び増加傾向にある。

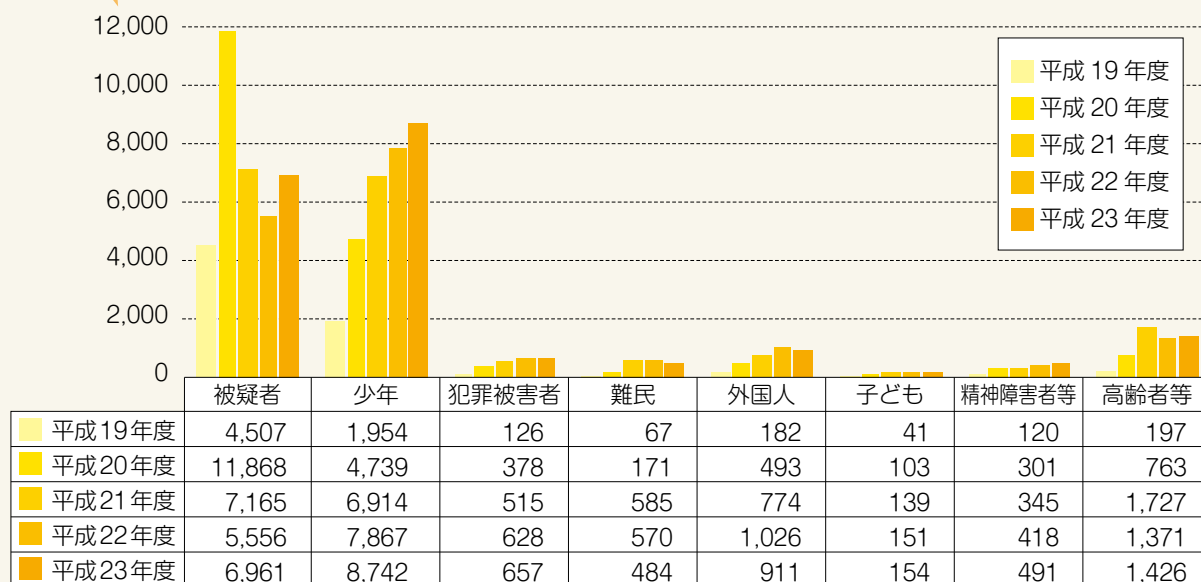
各地方事務所における平成23年度の申込受理件数の実績は資料6-2、援助項目別の申込受理件数の実績は資料6-3のとおりである。

資料 6-2

平成23年度各地方事務所申込受理件数(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神 障害者等	高齢者等	合計
東 京	1,961	968	104	394	51	480	12	423	4,393
神 奈 川	235	685	55	3	20	35	2	35	1,070
埼 玉	366	474	24	0	1	11	0	113	989
千 葉	143	456	24	15	5	30	0	55	728
茨 城	25	63	4	1	2	28	0	10	133
栃 木	7	137	2	0	0	4	0	6	156
群 馬	21	133	5	3	0	6	1	18	187
静 岡	148	174	14	0	0	3	1	17	357
山 梨	17	56	1	0	0	0	5	4	83
長 野	20	100	3	0	0	2	0	1	126
新 潟	73	121	6	0	0	3	0	5	208
大 阪	910	698	49	44	5	142	13	166	2,027
京 都	206	299	24	1	3	5	9	24	571
兵 庫	83	284	12	6	0	15	5	53	458
奈 良	34	87	12	0	0	1	1	19	154
滋 賀	23	67	8	0	3	1	0	8	110
和 歌 山	17	79	1	0	1	0	2	3	103
愛 知	306	636	42	17	15	112	13	78	1,219
三 重	37	104	2	0	1	2	0	17	163
岐 阜	43	103	2	0	0	1	0	21	170
福 井	31	37	5	0	0	0	0	13	86
石 川	31	36	6	0	1	0	0	15	89
富 山	17	23	3	0	0	0	0	5	48
広 島	132	234	23	0	12	3	18	24	446
山 口	56	77	2	0	0	0	0	3	138
岡 山	164	152	12	0	14	1	4	15	362
鳥 取	16	27	4	0	0	0	0	4	51
島 根	13	36	5	0	0	3	2	1	60
福 岡	530	664	37	0	4	4	349	145	1,733
佐 賀	55	102	5	0	0	0	16	13	191
長 崎	46	61	9	0	3	1	1	6	127
大 分	52	46	19	0	0	0	2	3	122
熊 本	50	125	15	0	0	0	0	2	192
鹿 児 島	23	78	18	0	3	4	10	8	144
宮 崎	98	97	2	0	0	0	1	4	202
沖 縄	104	210	9	0	1	1	0	1	326
宮 城	167	169	15	0	0	1	4	18	374
福 島	29	87	1	0	0	0	0	8	125
山 形	50	42	4	0	2	0	0	8	106
岩 手	90	19	4	0	0	1	7	0	121
秋 田	23	18	1	0	1	2	0	0	45
青 森	40	41	2	0	0	0	4	2	89
札 幌	330	208	17	0	0	1	6	9	571
函 館	35	49	10	0	0	0	2	1	97
旭 川	29	40	2	0	0	0	0	0	71
釧 路	31	24	0	0	0	0	0	2	57
香 川	28	112	9	0	0	1	0	21	171
徳 島	4	52	3	0	4	7	0	4	74
高 知	4	71	20	0	2	0	0	7	104
愛 媛	8	81	1	0	0	0	1	8	99
合 計	6,961	8,742	657	484	154	911	491	1,426	19,826

資料 6-3 年度別事業種別申込受理件数



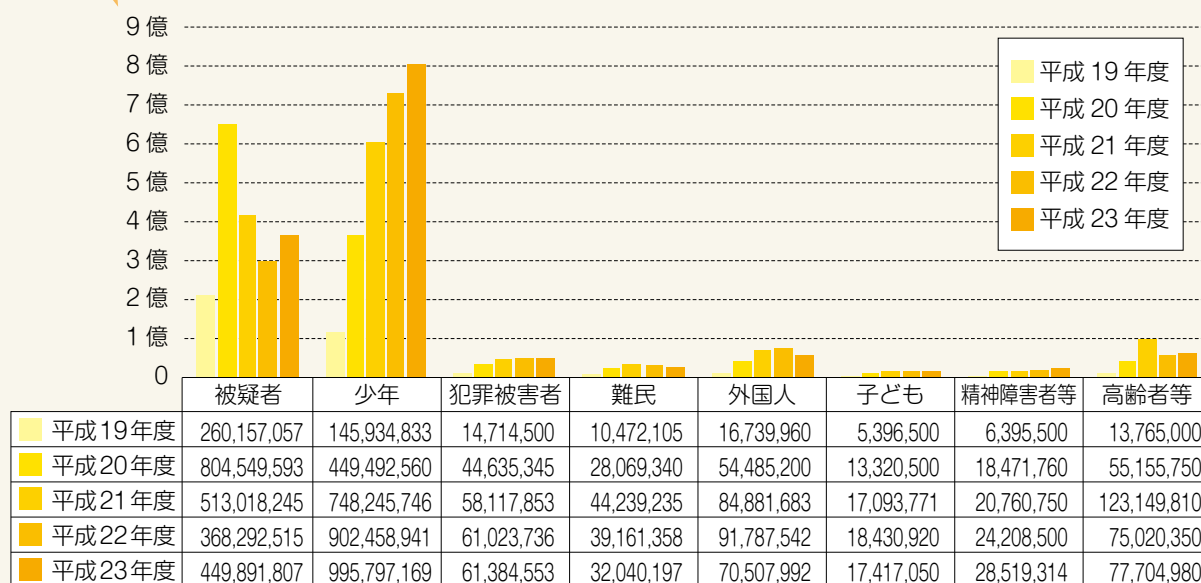
(注) 平成 19 年度は、平成 19 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日のデータ

エ 援助費用

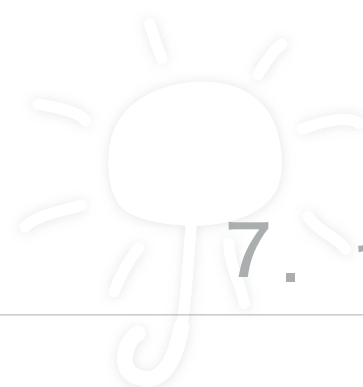
援助費用については、平成 21 年度は、1,609,507,093 円の援助がなされ、平成 22 年度は 1,580,383,862 円、平成 23 年度は 1,733,263,062 円であり、申込受理件数と同様、平成 22 年度の減少後、増額傾向にある。

なお、援助にかかる費用は、すべて日本弁護士連合会から法テラスに支払われる委託費から支出される。各事業種別の費用の内訳は、資料 6-4 のとおりである。

資料 6-4 年度別事業種別受託業務費用



(注) 平成 19 年度は、平成 19 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日のデータ



7. その他

本部及び地方事務所の組織図は、資料7-1-1のとおりである。

資料 7-1-1 本部及び地方事務所組織図

118 ● 法テラス白書 平成23年度版

(2) 事務所

全国の事務所所在地は、資料7-1-2のとおりである。

資料 7-1-2 法テラス全国事務所所在地

平成 24 年 3 月 31 日現在

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
本部	164-8721	中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8F	0503383-5333	03-5334-7090
東京地方事務所	160-0004	新宿区四谷 1-4 四谷駅前ビル 1~3F	0503383-5300	03-3359-3652
新宿出張所	160-0021	新宿区歌舞伎町 2-42-10 ハローワーク新宿歌舞伎町庁舎 5F	0503381-2312	03-3207-3917
上野出張所	110-0005	台東区上野 2-7-13 JTB・損保ジャパン上野共同ビル 6F	0503383-5320	03-3835-2369
池袋出張所	170-0013	豊島区東池袋 1-35-3 池袋センタービル 6F	0503383-5321	03-3590-3334
多摩支部	190-0012	立川市曙町 2-8-18 東京建物ファール立川ビル 5F	0503383-5327	042-527-3051
多摩支部八王子出張所	192-0046	八王子市明神町 4-7-14 八王子 ON ビル 4F	0503383-5310	042-656-3201
神奈川地方事務所	231-0023	横浜市中区山下町 2 産業貿易センタービル 10F	0503383-5360	045-662-9356
川崎支部	210-0007	川崎市川崎区駅前本町 11-1 パシフィックマークス川崎ビル 10F	0503383-5366	044-246-0406
小田原支部	250-0012	小田原市本町 1-4-7 朝日生命小田原ビル 5F	0503383-5370	0465-24-7402
埼玉地方事務所	330-0063	さいたま市浦和区高砂 3-17-15 さいたま商工会議所会館 6F	0503383-5375	048-838-7230
川越支部	350-1123	川越市脇田本町 10-10 KJ ビル 3F	0503383-5377	049-242-5321
熊谷地域事務所	360-0037	熊谷市筑波 3-195 熊谷駅前ビル 7F	0503383-5380	048-522-8260
秩父地域事務所	368-0041	秩父市番場町 11-1 サンウッド東和 2F	0503383-0023	0494-25-1962
千葉地方事務所	260-0013	千葉市中央区中央 4-5-1 Qiball (きぼーる) 2F	0503383-5381	043-225-9206
松戸支部	271-0092	松戸市松戸 1879-1 松戸商工会議所会館 3F	0503383-5388	047-366-6575
茨城地方事務所	310-0062	水戸市大町 3-4-36 大町ビル 3F	0503383-5390	029-231-1731
下妻地域事務所	304-0063	下妻市小野子町 1-66 JA 常総ひかり県西会館 1F	0503383-5393	0296-44-8461
牛久地域事務所	300-1234	牛久市中央 5-20-11 ヨシダビル 4F	0503383-0511	029-873-6946
栃木地方事務所	320-0033	宇都宮市本町 4-15 宇都宮 NI ビル 2F	0503383-5395	028-622-0987
群馬地方事務所	371-0022	前橋市千代田町 2-5-1 前橋テルサ 5F	0503383-5399	027-232-9727
静岡地方事務所	420-0853	静岡市葵区追手町 9-18 静岡中央ビル 2・11F	0503383-5400	054-251-3677
沼津支部	410-0833	沼津市三園町 1-11	0503383-5405	055-931-0320
浜松支部	430-0929	浜松市中区中央 1-2-1 イーステージ浜松オフィス 4F	0503383-5410	053-451-1722
下田地域事務所	415-0035	下田市東本郷 1-1-10 パールビル 3F	0503383-0024	0558-27-1167
山梨地方事務所	400-0032	甲府市中央 1-12-37 IRIX ビル 1・2F	0503383-5411	055-232-7540
長野地方事務所	380-0835	長野市新田町 1485-1 長野市もんぜんぶら座 4F	0503383-5415	026-226-7675
松本地域事務所	390-0873	松本市丸の内 8-3 丸の内ビル 3 階	0503383-5417	0263-36-3351
新潟地方事務所	951-8116	新潟市中央区東中通 1 番町 86-51 新潟東中通ビル 2F	0503383-5420	025-225-6171
佐渡地域事務所	952-1314	佐渡市河原田本町 394 佐渡市役所佐和田行政サービスセンター 2F	0503383-5422	0259-52-2675
大阪地方事務所	530-0047	大阪市北区西天満 1-12-5 大阪弁護士会館 B1F	0503383-5425	06-6367-1156
堺出張所	590-0075	堺市堺区南花田口町 2-3-20 住友生命堺東ビル 6F	0503383-5430	072-232-8547
京都地方事務所	604-8005	京都市中京区河原町通三条上る恵比須町 427 京都朝日会館 9F	0503383-5433	075-231-4355
福知山地域事務所	620-0054	福知山市末広町 1-1-1 中川ビル 4F	0503383-0519	0773-23-6374
兵庫地方事務所	650-0044	神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワービル 13F	0503383-5440	078-362-2698
阪神支部	660-0052	尼崎市七松町 1-2-1 フェスタ立花北館 5F	0503383-5445	06-6411-2010
姫路支部	670-0947	姫路市北条 1-408-5 光栄産業棟第 2 ビル	0503383-5448	079-284-2308
奈良地方事務所	630-8241	奈良市高天町 38-3 近鉄高天ビル 6F	0503383-5450	0742-24-3213
南和地域事務所	638-0821	吉野郡大淀町下淵 68-4 やすらぎビル 4F	0503383-0025	0747-52-9179
滋賀地方事務所	520-0047	大津市浜大津 1-2-22 大津商中日生ビル 5F	0503383-5454	077-521-9122
和歌山地方事務所	640-8152	和歌山市十番丁 15 市川ビル 2F	0503383-5457	073-425-9201
愛知地方事務所	460-0008	名古屋市中区栄 4-1-8 栄サンシティビル 15F	0503383-5460	052-241-1065
三河支部	444-8515	岡崎市十王町 2-9 岡崎市役所西庁舎 1F	0503383-5465	0564-22-5308
三重地方事務所	514-0033	津市丸之内 34-5 津中央ビル	0503383-5470	059-222-5096

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜市美江寺町 1-27 第一住宅ビル 2F	0503383-5471	058-262-0902
可児地域事務所	509-0214	可児市広見 5-152 サン・ノーブルビレッジ・ヒロミ 1F	0503383-0005	0574-61-2940
中津川地域事務所	508-0037	中津川市えびす町 7-30 イシックス駅前ビル 1F	0503383-0068	0573-66-5551
福井地方事務所	910-0004	福井市宝永 4-3-1 三井生命福井ビル 2F	0503383-5475	0776-22-0354
石川地方事務所	920-0911	金沢市橋場町 1-8	0503383-5477	076-263-7065
富山地方事務所	930-0076	富山市長柄町 3-4-1 富山県弁護士会館 1F	0503383-5480	076-493-9450
魚津地域事務所	937-0067	魚津市釈迦堂 1-12-18 魚津商工会議所ビル 5F	0503383-0030	0765-22-2594
広島地方事務所	730-0013	広島市中区八丁堀 2-31 広島鴻池ビル 1・6F	0503383-5485	082-224-0023
山口地方事務所	753-0072	山口市大手町 9-11 山口県自治会館 5F	0503383-5490	083-932-8141
岡山地方事務所	700-0817	岡山市北区弓之町 2-15 弓之町シティセンタービル 2F	0503383-5491	086-234-8413
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取市西町 2-311 鳥取市福祉文化会館 5F	0503383-5495	0857-20-2298
倉吉地域事務所	682-0023	倉吉市山根 572 サンク・ビエビル 202 号室	0503383-5497	0858-26-6019
島根地方事務所	690-0884	松江市南田町 60	0503383-5500	0852-23-7802
浜田地域事務所	697-0022	浜田市浅井町 1580 第二龍河ビル 6F	0503383-0026	0855-22-1560
西郷地域事務所	685-0015	隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24-9 NTT 隠岐ビル 1F	0503383-5326	08512-2-4750
福岡地方事務所	810-0004	福岡市中央区渡辺通 5-14-12 南天神ビル 4F	0503383-5501	092-722-3501
北九州支部	802-0006	北九州市小倉北区魚町 1-4-21 魚町センタービル 5F	0503383-5506	093-511-1571
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀市駅前中央 1-4-8 太陽生命佐賀ビル 3F	0503383-5510	0952-28-7202
長崎地方事務所	850-0875	長崎市栄町 1-25 長崎 MS ビル 2F	0503383-5515	095-824-6688
佐世保地域事務所	857-0806	佐世保市島瀬町 4-19 バードハウジングビル 402	0503383-5516	0956-25-5340
壱岐地域事務所	811-5135	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 174 吉田ビル 3F	0503383-5517	0920-47-3585
五島地域事務所	853-0018	五島市池田町 2-20	0503383-0516	0959-72-5968
対馬地域事務所	817-0013	対馬市厳原町中村 606-3 おおたビル 3F	0503383-0517	092-052-5032
平戸地域事務所	859-5114	平戸市築地町 510 森貸事務所 1F	0503383-0468	0950-23-8286
雲仙地域事務所	854-0514	雲仙市小浜町北本町 14 番地 雲仙市小浜総合支所 3F	0503383-5324	0957-74-3185
大分地方事務所	870-0045	大分市城崎町 2-1-7	0503383-5520	097-532-6673
熊本地方事務所	860-0844	熊本市中央区水道町 1-23 加地ビル 3F	0503383-5522	096-352-6350
高森地域事務所	869-1602	阿蘇郡高森町大字高森 1609-1 NTT 西日本高森ビル 1F	0503383-0469	0967-62-0861
鹿児島地方事務所	892-0827	鹿児島市中町 11-11 MY 鹿児島第 2 ビル 5F	0503383-5525	099-223-6146
鹿屋地域事務所	893-0009	鹿屋市大手町 14-22 南商ビル 1F	0503383-5527	0994-44-6922
指宿地域事務所	891-0402	指宿市十町 912-7	0503383-0027	0993-24-2657
奄美地域事務所	894-0006	奄美市名瀬小浜町 4-28 AIS ビル A 棟 1F	0503383-0028	0997-53-5076
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎市旭 1-2-2 宮崎県企業局 3F	0503383-5530	0985-27-2876
延岡地域事務所	882-0043	延岡市祇園町 1-2-7 UMK 祇園ビル 2F	0503383-0520	0982-33-0551
沖縄地方事務所	900-0023	那覇市楚辺 1-5-17 プロフェスビル那覇 2・3F	0503383-5533	098-855-3220
宮古島地域事務所	906-0012	宮古島市平良字西里 1125 宮古合同庁舎 1F	0503383-0201	0980-72-6552
宮城地方事務所	980-0811	仙台市青葉区一番町 3-6-1 一番町平和ビル 6F	0503383-5535	022-263-4558
南三陸出張所	986-0725	本吉郡南三陸町志津川字沼田 56 番地	0503383-0210	0226-47-1071
山元出張所	989-2203	亶理郡山元町浅生原字日向 13 番地 1	0503383-0213	0223-33-8037
東松島出張所	981-0503	東松島市矢本字大溜 1-1	0503383-0009	0225-84-3024
福島地方事務所	960-8131	福島市北五老内町 7-5 イズム 37 ビル 4F	0503383-5540	024-535-2939
会津若松地域事務所	965-0871	会津若松市栄町 5-22 フジヤ会津ビル 1F	0503383-0521	0242-24-3903
山形地方事務所	990-0042	山形市七日町 2-7-10 NANABEANS8F	0503383-5544	023-633-0180
岩手地方事務所	020-0022	盛岡市大通 1-2-1 岩手県産業会館本館 2F	0503383-5546	019-652-5516
宮古地域事務所	027-0076	宮古市栄町 3-35 キャトル宮古 5F	0503383-0518	0193-64-3519
大槌出張所	028-1115	岩手県上閉伊郡大槌町上町 1 番 3 号	0503383-1350	0193-41-1536
秋田地方事務所	010-0001	秋田市中通 5-1-51 北都ビルディング 6F	0503383-5550	018-825-1211
青森地方事務所	030-0861	青森市長島 1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル 2F	0503383-5552	017-773-5021
八戸地域事務所	031-0086	八戸市大字八日町 36 八戸第 1 ビル 3F	0503383-0466	0178-22-5841
むつ地域事務所	035-0073	むつ市中央 1-5-1	0503383-0067	0175-22-3695
札幌地方事務所	060-0061	札幌市中央区南 1 条西 11-1 コンチネンタルビル 8F	0503383-5555	011-219-3818
函館地方事務所	040-0063	函館市若松町 6-7 三井生命函館若松町ビル 5F	0503383-5560	0138-26-3520

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
江差地域事務所	043-0034	檜山郡江差町字中歌町 199-5	0503383-5563	0139-52-5039
旭川地方事務所	070-0033	旭川市 3 条通 9-1704-1 住友生命旭川ビル 6F	0503383-5566	0166-25-2066
釧路地方事務所	085-0847	釧路市大町 1-1-1 道東経済センタービル 1F	0503383-5567	0154-42-0168
香川地方事務所	760-0023	高松市寿町 2-3-11 高松丸田ビル 8F	0503383-5570	087-851-3023
徳島地方事務所	770-0855	徳島市新蔵町 1-31 徳島弁護士会館 4F	0503383-5575	088-655-2777
高知地方事務所	780-0870	高知市本町 4-1-37 丸ノ内ビル 2F	0503383-5577	088-873-3023
須崎地域事務所	785-0003	須崎市新町 2-3-26	0503383-5579	0889-42-2001
安芸地域事務所	784-0004	安芸市本町 3-11-22 2F	0503383-0029	0887-34-8532
中村地域事務所	787-0014	四万十市駅前町 13-15 アメニティオフィスビル 1F	0503383-0467	0880-35-5488
愛媛地方事務所	790-0001	松山市一番町 4-1-11 共栄興産一番町ビル 4F	0503383-5580	089-932-0213

(3) 根拠法

総合法律支援法（平成16年度6月2日公布、法律第74号）

(4) 主務大臣

法務大臣

(5) 資本金

3億5,100万円（国の全額出資）

(6) 役員の状況

平成23年4月10日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	梶 谷 剛	（平成23年4月10日就任）
理 事	大 川 真 郎	（平成22年4月10日就任）
同	菅野富邇子	（平成22年4月10日就任）
同	廣 瀬 健 二	（平成22年4月10日就任）
同	安 岡 崇 志	（平成23年4月10日就任）
監 事	羽 田 悦 朗	（平成22年4月10日再任）
同	藤 原 藤 一	（平成22年4月10日就任）

（注）羽田悦朗監事は平成24年9月3日をもって退任し、新たに同日付で山下泰子監事が加わった。

(7) 職員の状況

平成24年3月31日現在、地方事務所の所長・副所長、常勤職員、非常勤職員を含めて総数で1,544名である。

7-2 法テラスの認知状況

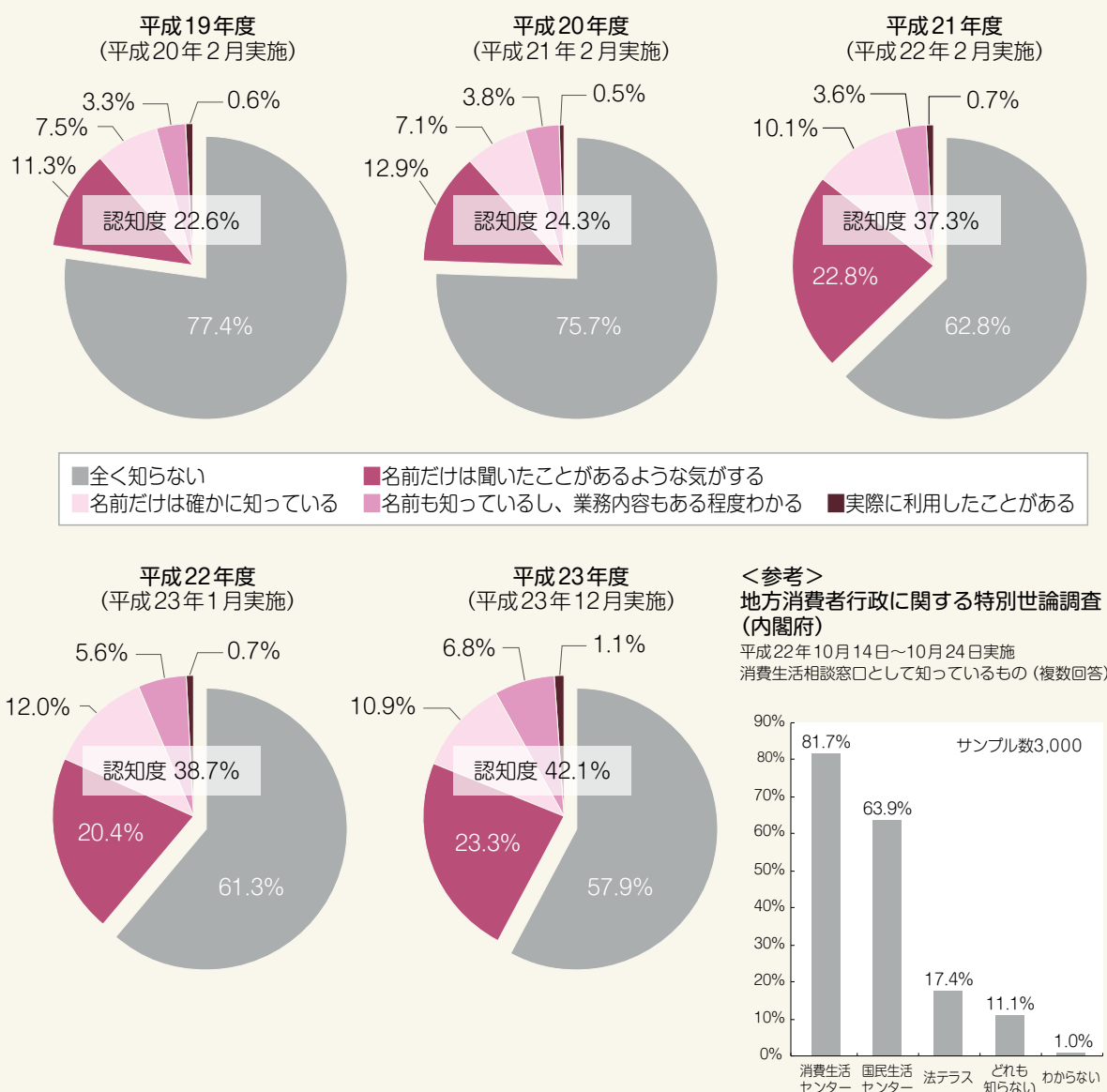
(1) 認知度の推移

法テラスでは、国民の法テラスの認知状況を把握し、今後の広報活動や各業務遂行上の参考とするため、設立2年目の平成19年度から「認知状況等調査」を実施している。

調査対象者全体における認知度は、「名前だけは聞いたことがあるような気がする」という答えを含めて、第5回目となる平成23年度調査では42.1%となり、年々上昇している。

(注) 調査方法：わが国の人口における性別、年代、居住地構成に配慮したうえで無作為に抽出（RDD方式）した20歳以上の1,100名を対象とする電話調査。

資料 7-2-1 法テラスの認知度（全体） サンプル数：1,100（全年度通じて同じ）



(2) 性・年齢別認知度

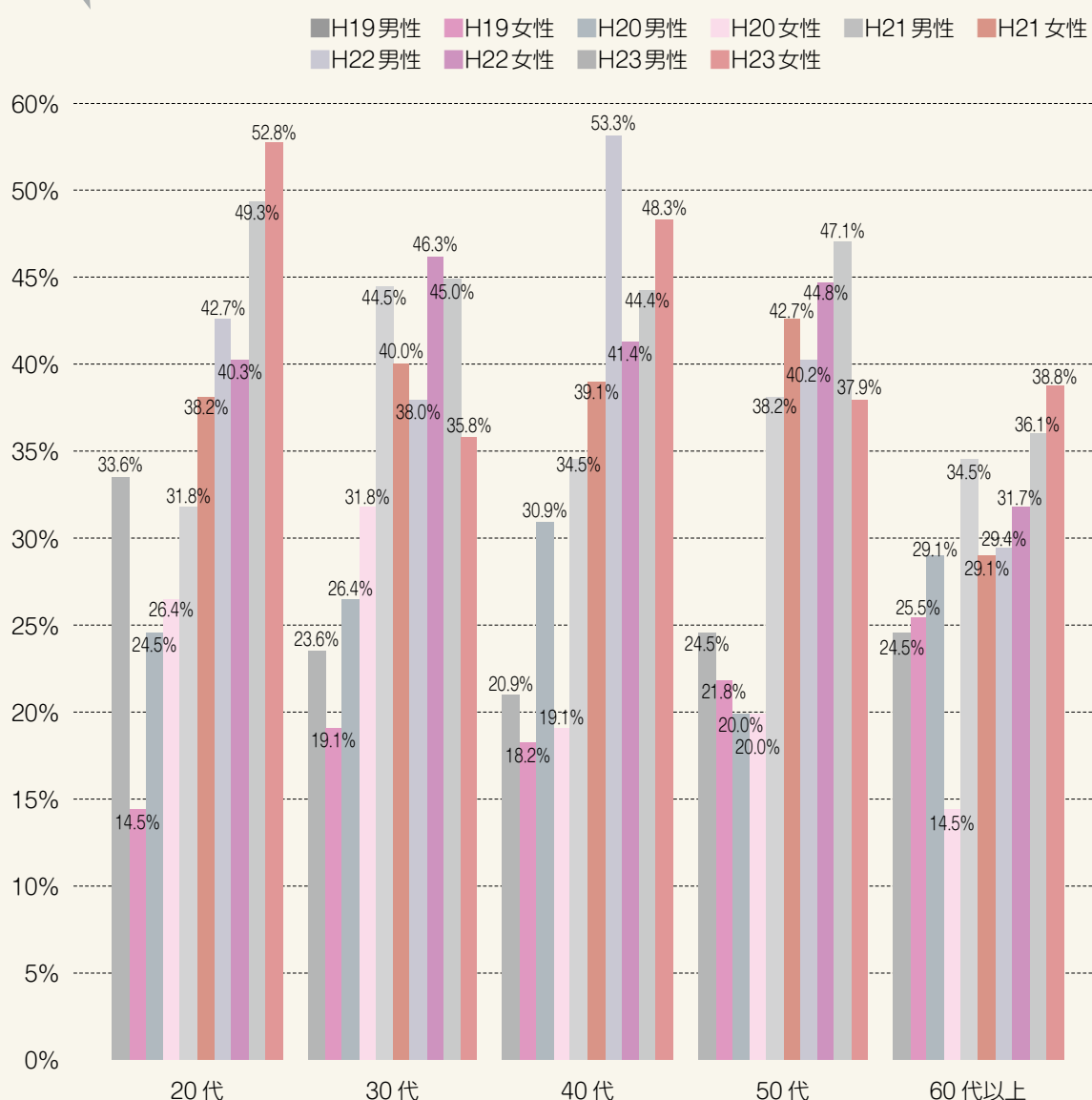
認知度を性別にみると、平成23年度調査では、男性全体で42.9%、女性全体で41.4%と若干男性が高い割合となっている。

年齢別にみると、20代女性で50%を超える認知度があった一方、60代以上では、性別を問わず40%を下回った。

資料 7-2-2

認知者の性・年齢別認知度

サンプル数：1,100（男性550、女性550）

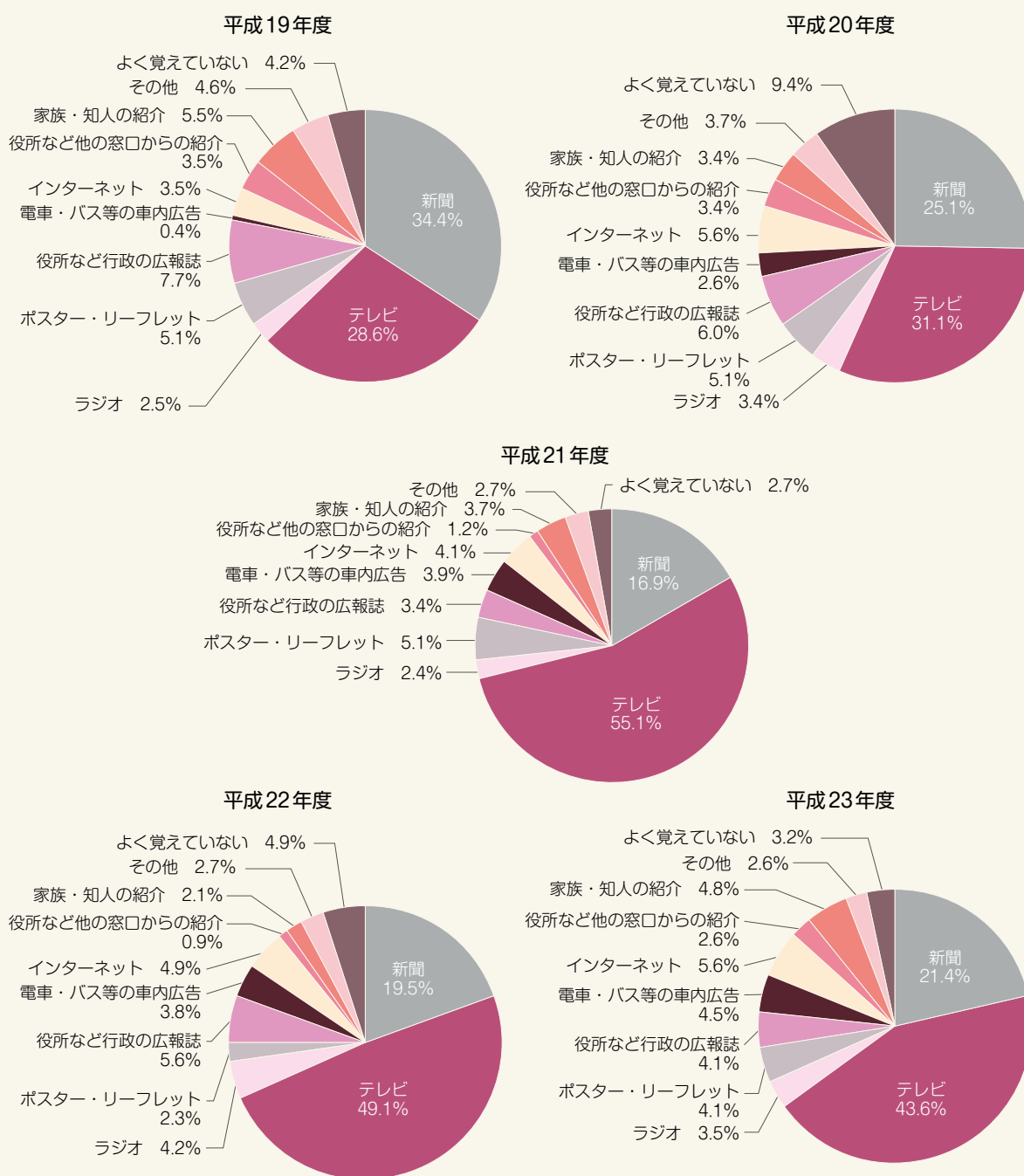


(3) 認知者の認知経路

法テラスをどのようにして知ったか（認知経路）について尋ねた結果は資料7-2-3のとおりである。平成23年度では、テレビ、新聞、ラジオといった、いわゆるマス・メディアを通じて知った割合がおおよそ6割以上を占めている。

資料 7-2-3 認知者の認知経路

サンプル数：249（平成19年度）・267（平成20年度）・410（平成21年度）
426（平成22年度）・463（平成23年度）

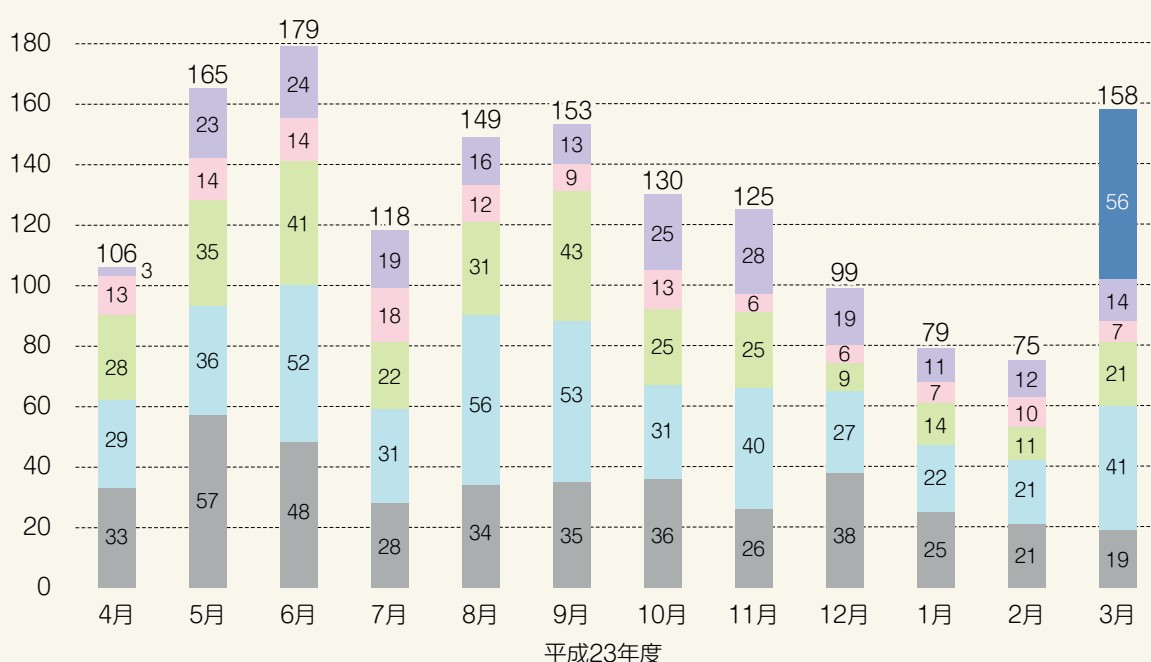


7-3 法テラスに寄せられた皆さまからの声

法テラスでは、多様な法的サービスを提供しており、これらのサービス提供の窓口となるコールセンターや地方事務所はもとより、本部においても、利用者の方々から、電話やメール、書面などで様々な苦情やご意見・ご要望（以下「苦情等」という。）が寄せられている。

資料7-3-1は、平成23年4月から平成24年3月までの間に寄せられた苦情等の受付件数の推移をみたものである。

資料 7-3-1 苦情等受付件数推移



苦情等の主な内容

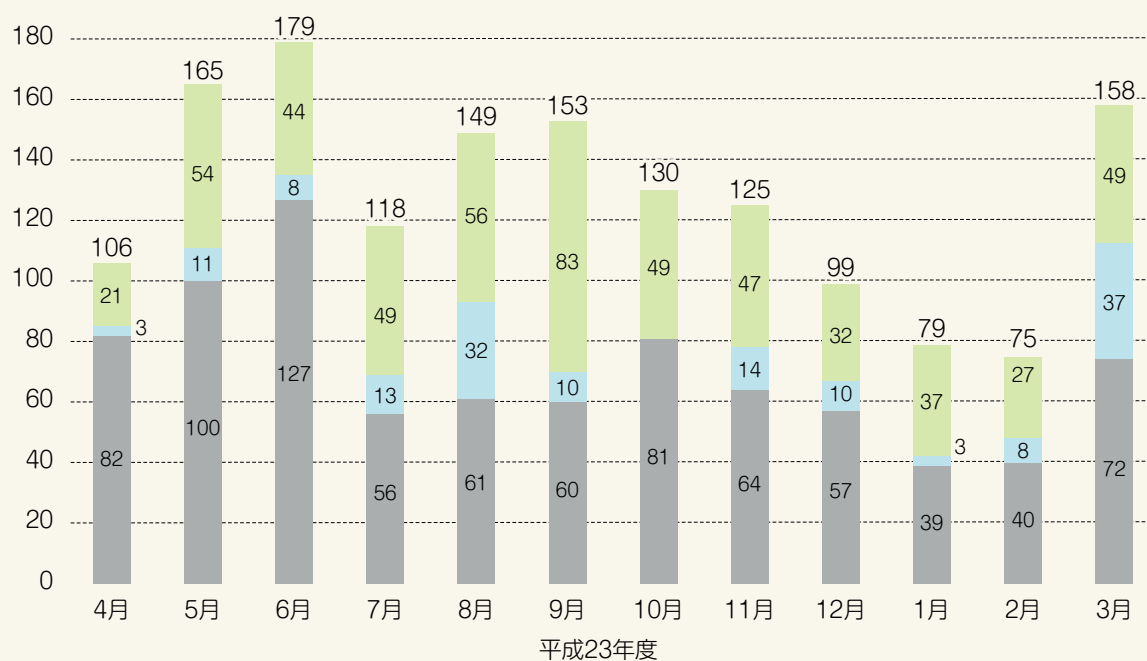
- 地方事務所への電話が混み合っているとしてコールセンターに問合せがあったもの（平成24年3月からカウントを開始）
- 関係機関に関するご意見等
- コールセンターのオペレーターに関するもの
- 地方事務所の職員に関するもの
→ 情報提供や利用手続の案内において、利用者への説明が不足したことに起因する苦情等
- 弁護士・司法書士に関するもの
→ 法テラスの契約弁護士、契約司法書士による法律相談などについての苦情等
- 制度・業務等に関するもの
→ 「相談回数に制限があること」「コールセンターで法律相談ができないこと」など業務の態勢に対する苦情

平成23年度の苦情等の件数は、1,536件で、平成22年度件数1,272件より約20%増であった。年度ごとの苦情等受付件数の推移は資料7-3-3のとおりである。昨年度と比較すると増加の傾向を示しているが、これは、「弁護士・司法書士に関するもの」や、「コールセンター（電話）で法律相談ができないこと」「民事法律扶助制度を利用した無料法律相談の相談回数に関するもの」といった制度に関する申出が増加したことに加え、平成24年3月より「地方事務所への電話が混み合っているとしてコール

センターに問合せいただいたもの」を全件苦情として取り扱うことになったことなどに起因する。

資料7-3-2は、平成23年4月から平成24年3月までの間に寄せられた苦情等に対する取り扱い結果をまとめたものである。

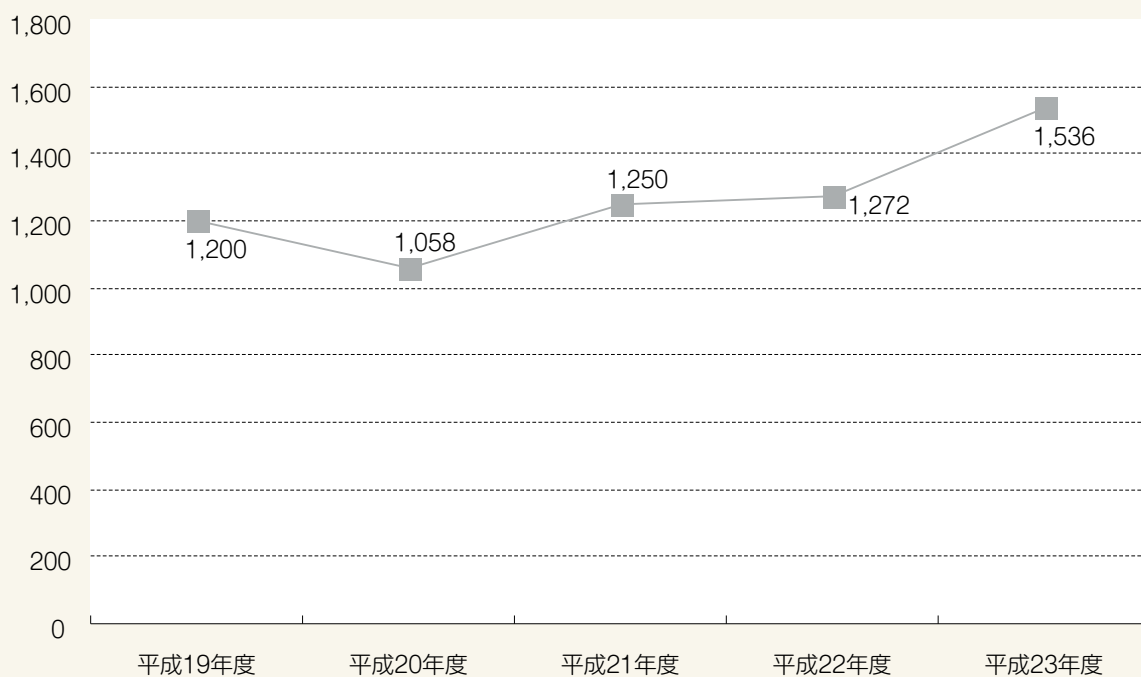
資料 7-3-2 苦情等取扱結果



苦情等取扱結果の主な内容

- 申出者又は関係者に改めて説明等をして納得を得たもの
- 担当課室、地方事務所で検討中のもの、関係機関と協議に付されているもの等
- 初期対応で申出者が納得し、以上の対応を要しないと判断されたもの等

資料 7-3-3 年度ごとの苦情等受付件数の推移



「皆様の声」に基づいた取組事例等のご紹介

【情報提供関連】

皆様からの声	法テラスの取組事例等
情報提供を受けたいと思い、地方事務所へ16時過ぎに電話をしたら、情報提供は16時までだと言われた。業務時間は17時までではないのですか。	情報提供担当職員の業務時間が16時までの場合、16時以降は地方事務所より法テラス・サポートダイヤルへ電話を転送し、地方事務所の情報提供を受けていただけるようにしました。また、情報提供の対応時間が16時までの地方事務所は、ホームページの地方事務所サイトにてその旨を明記するように改善しました。
法テラス・サポートダイヤルのオペレーターに、無料法律相談の「要件」について問合せたが、地方事務所へ問合せるようにとの一点張りであった。少なくとも制度に関しては把握しておくべきではないですか。	ご指摘を踏まえ、システム上のデータベースを追加し、オペレーターに周知徹底しました。
法テラス・サポートダイヤルで、十分な説明もないまま住所を聞かれたが、非常に失礼ではないですか。	法テラスでは、最寄の相談窓口を案内するため、お住まいの市区町村をうかがう場合があります。 今後は、相談窓口などの情報を案内するにあたり、趣旨を十分に説明し、納得していただいた上でお住まいの市区町村をうかがいするよう、オペレーターへ周知しました。
働いているため、午後9時までに電話ができないので、ホームページ上でも相談窓口の検索ができるようにしてほしい。	お悩みの相談内容等に応じて、関係機関・団体の相談窓口情報（問合せ先・方法、開催日等）を検索することができる相談窓口情報検索をホームページ上に公開しました。 ■ 相談窓口情報検索 http://www.houterasu.or.jp/app/org/

【民事法律扶助関連】

皆様からの声

民事法律扶助制度の資力基準や申し込みの流れが分かりにくい。インターネットを見て、誰でも相談できると思い、法テラスに電話したが、要件に該当しなかった。30分近く話した時間が無駄になった。ホームページで資産の要件の基準が記載されてあれば、時間が無駄にならなかった。

昨日、長い間悩んでいた自己破産に関する相談を、法テラスで受けて来ました。行政団体から『法テラス』の存在を教えて頂き、思い切って実行に移しました。ドアを開ける時は、かなりの勇気がいりましたが、各スタッフの親切な対応と担当弁護士の先生の親身な対応に大変感謝しております。今後の将来設計に一筋の光を感じました。本当に有難うございました。

一刻も早く民事法律扶助の法律相談を利用したいが、どこの法テラス事務所であればすぐに予約が取れるのか知りたい。

名前・住所・生年月日・収入及び相談内容など、弁護士ではないのに職員から、不必要と思われる詳細な個人情報まで聞かれた。

法テラスの取組事例等

ホームページの中に、「法テラス利用上の流れ」をSTEP 1 から6までに分け、具体的に説明するページを作成しました。更に、「要件確認体験ページ」も設け、どなたでも簡単に無料法律相談を受けるために必要な要件を満たすかどうかの確認を体験できるようにしました。

■法テラスご利用の流れ
http://www.houterasu.or.jp/content/leaf_sample.pdf (パンフレット)

私ども法テラスといたしましては、今後とも更なる努力・改善を行い、どなたでもお気軽にご利用いただけるよう、より一層サービスの向上に努めて参りたいと考えております。法的トラブルでお困りの際には、今後とも法テラスをご利用いただければ幸いです。

全国の法テラス事務所における法律相談予約状況を把握するようにし、またホームページ上に法律相談予約状況を掲載することとしました。

http://www.houterasu.or.jp/news/houterasu_info/fujo_yoyaku.html

法律相談援助の申し込みの際には、氏名、連絡先、住所、家族構成、収入等の個人情報をお伺っておりますが、これらの情報は、法律相談援助をご利用いただくことの可否を判断するために必要な情報です。今後は制度の概要等について丁寧にご説明するよう、全職員に対して周知を行いました。

【その他】

皆様からの声	法テラスの取組事例等
法テラスのパンフレットは、字が小さくて、読みづらいです。高齢者にとっては、小さな字は見えづらいので、字の大きなパンフレットを作って欲しい。	小さな字が見えづらい方のために、字の大きなパンフレットを作成しました。 ■高齢者向けパンフレット http://www.houterasu.or.jp/cont/100180264.pdf なお、法テラスでは、様々な方にご利用いただけるように、下記のパンフレットもご用意しておりますので、ぜひ、ご利用ください。 ■知的障がい者向けパンフレット http://www.houterasu.or.jp/cont/100179691.pdf
自分の困っている問題を法テラスに相談しても良いのでしょうか。	相談してよいかどうか悩んでいる方のために、ホームページ上に「法的トラブル診断シート」を作成しました。該当する項目をチェックして、診断いただくほか、問合せの多い事例ごとに確認いただくこともできます。 ■法的トラブル診断シート http://www.houterasu.or.jp/shindan/
車椅子で地方事務所に行けるかどうか教えて欲しい。	ホームページ上に「バリアフリー施設情報」を掲載しました。 詳細につきましては、各地の事務所の地図・アクセス情報欄をご参照下さい。
窓口での受付時、相談内容を周囲に聞こえるような大声で話され、精神的に傷つけられた。今後は相談者の心情に配慮した対応を望む。	職員に対して、定期的に接遇研修を行なうとともに、苦情等の事例を周知し、全職員で共有をしています。
ホームページの文字が小さくて読みにくい。	ご利用いただきやすいものとするため、ホームページの文字を拡大しました。 なお、法テラスのホームページからは、文字を拡大したり、色合いを変えたり、文章を読み上げるソフトウェアをダウンロードすることができます。 http://www.houterasu.or.jp/webud/

最後に、法テラスでは、これらの苦情等を「皆様の声」として受け止め、適切に対応していくという姿勢を「基本方針」として以下のとおり掲げている。

＜基本方針＞

法律的なことで悩んでいる方や、困っている方、様々な事情で法律専門家等の援助が受けられない方のために、解決に向けた道しるべとなり、法律専門家等との架け橋となること。これが法テラスの仕事です。

法テラスでは、この仕事を、より多くの方に向けて、より良い方法で行うために、常に仕事のやり方を工夫したいと考えています。

このために、法テラスは、ご意見、ご要望、苦情など、法テラスに寄せられる様々な声を、法テラスのみならず、職員全員に宛てられたメッセージとして受け止め、責任ある対応をいたします。

お寄せいただいたご意見、ご要望、苦情をきっかけとして、業務のあり方を工夫するよう心掛けます。

法テラスに声をお寄せいただいた方の個人情報、保有個人情報保護管理規程に基づいて保護します。

法テラスでは、以上を基本方針として、寄せられる様々な声を取扱ってまいります。

7-4 審査委員会

(1) 審査委員会とは

ア 審査委員会の設置趣旨について

法テラスは、独立行政法人の枠組みに基づいて設けられた法人であり、原則論からすれば、その内部組織については、法人としての自立性に基づき、基本的に法テラスにおいて決定すべき事項ということになる。しかしながら、法テラスにおいては、他の独立行政法人とは異なり、その業務の遂行の上で、契約した弁護士や司法書士という法律の専門家の職務の独立性を確保しなければならない、という特別な課題が課せられている。そこで、総合法律支援法（以下「支援法」という。）は、第29条において、法定の内部組織として、契約弁護士等の職務の特性に配慮して判断すべき事項について、弁護士等の職務の独立性を確保するとともに、その判断の客観性を確保するための第三者機関として、審査委員会を設置し、法テラスが契約弁護士等に対して契約上の措置をとる場合には、審査委員会の議決を経なければならないこととした（支援法第29条第8項第1号）。契約上の措置は、本来であれば、法テラスが契約当事者として判断すべき事項ではあるが、他方において、契約弁護士等の職務の独立性にも深く関わる問題であることから、この点に配慮し、他の独立行政法人等に例を見ない、審査委員会という独自の組織、制度を設けたものである。

イ 法令上の根拠

「支援センターに、その業務の運営に関し特に弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、審査委員会を置く。」（支援法第29条第1項）

ウ 構成（資料7-4-1参照）

最高裁推薦裁判官1名、検事総長推薦検察官1名、日弁連会長推薦弁護士2名、有識者5名の計9名（支援法第29条第2項）

エ 委員の任期

2年（支援法第29条第3項）

なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となる（支援法第29条第4項）。

資料 7-4-1 日本司法支援センター審査委員会委員名簿

（平成24年3月31日現在）

委員長	小 島 武 司	桐蔭横浜大学学長
委 員	浦 功	弁護士（大阪弁護士会）
委 員	大 仲 土 和	最高検察庁総務部長
委 員	合 田 悦 三	東京地方裁判所判事
委 員	齋 木 賢 二	司法書士（東京司法書士会）
委 員	中 川 英 彦	前京都大学法学研究科教授
委 員	長谷川 裕 子	中央労働委員会委員 全国労働委員会労働側委員連絡協議会事務局長
委 員	細 田 初 男	弁護士（埼玉弁護士会）
委 員	松 尾 龍 彦	司法評論家

（委員については、50音順・敬称略）

（注）浦功委員、大仲土和委員、松尾龍彦委員は平成24年4月9日をもって退任し、新たに4月10日付で佐藤太勝委員（弁護士：札幌弁護士会）、水野美鈴委員（最高検察庁検事）、飯山勝彦委員（前中京大学文学部教授）が加わった。

(2) 審査委員会の審議事項

ア 審査委員会は、契約弁護士等の法律事務の取扱いについて苦情があった場合の措置の他の当該契約に基づき契約弁護士等に対してとる措置に関する事項（あらかじめ、審査委員会が軽微なものとしてその議決を経ることを要しないものとして定めたものを除く。）、並びに法律事務取扱規程の作成及び変更に関する事項を審議し、議決するものとされている（支援法第29条第8項）。

契約弁護士等に対して契約に基づいてとる措置に関する事項について、審査委員会は、当該契約弁護士等に対し、契約に基づいた措置をとるべきか否か、措置をとるとしてどのような措置にするのかを審議し、議決することとなる（支援法第29条第8項第1号）。

契約弁護士等がその契約に違反した場合の措置については、法律事務取扱規程に定められることとなる（支援法第35条第2項）ため、法律事務取扱規程の作成及び変更についても、審査委員会の議決を経なければならないこととされている（支援法第29条第8項第2号）。

イ 審査委員会の運営

委員長は委員の互選によってこれを定め（支援法第29条第9項）、委員長が審査委員会を主宰する（支援法第29条第10項）。

ウ 審査委員会の開催頻度等

平成23年度は、おおむね毎月1回程度開催した。

エ 審査委員会議事録と契約弁護士等にとった措置は、法テラスホームページ上に掲載している。

資料 7-4-2 審査委員会議決の内訳

年	不措置	契約の効力の停止	契約解除措置							合計
			契約拒絶期間							
			1年未満	1年	1年を超え2年未満	2年	2年を超え3年未満	3年	計	
平成19年度	5	0	0	1	0	1	0	1	3	8
平成20年度	10	0	2	3	0	7	0	4	16	26
平成21年度	6	2	4	5	1	6	0	5	21	29
平成22年度	2	2	1	5	2	7	0	2	17	21
平成23年度	6	3	8	1	0	10	0	6	25	34

7-5 顧問会議

(1) 設立の趣旨

法テラス本部では、より一層利用者本位の姿勢で業務運営を行うため各界の有識者から、利用者である国民の立場に立った幅広い意見を聴取し、今後の業務運営に生かすことを目的として、平成20年4月10日、顧問会議を設置した。

平成23年度は下記のとおり2回開催され、情報提供業務の在り方、民事法律扶助業務の在り方などについて意見を聴取した。

(2) 顧問会議メンバー（平成24年3月31日現在、敬称略）

＜座長＞	竹下 守夫	国立大学法人一橋大学名誉教授
＜座長代理＞	金平 輝子	日本司法支援センター元理事長
	石井 卓爾	東京商工会議所副会頭
	高木 剛	財団法人国際労働財団理事長
	滝鼻 卓雄	株式会社読売巨人軍代表取締役最高顧問
	夏樹 静子	作家
	兵頭美代子	主婦連合会参与

（注）兵頭美代子顧問は平成24年9月30日をもって退任し、新たに10月1日付で片山善博顧問（慶応義塾大学教授）、津島雄二顧問（弁護士）、坂東真理子顧問（昭和女子大学学長）が加わった。

(3) 顧問会議の開催状況

第7回 平成23年10月24日（月）

- ＜報告案件＞ （1）平成22年度業務実績及び評価について
- （2）東日本大震災に対する取組みについて
- ＜協議案件＞ （1）民事法律扶助業務の拡充策について
- （2）その他

第8回 平成24年3月5日（月）

- ＜報告案件＞ （1）平成23年度業務実績（概況）について
- （2）平成24年度政府予算案について
- （3）東日本大震災に対する取組みについて
- （4）法教育シンポジウムについて
- ＜協議案件＞ （1）内部統制の充実・強化について
 - ガバナンス推進委員会（仮称）の設置について —
- （2）法テラスのサービス水準の現状と改善策について
 - 利用者から寄せられる苦情の取扱いについて —

7-6 地方協議会

(1) 設立の趣旨

法テラスでは、地域における業務の運営に当たり、協議会の開催等により、広く利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めるため、全国の地方事務所において管内関係機関・団体が参加する地方協議会を開催している。

平成23年度には、参加者に対してアンケート調査を実施したり、多重債務問題、労働問題、家庭問題などのテーマごとに開催するなど、全国93の地方協議会を通じて関係機関・団体との一層の連携を図っている。

(2) 平成23年度地方協議会開催一覧

地方事務所名	開催日時	主な議題等	参加者数
東京	平成 23 年 11 月 7 日	業務実績報告、制度説明、スタッフ弁護士の紹介、活動概要、グループ討議、施設見学	17 名
	平成 24 年 1 月 26 日	関係機関との連携におけるスタッフ弁護士の役割について	121 名
	平成 24 年 2 月 16 日	業務実績報告、制度説明、スタッフ弁護士の紹介、活動概要、グループ討議、施設見学	41 名
東京（多摩）	平成 24 年 2 月 6 日	活動報告、意見交換会「地域において法テラスの求められているものは何か」	60 名
神奈川（川崎）	平成 23 年 11 月 8 日	基調講演「児童虐待について」及び「自転車による交通事故について」、質疑応答	30 名
神奈川	平成 23 年 11 月 18 日	基調報告（各基調報告者）、質疑・意見交換	65 名
神奈川（小田原）	平成 23 年 11 月 22 日	基調報告「生活保護制度の概要について」及び「法テラスを介したDV事件の進め方」、質疑応答	28 名
埼玉	平成 23 年 10 月 27 日	平成 22 年度事業実績報告、基調報告「東日本大震災と法テラスの役割」、パネルディスカッション「県内における被災者支援の現状」	60 名
埼玉（川越）	平成 23 年 11 月 29 日	法テラスの各業務について、スタッフ弁護士の業務について、意見交換	33 名
千葉	平成 23 年 7 月 25 日	高齢者・障がい者向け出張法律相談（無料）の運用開始について	45 名
茨城	平成 23 年 10 月 26 日	法テラスの業務報告、意見交換（事前に行ったアンケートへの回答等）	93 名
栃木	平成 24 年 2 月 6 日	法テラスの組織と業務の概要、開業からこれまでの法テラスの業務実績、「法テラスと関係機関団体との連携協力関係のあり方について～離婚問題を中心に」	14 名
群馬	平成 23 年 11 月 8 日	業務説明、法テラスを紹介する際の注意事項、協議内容について、事務所内見学等	65 名
静岡（浜松）	平成 24 年 2 月 6 日	業務報告、新任常勤弁護士等紹介、民事法律扶助制度の説明及び利用方法。事前アンケート回答等に基づく質疑応答	68 名
静岡（沼津）	平成 24 年 2 月 16 日	法テラス業務件数等報告、寸劇「法テラスの利用法・ある家事事件を通して」、意見交換、質疑応答	49 名
静岡	平成 24 年 2 月 24 日	業務報告、基調講演「東海地震：想定される災害について」及び「東日本大震災への法テラスの取組みについて」、災害対策に関する報告、質疑応答	54 名
山梨	平成 23 年 10 月 20 日	業務報告、講演「外国人の法的地位その他諸問題」、関係機関・団体による取組みの紹介、意見交換・質疑応答	65 名
長野	平成 23 年 11 月 15 日	常勤弁護士の講話「社会的弱者の支援活動を体験し弁護士として感じること」、法テラスの支援制度について	28 名
新潟	平成 23 年 11 月 1 日	業務報告、民事法律扶助制度の概要並びにその中における生活保護受給者及び東日本大震災被災者に係る運用について、各相談窓口の近況、質疑・意見交換	22 名
大阪	平成 23 年 12 月 13 日	現状報告（情報提供、犯罪被害者支援、民事法律扶助、国選弁護等関連、日弁連委託援助業務について）、意見交換、質疑応答	53 名
京都	平成 23 年 12 月 12 日	活動概況、講演「地方における法律家の役割」、質疑応答・意見交換	24 名
兵庫	平成 24 年 2 月 16 日	活動実績報告、スタッフ弁護士活動報告、意見交換及び質疑応答（テーマ「司法過疎対策等について」）	79 名
奈良	平成 24 年 2 月 17 日	講演会及び説明会「社会的弱者の地域生活を支えるための「司法ソーシャルワーク」の可能性」	96 名
滋賀	平成 24 年 2 月 23 日	業務状況説明、関係機関からの席上報告①「取組みや最近に相談状況等について」、②「東日本大震災による避難者の受入・相談状況等について」、事前アンケートを基にした関係機関・団体との意見交換会	53 名
和歌山	平成 23 年 10 月 13 日	基調講演「多重債務者（貧困）救済へ向けての連携について」、法テラス利用の勧め、事前アンケートに基づく今後の連携のあり方等、意見交換	69 名
	平成 24 年 1 月 24 日	新任常勤弁護士の挨拶、法テラス利用の勧め、基調講演「法テラスと被災者支援について」、今後の連携のあり方、意見交換	21 名

地方事務所名	開催日時	主な議題等	参加者数
愛知	平成 23 年 11 月 22 日	高齢者・障がい者をめぐる法的トラブルへのアプローチ（三河地区）、平成 23 年度実績報告および事業内容の説明、スタッフ弁護士が取組んだ事例の説明	50 名
	平成 24 年 1 月 19 日	高齢者または障害者の援助を行う関係機関との意見交換	71 名
三重	平成 23 年 11 月 18 日	業務実績報告、業務説明及び情報提供業務を中心とした各機関との連携についての意見交換	11 名
岐阜	平成 23 年 11 月 18 日	情報提供、民事法律扶助、スタッフ弁護士の業務説明、他の社協との連携による解決事案をスタッフ弁護士から紹介、情報提供の実施例を即興寸劇で紹介、懇談会	21 名
福井	平成 23 年 12 月 13 日	法テラスの具体的な業務概要（情報提供業務・民事法律扶助業務）を説明後、質疑応答	14 名
石川	平成 23 年 7 月 15 日	民事法律扶助の報告、各機関、団体の相談窓口の取組状況報告、参加機関・団体の取組状況報告	4 名
	平成 23 年 9 月 13 日	民事法律扶助の報告、各機関、団体の相談窓口の取組状況報告、参加機関・団体の取組状況報告	10 名
	平成 23 年 11 月 15 日	情報提供、民事法律扶助、犯罪被害者支援の報告、各機関、団体の相談窓口の取組状況報告	16 名
富山	平成 24 年 3 月 5 日	業務状況説明（富山、魚津）、講演「高齢者消費者被害事例と対策について」	42 名
広島	平成 23 年 8 月 23 日	法テラスの業務説明、法テラスの日県下一斉無料法律相談会について、東日本大震災対応	17 名
	平成 23 年 9 月 6 日	法テラスの業務説明、法テラスの日県下一斉無料法律相談会について、東日本大震災対応【福山】	5 名
	平成 23 年 12 月 16 日	関係機関の活動紹介、協議（刑事事件の各段階における各機関の被害者支援について）	10 名
	平成 24 年 3 月 8 日	関係機関紹介、犯罪被害者支援問題に関する事例検討	10 名
山口	平成 23 年 10 月 14 日	業務説明、講演「常勤弁護士からの現場報告 - 今、法律の現場では何が起こっているか -」、参加関係機関からのお知らせ	62 名
岡山	平成 23 年 7 月 13 日	玉野市在住の民生委員・児童委員を対象とした法テラスの業務説明及び実績報告、講演「法テラスの役割と相談事例」	19 名
鳥取	平成 23 年 12 月 1 日	業務内容・実績報告、実際の相談の流れ（相談申込から援助決定・終結まで）、スタッフ弁護士事例報告、意見交換・質疑応答、個別相談会	19 名
島根	平成 23 年 6 月 6 日	平成 22 年度実績活動報告、講演「成年後見制度をはじめとする高齢者福祉に関する法律制度について」	69 名
	平成 23 年 10 月 24 日	業務活動報告（島根地方事務所、西郷法律事務所）、意見交換会	20 名
福岡	平成 23 年 11 月 21 日	業務実績報告、分科会報告・パネルディスカッション、質疑応答	84 名
福岡（北九州）	平成 23 年 12 月 5 日	法テラスの業務及び実績について（業務説明DVD鑑賞）、常勤弁護士の活動について、民事法律扶助業務の変更点、質問について、意見交換会	65 名
佐賀	平成 23 年 11 月 16 日	業務報告及び事前アンケートに基づく意見交換会	18 名
	平成 24 年 2 月 9 日	関係機関の業務報告並びに各種制度の広報活動の説明	18 名
長崎	平成 23 年 11 月 17 日	スタッフ弁護士の活動及び実際の連携事例、司法過疎地域のスタッフ弁護士の活動報告、長崎県弁護士会高齢者委員会と弁護士会の活用の仕方を寸劇で紹介、質問・要望事項についての回答及び意見交換	62 名
大分	平成 23 年 7 月 13 日	大分県内市町村相談窓口と法テラスの連携強化	14 名
	平成 23 年 11 月 7 日	大分県内市町村社会福祉協議会及び民生委員児童委員協議会と法テラスの連携強化	15 名
	平成 24 年 2 月 22 日	地域包括支援センターと法テラスの連携強化	48 名
熊本	平成 23 年 12 月 9 日	情報提供業務について、窓口対応専門職員による事例検討	63 名
鹿児島	平成 24 年 2 月 17 日	業務説明、講演「国民生活の「質」と司法制度の「質」、意見交換	82 名
宮崎	平成 23 年 12 月 14 日	業務説明及び意見交換（法テラスの業務全般について、生活再建と法テラス、質疑及び関係機関との連携・協力等について）	28 名
	平成 23 年 12 月 21 日	法テラスの業務全般について、生活再建と法テラス、質疑及び関係機関との連携・協力等について	11 名
	平成 24 年 1 月 25 日	法テラスの業務全般について、生活再建と法テラス、成年後見制度と法テラス、質疑及び関係機関との連携・協力等について	57 名
	平成 24 年 2 月 28 日	パネルディスカッション～関係機関との連携強化に向けて～（法テラスの使い方の説明、高齢者・障がい者の司法アクセス・意見交換）	34 名
宮城	平成 24 年 2 月 13 日	弁護士による講演「東日本大震災と復興」、業務内容と実績の報告、意見交換（各関係機関との連携強化の方策について）	64 名
福島	平成 23 年 9 月 22 日	大震災を踏まえた被災者支援（原発補償等）	34 名
山形	平成 23 年 11 月 16 日	業務報告、情報提供事例報告、法テラスが行う犯罪被害者支援業務、講演「DV被害者支援事例報告」	51 名

地方事務所名	開催日時	主な議題等	参加者数
山形	平成 23 年 11 月 18 日	第3回庄内地区地方協議会。業務報告、情報提供事例報告、法テラスが行う犯罪被害者支援業務、講演「DV被害者支援事例報告」	19名
	平成 23 年 12 月 2 日	第2回置賜地区地方協議会。業務報告、情報提供事例報告、法テラスが行う犯罪被害者支援業務、講演「DV被害者支援事例報告」、講演「法テラスと被災者支援」	16名
岩手	平成 23 年 11 月 9 日	業務報告、協議事項「震災後の段階に応じた情報提供、法律相談のあり方について」、「震災に関し法テラスに期待する活動について」	45名
秋田	平成 23 年 11 月 9 日	業務状況の説明、政府インターネットテレビ「法的トラブルの強い味方法テラス」上映、スタッフ弁護士による事例紹介、法テラスの利用方法の説明	54名
青森	平成 23 年 10 月 21 日	法テラスの業務説明、事業実績報告及び活動状況等説明	47名
札幌	平成 23 年 10 月 4 日	分科会（情報提供1グループ・民事法律扶助2グループ・犯罪被害者1グループ）による討議	79名
函館	平成 23 年 10 月 26 日	業務報告（函館地方事務所、江差法律事務所、函館法律事務所）、関係機関・団体との連携・協力関係について、関係機関・団体等参加者との意見交換	96名
旭川	平成 23 年 10 月 11 日	質疑・要望・意見交換等を中心とした形式	47名
釧路	平成 23 年 10 月 13 日	十勝管内、業務報告、関係機関・団体との連携および法教育に関する意見交換、DVD上映「法テラス 法的解決への総合案内所」	18名
	平成 23 年 10 月 26 日	北見・網走管内、業務報告、関係機関・団体との連携および法教育に関する意見交換、DVD上映「法テラス 法的解決への総合案内所」	23名
	平成 23 年 11 月 17 日	釧路・根室管内、業務報告、関係機関・団体との連携および法教育に関する意見交換、DVD上映「法テラス 法的解決への総合案内所」	41名
香川	平成 24 年 2 月 21 日	業務内容説明、高松市、小豆島、直島、県東部の社会福祉協議会担当者との懇談会	8名
徳島	平成 23 年 10 月 28 日	業務解説、業務報告、講演「法テラスにおけるコールセンターの役割～情報提供最前線の現場より～」、意見交換	73名
高知	平成 23 年 5 月 10 日	住居確保のための保証人問題家賃の滞納予防について	6名
	平成 23 年 5 月 27 日	地域生活定着支援事業概要紹介と地域生活定着支援センター設立準備状況報告について、地域生活定着支援センター開設後の関係機関との連携方法について	37名
	平成 23 年 6 月 10 日	住居確保のための保証人問題	5名
	平成 23 年 6 月 21 日	地方相談会の実施についての日程調整等打ち合わせ 犯罪被害者等早期援助団体設立に向けての進捗状況等	19名
	平成 23 年 7 月 13 日	NPO法人やどかりサポートについて報告、リカバリーサポート準備について	6名
	平成 23 年 8 月 24 日	リカバリーサポート事業準備協議会	8名
	平成 23 年 9 月 9 日	刑事弁護関係（裁判員裁判について）、講義形式等	55名
	平成 23 年 10 月 13 日	安芸地域、地方事務所と法律事務所の相違点及びそれぞれの役割、関係機関との連携のあり方、要望、法テラス契約弁護士及び契約司法書士の活用方法、狭い地域における利益相反関係の捉え方	17名
	平成 23 年 10 月 19 日	高知地域、地方事務所と法律事務所の相違点及びそれぞれの役割、関係機関との連携のあり方、要望、法テラス契約弁護士及び契約司法書士の活用方法、狭い地域における利益相反関係の捉え方	37名
	平成 23 年 10 月 25 日	四万十地域、地方事務所と法律事務所の相違点及びそれぞれの役割、関係機関との連携のあり方、要望、法テラス契約弁護士及び契約司法書士の活用方法、狭い地域における利益相反関係の捉え方	19名
	平成 23 年 10 月 27 日	須崎地域、地方事務所と法律事務所の相違点及びそれぞれの役割、関係機関との連携のあり方、要望、法テラス契約弁護士及び契約司法書士の活用方法、狭い地域における利益相反関係の捉え方	16名
	平成 23 年 11 月 9 日	リカバリーサポート事業準備協議会	6名
	平成 23 年 12 月 22 日	リカバリーサポート事業準備協議会	7名
	平成 24 年 1 月 23 日	社会的包摂事業設置準備の関係機関地方協議会 厚生労働省社会・援護局が実施する社会的包摂ワンストップ相談支援事業による地域センター設置を図るための関係機関連携協議	22名
	平成 24 年 2 月 15 日	厚生労働省社会・援護局が実施する社会的包摂ワンストップ相談支援事業による地域センター設置を図るための関係機関連携協議	22名
	平成 24 年 2 月 16 日	リカバリーサポート事業準備協議会	7名
	平成 24 年 3 月 15 日	リカバリーサポート事業準備協議会	12名
	平成 24 年 3 月 27 日	厚生労働省社会・援護局が実施する社会的包摂ワンストップ相談支援事業による地域センター設置を図るための関係機関連携協議、平成 24 年 3 月 11 日当該事業稼働開始後の報告及び今後の見通し	22名
愛媛	平成 23 年 10 月 11 日	講演「法テラスの現状と課題」	92名

法テラス白書 平成23年度版

平成24年12月22日 初版発行

編著者 日本司法支援センター
発行者 日本司法支援センター
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
電話 050-3383-5333
<http://www.houterasu.or.jp/>

印刷・製本 株式会社坂東印刷